

下水道分野における
ウォーターPPP ガイドライン
第 2.0 版(案)

令和 7 年●月

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ

(このページは白紙です)

<目 次>

はじめに

I 基礎編

II 実施編

III 資料編

■ 先行事例

■ パンフレット

■ 上下水道一体のウォーターPPP 契約書（例）及び要求水準書（例）

はじめに

本ガイドライン策定（改訂）にあたって

本ガイドラインは、これからウォーターPPPの導入を検討する地方公共団体の実務担当者にとって、分かりやすく、かつ、検討に必要な情報、ポイント、留意点が盛り込まれていることを最優先に考え、策定しています。

加えて、実現の難易度が高い一方で期待される効果・メリットがより大きい工夫を導入しようとする場合に、参考になる情報やヒントを、実施編において記載することとしています。

地方公共団体においては、本ガイドラインの内容を参考にしつつ、関係者間で議論し、地域の実情に即したウォーターPPPにカスタマイズすることを期待しています。

なお、今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が増えていく中で、追加で盛り込むべき内容があれば、柔軟に見直しを行います。

ウォーターPPPのコンセプト

ウォーターPPPは、職員不足、施設の老朽化、水道料金や下水道使用料収入の減少等、地方公共団体の抱える課題を解決し、上下水道分野の持続性を向上させるためのひとつの有効な手段です。

社会全体で人手不足が進む中、従来、細分化され短期で委託されていた業務を、まとめて長期で委託するウォーターPPPにより、官民双方の事務負担軽減、より効果的・効率的な事業運営、新たな付加価値の創出が実現することで、人々の生活に欠かせない上下水道サービスが将来にわたり、安定的に提供されることを目指します。

そのためには、地方公共団体だけでなく、担い手となる民間事業者等にとっても持続的に参画することができる環境の構築が必要であり、適切な利益やリスク分担のもと、官民が対等なパートナーとして良好な関係を築き、連携して事業を実施していくことが重要です。

下水道分野における
ウォーターPPP ガイドライン
第 2.0 版(案)

【基礎編】

令和 7 年●月

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ

(このページは白紙です)

<目 次>

第1章	ウォーターPPPの概要	1
1.1	ウォーターPPPとは.....	1
1.2	レベル3.5とは.....	2
1.3	レベル4とレベル3.5の比較.....	3
第2章	レベル3.5の4要件	4
2.1	要件①長期契約（原則10年）.....	4
2.2	要件②性能発注.....	5
2.3	要件③維持管理と更新の一体マネジメント.....	6
2.4	要件④プロフィットシェア.....	8
第3章	導入検討の進め方	10
3.1	対象施設・業務範囲の設定の考え方.....	10
3.2	導入検討の流れ.....	12
3.3	ウォーターPPPによる解決を期待する課題の確認.....	13
3.4	少なくとも一つの処理区を選択.....	14
3.5	対象施設・業務範囲の設定.....	15
3.5.1	少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定する場合.....	15
3.5.2	少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定しない場合.....	16
3.6	広域型・分野横断型のウォーターPPP（他地方公共団体連携／上下水道一体等 分野）.....	17
3.7	交付金等要件化の概要.....	18
3.8	交付金等要件化の対象.....	21
第4章	導入可能性調査（FS）、マーケットサウンディング（MS）等の活用	23
4.1	「管理者の任意」部分の情報収集.....	23
4.2	「客観的な情報」の収集.....	24
第5章	入札・公募等	25
第6章	事業実施中	26
第7章	事業終了時	27

第1章

ウォーターPPPの概要

1.1 ウォーターPPPとは

ウォーターPPPは、コンセッション方式（レベル4）と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称である。

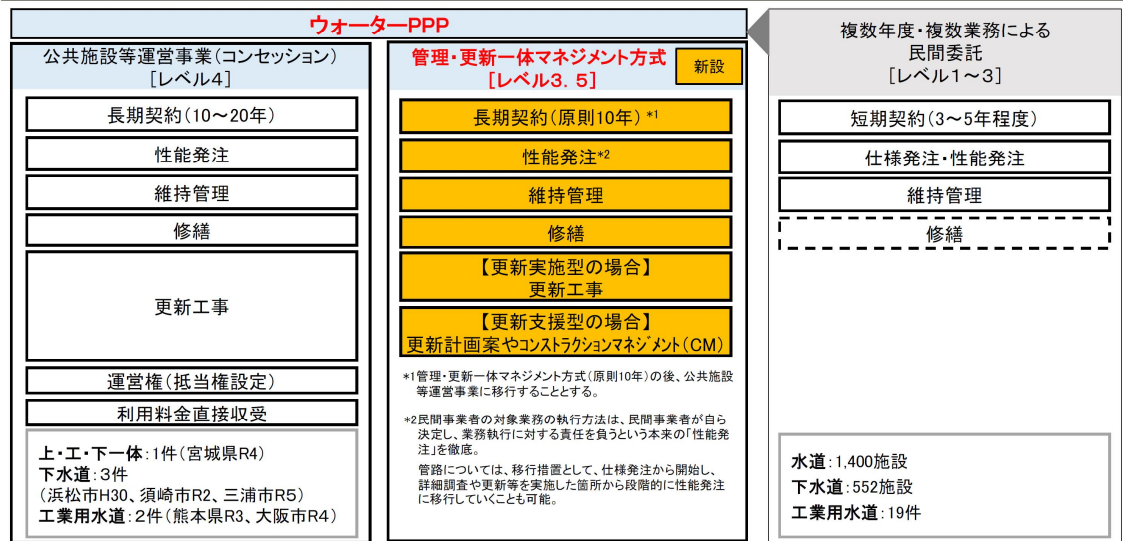
レベル4は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式である。

レベル3.5は、レベル4に準ずる効果が期待できる官民連携方式として、また、水道、下水道、工業用水道分野において、レベル4に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式である。複数年度・複数業務による民間委託（レベル1～3）とレベル4の間に位置することから、「レベル3.5」とも呼ばれる。

なお、図表1-1の脚注*1については、レベル3.5の後継としてレベル4を選択肢として検討いただきたいという趣旨である。

図表 1-1 ウォーターPPPの概要

○水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（R4～R13）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（**管理・更新一体マネジメント方式**）を公共施設等運営事業と併せて「**ウォーターPPP**」として導入拡大を図る。
 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]
①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア
 ○国による支援に際し、**管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。**
 ○地方公共団体等のニーズに応じて、**水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能**である。なお、**農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能**である。
 ○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。



出典) 内閣府「ウォーターPPPの概要」(R5.6)

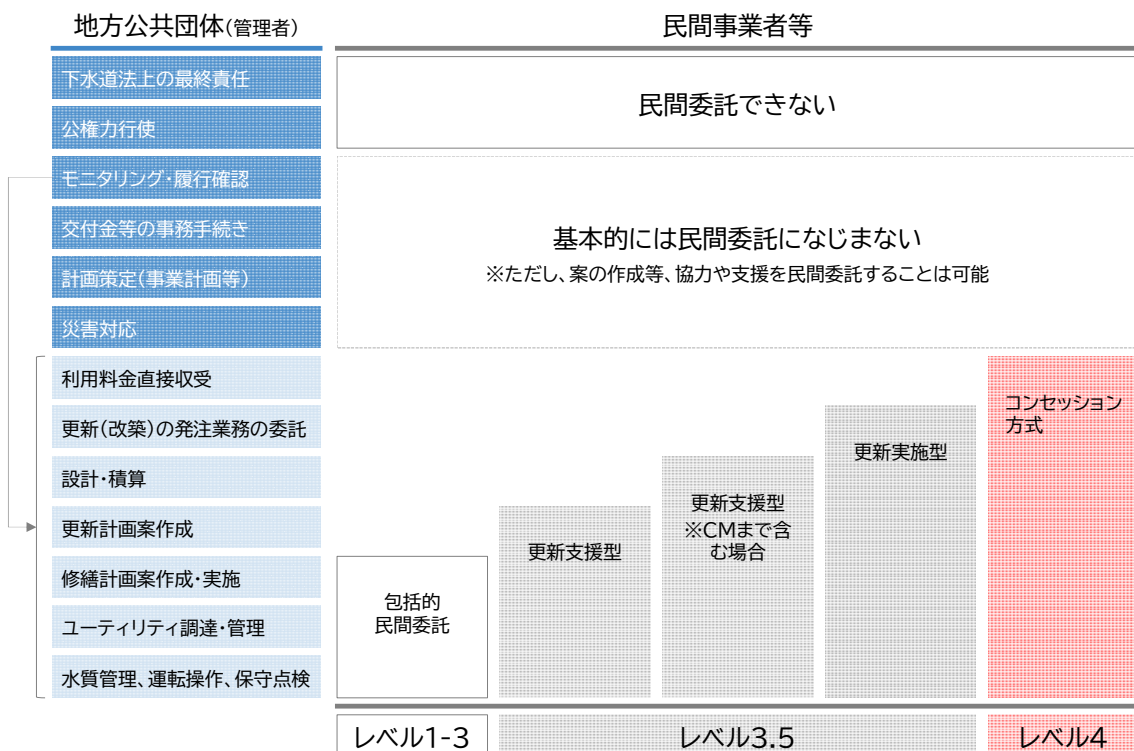
1.2 レベル 3.5 とは

レベル 3.5 は、①長期契約（原則 10 年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの 4 要件をすべて充足する民間委託である。

4 要件の趣旨は、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者等の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要な事業期間を①長期契約（原則 10 年）で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト縮減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指すというものである。

レベル 3.5 は、維持管理に更新（改築）の要素が加わり、一体となることで、レベル 4 に準ずる効果・メリットを期待できるとともに、公共施設等運営権の設定を必要としないこと等から、レベル 4 よりも取り組みやすいものになっていると考えられる。なお、レベル 3.5 とレベル 1～3 は、事業期間の長短、性能発注の程度が異なり、また、修繕や改築に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる。

図表 1-2 レベル 3.5 の業務範囲（イメージ）



1.3 レベル 4 とレベル 3.5 の比較

レベル 4 とレベル 3.5 は、長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重要となる点は共通・類似するが、事業期間の設定や民間事業者等の資金の自由度、公共施設等運営権設定や利用料金直接収受の有無、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI 法」という。）に基づく職員派遣の可否、WTO 政府調達協定適用の有無が異なる。

レベル 4 とレベル 3.5 を比較すると、長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重要となる点は共通・類似する。

一方、事業期間の設定や民間事業者の資金の自由度が異なるほか、公共施設等運営権設定や利用料金直接収受の有無が異なる。また、PFI 法に基づく職員派遣の可否、WTO 政府調達協定適用の有無が異なる。

なお、本ガイドラインはレベル 3.5 を解説し、レベル 4 の詳細は「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン（国土交通省、R4.3）」を参照されたい。

図表 1-3 レベル 4 とレベル 3.5 の比較

		レベル 4	レベル 3.5 (更新実施型を想定)
レベル 3.5 の 4 要件	長期契約	● 事業期間の設定は自由 (先行事例は 20 年以上が多い)	● 原則 10 年
	性能発注	-	-
	維持管理と更新の一体マネジメント	● 直接収受する利用料金等が原資 ● 収益的収支 (3 条予算) / 資本的収支 (4 条予算) の枠に縛られない事業実施も可能 (※1)	● 委託料等が原資 ● 収益的収支 (3 条予算) / 資本的収支 (4 条予算) の枠内で事業実施
	プロフィットシェア	● 創意工夫等による費用縮減は民間に帰属 (利用料金直接収受による独立採算)	● 事業期間中の民間提案で仕組みが発動した場合、費用縮減分の分配も可能
その他	公共施設等運営権設定	● 必要 (公共施設等運営権に抵当権設定可能)	-
	利用料金直接収受	● 所定の利用料金は自らの収入として直接収受する	-
	PFI 法に基づく職員派遣	● 可能 (第 79 条に基づく退職派遣)	- (公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく職員派遣は可能)
	WTO 政府調達協定 (※2)	● 適用あり (一部例外あり)	● 適用あり

※1 下水道分野の先行事例では、資本的収支 (4 条予算) は地方公共団体が運営権者に支払う仕組みのものが多い。

※2 都道府県、指定都市及び中核市が対象

2.1 要件①長期契約（原則 10 年）

契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則 10 年とする。

レベル 3.5 の事業期間は包括的民間委託（レベル 1～3）で一般的な 3～5 年間よりも長い 10 年間が原則である。これはレベル 3.5 がレベル 4 に準ずる効果が期待できる官民連携方式と位置づけられ、特に、更新（改築）投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間が設定されたものである。

一方、レベル 3.5 の事業期間は 10 年以上ではなく、10 年間が原則である。

なお、例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定されうる例外は次の通りである。

- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
- レベル 4 に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で、事業期間を短く／長く設定
- 5 年間程度の更新支援型と、10 年間程度の更新実施型を組み合わせ、合計 15 年間程度のレベル 3.5 更新実施型
- 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合（詳細は、本ガイドライン実施編第 2 章を参照されたい。）

2.2 要件②性能発注

性能発注を原則とする。

ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

レベル 3.5 では性能発注が原則となる。性能発注は、管理者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託のことであり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなるとされる。

性能発注では、性能規定の記載ぶりと、リスク分担の具体的な調整や実現方法等が論点となる。具体的には、十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要であり、また、明確なリスク分担（役割、責任、費用、損害分担等）が重要である。

なお、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能である。ただし、段階的な移行は、10 年の事業期間中の移行を想定している。

性能規定の例は、次の通りである。

- 処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること
- 管路施設：人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検（下水道法施行令第 5 条の 12）を実施すること

2.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画書の作成やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨は、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新（改築）に関する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を更新計画書の作成に反映し、これに基づく改築の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待できるといった、維持管理と改築を一体的に最適化することである。

この要件を充足するには、入札・公募書類等で、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた改築に関する業務範囲（更新計画書作成）を設定する必要がある。

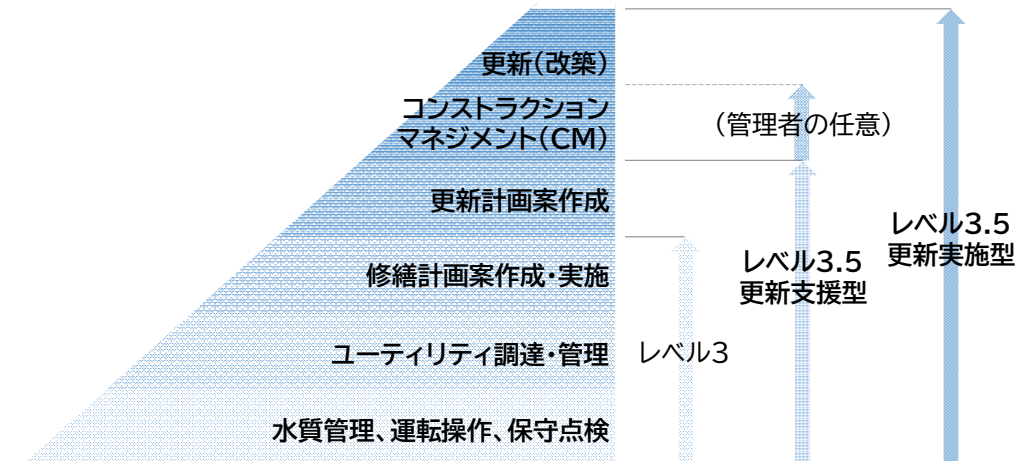
図表 2-1 入札・公募書類等の記載（イメージ）

更新支援型	更新実施型
<p>■ 対象施設 【イメージ】</p> <p>本業務の対象となる施設は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 処理場 (xx浄化センター) <input type="checkbox"/> ポンプ場 (xx中継センター) <input type="checkbox"/> 管路 (幹線管さよ、枝線管さよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) <p>■ 業務範囲</p> <p>本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 対象施設の維持管理(維持、修繕) <input type="checkbox"/> 対象施設の更新計画書作成 <p>[<input type="checkbox"/> 対象施設のコンストラクションマネジメント (CM)] ※含む場合</p> <p>■ 事業期間</p> <p>令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>	<p>■ 対象施設 【イメージ】</p> <p>本業務の対象となる施設は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 処理場 (xx浄化センター) <input type="checkbox"/> ポンプ場 (xx中継センター) <input type="checkbox"/> 管路 (幹線管さよ、枝線管さよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) <p>■ 業務範囲</p> <p>本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 対象施設の維持管理(維持、修繕) <input type="checkbox"/> 対象施設の更新計画書作成 <p><input type="checkbox"/> 対象施設の改築 (の発注)</p> <p>■ 事業期間</p> <p>令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>

維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨をふまえ、レベル 3 までの業務範囲を更新計画書作成まで含むものにレベルアップさせると「更新支援型」となる。コンストラクションマネジメント（ピュア型 CM 方式）まで含むか否かは管理者の任意である。さらに、改築の発注業務の委託まで含むものが「更新実施型」となる。

このように、具体的な改築を発注するのが受託者の場合は「更新実施型」、管理者の場合は「更新支援型」となる。

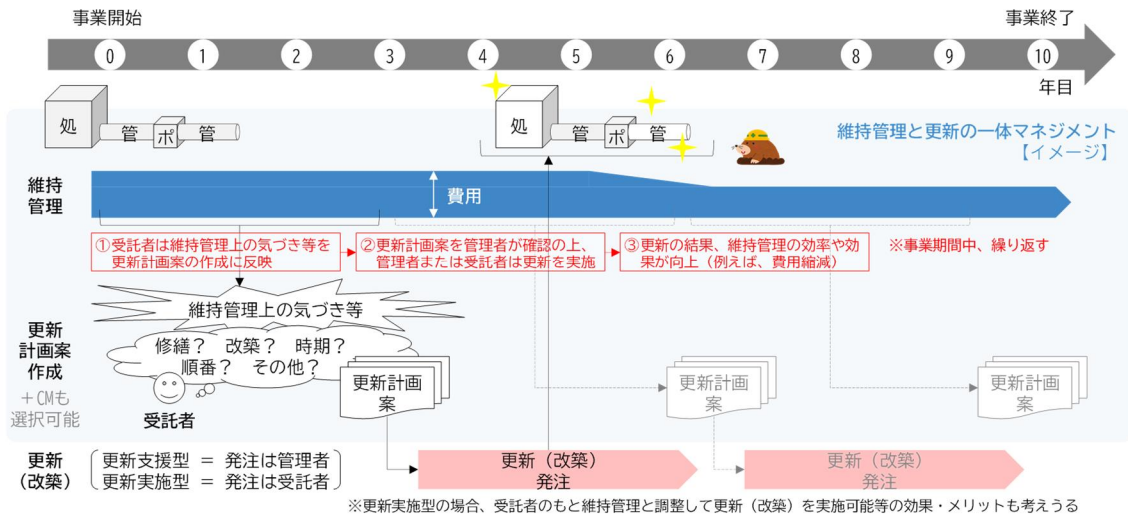
図表 2-2 更新実施型と更新支援型のイメージ



レベル 3.5 においては、実際に維持管理を実施する民間事業者等により一層効果的な更新計画案の作成を期待できる。なお、「更新支援型」は、更新工事（改築の発注業務の委託）以外の業務を一括で受託者に委ねることができる。また、「更新実施型」は、更新工事（改築の発注業務の委託）を含めて一括で受託者に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。

以上を参考に、課題解決や持続性向上の観点から、管理者の任意で「更新実施型」か「更新支援型」を選択ないし組み合わせていただきたい。

図表 2-3 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨



図表 2-3 の通り、①受託者は維持管理上の気づき等を更新計画案に反映し、②管理者が確認の上、管理者／受託者が改築を実施し、③この結果、維持管理の効率や効果が向上（例えば、費用縮減）することを事業期間中、繰り返すイメージであり、更新計画案は、受託者が作成し、管理者の確認を経て、管理者が策定するストックマネジメント計画になりうるものが想定されている。

2.4 要件④プロフィットシェア

事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。

レベル 3.5 のプロフィットシェアの趣旨は、事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進することであり、ここでの「プロフィット」とは「費用削減分」をいう。「シェア」は、費用削減分を官民で分配することであり、割合（比率）は管理者の任意である。

なお、更新実施型でも更新支援型でもプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要となるが、仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない。

プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されることである。なお、入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定しない。

プロフィットシェアの仕組みが発動して初めて費用削減分の分配の議論となる。よって、受託者が費用削減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生しない。この場合、レベル 3.5 の要件②性能発注の考え方の通り、費用削減分は受託者に帰属する。

具体的なイメージとして、茨城県守谷市の先行事例や、「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（公益社団法人日本下水道協会、R2.6）」のユーティリティ費（使用量）や修繕費が削減された場合でも削減分を精算しない事例が参考となる。

図表 2-4 茨城県守谷市の先行事例（参考）

概要とポイント・留意点	
(参考)茨城県守谷市の先行事例	
受託者の改善提案	<p>(乙の改善提案)</p> <p>第40条 乙は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。</p> <p>2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。</p>
要求水準の変更	<p>(要求水準書の変更等)</p> <p>第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。</p> <p>2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。</p> <p>3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。</p> <p>4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要性が生じたときは、第75条の定めに従うものとする。</p>
委託料の減額	<p>(要求水準書の変更に伴う措置)</p> <p>第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。</p>
半分は削減しない	<p>2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。</p> <p>3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。</p> <p>4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。</p>

出典) 守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書」(R4.12)

3.1 対象施設・業務範囲の設定の考え方

まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。

一般論として、事業規模が大きいほど期待しうる効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられる。このため、少なくとも一つの処理区のすべての施設^{*}について、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から、関係するすべての業務（以下「すべての施設等」という。）を念頭に、導入検討を開始する必要がある。なお、「ウォーターPPPの概要（内閣府）」では、国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間事業者等の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する、とされている。

入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。客観的な情報としては、例えば、導入可能性調査（FS）やマーケットサウンディング（MS）の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる。

なお、レベル 3.5 の導入検討で FS や MS 等を活用する目的・趣旨の類型として、例えば、処理区を選択、更新実施型／更新支援型を選択、コンストラクションマネジメント（CM）を含めるか否か等を適切に判断するための「管理者の任意」部分の情報収集（本ガイドライン 4.1 参照）のほか、対象施設・業務範囲の設定に際し、理由を管理者が客観的な情報に基づいて説明できる必要が発生する場合の「客観的な情報」の収集（本ガイドライン 4.2 参照）が考えられる。FS や MS 等は、形式的に実施するのではなく、目的・趣旨との関係で管理者にとって真に必要となる情報を収集されたい。

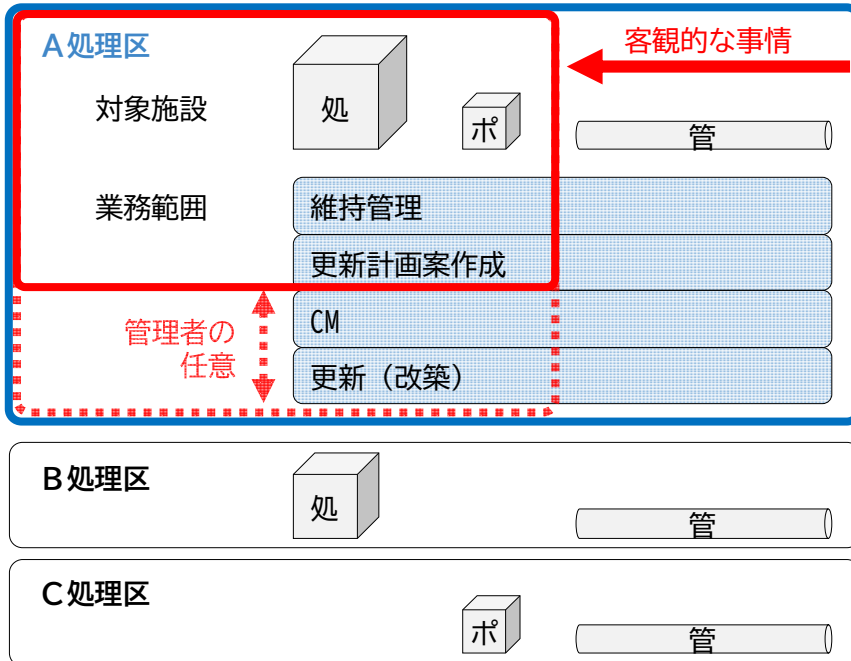
※分流式下水道の雨水処理施設（雨水ポンプ場、雨水管等）やマンホール（本体、鉄蓋）等も含む。

図表 3-1 対象施設・業務範囲設定の考え方（一例）

□：導入検討開始時点 □：入札・公募開始時点 【イメージ】

地方公共団体（管理者）

任意にA処理区を選択



3.2 導入検討の流れ

レベル 3.5 の導入検討には、一定程度の期間が必要となる。
 想定する事業開始や入札・公募開始の時期を考慮しながら、導入検討、入札・公募準備、入札・公募（受託者の選定）、契約締結・引継ぎ、事業開始の流れで進める。

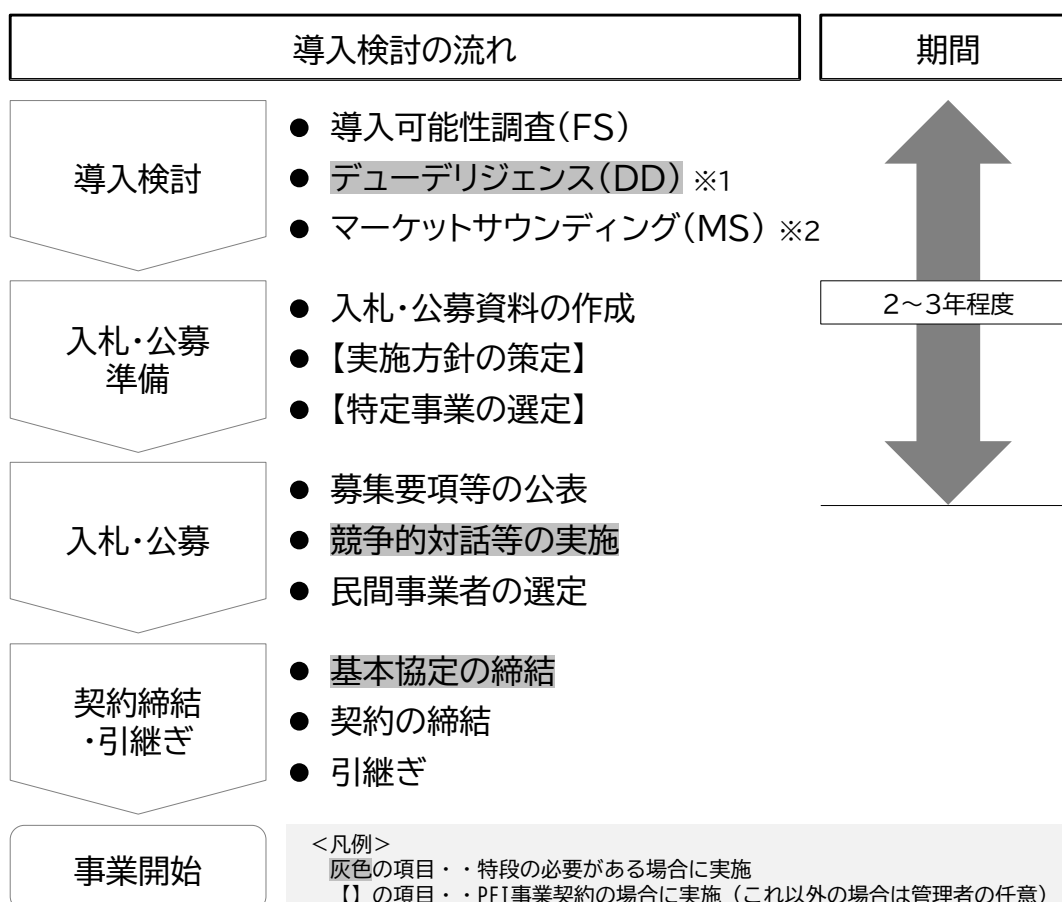
レベル 3.5 の受託者の選定までは、2～3 年程度の期間が必要になると考えられる。

図表 3-2 は例示であり、これ以外の導入検討の進め方も想定されるが、一般的には、想定する事業開始や入札・公募開始の時期を考慮しながら、導入検討、入札・公募準備、入札・公募（受託者の選定）、契約・引継ぎ、事業開始の流れで進めることが考えられる。

導入検討に際しては、例えば、他処理区、導入検討に含まれない他施設・他業務、既存の業務委託契約の期間、地方公共団体の組織体制・技術継承、モニタリング・履行確認、リスク分担、民間事業者等の参画意向等を総合的にふまえ、進める必要がある。

なお、レベル 3.5 の実施を経ずに、レベル 4 を実施することも可能である。

図表 3-2 導入検討の流れ（一例）



※1 デューデリジェンス 導入検討を進めるための補完的な情報整理
 ※2 マーケットサウンディング 民間事業者等への意向調査（情報開示・官民対話）

3.3 ウォーターPPPによる解決を期待する課題の確認

事業・経営の課題を確認し、ウォーターPPPにより解決を期待する事項を整理することが重要である。

地方公共団体が策定済みの経営戦略、ストックマネジメント計画等も参照し、ヒト、モノ、カネ等の観点から、事業・経営の課題を確認し、ウォーターPPPにより解決を期待する事項を整理する。この際、例えば、現場の実務で発生している課題を聞き取り、とりまとめることも考えられる。

洗い出した課題は一覧にまとめ、重要度や緊急度等も考慮し、対応時期やウォーターPPPによる解決を期待できるか等を整理することで、例えば、「管理者の任意」部分の判断資料となる。

なお、詳細については、「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省、R5.3）」を参照のほか、「下水道経営改善ガイドライン（公益社団法人日本下水道協会、H26.6）」、「経営戦略策定・改定マニュアル（総務省、R4.1）」等も参考になる。

図表 3-3 課題の確認・整理一覧表（一例）

中項目	課題	重要度	対応時期	対応策 (案)	PPP/PFI(官民連携)での対応	対応策の項目
人口・処理水量						
各施設の劣化及び投資状況	管路					
	施設					
事故発生状況・施設の課題						
職員・技術者数						
直営担当業務・委託状況						
財務収益性						
財務安全性						
その他(他事業連携、省エネ、デジタル、広域化等)						

出典) 国土交通省「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」(R5.3)

3.4 少なくとも一つの処理区を選択

導入検討の開始に際し、まずは少なくとも一つの処理区を選択する。

事業・経営の課題解決、持続性向上等の観点から導入検討を開始する。

その際、すべての処理区、複数の処理区、一つの処理区のいずれかを、管理者の任意で選択する。

図表 3-4 導入検討を開始する処理区を選択



3.5 対象施設・業務範囲の設定

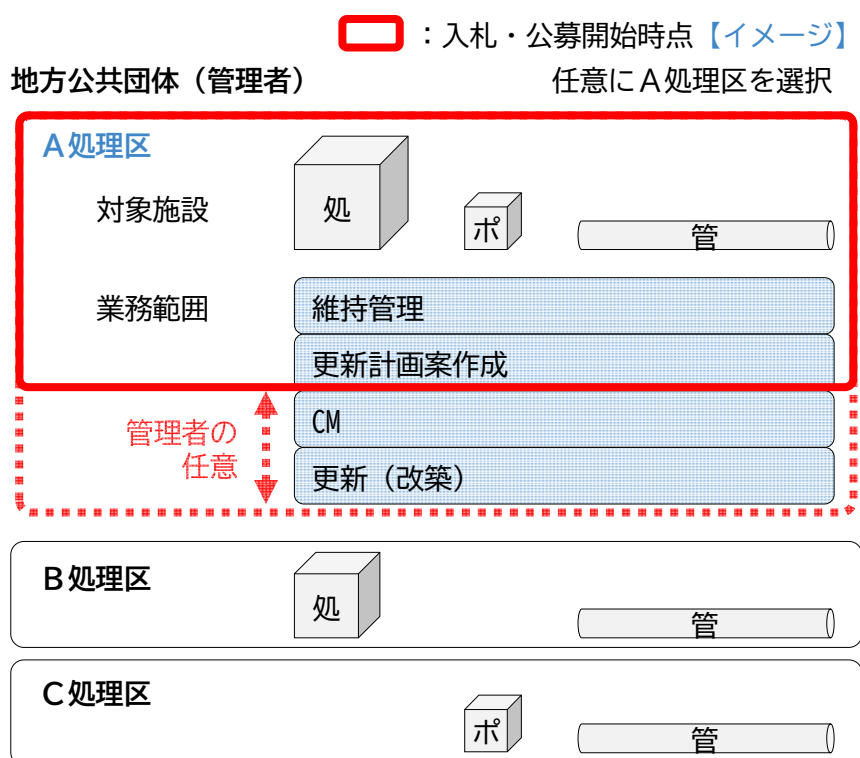
3.5.1 少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定する場合

「少なくとも一つの処理区のすべての施設等を対象範囲に設定する事業期間 10 年の民間委託」として入札・公募を開始する場合、「客観的な事情」は不要である。

まずは「選択した処理区のすべての施設等を対象範囲に設定する事業期間 10 年の民間委託」（以下「案 1」という。）を念頭に置いて、導入検討を進めるところ、仮に、このまま入札・公募を開始する場合、「客観的な事情」（＝管理者が客観的な情報に基づいて説明できること）は不要となる。

処理区を選択、更新実施型／更新支援型の選択等、「管理者の任意」部分については、管理者の適切な判断に委ねられる。

図表 3-5 すべての施設等を対象範囲に設定する場合



3.5.2 少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定しない場合

入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が「少なくとも一つの処理区のすべての施設等」ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。

案1と異なり、入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が「少なくとも一つの処理区のすべての施設等」ではないもの（以下「案2」という。）を想定する場合、例えば、FSやMS等を活用し、案1と案2を比較等することで、どの選択肢がよいか確認する。

案2で入札・公募を開始する場合には、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある（＝「客観的な事情」が必要）。

客観的な情報として、例えば、FS、MS等の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる。案1と案2の差分に応じて準備されたい。

図表 3-6 すべての施設等を対象範囲に設定しない場合



3.6 広域型・分野横断型のウォーターPPP（他地方公共団体連携／上下水道一体等他分野）

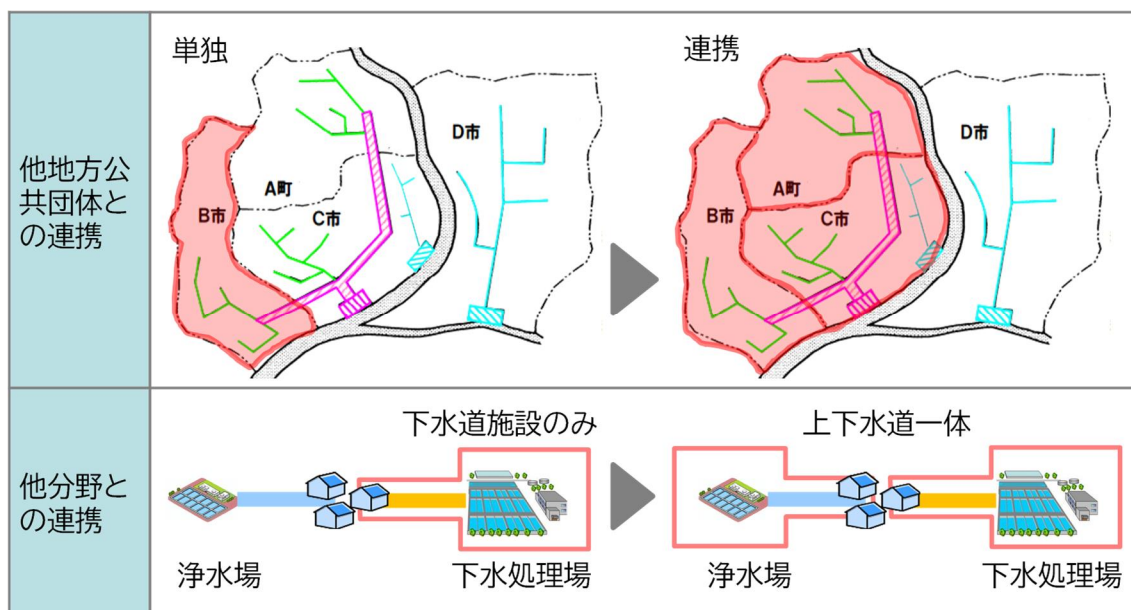
レベル 3.5 は、水道、工業用水道、下水道分野のそれぞれで導入することも、連携して導入することも可能である。

他地方公共団体との連携や、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

レベル 3.5 は水道、工業用水道、下水道分野のそれぞれで導入することも、連携して導入することも可能である。他地方公共団体との連携や、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

令和 5 年度補正予算から、ウォーターPPP の導入検討費用の支援制度を創設し、他地方公共団体との連携や、水道等の他分野連携等に対して上限額を拡充する等のインセンティブを設定している。また、上下水道一体のウォーターPPP 内の改築等整備費用に対し、令和 6 年度より交付金の重点配分を行っている。

図表 3-7 他地方公共団体や他分野との連携（イメージ）



3.7 交付金等要件化の概要

污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）」では、污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化することとされている。

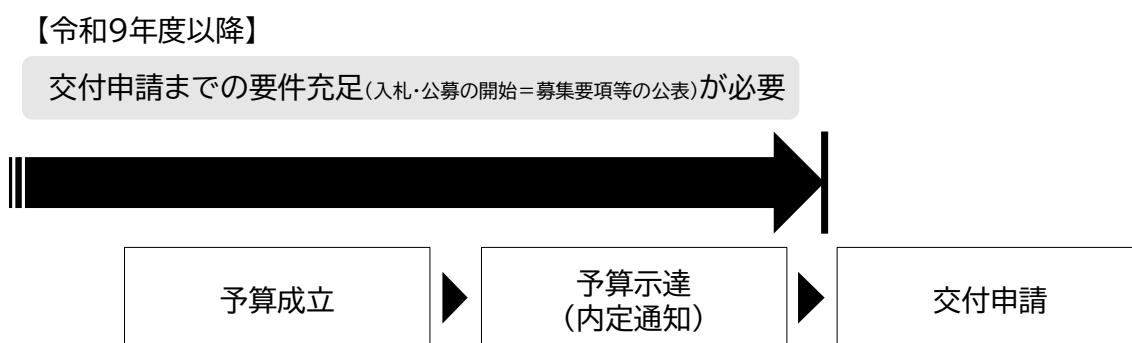
本ガイドラインでは、「ウォーターPPP導入を決定済み」を交付金等の要件（充足）と表現し、レベル3.5の4要件とは区別して解説する。

交付金等の要件充足には、本ガイドライン3.1対象施設・業務範囲の設定の考え方（詳細は本ガイドライン3.4、3.5参照）が前提となる。よって、入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要があることに留意されたい。

令和9年度以降に污水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが必要となる。「ウォーターPPP導入を決定済み」は、レベル3.5の場合、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始（募集要項等の公表）を意味する。この趣旨を踏まえると、例えば、入札・公募以外の民間事業者の選定等の場合は、契約締結がこれに該当する。また、レベル4の場合は、議会議決が必要なこと等から、実施方針を公表した時点で交付金等の要件充足となる。

「令和9年度以降に要件化」については、令和9年度以降、交付金等の要件を充足した後に、污水管の改築に関する要素事業について交付申請することが可能となる。要件化後の交付申請手続きのイメージを以下に示す。

図表 3-8 令和9年度以降の要件化後の交付金等交付申請手続き（イメージ）



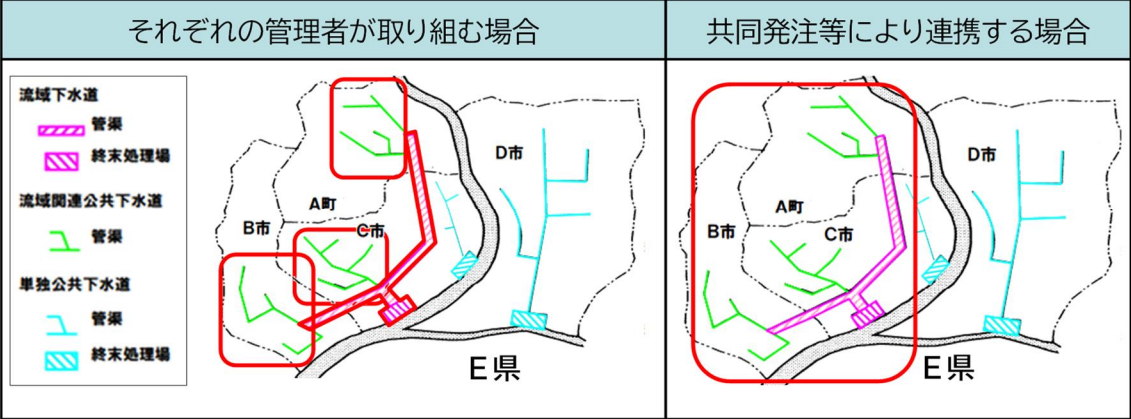
また、ウォーターPPPの交付金等要件化とは別に、令和9年度以降の改築に際して交付対象となる管路施設については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムにより管理されていることとする交付要件があることに留意されたい。

流域下水道、流域関連公共下水道も、それぞれ、交付金等の要件充足が必要である。

流域下水道、流域関連公共下水道も、それぞれで交付金等の要件充足が必要となる。一方で、複数の管理者が連携して取り組む場合（例えば、共同発注等）、そのすべての管理者が同時に交付金等の要件充足をすることも可能である。

例えば、流域下水道の処理場等と、流域関連公共下水道の管路等で、一つのレベル 3.5 の対象施設（・業務範囲）を設定し、共同発注で「導入を決定済み」とすれば、共同したすべての管理者について交付金等の要件充足となる。

図表 3-9 流域下水道、流域関連公共下水道の導入検討（イメージ）



3.8 交付金等要件化の対象

令和9年度以降、交付金等要件化の対象は、「污水管の改築に係る国費支援」である。交付金等要件化の対象となる交付金等（国費支援）は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金、個別補助金（下水道事業費、下水道防災事業費）を想定している。

令和9年度以降の交付金等要件化の対象は「污水管の改築に係る国費支援」である。交付金等要件化の対象となる交付金等（国費支援）は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金、個別補助金（下水道事業費、下水道防災事業費）を想定している。

「污水管」は、「下水道施設の改築について」（R4.4.1 国水下水事第67号下水道事業課長通知）の別表1. 土木建築・付帯設備で大分類が「管路施設」の範囲とし、別表2. 機械設備、3. 電気設備の改築は交付金等要件化の対象外とする。

- 「処理場」の改築は交付金等要件化の対象か？ × （対象外）
- 「ポンプ場」の改築は交付金等要件化の対象か？ × （対象外）
- 「マンホールポンプ」の改築は交付金等要件化の対象か？ × （対象外）
- 「送泥管」の改築は交付金等要件化の対象か？ × （対象外）
- 「合流管」の改築は交付金等要件化の対象か？ ○ （対象）

「污水管の『改築』に係る国費支援」であることから、例えば、污水管の新設（未普及対策）等は交付金等要件化の対象外である。

下水道ストックマネジメント支援制度と下水道総合地震対策事業における管路の「改築」も交付金等要件化の対象（ただし、緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化は例外）であり、その計画策定や調査・診断の費用についても交付金等要件化の対象となる。

なお、レベル3.5の対象施設・業務範囲として、交付金等を受ける污水管の改築が設定される必要はない。

図表 3-10 交付金等要件化の対象と標準耐用年数

大分類	中分類	小分類	年数
管路施設	管 き よ (マンホール間)	鉄筋コンクリート	50
		遠心力鉄筋コンクリート	
		陶	
		硬質塩化ビニル	
		FRPM	
		鋳 鉄	
		ダグタイル鋳鉄	
		鋼	
		コンクリート	
		レジンコンクリート	
	柵	コンクリート	50
		硬質塩化ビニル	
	取 付 管	硬質塩化ビニル	50
		陶	
		遠心力鉄筋コンクリート	
	マ ン ホ ール	本体(コンクリート製)	50
		本体(硬質塩化ビニル製)	
		本体(レジンコンクリート製)	
		鉄蓋(車道部)	15
		鉄蓋(その他)	30
共 通	内部防食	10	

出典)「下水道施設の改築について」(R4.4.1 国水下水第 67 号下水道事業課長通知)

別表 1. 土木建築・付帯設備 大分類「管路施設」抜粋

4.1 「管理者の任意」部分の情報収集

「管理者の任意」部分は、管理者が自由に判断可能である。

本ガイドライン 3.1 の「管理者の任意」部分（例えば、処理区を選択、更新実施型／更新支援型の選択等）は、管理者の適切な判断に委ねられ、管理者が自由に判断可能である。

業務範囲の設定について、一般論として、事業規模が大きいかほど期待しうる効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられる。このため、民間事業者等の参画意向等も踏まえつつ、大きな業務範囲の設定を想定することが望ましい。一方、地方公共団体に残すべきものの観点から考えることも重要である。

また、既存の業務委託契約と期間が重なる等の事情により、現状、業務範囲の設定に含められないが、今後、含めることが不可能ないし望ましいものについては、段階的な拡大も想定し、整理・調整を進める必要があると考えられる。詳細については、「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省、R5.3）」を参照されたい。

図表 4-1 業務範囲の設定に際しての考え方

項目	検討方針
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 民間が得意とする専門的な知識や経験、技術力が必要な業務等について委託を検討する。 自治体の状況等により対象業務範囲を段階的に拡大させていくことも考えられる。
既存計画・事業との整合	<ul style="list-style-type: none"> 既存計画との整合性に留意して業務範囲を検討する。 制度上民間へ委託できない業務は委託範囲から除外する(公権力の行使を伴う業務など) 現時点で民間へ委託している業務については、引き続き委託することを想定したうえで検討する。
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> 長期的な目線で委託可否を検討し、すぐに委託が難しいと考えられる業務については、段階的に委託することを想定する。
事業の競争性確保	<ul style="list-style-type: none"> 競争環境を創出するという観点から、民間事業者の参入意欲を高めるため委託範囲(事業規模)は広く想定する。 業務を受託できる民間事業者が1社等に限定され競争性が阻害されるようなは対象外とすることを検討する。
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 対象業務に対する、地方公共団体におけるモニタリングの実施体制を検討する必要がある。

出典) 国土交通省「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」(R5.3)

4.2 「客観的な情報」の収集

対象施設や業務範囲の設定等に際し、「管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要」が発生する場合がある。

管理者が、対外的に説明できることが必要である（形式等は問わない）。

本ガイドライン 3.1 の「客観的な事情」（＝管理者が客観的な情報に基づいて説明できること）が必要となる場合には、対外的に説明できる準備をしておく必要がある（形式等は問わない）。

なお、「管理者の任意」部分については、「客観的な事情」は不要である。

客観的な情報の一例は次の通りである。

- FS や MS の結果や経過
- 外部有識者に対し、結論ありきではなく、必要な情報を十分に説明した上で出された意見
- VFM（Value for Money）の結果

FS や MS 等を活用して客観的な情報を収集する場合、3.5.2 の通り、案 1 と案 2 を選択肢に挙げた上で、民間事業者等の参画意向等も踏まえて比較等し、案 1 と案 2 の差分について情報収集・整理する必要がある。

外部有識者に意見を求める場合も、断片的な情報ではなく検討に必要な情報を提示した上で意見を求め、案 1 と案 2 の差分について情報収集・整理する必要がある。

更新実施型・更新支援型ともに、受託者の選定に際し、総合評価方式（一般競争入札）、公募型プロポーザル方式（随意契約）等を選択できる。

更新実施型・更新支援型ともに、受託者の選定に際し、特段の条件等は想定しておらず、総合評価方式（一般競争入札）、公募型プロポーザル方式（随意契約）等を選択できるが、基本的に価格だけでなく提案内容も競争の上で受託者が選定される想定である。

なお、更新実施型の場合、PFI 事業契約が原則とされ、PFI 事業契約の場合、PFI 法上の手続（図表 3-2 参照）が必要となる。

レベル 3.5 は、長期契約、性能発注により、維持管理と更新を一体的にマネジメントする方式であることから、民間事業者等の技術力等を適切に評価して選定する必要がある。このため、入札・公募書類の記載について、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの結果や経過を反映することが重要である。

一般的な処理場等包括的民間委託の公募型プロポーザル方式の流れについては、「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（公益社団法人日本下水道協会、R2.6）」を参照されたい。なお、総合評価一般競争入札も公募型プロポーザル方式とほぼ同様の流れである。

事業実施中の受託者によるセルフモニタリング、管理者によるモニタリングが重要である。また、必要に応じて第三者によるモニタリング等も組み合わせることも考えられる。これらにより、管理者にとって必要十分なモニタリング・履行確認を実施されたい。

モニタリング・履行確認とは、受託者が契約等に規定された業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否か等を確認するものである。事業実施中の受託者によるセルフモニタリング、管理者によるモニタリングが重要である。また、必要に応じて第三者によるモニタリング等を組み合わせることも考えられる。これらにより、管理者にとって必要十分なモニタリング・履行確認を実施されたい。

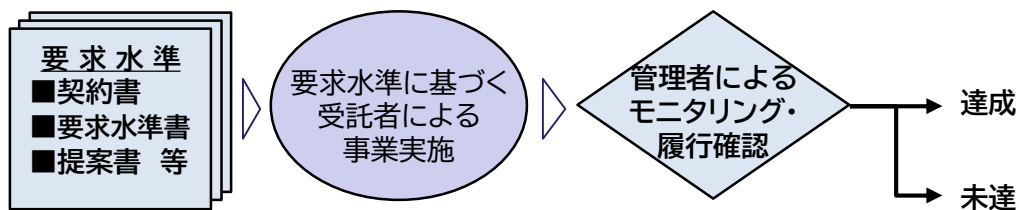
モニタリング・履行確認で契約書や要求水準書に規定する内容等が充足されていないことが判明した場合、管理者は受託者に対して是正措置等を要求することができる。

レベル 3.5 は、長期契約（原則 10 年）、維持管理と更新（改築）の一体マネジメントが要件であり、これまでの包括的民間委託等よりも事業規模が大きくなりやすいこと等から、モニタリング・履行確認の必要性や重要性は高いことが考えられる。

また、性能発注（要求水準）の履行確認、リスク分担の具体的な調整・実現、プロフィットシェアの費用縮減分の確定や分配の調整・実現など、モニタリング・履行確認の役割・機能が要求される場面も多いと想定される。

モニタリング・履行確認の詳細は、今後さらに検討の上、具体化を進めていく。

図表 6-1 モニタリング・履行確認の重要性



事業終了時には、事後検証や次期に向けた引継ぎ等が必要となる。

次期入札・公募の競争性確保等のため、受託者が事業終了時に必要な情報を管理者に受け渡すこと、管理者が受け取った情報を次期入札・公募に際し、開示すること等について、あらかじめ合意しておくことが望ましい。

事業終了時には、事後検証や次期に向けた引継ぎ等が必要となり、次期入札・公募の競争性確保等のため、受託者が事業終了時に必要な情報を管理者に受け渡すこと、管理者が受け取った情報を次期入札・公募に際し、開示すること等について、あらかじめ合意しておくことが望ましい。

事後検証で、財政負担の軽減、サービスの向上等の効果や課題を明らかにした上で、次期について考えることとなるが、レベル 3.5 の後継としてレベル 4 を選択肢の一つに含めて検討することが望ましい。

また、受託者は、管理者との間であらかじめ定めた要求水準等を充足する状態にして、施設等を管理者ないし次期受託者へ引き継ぐ必要がある。この際、受託者は、引継事項の整理を行った上で、管理者ないし次期受託者に対する引継ぎや技術指導を実施する。

引継ぎに必要な事項の一例は次の通りである。

- 運転操作マニュアル
- 施設運転時における機能の発揮状態
- 物品の在庫等

引継事項は、管理者が具体化し、要求水準等に記載することで、管理者ないし次期受託者へ円滑に引き継ぐことが可能となると考えられる。

(このページは白紙です)

下水道分野における
ウォーターPPP ガイドライン
第 2.0 版(案)

【実施編】

令和 7 年●月

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ

(このページは白紙です)

<目 次>

第1章	レベル3.5の4要件	1
1.1	要件①長期契約（原則10年）	1
1.1.1	債務負担行為を設定する上での考え方	1
1.2	要件②性能発注	3
1.2.1	要求水準の考え方（処理場、ポンプ場、管路）	3
1.2.2	指標を活用する場合	8
1.3	要件③維持管理と更新の一体マネジメント	14
1.3.1	「更新計画案作成」	14
1.3.2	事業マネジメントとの関係	17
1.4	要件④プロフィットシェア	19
1.4.1	概要（趣旨等）	19
1.4.2	事業開始後もLCC縮減の提案を促進するための考え方	23
第2章	導入検討の進め方（他の地方公共団体や他の分野等との連携）	25
2.1	連携の効果・メリット	25
2.2	連携の留意点・ポイント	28
第3章	導入可能性調査（FS）、マーケットサウンディング（MS）等の活用	32
3.1	導入可能性調査（FS）	32
3.2	マーケットサウンディング（MS）	34
第4章	入札・公募等	36
4.1	留意点・ポイント	36
4.1.1	手続上の工夫	36
4.1.2	統括的に管理する人材の要件	38
4.1.3	下水道法第22条の有資格者配置とPPP/PFI（官民連携）	40
4.1.4	「更新実施型」の入札・公募等	43
4.1.5	「更新支援型」の入札・公募等	45
4.1.6	ベンダーロックイン	47
4.1.7	建設業法等との関係	51
4.2	レベル3.5の受託者	52
4.2.1	概要（類型等）	52
4.2.2	官民出資会社の活用（SPC等の新会社の設立）	53
4.2.3	下水道公社の活用可能性	57
4.2.4	更新支援型の受託者と改築の受託者の関係	59
4.2.5	レベル3.5の受託者とFS等の受託者との関係	61

4.3	募集要項等の公表	63
4.3.1	デジタル・脱炭素等の提案の促進.....	63
4.4	競争的対話等.....	67
4.5	審査・選定	69
4.5.1	概要（類型等）	69
第5章	事業実施中	71
5.1	モニタリング・履行確認	71
5.1.1	必要十分なモニタリング・履行確認の考え方	71
5.1.2	下水道事業におけるモニタリング機関のあり方検討会（日本下水道協会） ..	79
5.2	情報公開.....	80
5.3	契約解除.....	81
5.4	次期入札・公募等の準備	82
第6章	事業終了時	83
6.1	事業終了時における検証	83
6.2	事業終了時における引継ぎ.....	85
第7章	導入検討上の留意点・ポイント	86
7.1	中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画の考え方	86
7.2	中長期の事業期間を見据えた技術継承の考え方	96
7.3	リスク分担	101
7.3.1	基本的な考え方.....	101
7.3.2	後発的な（想定外の）リスクへの対応策.....	104
7.3.3	物価変動.....	105
7.3.4	災害対応.....	109
7.3.5	更新（改築）と交付金等	110
7.4	民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり	113
7.4.1	予定価格の設定.....	113
7.4.2	導入効果の適切な評価.....	117
第8章	都道府県に期待する役割	119
8.1	都道府県に期待する役割	119

1.1 要件①長期契約（原則 10 年）

1.1.1 債務負担行為を設定する上での考え方

管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）は、10 年の長期契約が原則である。債務負担行為の設定は、地方自治法で事項、期間、限度額を表示することとされているが、期間の限度は定められていないため、長期の設定が可能である。

レベル 3.5 は、原則 10 年の長期契約となる。長期の債務負担行為を設定するにあたって、地方自治法では、行為の事項、期間、限度額を表示することとされているが、期間の限度は定められていない。また、限度額については、各年度の額を記載するが、債務の性格上これができないものは、総額の記載、文言での表示により設定することが可能である。（地方自治法施行規則予算の調製の様式（第 14 条関係）、地方公営企業法施行規則別記第一号（第 45 条関係）参照）。

実際に、新潟県妙高市で実施されている 10 年の長期契約（包括的民間委託）の先行事例では、限度額について総額の記載、文言での表示により、長期の債務負担行為が設定されており、具体的には、「本委託に係る契約額 85 億 8,880 万円のうち公共下水道事業会計が負担する額」と規定されている（図表 1-1）。なお、10 年間という長期の債務負担行為の設定については、同市の指定管理者制度運用指針で定める最長 10 年間の指定期間を準用したもののことである。

参考に、事業期間が 10 年以上の包括的民間委託の先行事例は、図表 1-2 の通りである。

図表 1-1 (参考) 新潟県妙高市の包括的民間委託 (R4.4 から事業開始)

項目	ガス事業	水道事業	下水道事業
委託期間	譲渡 (無期)	10年間の包括委託 水道法上の第三者委託	10年間の包括委託
業務範囲	事業のすべて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理 ・ 保守点検 ・ 設備修繕 ・ 薬品・電力等調達 ・ 料金徴収 ・ 漏水修繕対応 (漏水工事は市が発注) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理 ・ 保守点検 ・ 設備修繕 ・ 薬品・電力等調達 ・ 使用料徴収 ・ 管渠管理
資産	全て民間に譲渡	市が保有 更新工事も当面は市が実施	同左
料金改定	民間の裁量 ただし3年間は値 上げしない条件	市が決定	同左

出典) 妙高市上下水道局「妙高市ガス事業譲渡および上下水道事業包括的民間委託について」(R4.2)

図表 1-2 (参考) 事業期間が10年以上の包括的民間委託

	福岡県大牟田市	大阪府大阪市	茨城県守谷市	新潟県妙高市
事業名	大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託	大阪市下水道施設包括的管理業務委託	守谷市上下水道施設管理等包括業務委託	妙高市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託
事業期間	10年間 (R5.4～R15.3)	20年間 (R4.4～R24.3)	10年間 (R5.4～R15.3)	10年間 (R4.4～R14.3)
事業費	約70億円※1 (税抜)	約3,853億円※2 (税込)	約73億円※2 (税込)	約78億円※3 (税抜)
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理場等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理場等 ● 管路 	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理場等 ※ 別途、上水道施設も含む	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理場等 ● 管路 ※ 別途、上水道施設も含む
業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理 ● 修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理 ● 修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理 ● 修繕 ● 計画作成 ● 実施設計 ● 施工監理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理 ● 修繕 ● 計画作成 ● 料金徴収 ● 窓口対応

(※1)提案上限額を示す (※2)契約金額を示す (※3)ガス事業譲渡を除く委託料を示す。7.8億円/年度の提案額を10年分乗じて算定した。

出典) 各地方公共団体ホームページ公表資料等に基づき国土交通省作成

1.2 要件②性能発注

1.2.1 要求水準の考え方（処理場、ポンプ場、管路）

性能発注は、管理者が求めるサービス水準（要求水準）を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。要求水準の設定においては、管理者が求めるサービス水準の確保と受託者の創意工夫の発揮を両立させることが重要である。そのためには、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを踏まえることが留意点・ポイントとなる。

性能発注において、管理者が求め、受託者が満たすべき要求水準の設定は、管理者が求めるサービス水準の確保と受託者の創意工夫の発揮を両立させることが重要である。そのためには、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを踏まえ、契約・要求水準等に適切に規定することが留意点・ポイントとなる。この際、明確なリスク分担（役割・責任・費用・損害分担等）、支払条件、適切に規定された契約・要求水準等に基づくモニタリング・履行確認の実施等が併せて重要である。

(1) 処理場・ポンプ場の性能規定

処理場・ポンプ場の性能規定の例は、次の通りである。詳細は、「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（公益社団法人日本下水道協会、R2.6）」等を参考にされたい。

【処理場の性能規定（三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業の例）】

- 放流水質基準（案）：受託者は、標準活性汚泥法の施設である本施設を活用し、浄化センターの放流水質について、表に示す要求水準を満たす施設性能を維持すること。

【ポンプ場の性能規定（浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業の例）】

- イ 浜名中継ポンプ場
本ポンプ場において求める要求水準を図表 1-3 に示す。

図表 1-3 （参考）ポンプ場における要求水準

項目	要求水準	備考
ポンプ設備	流入水量（時間最大） 51m ³ /分	既存ポンプ台数 4 台 （予備 1 台込み）

- 運転操作方法（案）：水質管理目標を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定すること。水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定すること。各施設について次の a、b を考慮した運転操作方法を設定すること。各施設の改築や修繕、点検の予定がある場

合は、これを考慮した運転方法とすること。

- a 中継ポンプ場：処理場への流入下水の水量の均一化を図るため、運転間隔に注意し、揚水量を調整する等、送水先である処理場への影響を考慮した運転操作方法を設定すること。(b：省略)

【ポンプ場の性能規定（宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業の例）】

- 水量の把握（案）：流入水量に応じたポンプ設備等の運転操作を行い、計画流入水量相当時において要求水準を満足するよう、送水量を把握すること。降雨時の運転操作には、特に注意すること。なお、計画流入水量を超える流入となる場合は、異常増水の状況と考える。事業期間を通じて、送水すべき下水量の水準は図表 1-4 が適用される。

図表 1-4 ポンプ場の水量把握（送水すべき下水量）の要求水準

項目		能力	
①	運営期間中における時間最大流入量(総水量)	22,245m ³ /秒	80,082m ³ /時
②	運営期間中における浄化センター送水量(晴天時)	0.109m ³ /秒	392.40m ³ /時
③	運営期間中における浄化センター送水量(雨天時)	0.313m ³ /秒	1,126.8m ³ /時
④	運営期間中における放流量	21.933m ³ /秒	78,959m ³ /時
⑤	運営期間中における放流量(吐口)	33.762m ³ /秒	121,544m ³ /時

出典) 山口県宇部市「宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業 要求水準書」(H29.5)

(2) 管路の性能規定

管路の性能規定の例は、次の通りである。詳細は、「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省、R2.3）」等を参考にされたい。

なお、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能とされており、事業期間(原則 10 年)中に移行することによい。なお、この場合、受託者による詳細調査や更新等の実施を停止条件とする性能発注とすること等が考えられる。

【管路の性能規定の例】

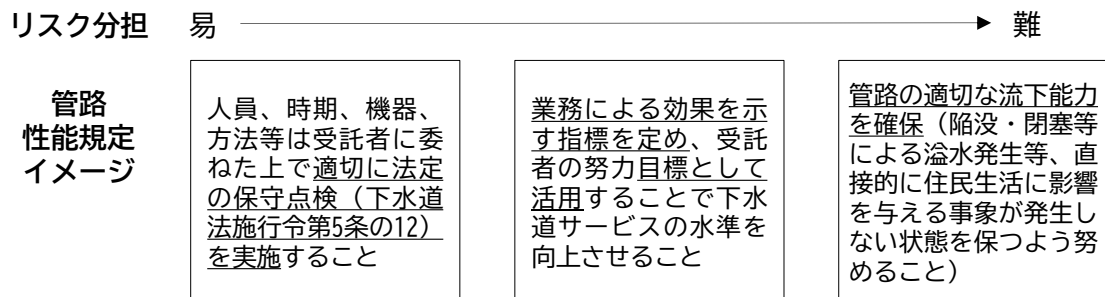
- 管路施設の性能（案）：受託者は、管路施設における適切な流下能力の確保を目的として、道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、直接的に住民生活に影響を与

える事象が発生しない状態を保つよう努めること。また、受託者は、管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めること。(図表 1-5)

- 人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検（下水道法施行令第5条の12）を実施すること（図表 1-6）

※R5.9.20 付「下水道管路施設の老朽化対策の実施について」事務連絡のポイント（各地方公共団体にて必要な対応）等も参照

図表 1-5 （参考）管路の性能規定（イメージ）



図表 1-6 (参考) R5.9.20 付「下水道管路施設の老朽化対策の実施について」事務連絡
のポイント (各地方公共団体にて必要な対応)
【法定の保守点検 (下水道法施行令第 5 条の 12)】

各下水道管理者において、下水道法等の規定を改めて確認するとともに、次のとおり適切に行うこと。

1-1 腐食するおそれ大きい下水道管路施設の適切な把握について

○腐食するおそれ大きい下水道管路施設は事業計画における**主要な管渠※以外の施設も対象施設となる**ため、改めて対象施設を適切に把握する。

※事業計画(管渠調書)に記載する下水排除面積20ha (その構造の大部分が開渠のものにあつては10ha)以上の管渠(「下水道法に基づく事業計画の運用について」(令和3年11月1日国水事第28号))

1-2 腐食するおそれ大きい下水道管路施設の点検の確実な実施について

○腐食するおそれ大きい下水道管路施設は**5年に1回以上の頻度で点検を確実に**行う。
○これまで**1回も点検を行っていない場合には速やかに点検**を行う。

1-3 腐食するおそれ大きい下水道管路施設の点検等の結果に関する記録の保存について

○点検を行った場合には、点検の年月日、点検を実施した者の氏名、**点検の結果を記録し、次の点検を行うまでの期間保存**する。

2 緊急度Iと判定された下水道管路施設の対策について

○腐食するおそれ大きい管路施設以外も含めて、全ての管路施設について、**緊急度Iとなった箇所については速やかに措置**する。

指標を活用する場合、例えば、道路陥没箇所数やつまり箇所数、住民対応・緊急対応時間(通報から対応までの時間)等を設定することが考えられる。なお、管理者が解決したい課題や期待する効果・メリット等を前提に、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを踏まえ、指標を設定することが重要である。また、その際には、レベル 3.5 の対象施設・業務範囲に関連する指標を設定することが望ましい。

(3) 改築の性能規定

改築の性能規定については、管理者が想定数量を提示した上で、管理者の予定する改築費用の範囲内で、受託者が創意工夫等に基づき改築できることとする等が考えられる。

改築の要求水準（神奈川県三浦市の先行事例）

神奈川県三浦市では、三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業（レベル4）を実施しており、その要求水準書において、改築に関連した以下の要求水準（性能規定）を規定している。

【対象設備の性能】

- 流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び技術提案事項を踏まえ、各設備の必要台数・必要能力を設定すること。また、設備の構造、材質、規格は任意であるが、既存設備に比べ省エネルギー性能向上に努め、経済性及び維持管理性等を勘案し各設備の用途に応じて設定すること。

【事業終了時に求める施設状況に関する要求】

- 運営権者は、修繕計画報告書及び改築工事計画報告書並びに保守点検計画報告書等をもとに、客観性を有する手法により事業終了時の施設状況を示す一覧表を市に提出すること。各施設は、推計又は診断の結果により図表 1-7 に示す健全度等を有すること。

図表 1-7 （参考）神奈川県三浦市の先行事例での健全度等の提示例

施設	施設状況
【機械・電気、土木】 処理場、ポンプ場、管路施設（マンホールポンプ）	健全度 2.0 以下ではないこと。
【建築】 処理場、ポンプ場	健全度 2.0 以下ではないこと。
【土木】 管路施設（幹線管きよ、枝線管きよ）	緊急度 I 以下ではないこと。 流下能力に支障がないこと。
【土木】 管路施設（マンホール（マンホール蓋を含む）、公共汚水ます、取付管）	流下能力及びマンホール蓋の機能に支障がないこと。 終了時における特段の調査は不要とする。

出典）神奈川県三浦市「三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業 要求水準書」（R4.12）

1.2.2 指標を活用する場合

要求水準の性能規定に指標を活用する場合、管理者が解決したい課題や期待する効果・メリット等を前提に、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを踏まえ、設定する。その際、レベル 3.5 の対象施設・業務範囲に関連する指標を設定すること、リスク分担、支払条件、モニタリング・履行確認の実施イメージを考慮すること等が重要である。

(1) 処理場等の場合（参考）

処理場等の性能発注は、要求水準または性能規定について放流水質基準等が規定されることが一般的であり、例えば、流入水量と共に、放流水質や脱水ケーキ含水率、エネルギー原単位を指標として設定することが考えられる。この考え方としては、「水質汚濁防止法」における排水基準や「下水道法」に基づき設定する法定基準、過去の実績等により管理者が独自に設定する基準、この基準よりも良好な水質を確保するために管理者や受託者が独自に設定する目標基準などが考えられる。（図表 1-8）

なお、放流水質等の要求水準は、施設能力、流入水及び放流水の計画値や実績、法定基準等を勘案し、処理場等ごとに適切に設定する必要がある。詳細は、処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（公益社団法人日本下水道協会、R2.6）を参照されたい。

図表 1-8 処理場等で指標を活用する場合の具体的なイメージ

項目（一例）	指標設定の考え方
流入水量 (m ³ /日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日平均汚水量 ● 日最大汚水量 ● 時間最大汚水量 ● 雨天時最大汚水量等
水質基準 (mg/L、個/cm ³)	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定基準 (法令等における排水基準、水質基準) ● 契約基準 (過去の実績等により管理者が独自設定した基準) ● 目標基準 (管理者や受託者が独自設定した基準)
脱水ケーキ含水率 (%)	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約基準 (過去の実績等により管理者が独自設定した基準) ● 目標基準 (管理者や受託者が独自設定した基準)
エネルギー原単位 (m ³ /年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約基準 (過去の実績等により管理者が独自設定した基準) ● 目標基準 (管理者や受託者が独自設定した基準)

出典) 公益社団法人日本下水道協会「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」(R2.6) に基づき国土交通省作成

(2) 管路の場合

管路の性能発注で要求水準ないし性能規定に指標を活用する場合、例えば、道路陥没箇所数、つまり箇所数、住民対応・緊急対応時間、状態把握率、台帳情報補正率等を設定することが考えられる。(図表 1-9、図表 1-10)

管路は、処理場等に比べて施設の状況を常時監視することが難しく、また処理場のように法律で定められた水質等の基準値がないことから、何らか適切な指標を活用することが有効と考えられる。

これに際しての考え方としては、管理者が解決したい課題や期待する効果・メリット等を前提に、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しも踏まえて設定することが留意点・ポイントとなる。また、レベル 3.5 の対象施設・業務範囲に関連する指標を設定すること、リスク分担（リスクのコントロール）、支払条件、モニタリング・履行確認の実施イメージも考慮すること等が重要である。

図表 1-9 管路で指標を活用する場合の具体的なイメージ

項目(一例)	指標設定の考え方
道路陥没箇所数、つまり箇所数 (箇所/年)	● 発生箇所数の過去実績を参考
住民対応・緊急対応時間 (時間、分)	● 通報→対応時間の過去実績を参考
状態把握率 (%)	● 緊急度・健全度を把握した割合
台帳情報補正率 (%)	● 台帳情報を補正・更新した割合

出典) 先行事例等に基づき国土交通省作成

図表 1-10 (参考) 管路で指標を活用する場合の考え方



出典) 国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン改正検討会資料」

(令和3年度)

【参考】管路の性能発注（神奈川県三浦市の先行事例）

神奈川県三浦市では、三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業（レベル4）を実施しており、その要求水準書において、管路については、次の要求水準（性能規定）を規定している。

【管路の性能規定（管路施設に関する要求）】

- 運営権者は、管路施設における適切な流下能力の確保を目的として、道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、直接的に市民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努めること。また、運営権者は、管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めること。

出典) 神奈川県三浦市「三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業 要求水準書」(R4.12)

なお、民間事業者等（運営権者）への情報開示等の観点から、事業期間 20 年の想定実施量も提示されている。(図表 1-11)

図表 1-11 (参考) 神奈川県三浦市の先行事例での想定実施量の提示 (情報開示)

表 3-2 実施箇所及び実施数量

種別	工種例	全体実施数量 (20年間)	備考
点検 (人孔)	人孔蓋点検	約 380 基	
	人孔目視点検工	約 4700 基	
点検 (塩ビ管)	管口カメラ	約 1500 基	
スクリーニング調査 (幹線管きよ、腐食 環境下、老朽化進行 のヒューム管ブ ロック)	簡易カメラ	約 27 km	φ 450 mm以下
	簡易カメラ	約 9 km	φ 500 mm～φ 700 mm
	簡易カメラ	約 7 km	φ 800 mm以上
	管口目視	約 60 基	φ 800 mm以上
取付管調査	取付管カメラ調査	約 4,000 基	

※改築に必要となる設計、維持管理業務については、別途、表 5-2 及び表 7-1 に記載があるので、個々の業務上の位置づけに留意のうえ、実施すること。

※点検の頻度は以下のとおりとする。

- ・腐食環境下においては、5年に1回点検を行う。

表 5-2 調査対象 (想定)

種別	工種例	全体実施数量 (20年間)	備考
詳細調査 (人孔)	人孔内目視調査	約 160 基	表 7-1 に基づく 予測
詳細調査	広角カメラ	約 3 km	
	圧送管調査	—	調査対象外

※点検調査、維持管理については、別途、表 3-2 及び表 7-1 に記載があるので、個々の業務上の位置づけに留意のうえ、実施すること。

表 7-1 実施箇所及び実施数量

種別	工種例	実施数量	備考
巡視	—	約 300 km	
伏越し清掃	—	2 箇所	5年に1回を想定
マンホールポンプ 巡視点検	—	14 箇所	各箇所毎月点検を想定
マンホールポンプ 機器点検	—	14 箇所	各箇所年2回点検を想定

※点検調査、改築に必要となる設計については、別途、表 3-2 及び表 5-2 に記載があるので、個々の業務上の位置づけに留意のうえ、実施すること。

出典) 神奈川県三浦市「三浦市公共下水道 (東部処理区) 運営事業 要求水準書」(R4.12)

管路の維持管理と改築の要求水準における指標の活用（神奈川県葉山町の先行事例）

神奈川県葉山町では、葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業を計画しており、その要求水準書（案）において、管路の維持管理と改築に関連した以下の要求水準（性能規定）を規定している。

【維持管理基準、改築実施基準】

- 事業者は図表 1-12 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から 2～3 年後）に町の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする。
- 業務指標や業績指標として、より適切な目標項目及び目標基準値の設定が可能な場合は、事業者もしくは町の提案により、互いの承諾を得て採用し設定する。なお、目標項目及び目標基準値の設定は、2 年経過毎に事業者と町で確認協議し見直しを検討するものとする。

図表 1-12 （参考）神奈川県葉山町の先行事例での指標の提示例

表 3.1 管渠の維持管理に関する業務指標（PI）例

業務指標(PI)	備考
住民等からの問合せに対する初動までの駆け付け時間	
住民等からの問合せに対する解決するまでの見込み時間の周知時間	

表 4.1 管渠の改築に関する業務指標（PI）例

業務指標(PI)	単位	健全度予測式による現在の推定値	算出方法
健全な管渠の割合 (緊急度Ⅲ、健全)	%	90	ストックマネジメントの評価

出典) 神奈川県葉山町「葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業 要求水準書（案）」(R6.12)

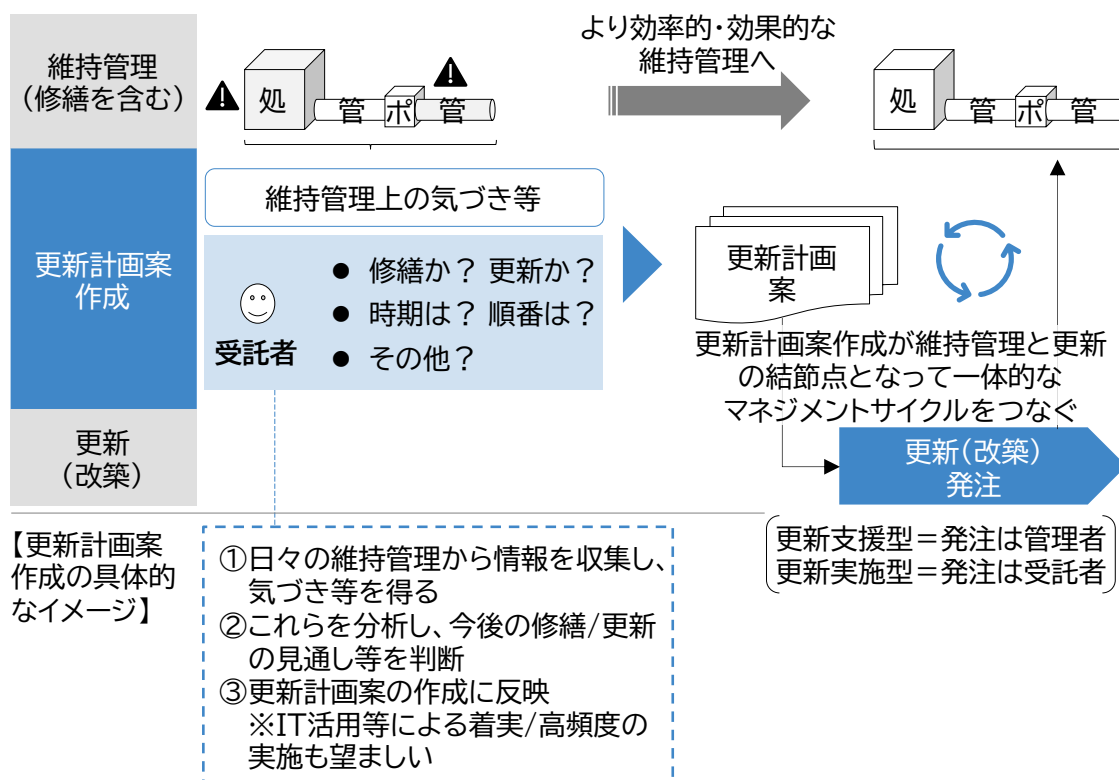
1.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメント

1.3.1 「更新計画案作成」

「更新計画案作成」は、レベル 3.5 の要件③維持管理と更新の一体マネジメントの中心的な構成要素である。

受託者による「更新計画案作成」は、維持管理上の気づき等を、更新計画案の作成に反映し、これに基づく更新（改築）の結果、より効率的・効果的な維持管理を実現するものである。（図表 1-13）このように、更新計画案作成は、維持管理と改築を一体的に最適化するための結節点として重要なものとなる。

図表 1-13 「更新計画案作成」



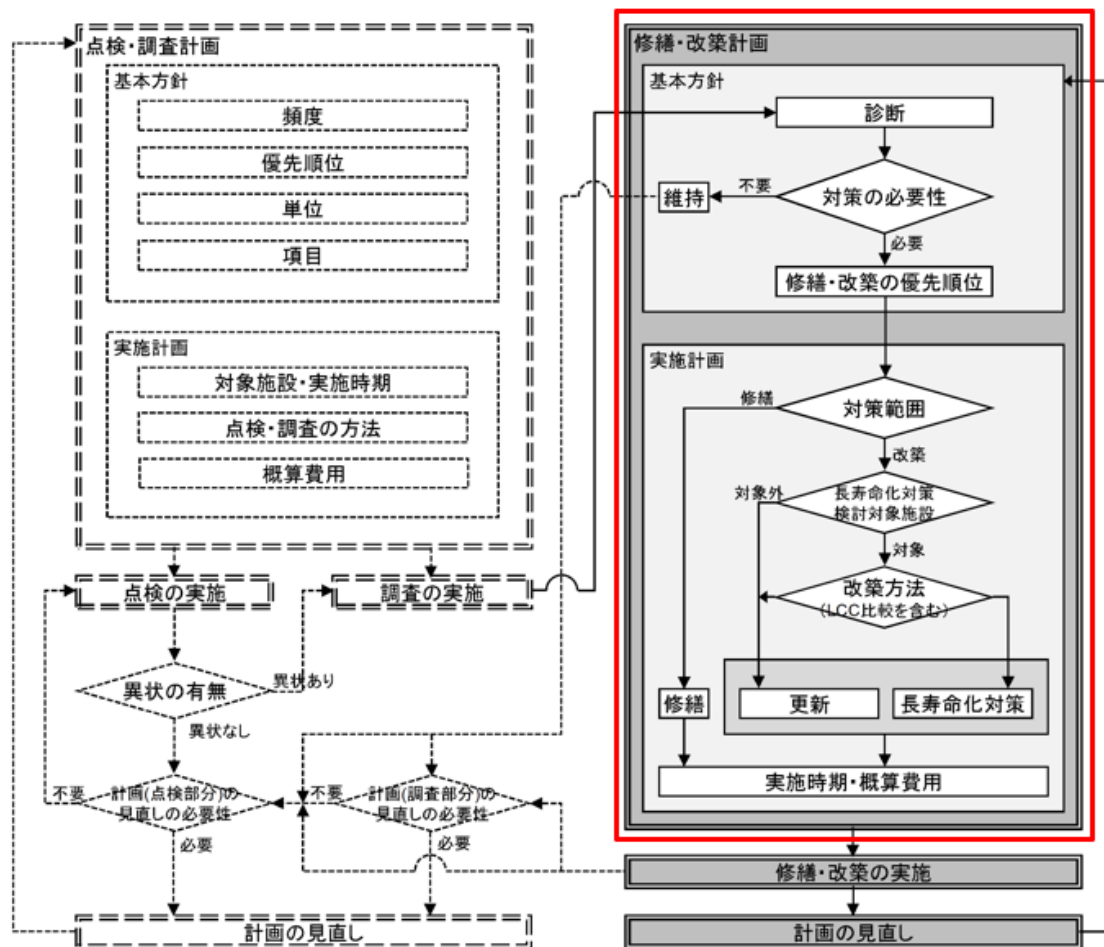
受託者が作成する更新計画案は、管理者の確認を経て、管理者が策定するストックマネジメント計画になりうるものが想定される。すなわち、ストックマネジメント計画になりえないものは受託者が作成する更新計画案としては想定されない。この趣旨は、特に、更新支援型との関係で、更新計画案作成が中心的な構成要素であり、維持管理と改築を一体的に最適化するための結節点として重要であること、また、管理者がレベル 3.5 と別途ストックマネジメント計画策定（見直し）を必然的に実施するのを想定するものではないこと等にある。よって、管理者が、受託者の作成した更新計画案を確認してそのまま活用することも、確認

に際して別途独自検討を実施することも妨げるものではない。

なお、受託者が更新計画案の作成に反映する「維持管理上の気づき等」は、維持管理上の気づきのほか、例えば、管理者の事業マネジメントの考えに可能な範囲で配慮する場合の、将来の人口減少を踏まえた施設の再編やダウンサイジング、浸水対策、地震対策、温暖化対策、肥料利用、その他課題解決につながる視点等も考えられる。

また、「ストックマネジメント計画になりうる」更新計画案のイメージは、例えば、下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-(国土交通省、R4.3)の「管路施設の修繕・改築計画の策定と実施のフローの例」の「修繕・改築計画」(図表 1-14 赤枠)と同等のものが考えられる。なお、図表 1-14 は例示であり、更新計画案作成に修繕・改築計画策定(見直し)と同等以上の要素(例えば、耐震化、脱炭素等)を含めることも否定するものではない。

図表 1-14 「ストックマネジメント計画になりうる」更新計画案の一例(イメージ)



出典) 国土交通省「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版」(R4.3)

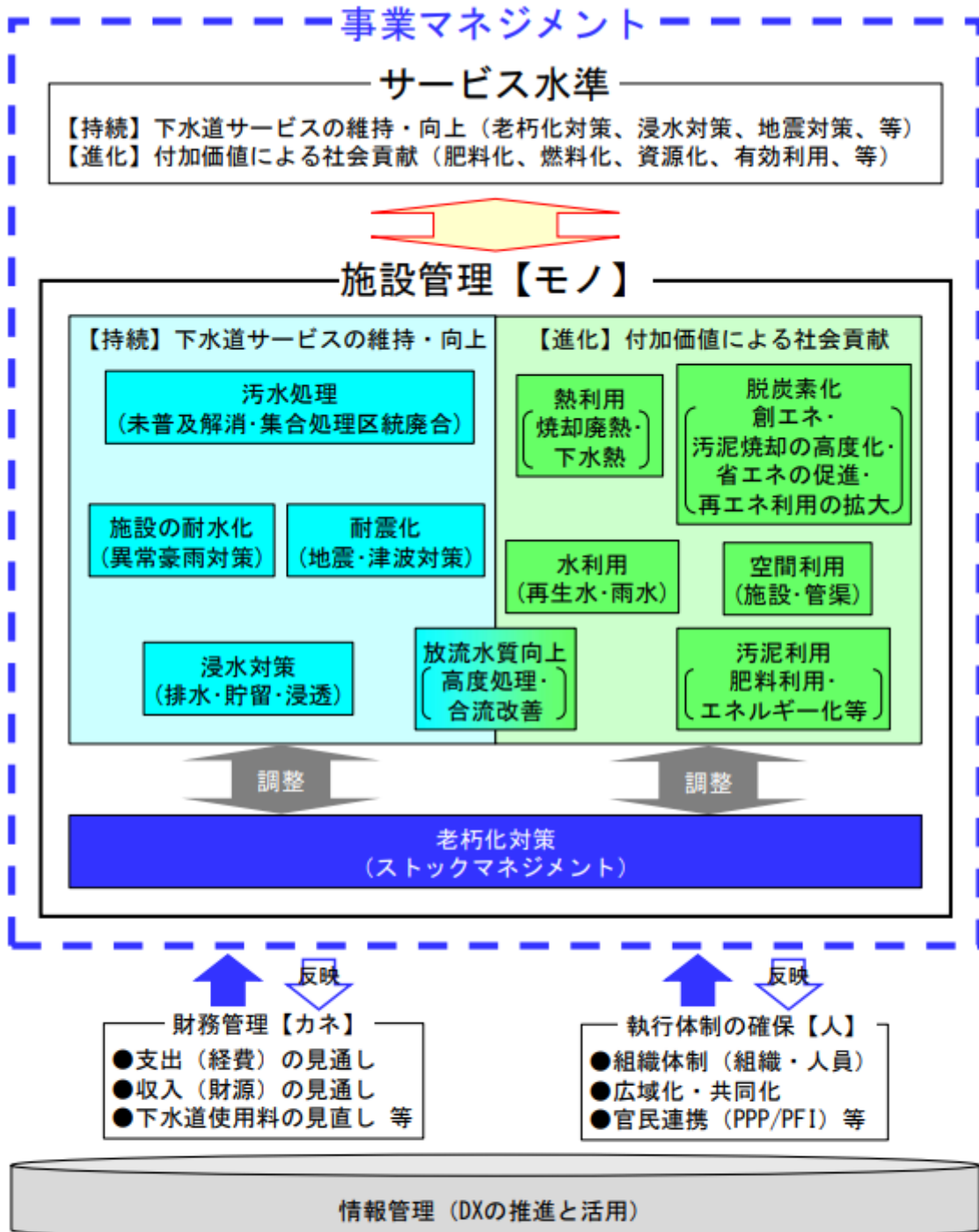
更新計画案作成の具体的なイメージは、①日々の維持管理から情報を収集し、気づき等を得て、②これらを分析し、今後の修繕や改築の見通し等を判断し、③更新計画案の作成に反映するものであり、これを事業期間中に繰り返すことで、より効率的で効果的な維持管理・改築を実現することにつながる。さらに、IT等を活用した情報収集・分析等で、より着実・高頻度に更新計画案作成への反映が実施できると望ましい。

1.3.2 事業マネジメントとの関係

「下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン-2024 年版-（国土交通省 R6.7）」では「ウォーターPPP の実施事業者は、事業マネジメントの考えを踏まえて事業運営（更新計画案の作成）を行うよう配慮する。」と示されている。これは、レベル 3.5 の受託者に、事業期間中の維持管理上の気づき等に加え、管理者の事業マネジメントの考え（将来の人口減少を踏まえた施設の再編やダウンサイジング、浸水対策、地震対策、温暖化対策、肥料利用等、他の課題解決につながる視点）を、可能な範囲で配慮した更新計画案の作成を求める趣旨である。

よって、レベル 3.5 の受託者に、事業マネジメントの実施（各施策の目標と優先度を検討し、事業計画や経営戦略、下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画、下水道浸水被害軽減総合計画、下水道脱炭素化推進事業計画等との整合を図ること）を義務づけるものではない。

図表 1-15 「下水道事業における事業マネジメントのイメージ」



事業マネジメント：財源・人的資源の制約条件を踏まえ、施設の老朽化対策を起点として、各施策の目標と優先度を定めて、効率的に事業を実施し、下水道事業を将来にわたり継続させるための取り組み。

（参考）アセットマネジメント：ISO 55000シリーズに基づいた、アセット（人、モノ、カネ）の価値を実現するための組織の調整された活動。本ガイドラインでは対象としない。

出典）国土交通省「下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン-2024年版-」（R6.7）

1.4 要件④プロフィットシェア

1.4.1 概要（趣旨等）

レベル 3.5 の要件④プロフィットシェアの趣旨は、事業開始後もライフサイクルコスト（LCC）縮減の提案を促進することであり、事業期間中の受託者からの追加的な提案（例えば、新技術導入等）により、発生することとなった費用縮減分（プロフィット）について、管理者と受託者で分配（シェア）する仕組みの導入が必要である。

(1) 趣旨等

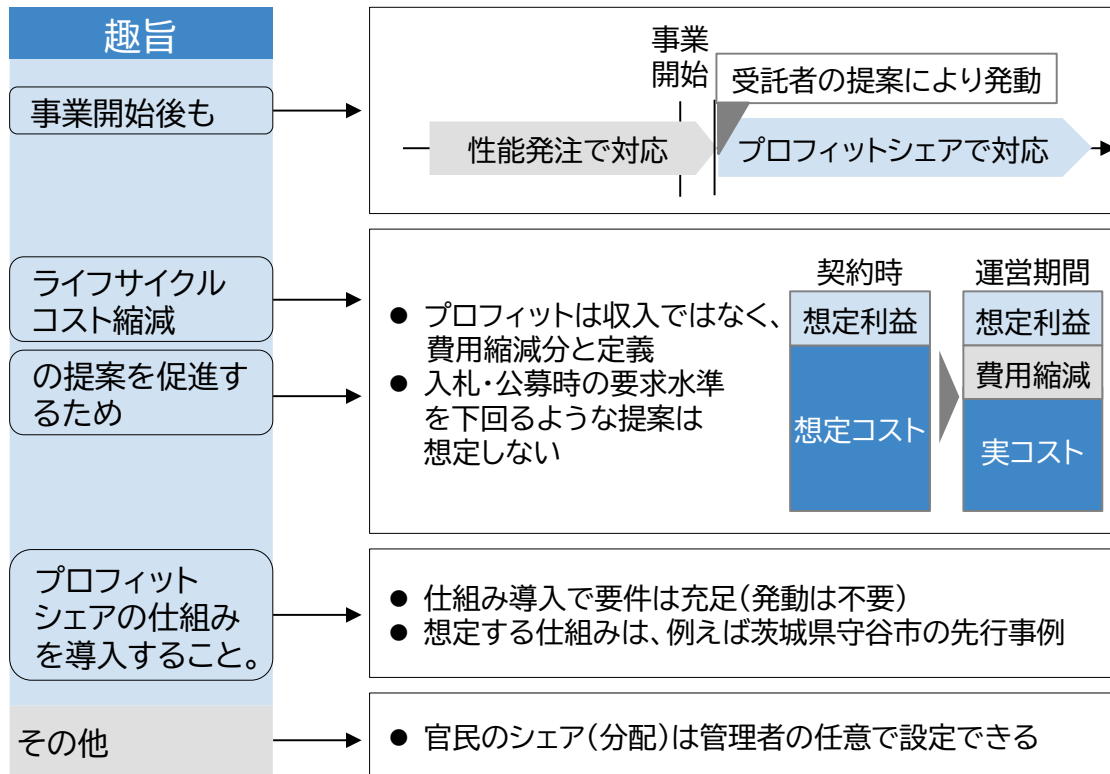
要件④プロフィットシェアは、受託者による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト縮減分（プロフィット）を官民で分配（シェア）する仕組みである。コスト縮減分（プロフィット）の全額について、管理者側で委託費を減額すると、受託者の創意工夫のインセンティブが失われ、技術の発展が阻害される。10年と長期にわたる事業期間において、受託者が、技術を陳腐化させず、新技術導入や創意工夫による効率化、これらによりもたらされる付加価値向上に継続的に取り組むインセンティブ（全額を減額しない）を与えることを目的とするものである。なお、ここでは、技術革新や創意工夫により生まれるコスト縮減分（プロフィット）を対象としており、電力単価等の外的要因によるコスト縮減分（プロフィット）やロス、別途契約に対応メカニズムを盛り込む。このように、いわゆるプロフィットシェアリング（収益があらかじめ規定された基準を上回った場合に、管理者と受託者が金銭（収益）を分け合う）と異なり、また、ロスシェア等のリスク分担等とも異なる（これらはレベル 3.5 の要件④プロフィットシェアと区別される）。

要件④プロフィットシェアは、仕組みの導入（契約条項等への盛り込み）で要件充足となるが、実際に発動するのは、次の通り、事業期間中の受託者からの追加的な提案（例えば、新技術導入等）がきっかけとなる。このため、要件②性能発注とは、受託者の創意工夫等による成果を取り扱う点で共通・類似するが、発動の有無で区別される。（図表 1-16）

【要件④プロフィットシェアの発動条件等】

- 民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等の変更
※入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定しない。
- 民間事業者等の提案により生まれるコスト縮減分を官民で分配

図表 1-16 レベル 3.5 の要件④プロフィットシェアの概要



(2) 発動から分配（シェア）までの流れ

要件④プロフィットシェアは、事業期間中に受託者が追加的な提案をし、管理者が承諾することで、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等の変更が発生することで発動する。なお、契約時に約束された計画や手法等は、例えば、契約、要求水準、入札・公募時の提案等で構成されると考えられる。また、費用削減分（プロフィット）は、客観的かつ合理的に把握できることが必要と考えられるため、事業期間中の受託者からの追加的な提案と、これに対する管理者の承諾等を通じて、この点についても明確にすべきである。

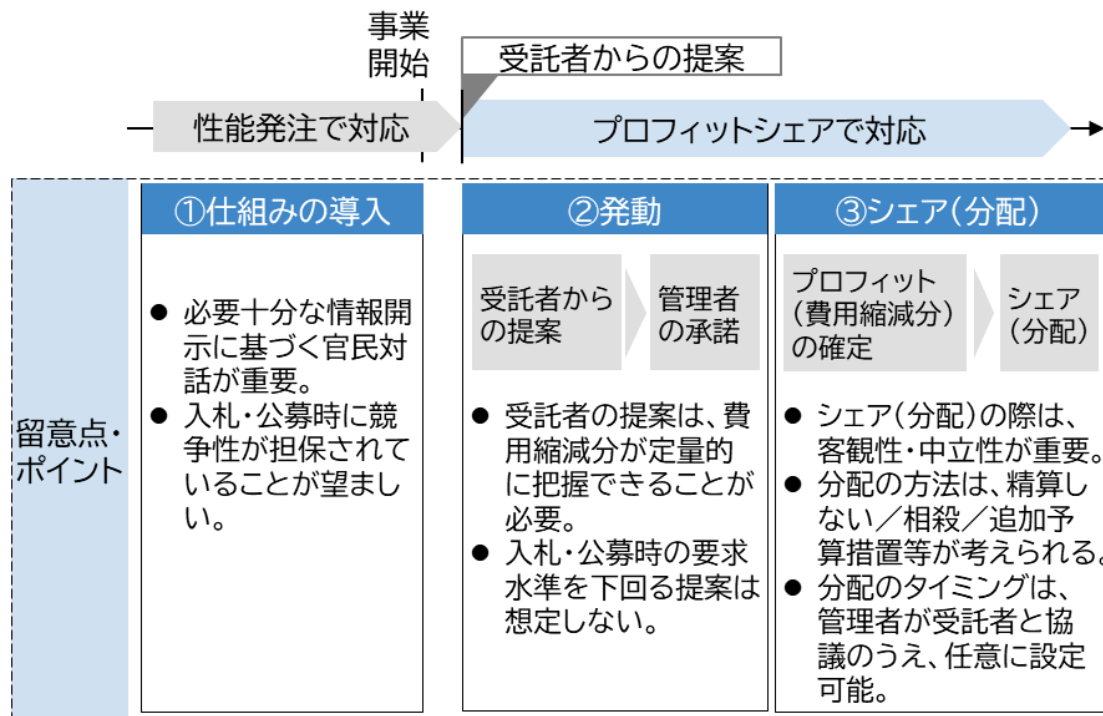
分配（シェア）の方法・時期等は、管理者の任意である。分配（シェア）の方法は、例えば、精算するはずのものを精算しない・相殺する・追加的に予算措置する等が考えられる。

（図表 1-17）例えば、収益的収支（3条）と資本的収支（4条）の費用の総額を削減する提案で、分配（シェア）を3条予算で実施する場合には、削減した費用の財源と分配する際の財源との関係により、追加で3条予算措置が必要となる点に留意が必要である。なお、この例示は、4条の費用削減分を3条で分配することも維持管理と更新の一体マネジメントの観点から可能と考える前提に立つものであるが、あえて4条で分配することを妨げるものではない。

また、レベル 3.5 の 4 要件④プロフィットシェアとの関係で、通常の国費支援の考え方を

変動するものではなく、財源をどのように考えるかは管理者の適切な判断による。

図表 1-17 発動からシェア（分配）までの流れ



参考まで、コンセッション方式（レベル4）の場合、管理者に分配（シェア）される費用削減分（プロフィット）は、運営権者による地域活性化の取組等に活用することもできる。これは、レベル3.5の場合、管理者が受託者に支払う委託料等に費用削減分（プロフィット）相当額も含まれるため、このような取組等がLCCに関する費用削減分（プロフィット）の分配（シェア）と考えるのは困難であるのに対し、レベル4の場合、利用料金直接収受により、一般的には3条部分の独立採算が成立するため、運営権者がLCCに関する費用削減を発生させて分配したと考えられるためである。この場合、運営権者による地域貢献またはCSR（Corporate Social Responsibility）の取組として目に見えるため、運営権者の意欲向上へつながることも期待できる。レベル3.5においては、受託者から管理者へ費用削減分の一部を分配する場合、金銭ではなくても（例えば、地域活性化に役立つ物品）、官民双方が合意すれば可能である。

地域活性化の取組として、高知県須崎市と宮城県の事例が参考となる。


須崎市のレベル4では、運営権者の(株)クリンパートナーズ須崎が、地震、津波等に対する地域の防災力向上に貢献するため、マンホールトイレ、ポータブル電源ソーラーパネルセット等を市へ寄贈することを任意事業として実施した。（図表 1-18）

図表 1-18 高知県須崎市のレベル4での取組

【例 須崎市下水道のレベル4】
 (株)クリンパートナーズ須崎は、地震・津波等に対する地域の防災力向上に貢献するため、マンホールトイレ、ポータブル電源ソーラーパネルセット等の市への寄贈を任意事業として実施。

高知県須崎市のレベル4

- 運営権者の任意事業
- 地域の防災力向上に貢献するため、寄贈を実施



株式会社クリンパートナーズ須崎
 防災備蓄品 呈式
 目録と感謝状贈呈後 (市長、CPS社長)

マンホールトイレ 実施見学

ポータブル電源、ソーラーパネル実機見学

出典) 株式会社クリンパートナーズ須崎ホームページ

宮城県のレベル4では、運営権者の(株)みずむすびマネジメントみやぎが、水道事業への理解醸成、地域活性化に貢献するため、浄化センターの見学ツアー、ショー、水を学ぶコーナーなどを盛り込んだイベントを開催し、運営権者が広報活動している。(図表 1-19)

図表 1-19 宮城県のレベル4での取組

【例 宮城県 上・下水道のレベル4】
 (株)みずむすびマネジメントみやぎは、水道事業への理解醸成、地域活性化に貢献するため、浄化センターの見学ツアー、ショー、水を学ぶコーナーなどを盛り込んだイベントを、自主開催。

宮城県のレベル4

- 運営権者の自主開催
- 水道事業への理解醸成、地域活性化に貢献するため、イベントを実施



みずむすびコエス 2023

出典) 株式会社みずむすびマネジメントみやぎホームページ

1.4.2 事業開始後も LCC 縮減の提案を促進するための考え方

事業期間中の受託者からの追加的な提案を促進するためには、分配（シェア）割合、発動後の流れの客観性・中立性等も考慮した明確化、管理者の課題等の共有に向けた事業開始後の情報開示・官民対話等、仕組みづくりの工夫が重要である。

提案を促進するためには、例えば、費用縮減分（プロフィット）の分配（シェア）が発生する場合に、受託者の取り分を大きく設定し、恩恵を受けることが確実となる仕組みを導入する方が提案の促進につながる。また、発動、費用縮減分の確定、分配等の流れについて、客観性・中立性等も考慮の上、予め明確化しておくことや、受託者からの事業開始後の LCC 縮減の提案につながるような管理者の課題等の共有に向けた、事業開始後の必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しも有効と考えられる。なお、例えば、事業期間中の追加的な提案を検討することを受託者の業務として位置づける等も考える。

留意点として、例えば、受託者に費用縮減分（プロフィット）が確実に分配（シェア）される仕組みを導入する場合には、分配（シェア）割合等について、議会・住民等への説明の観点を考慮すること等が重要である。

要件④プロフィットシェアは、発動（事業期間中の受託者からの追加的な提案）の観点を除き、受託者の創意工夫等による成果をどのように取り扱うかという面で、要件②性能発注と共通性・類似性がある。このため、区別を明確化した上で、実際に発生した費用縮減分の分配について、客観性・中立性等を考慮し、確定することが望ましい。

【今後、想定されうる要件④プロフィットシェアの具体的なイメージ（例）】

- 事業期間中に、管理者・受託者双方に効果的・効率的な新技術の活用による費用縮減が見込める場合（管理者側の費用負担や受託者自ら獲得する財源も考慮のほか、受託体制の軽減につながる等も含む）。例えば、デジタル活用による業務の効率化による人件費の削減、新規に開発された薬品の使用による購入費用の縮減、エネルギー効率の高い機械の導入による電気消費量の削減等。
- 事業期間中に、受託者が管理者のフィールドを活用し、試行したい新技術等があり、管理者が承諾し、当該新技術の導入により費用縮減が見込める場合
- 事業期間中に、住民等に訴求したい新技術（例えば、安全安心、情報発信）があり、管理者が承諾（場合によっては費用も負担）することで、受託者の総合的な負担が提案・発動に値する場合

【参考】レベル 3.5 の 4 要件の充足（茨城県守谷市の先行事例）

先行事例である守谷市上下水道施設管理等包括業務委託では、レベル 3.5 の 4 要件について、契約書や要求水準書に以下の内容が明記されており、レベル 3.5 の 4 要件を充足している。（図表 1-20）

要件①長期契約（原則 10 年）について、業務の履行期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までとされており、原則どおり 10 年の事業期間となっている。

要件②性能発注について、要求水準として、例えば、処理場における処理水の水質基準を定め、適切な管理を受託者に行わせるとしている。

要件③管理と更新の一体マネジメントについて、施設の運転維持管理とともに、運転維持管理期間中の更新計画案を基にしたストックマネジメント計画案の作成を位置づけている。

要件④プロフィットシェアについて、契約書において、受託者からの要求水準の改善提案、提案を基にした委託料の変更、委託料の変更においてライフサイクルコスト縮減見込み額の一部を受託者に帰属させることが可能であるとしている。

図表 1-20 茨城県守谷市のレベル 3.5 の 4 要件充足

	具体的な充足方法	規定箇所
長期契約	履行期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日の10年間と規定	契約書の履行期間
性能発注	処理水の水質管理基準指標を定める等、受託者の裁量による施設の維持管理を要求水準として規定	要求水準書における各業務の要求水準
維持管理と更新の一体マネジメント	維持管理を基にしたストックマネジメントの作成業務を対象業務とし、更新支援型を選択	契約書及び要求水準書対象業務
プロフィットシェア	要求水準書の変更について受託者に変更提案を認め、管理者が承諾した場合の委託費変更による利益配分を規定	契約書の要求水準書の変更規定

2.1 連携の効果・メリット

広域型・分野横断型のウォーターPPPは、事業規模拡大等の効果・メリットがあると考えられ、例えば、中小規模の地方公共団体がウォーターPPPの導入検討を進める際に、有効な選択肢となる。

事業開始時点から広域型・分野横断型となるよう案件形成する以外に、段階的な広域型・分野横断型の案件形成も可能である。

広域型は、例えば、近隣の複数の地方公共団体の連携、流域下水道と流域関連公共下水道の連携等が想定され、分野横断型は、水道、工業用水道、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設等との連携が想定される。この連携とは、受託者が同一という趣旨である。なお、広域型と分野横断型は択一的なものではなく、広域型かつ分野横断型のウォーターPPPを実施することも可能である。

広域型・分野横断型のウォーターPPPは、事業規模拡大等による民間事業者等の参画意欲や創意工夫の促進への効果・メリットがあると考えられる。そのため、ウォーターPPPの導入検討を進める際には、広域型・分野横断型を前向きに検討されたい。

また、広域型のウォーターPPPは、例えば、中核的な役割を果たす地方公共団体を中心に導入検討を行うことで、中小規模の地方公共団体においても導入のノウハウを享受することが期待できる。分野横断型のウォーターPPPは、例えば、他分野の業務と一体的に事業を実施することで、人員体制の強化・効率化、類似業務の点検基準の統一や隣接する他事業施設等の同時点検による業務の共通化・効率化、事業規模拡大によるコスト縮減、ユーザー窓口の合理化等の効果・メリットが考えられる。

なお、国土交通省として、「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」[※]の取組を推進しているところであるが、ウォーターPPPと群マネは、共通の課題の解決に向けて同じ方向性に立ったものであり、広域型・分野横断型のウォーターPPPは、地域インフラ群再生戦略マネジメントの取組の一つとして見なすことができる。

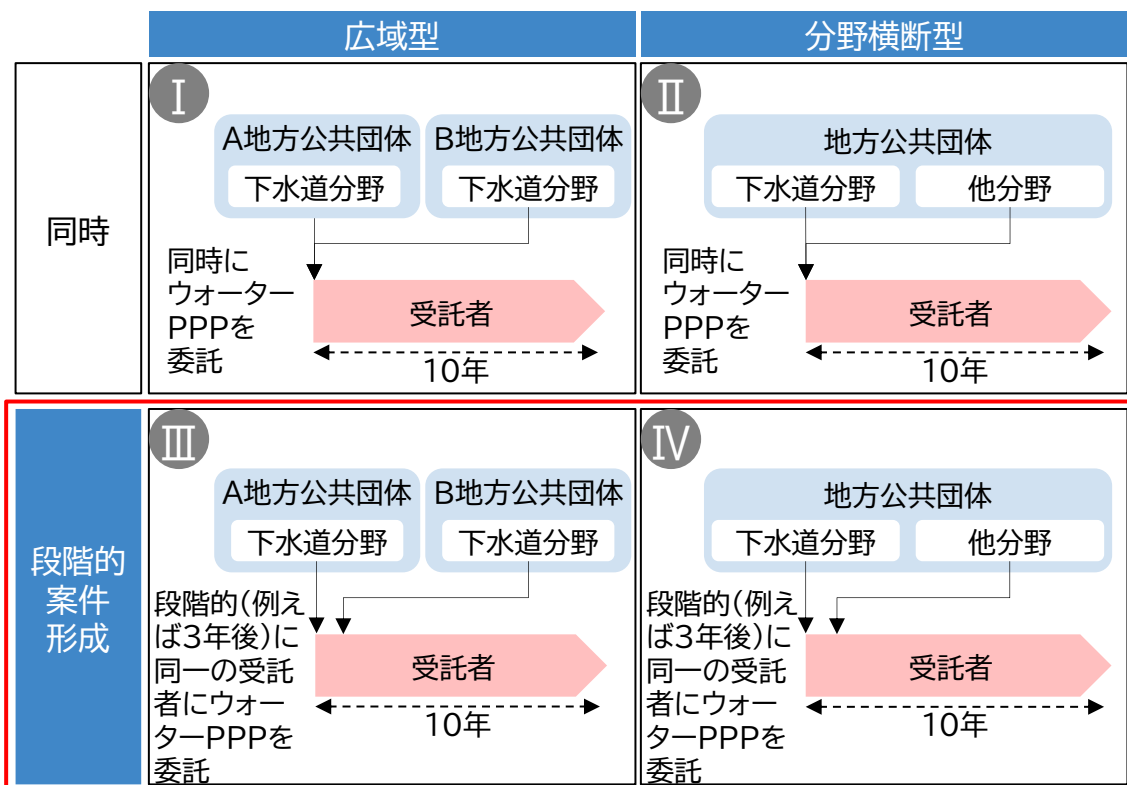
※ 既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、上下水道といった複数・多分野のインフラを「群」として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持するもの。

広域型・分野横断型の案件形成については、事業開始時点から広域型・分野横断型のウ

ウォーターPPP となるよう導入検討を進めようとしても、合意形成に時間を要する場合や、既存民間委託の契約期間等との関係でタイミングが合わない場合も想定される。このような場合、第一期の途中または第二期以降から、同一の受託者が他の地方公共団体や他の分野と連携したウォーターPPP を実施することで、段階的な広域型・分野横断型のウォーターPPP として案件形成することも可能である。(図表 2-1、図表 2-2) このため、近隣の地方公共団体や民間事業者等との情報開示・対話を繰り返し、前向きに検討することが望ましい。また、段階的な広域型・分野横断型のウォーターPPP を実施する可能性がある場合は、第一期の入札・公募に際し、この点について情報開示することが望ましい。

段階的に広域型・分野横断型の案件形成を進めることで、他の地方公共団体や他の分野との連携について、同時に事業開始する場合よりも、検討時間を確保できるというメリットがある。また、先行する地方公共団体や分野での導入検討の情報やノウハウを活用することも可能になるため、特に中小規模の地方公共団体が導入検討を行う際にメリットが大きいと考えられる。さらに、特別目的会社 (SPC) を活用する場合には、同一 SPC が受託者となることを検討することにより、複数の SPC がそれぞれ受託する場合に比して運営コストが削減される等の効率化も期待できる。

図表 2-1 段階的な広域型・分野横断型のイメージ



図表 2-2 段階的な広域型の場合の地方公共団体の連携方法（イメージ）

	段階的に同一の受託者に委託	核となる地方公共団体を中心とする連携	補完的な組織の活用
連携方法	<p>A地方公共団体 下水道分野 B地方公共団体 下水道分野 ↓ 受託者 ←-----10年-----→</p>	<p>B地方公共団体 下水道分野 ↓事務の委託 核となる地方公共団体 下水道分野 ↓ 受託者 ←-----10年-----→</p>	<p>A地方公共団体 B地方公共団体 ↓レベル3.5の委託 補完的な組織 (例えば下水道公社等) ↓再委託 民間事業者等</p>
留意点・ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ● B地方公共団体のレベル3.5の要件①長期契約(原則10年)の調整が必要になる可能性がある ● B地方公共団体の受託者の選定に際し、競争性、公平性、透明性等の観点から説明が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 核となる地方公共団体のレベル3.5は、B地方公共団体から段階的に事務の委託等を受け、変更契約等が必要となる ● レベル3.5の要件①長期契約(原則10年)の調整が必要になる可能性がある ● 変更契約等に際し、競争性、公平性、透明性等の観点から説明が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補完的な組織(例えば、下水道公社等)が、B地方公共団体から段階的にレベル3.5の委託を受け、必要に応じて(再)委託を調整等しつつ、対応 ● レベル3.5の委託は、4要件の充足等に留意が必要 ● 契約締結方法、再委託の考え方は、基本的に管理者、公社等の判断
参考事例	-	<ul style="list-style-type: none"> ● 山形県新庄市ほか6町村(維持管理の共同化) ● 埼玉県流域下水道(汚泥処理の共同化) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 長野県下水道公社(維持管理の共同化)

※ 連携方法に関する事例であり、必ずしも示されている団体においてウォーターPPPが導入済みであることを意味しない。

2.2 連携の留意点・ポイント

同一の受託者が、段階的に他の地方公共団体や他の分野のレベル 3.5 を受託することについては、競争性・公平性・透明性等の観点から説明が必要となること等に留意する必要がある。

段階的な広域型・分野横断型のレベル 3.5 では、同一の民間事業者等が、段階的に他の地方公共団体や他の分野のレベル 3.5 を受託することとなる。このため、対象施設・業務範囲に他の地方公共団体や他の分野の施設・業務を追加する変更契約や、入札・公募によらない随意契約等も想定される。管理者は、これらについて、競争性・公平性・透明性等の観点から説明できることが必要となる。また、連携する他の地方公共団体や他の分野との間でのリスク分担等についても丁寧に検討・調整する必要がある。

なお、段階的な広域型・分野横断型の場合、次の条件を満たすことで事業期間が原則 10 年でなくともレベル 3.5 とすることが可能である。(想定されうる事業期間は 7～15 年)

これは、より柔軟に広域型・分野横断型を進められるよう、事業期間の始期・終期を揃え、一体的な入札・公募を可能とする趣旨である。また、広域型と分野横断型、更新実施型と更新支援型で、上記の考え方は異ならない。

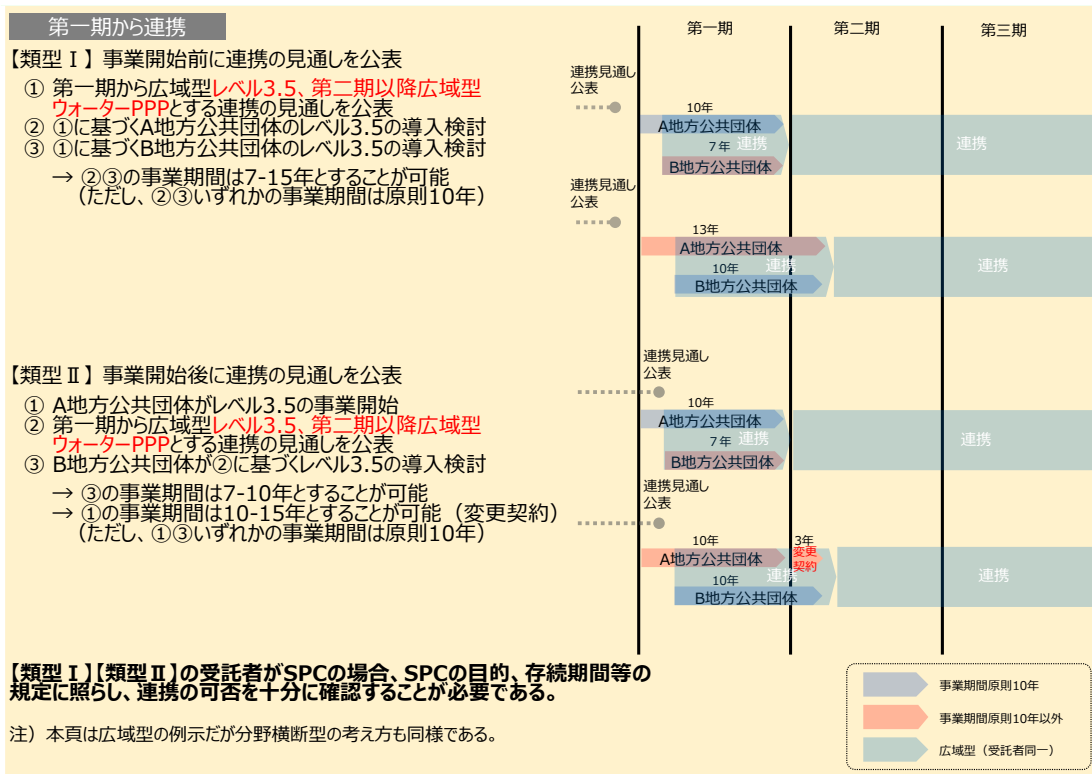
【段階的な広域型・分野横断型ウォーターPPP 成立の条件】

- 連携の見通しを公表すること※1
- 維持管理から更新までの 1 サイクルが回ること※2
- 連携する二つのレベル 3.5 のうち、一つは事業期間を原則 10 年とすること
- 連携は、受託者が同一であること (契約は同一でなくてもよい)

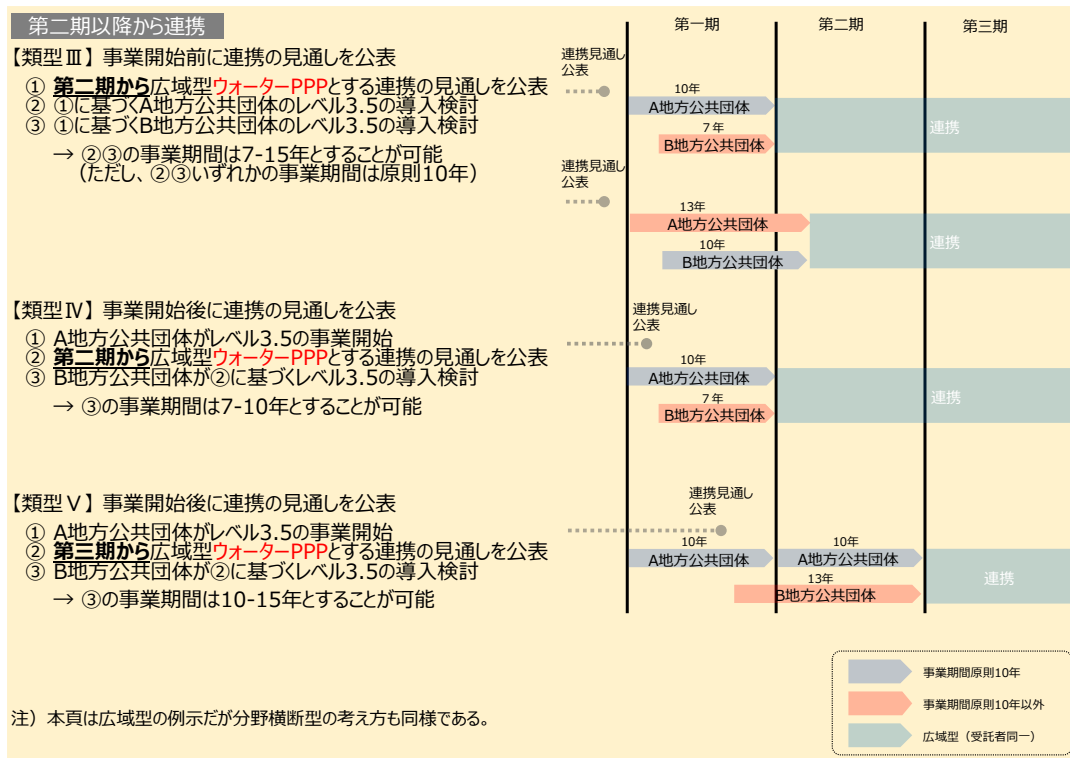
※1 広域型の場合、連携するすべての地方公共団体から公表が必要

※2 具体的には、維持管理→更新計画案作成→(官/民による)更新実施→(より効果的・効率的な)維持管理が少なくとも一巡すること

図表 2-3 段階的な広域型・分野横断型（第一期から連携の場合）



図表 2-4 段階的な広域型・分野横断型（第二期以降から連携の場合）



【参考】他の地方公共団体との連携（秋田県と7市町村の参考事例）

秋田県では、人口減少を一因として、人・モノ・カネの課題が顕在化しており、平成21年度に「秋田県・市町村協働政策会議」を設置することにより、県と市町村が連携して迅速な意思決定を行う体制を整えた。（図表 2-5）

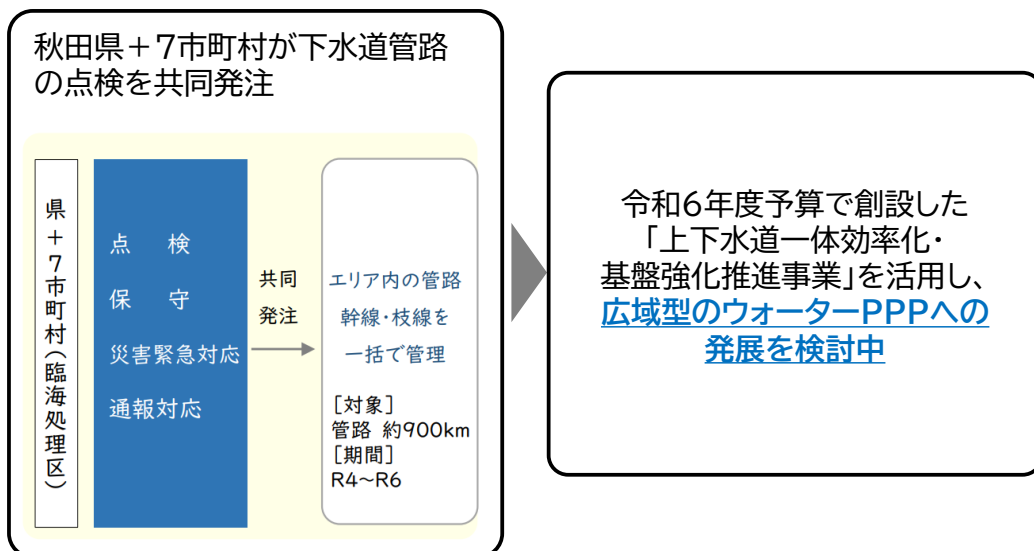
同会議の取組の一貫として、令和4年度から、秋田県及び7市町村（男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）の下水道の管路点検と保守業務の広域化が実施された。

秋田県の広域化では、スケールメリットが働くため、コストの縮減が期待される。また、職員数が少ないために異動等で未経験者が対応していた発注事務について、共同発注を行うことにより、業務効率化につながるが見込まれている。そのほかにも、地方公共団体における職員が行う事務の簡素化、維持管理事業者の撤退等の不安解消、維持管理事業者の生産性向上などのメリットが想定されている。

一方、改善・検討が必要な点としては、予算管理や各市町村負担金算出に代表される県担当者の業務の負担の増大や、全地方公共団体統一の頻度で実施している点検について、稼働施設の少ない施設は点検頻度を見直す等の地域特性に応じた管理水準の検討などを挙げている。

図表 2-5 他の地方公共団体との連携（秋田県下水道管路等包括管理業務委託）

■秋田県(下水道)の取組事例



出典) 秋田県建設部下水道マネジメント推進課「秋田県の下水道事業について」(R5.10) を基づき国土交通省作成

【参考】他の分野との連携（茨城県守谷市の先行事例）

先行事例となる守谷市上下水道施設管理等包括業務委託では、下水道のレベル 3.5（更新支援型）、水道のレベル 3.5（更新実施型）及びの農業集落排水のレベル 2.5 の 3 分野が連携しており、上下一体のレベル 3.5 が行われている。（図表 2-6）

同事業では、運転維持管理業務を担当する民間事業者と、下水道のストックマネジメント計画や上水道のアセットマネジメントの策定等のコンサルタント業務を担当する民間事業者が JV（ジョイントベンチャー）を組成し業務を行うことで、上下水道全体の維持管理と更新の一体マネジメントが図られている。

図表 2-6 茨城県守谷市の先行事例

上水道		下水道		農業		守谷市上下水道施設管理等包括業務委託		長期契約	性能発注	維持管理&更新	プロフィットシェア						
○水道、下水道、農業集落排水の運転管理、上下水道事業に関わるコンサルタント業務を包括的に民間事業者へ委託。																	
【概要】						【位置図】											
事業主体	茨城県守谷市					 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">水道事業 </div> <div style="text-align: center;">下水道事業 </div> <div style="text-align: center;">農業集落排水事業 </div> </div> <p style="font-size: small;">守谷市上下水道事務所資料より</p>											
事業者	ウォーターエージェンシー・オリエンタルコンサルタンツ・中央設計技術研究所 共同企業体																
給水人口 処理人口	上水道: 70, 017人(2022年) 下水道: 69, 841人(2022年) 農業集落排水: 563人(2022年)																
契約金額	約73億円(税込み)																
契約期間	令和5年(2023)4月1日~令和15年(2033)3月31日 (10年間)																
発注形態	性能発注																
事業内容	・運転管理、保守管理、修繕(配水場・ポンプ場・排水処理施設等) ・コンサルタント業務(計画、設計、施工管理) ・緊急対応業務																
プロフィットシェア	改善提案により低減された委託料を官民で折半																
【事業スキーム】												【事業の効果】					
<p>守谷市</p> <p>業務委託契約</p> <p>共同企業体(JV)</p> <p>更新 (計画・設計・施工監理・工事)</p> <p>更新支援 (計画・設計・施工監理)</p> <p>契約</p> <p>契約</p> <p>請負企業</p> <p>請負企業</p> <p>上水道</p> <p>下水道・農業</p> <p>運転維持管理</p> <p>○運転維持管理情報に基づく効果的な修繕計画、ストックマネジメント、アセットマネジメント計画立案</p> <p>○運転維持管理企業とコンサル企業連携による実効性ある事業運営</p>												<p>◆官民の役割分担の最適化により、執行・運営・危機管理等における実施体制の強化を実現 ⇒ 職員の負担軽減、執行体制の強化</p> <p>◆IoT、AI技術の導入により、業務の効率化、省力化を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質自動制御システムによる処理水質安定化と消費電力量の削減 ・AI技術による運転監視サポート ・クラウド型施設管理システムによる維持管理情報を起点としたマネジメントサイクルの確立 <p>◆設計や計画策定、施工監理などの業務に国庫補助金を最大限活用による市費の削減 ⇒ 10年間で約7億円の市費削減</p>					

出典) 内閣府ホームページ「ウォーターPPPの参考となる事例」

3
第3章

導入可能性調査 (FS)、マーケットサウンディング (MS)等の活用

3.1 導入可能性調査 (FS)

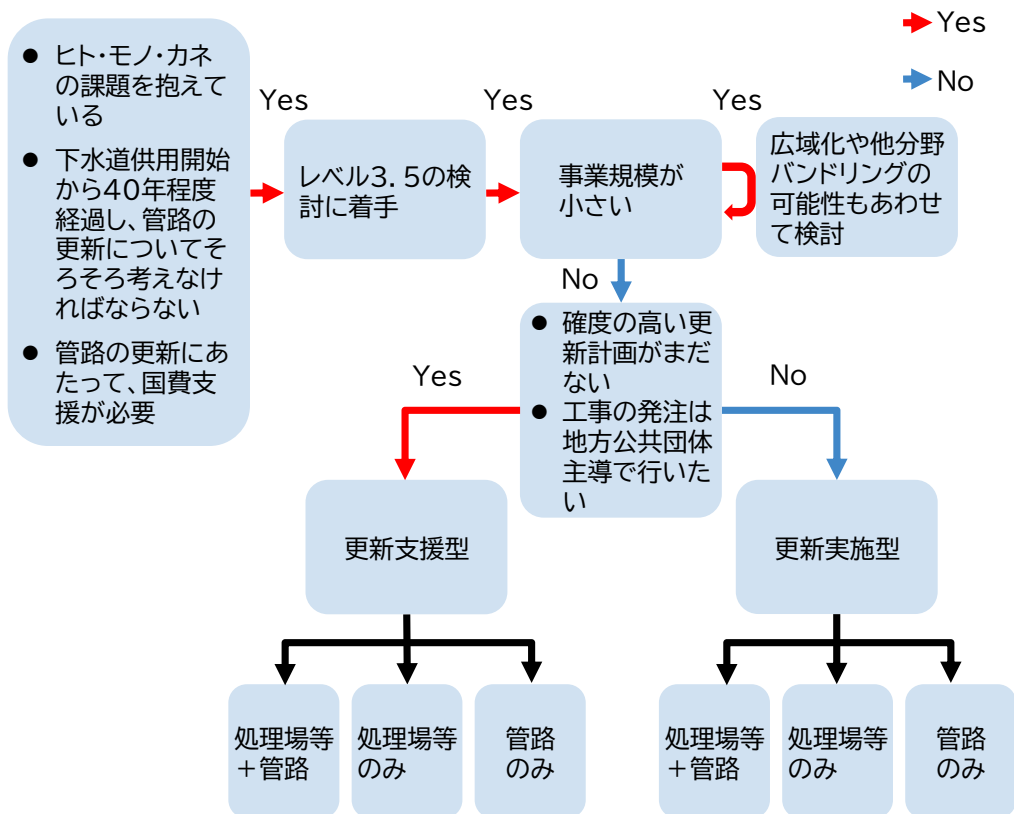
レベル 3.5 は、地方公共団体が解決したい課題、地域の実情等に応じて多様なものが想定される。より持続性向上に資するものとする観点から、4 要件充足や対象施設・業務範囲設定等の導入検討の考え方・進め方との関係もあわせ、FS の活用の仕方が重要になる。

FS は、必ずしも実施しなければならない位置づけではないため、形式的に実施することなく、目的・趣旨を明確にした上で、管理者の真に必要な情報を収集されたい。

レベル 3.5 における導入検討の流れを図表 3-1 に示す。あくまで一例であり、これ以外にも様々な考え方・進め方が想定される。

例えば、図表 3-1 の起点では管路に言及しているが、他の施設（処理場等）、処理区、既存民間委託の終期等、地方公共団体の組織体制、職員の技術継承、モニタリング・履行確認、リスク分担、民間事業者等の参画意欲の有無・程度等、総合的に考慮する必要がある。

図表 3-1 導入検討の流れ（一例）



下水道分野のレベル 3.5 の導入検討では、「管理者の任意」部分を適切に判断するための情報収集や、「客観的な情報」の収集等のために FS を活用することが想定される。しかし、FS は、必ずしも実施しなければならない位置づけではないため、形式的に実施することのないよう留意が必要である。FS を実施する際は、目的・趣旨を明確にした上で、管理者にとって真に必要となる情報を収集することがポイントとなる。

参考まで、一般的な FS の項目や地方公共団体とアドバイザーの役割分担等は図表 3-2 の通りである。レベル 3.5 の導入検討でも、①スキーム等を検討・整理して案を作成し、②MS や必要に応じて VFM 等により定性的・定量的にスキーム案を比較し、③最終的な結論（スキーム案の磨き上げ）や当面の導入検討の進め方（ロードマップ）をまとめる等、アドバイザーに適切な進捗管理を任せつつ、進めることが一案と考えられる。この場合、①②の結果や経過等が「管理者の任意」部分を適切に判断するための情報収集や「客観的な情報」の収集等に効果的・効率的につながるよう工夫するとよい。

図表 3-2 地方公共団体とアドバイザーの業務分担の一例（FS）

	地方公共団体	アドバイザー
諸条件の整理	事業概要、立地条件等の確認	事業概要、立地条件等の整理
事業の枠組み(スキーム)の検討	基本的方針の提示等、事業範囲、事業期間等の確認	他事例の整理、事業範囲、事業期間等の検討
VFMの算定	既存施設の単価情報等の提供 VFM算定結果の確認	諸条件整理・確認 VFM算定
MS	ヒアリング結果の確認	民間事業者等へヒアリング
導入可能性に関する最終的判断	導入可能性の最終判断	地方公共団体への提言

出典) 内閣府「PFI 事業導入の手引き 基礎編」(R5.3)

3.2 マーケットサウンディング（MS）

MS は、民間事業者等の参画意向等を確認し、レベル 3.5 の対象施設・業務範囲の設定等に向けた情報収集や、検討・整理して作成したスキーム案の比較、また、これの磨き上げ等のために、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの一つとして、導入検討の早期から適切に実施することが望ましい。

FS と同様、形式的に実施することなく、目的・趣旨を明確にし、適切に情報開示した上で、管理者にとって真に必要となる情報を収集されたい。

レベル 3.5 の対象施設・業務範囲は、民間事業者等の参画意向等も踏まえて設定することが望ましい。この情報収集のために MS を活用することが考えられる。また、FS 等で検討・整理して作成したスキーム案の比較や磨き上げ等のために、MS ではスキーム案等を提示（情報開示）した上で官民対話を実施することが有効・適切である。なお、民間事業者等の参画意向の有無・程度や創意工夫等の有無・内容等を踏まえてスキーム案等を磨き上げることが重要となるため、導入検討の早期から必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを適切に実施することが留意点・ポイントである。

一般的な MS の目的・方法等は図表 3-3 の通りである。レベル 3.5 は、一般的に対象施設・業務範囲の設定等が大きくなりやすいため、MS の対象とする民間事業者等の考え方や、どのような情報開示・質問等をするかが特に重要になると考えられる。一般的な MS の詳細は、地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（国土交通省、R1.10）、PPP 事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（内閣府・総務省・国土交通省、H28.10）が参考となる。

MS の結果、例えば、事業規模が小さいという懸念が出された場合には、民間事業者等の参画意向を踏まえ、事業規模を拡大させるために、対象施設・業務範囲の見直しや他分野・他地方公共団体との連携（分野横断型・広域型）を検討することが考えられる。

なお、レベル 3.5 の導入検討を進める対象範囲の一部または全部で既存民間委託を地元企業が実施し、レベル 3.5 への移行で影響がある場合、MS の対象とすることが望ましい。レベル 3.5 の導入検討を進めている地方公共団体の先行事例でも、複数回の MS の中で、地元企業と丁寧に官民対話を実施したものがある。この先行事例では、初回の MS で、地元企業から、レベル 3.5 移行後に地元企業が担う事業量の見通しが不明等の懸念が挙げられた。そこで、第 2 回の MS ではこの見通しを明確に提示（情報開示）したところ、地元企業等の参画意欲が向上したものである。

図表 3-3 MS の目的・方法等

目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者等の関心の把握 ● 民間事業者等の懸念点の把握 ● 事業スキームの検討への反映 <p>*その他、候補となる手法についてヒアリングを行いたい事項があれば適宜追加が必要</p>
手法	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明会 ● アンケート ● ヒアリング
対象者	民間事業者等
方法	<p>指名、公募</p> <p>*方法選択に当たっては公平性の確保に考慮が必要</p>

4 第 4 章 入札・公募等

4.1 留意点・ポイント

4.1.1 手続上の工夫

入札・公募でも、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しが重要であり、段階に応じて適切な情報開示・官民対話の機会が設定されることが望ましい。この趣旨は、より競争性や創意工夫等を引き出す入札・公募の条件設定等の調整にある。一方、官民双方の負担が過剰にならないよう、例えば、効果的・効率的な実施や、形式的な実施の回避等を考慮することが重要である。

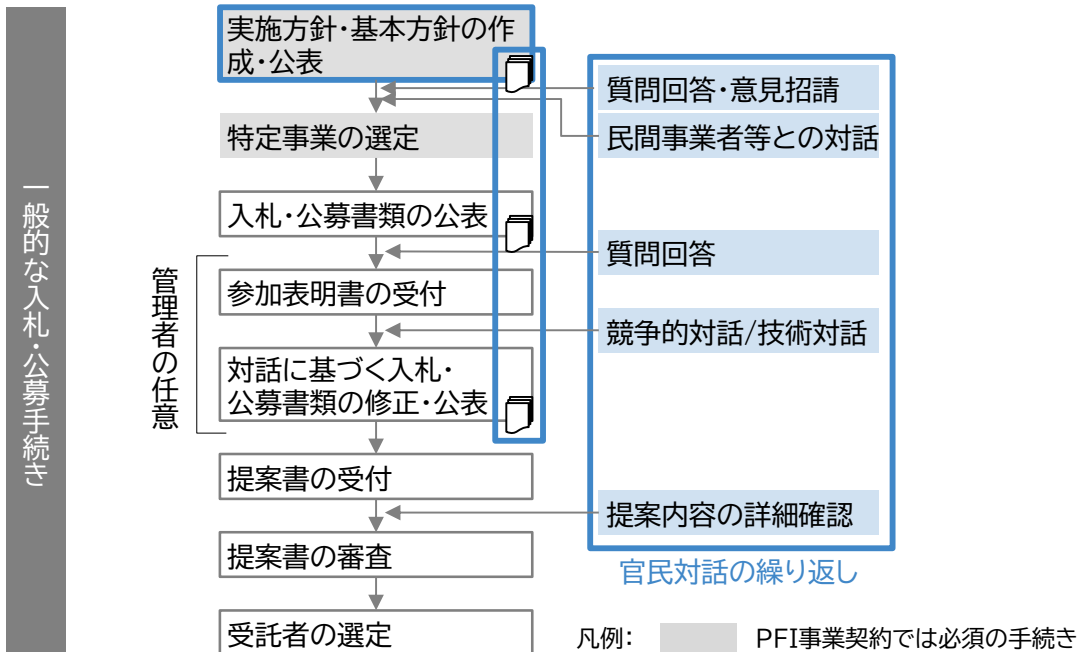
また、都道府県、指定都市及び中核市が、入札・公募を検討する場合には、WTO 政府調達協定の適用の有無にも留意が必要である。

レベル 3.5 の入札・公募は、原則 10 年という長期間、事業を担うパートナーである民間事業者等を決定するプロセスであり、レベル 3.5 の要件である性能発注、維持管理と更新の一体マネジメント等を効果的に実施できる技術力等を有する民間事業者等かどうか適切に評価し、選定する必要がある。

入札・公募手続における工夫例として、管理者が基本方針・実施方針等、より多くの情報を提示すること、可能な限り初期段階から官民対話を設定し、民間事業者等からの意見を把握しておくこと、民間事業者等へ求める提出書類は必要最小限とするとともに紙ではなく電子での提出も可とすること、民間事業者等の負担を考慮しつつ資料に対する質問回答のやりとりを実施すること（例えば、オンラインの活用）等が考えられる。不調・不落のリスクを避けるためにも、これらの工夫を行うことが望ましい。（図表 4-1）

また、都道府県、指定都市及び中核市が、入札・公募手続を検討する場合には、WTO 政府調達協定の適用の有無にも留意が必要である。適用される場合は、一般競争入札で行う場合、所在地に関する必要な資格を定めることができないこと、原則として競争入札となるため、随意契約となる公募型プロポーザルが選択できなくなること、入札公告における一定事項については英語（またはフランス語かスペイン語）で記載する必要があること等について留意が必要である。現状、レベル 4 と同様の適用除外はない。

図表 4-1 入札・公募手続の工夫（例）



- 入札・公募手続きにおける工夫（例）
- 実施方針/基本方針に類する資料を予め提示し、民間事業者等からの意見を把握しておくことも有効であると考えられる。
 - 民間事業者等への情報開示も重要であり、可能な限り初期段階からの情報開示・対話の設定が重要である。

対応例

 - ・ より多くの情報を開示
 - ・ 官民双方の負担軽減のため、資料の電子化、様式の標準化
 - ・ オンラインで対話を実施
 - 民間事業者等へ求める提出書類は、負担を考え必要最低限することが必要である。
 - 民間事業者等への負担を考慮しつつ、資料に対する質問回答の実施等、官民対話を繰り返し設定することが重要である。

対応例

 - ・ 競争的対話による官民での要求水準やすり合わせの実施
 - ・ 技術対話による民側の技術提案の改善、すり合わせの実施

4.1.2 統括的に管理する人材の要件

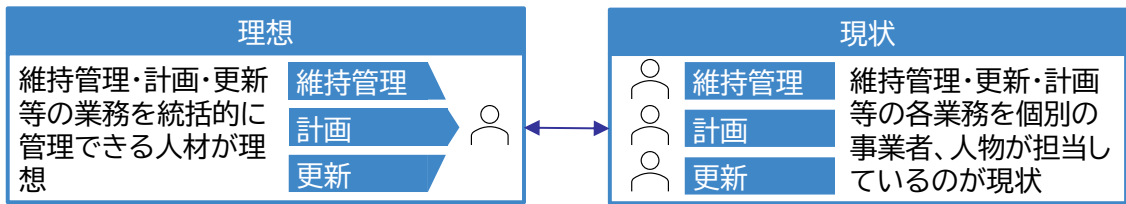
レベル 3.5 では、一般的に対象施設・業務範囲の設定等が大きく、また、4 要件（特に要件③維持管理と更新の一体マネジメント）との関係等から、全体を統括的に管理できる人材が重要となるため、必要となる能力、経験、実績、資格等を、入札・公募の条件に設定（募集要項等で明確に規定）して提示することが必要である。

適切な事業実施に向けて、レベル 3.5 の全体（対象施設の維持管理、更新計画案作成、更新（改築）等）を統括的に管理する人材が必要・重要であり、この人材に要求する能力、経験、実績、資格等について、入札・公募の条件として設定し、募集要項等で明確に規定して提示することが必要である。

この人材について、一人ですべての対象施設・業務範囲等に知見等を持つような人材の確保が困難であると想定される場合には、それぞれの対象施設・業務範囲等ごと個別の能力、経験、実績、資格等を要求し、緊密な連携を要求する等も考えられる。これらについても、例えば、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを踏まえ、管理者の適切な判断により、募集要項等で明確に規定して提示する。なお、専属・専任等の考え方についても、同様に、管理者の適切な判断により、必要十分な入札・公募条件を設定されたい。

参考まで、これまでの維持管理（包括的民間委託等）、計画（ストックマネジメント計画策定（見直し）等）、更新（改築）での資格・実績要件は図表 4-2 の通りであり、これらの緊密な連携を要求する等が考えられる。

図表 4-2 (参考) 統括的に管理する人材の要件の考え方の一例 (イメージ)



維持管理・計画・更新等の各分野における類似業務の資格・実績要件を求め、それぞれが連携することが望ましい

	柏市 下水道包括的 民間委託の事例	守谷市 上下水道包括的 民間委託の事例	大阪狭山市 下水道包括的 民間委託の事例
	資格要件 <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道管路管理総合技士または下水道管路管理主任技士 ● 技術士(上下水道部門(下水道)または総合技術監理部門(選択科目:下水道))、RCC M(下水道部門) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術士(総合技術監理部門(下水道)または上下水道部門(下水道)) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道管路管理総合技士または下水道管路管理主任技士 ● 第三種技術検定(維持管理) ● 技術士(総合技術監理部門・上下水道)または(上下水道部門) ● 1級土木施工管理技士
実績要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成25年度以降の管更生に係る改築工事の実績 	-	-

出典) 千葉県柏市「柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託 実施要領」、
「守谷市上下水道施設管理
理等包括業務委託実施要領」、大阪府大阪狭山市「大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務(第2期)実施要
領」等に基づき国土交通省作成

4.1.3 下水道法第 22 条の有資格者配置と PPP/PFI（官民連携）

下水道法第 22 条においては、下水道管理者の設計・工事や維持管理について資格要件が定められているが、ウォーターPPP を実施する場合、その業務範囲に応じて、有資格者を受託者側に配置すればよく、管理者側に配置しなくてもよいと緩和しているところである。（図表 4-3、図表 4-4）

上記を踏まえ、ウォーターPPP 事業開始後、管理者側に有資格者を配置しないことを想定している場合には、受託者側に必要な資格や実務経験年数の要件を満たす人材の配置を募集要項等で明確に求め、入札・公募を実施することが必要である。

図表 4-3 各 PPP/PFI（官民連携）手法と下水道法第 22 条の有資格者配置の考え方

維持管理
下水道施設の維持管理・・・全手法で民間事業者側の配置で可。 （※管路については、有資格者の配置は不要。）
実施設計・工事の監督管理等
設計図書の作成や工事の監督管理・・・ ①レベル3.5(更新支援型):民間事業者が、地方公共団体の更新業務を支援し、更新は地方公共団体で実施。 ②レベル3.5(更新支援型※CM方式):民間事業者が、コンストラクションマネジメント方式により地方公共団体の更新業務を支援。 ③レベル3.5(更新実施型):民間事業者が施設更新を実施。 ④レベル4:民間事業者が施設更新を実施。 ※②～④において、契約範囲外の工事がある場合は、下水道管理者側で施工する必要があり、下水道管理者側に有資格者配置が必要。
計画設計
基本構想・全体計画等の作成・・・事業計画で定める内容に基づいており、民間事業者による委託は不可。

<PPP/PFI手法における下水道技術者の配置について>

※○は、今回通知により有資格者の配置要件の緩和される対象。

レベル	PPP/PFI手法	定義	事業期間	維持管理			監督管理等		計画設計			公権力行使
				一般的な	運転管理・保守点検・調達	薬品等	補修・修繕	設計・建設・改築	資金調達	料金収受	計画策定	
レベル 1～3	包括的民間委託	処理場・ポンプ場	性能発注方式であることに加え、かつ、複数年契約を基本とする方式。	3～5年	○							
		管路	「管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約」にて実施している方式。	3～5年								
	指定管理者制度	強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共施設の管理・運営を民間事業者に委任する方式。	3～5年	○								
レベル 3.5	管理・更新一体マネジメント方式(更新支援型)	コンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、コンセッション方式への段階的な移行形式のうち、維持管理と更新を一体的にマネジメントとし、民間事業者が更新計画案までの作成等を行う方式。	10年	○								
	管理・更新一体マネジメント方式(更新支援型) ※CMを含む	コンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、コンセッション方式への段階的な移行形式のうち、維持管理と更新を一体的にマネジメントとし、民間事業者がCM方式により更新業務を支援する方式。	10年	○	※1		○					
	管理・更新一体マネジメント方式(更新実施型)	コンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、コンセッション方式への段階的な移行形式のうち、維持管理と更新を一体的にマネジメントし、民間事業者の裁量により更新業務を行う方式。	10年	○			○	※2				
レベル 4	PFI(コンセッション方式)	利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式。	10～20年	○			○					

※1 仕様発注の場合を除く。

※2 全ての施設を一括委託する場合。

出典) 国土交通省水管理・国土保全局「国水企第 8 号 国水下第 3 号 官民連携手法を活用した場合の下水道における監督管理等及び維持管理に関する下水道法第 22 条における有資格者の配置等について」(R6.4)

図表 4-4 下水道法上の各資格取得に必要な実務経験年数等

【表記例】

7 (3.5)

下水道を含む関連インフラの経験を合算した全体の経験年数

全体の経験年数のうち下水道の経験年数

<関連インフラ>

- 計画設計及び実施設計・工事の監督監理の場合：下水道、上水道、工業用水道、河川、道路
- 維持管理の場合：下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設

■「計画設計」とは、事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。

■「監督管理等」とは、実施設計(計画設計に基づく具体的な設計)又は工事の監督管理(その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書の通りに実施されているかどうかを確認すること。)をいう。

■「維持管理」とは、処理施設等の運転管理等をいう。

下水道法施行令第15条及び同第15条の3	区分	要件			資格取得に必要な下水道技術に関する実務経験年数			
		卒業・修了した学校等	卒業・修了した学科等	履修した科目等	計画設計	監督管理等		維持管理 処理施設 ポンプ施設
						処理施設 ポンプ 施設	排水施設	
第1号	新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学	5 (2.5)	2 (1)	1 (0.5)	2 (1)	
	旧制大学	土木工学科又はこれらに相当する課程	—	—	—	—	—	
第2号	新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学に関する学科目以外の学科目	6 (3)	3 (1.5)	1.5 (1)	3 (1.5)	
		機械工学科、電気工学科又はこれらに相当する課程	—	6 (3)	3 (1.5)	1.5 (1)	3 (1.5)	
第3号	短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	土木科又はこれに相当する課程	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	5 (2.5)	
		機械工学科、電気工学科又はこれらに相当する課程	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	5 (2.5)	
第4号	新制高等学校 新制中等教育学校 旧制中等学校	土木科又はこれに相当する課程	—	10 (5)	7 (3.5)	3.5 (2)	7 (3.5)	
		機械科、電気科又はこれらに相当する課程	—	10 (5)	7 (3.5)	3.5 (2)	7 (3.5)	
第5号	建設業法第27条による第二次検定の合格者(一級土木施工管理技士)	土木施工管理に合格した者	—	—	3 (1.5)	1.5 (1)	—	
第6号	技術士法による二次試験	下水道を選択科目として上下水道部門に合格した者	—	—	0 (0)	—	0 (0)	
		水質管理又は廃棄物・資源循環を選択科目として衛生工学部門に合格した者	—	—	—	—	0 (0)	
第7号 第8号	日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定	第1種技術検定合格	—	3 (0.5)	2 (0.5)	1 (0)	—	
		第2種技術検定合格	—	—	2 (0.5)	1 (0)	—	
		第3種技術検定合格	—	—	—	—	2 (0)	
第9号	上記に定める学歴のない者	—	—	—	10 (5)	5 (2.5)	10 (5)	
第10号	新制大学の大学院	5年以上在学(卒業)	下水道工学	2 (1)	0.5 (0.5)	0.5 (0.5)	0.5 (0.5)	
	新制大学の大学院又は専攻科・旧制大学の大学院又は研究科	1年以上在学	下水道工学	4 (2)	1 (0.5)	0.5 (0.5)	1 (0.5)	
	短期大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	7 (3.5)	4 (2)	2 (1)	4 (2)	
	国土建設学院等	上下水道工学科	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—	
	外国の学校	日本の学校による学歴、経験年数に準ずる。			—	—	—	—
	指定された試験	下水道管理技術認定試験(処理施設)	—	—	—	—	2 (1)	
	指定講習	国土交通大学校	専門課程下水道科研修	—	—	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—
日本下水道事業団	下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会	—	—	—	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—	
	下水道維持管理資格者講習会	—	—	—	—	—	5 (2.5)	

出典) 国土交通省水管理・国土保全局「国水企第8号 国水下第3号 官民連携手法を活用した場合の下水道における監督管理等及び維持管理に関する下水道法第22条における有資格者の配置等について」(R6.4)

4.1.4 「更新実施型」の入札・公募等

管理者は、入札・公募等の準備段階で、ストックマネジメント計画、経営戦略等の既存資料等を踏まえ、事業期間中の改築の見通し（例えば、年度毎の事業費や内容等）をまとめ、募集要項等に記載して提示することが重要である。

レベル 3.5 の「更新実施型」の入札・公募等では、要件①長期契約（原則 10 年）の事業期間中の改築の見通し（例えば、年度毎の事業費や内容等）は、民間事業者等が適切に判断し提案する上で必要・重要な情報となる。

この点、可能な限り具体的に情報開示できることが望ましいが、困難である場合も民間事業者等の参画意欲を高め、創意工夫等を引き出す観点から、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等も踏まえつつ、手がかりとなる事業期間中の改築の見通しは提示（情報開示）できるように準備することが必要である。より具体的には、管理者は、入札・公募等の準備段階で、ストックマネジメント計画、経営戦略等の既存資料等を踏まえ、事業期間中の改築の見通し（例えば、年度毎の事業費や内容等）をまとめ、募集要項等に記載し明確にして提示（情報開示）することが想定される。

また、例えば、事業期間中の改築の見通しについての管理者の考え、事業期間後の改築についての管理者の考え等をあわせて提示（情報開示）した上で、官民対話や入札・公募等を実施することも有効と考えられる。なお、更新支援型の場合、事業期間中の改築の見通しや管理者の考え等は直接には関係しないものの、民間事業者等が適切に判断し提案する上で重要な情報と考えられるため、提示（情報開示）することも有効と考えられる。

参考まで、神奈川県三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業（レベル 4）では、公募に際し、年度毎の想定事業費を提示した上で、事業期間合計及び改築計画期毎の事業費について、上限内での提案を求めた（図表 4-5）。

図表 4-5 (参考) 事業期間中の改築の見通し (神奈川県三浦市)

各種改築工事基準価格

本基準価格は、主要工事(工事建築、機械・電気、管路施設)の費用削減額を算出するために、市が便宜上設定したものであり、リスク評価を行うに当たっての価格変動基準となり得るものではない。

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	…	令和24年度	事業期間計
	第1期	第2期	…	第20期	
	2024/3/31	2025/3/31	…	2043/3/31	
主要工事(土木建築、機械・電気、管路施設)費	343.00	399.00	…	280.00	6,767

予定価格

本予定価格は、提案額の妥当性を図るために設定した閾値であり、改築計画期毎の主要工事費合計額を超過する提案については、評価の対象としない。なお、本予定価格についても、市が便宜上設定したものであり、リスク評価を行うに当たっての価格変動基準となり得るものではない。

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	…	令和24年度	事業期間計
	第1期	第2期	…	第20期	
	2024/3/31	2025/3/31	…	2043/3/31	
主要工事(土木建築、機械・電気、管路施設)費	292.00	344.00	…	244.00	5,846
改築計画期毎の主要工事費合計	636.00		…	770.00	5,846

運営権者提案

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	…	令和24年度	事業期間計
	第1期	第2期	…	第20期	
	2024/3/31	2025/3/31	…	2043/3/31	
土木建築・付帯設備					
機械・電気設備					
管路施設					
年度合計					
改築計画期ごとの合計					
改築計画期ごとの予定価格超過判定					

改築費削減額

(単位:百万円)

改築費削減額					
改築費削減額×0.5					

評価額

(単位:百万円)

評価額(改築費削減額×0.5の現在価値)	0.00
割引率	0.01607

出典) 神奈川県三浦市「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業における募集要項(別紙_提案書2_収支計画案(令和4年4月25日改訂版))」より国土交通省作成

4.1.5 「更新支援型」の入札・公募等

更新支援型の場合、レベル 3.5 の受託者が更新計画案作成等により、別途管理者が実施する改築等に対し、受託者グループの優位性を織り込むことも可能となりうる。このため、レベル 3.5 の受託者の選定、更新計画案作成の適切性、別途管理者が実施する改築等の競争性等の観点から、必要に応じて、管理者の適切な判断が望まれる。

更新支援型は、少なくとも維持管理から更新計画案作成までを含み、更新（改築）は別途管理者が実施する。更新支援型の受託者を更新（改築）の受託者として選定するかは管理者の任意であり適切な判断に委ねられる。

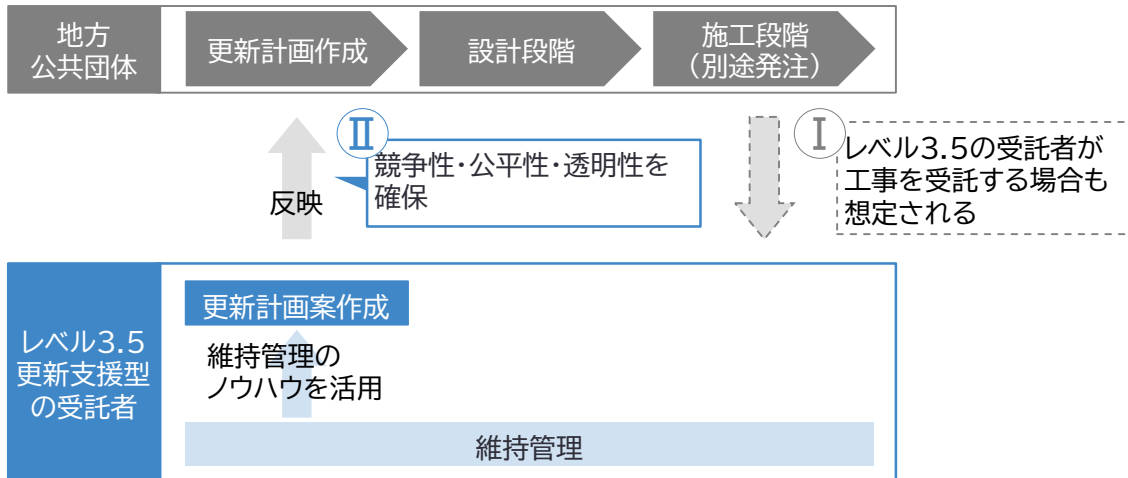
ただし、更新支援型の受託者は、更新計画案作成等を通じて、管理者の実施する改築等に対し、受託者グループの優位性を織り込むことも可能となりうる。このため、管理者が、更新支援型の受託者を更新（改築）の受託者として選定することを想定する場合にも、レベル 3.5 の受託者の選定、更新計画案作成の適切性、更新（改築）の競争性等の観点から、必要に応じて、適切に判断することが望ましい。（図表 4-6）

まず、更新支援型の受託者の選定に際しては、更新計画案作成等の適切な実施に資する能力・経験・実績・資格等だけでなく、例えば、更新計画案作成やこれに基づく改築等に対する考え方等も提案の中で要求し、確認することが考えられる。

更新計画案作成の適切性については、例えば、管理者が受け取った際、受託者グループが改築等の入札・公募に参加する可能性がある場合に必要があれば、競争性等ないし効率性や創意工夫等を引き出せるか等も確認（モニタリング・履行確認）することが考えられる。この点、必要に応じて、第三者により技術力や体制を補完することも考えうる。

更新（改築）の競争性等については、本ガイドライン 4.2.4、4.2.5などを参照されたい。この点、例えば、更新支援型の受託者の選定に際して、契約・要求水準等で更新計画案作成等に関連する情報開示を規定（約束）し、改築等の入札・公募に際して、これらの情報開示に基づき競争性・公平性・透明性を確保する等が考えられる。

図表 4-6 更新支援型における更新計画案作成の適切性確認



4.1.6 ベンダーロックイン

レベル 3.5 の受託者が既存民間委託の受託者と異なる場合等を中心に、ベンダーロックインが発生する可能性がある。そのため、第 1 期のレベル 3.5 の受託者を選定する際には、次期事業において、円滑で効率的な事業実施や創意工夫の発揮、調達の競争性等が阻害されない環境整備がなされるよう、契約・要求水準等で規定すること等が望ましい（例えば、汎用プロトコル化によるベンダーフリー化や、データの開示、次期受託者に対する民・民の紳士的な協力について規定）。

一般に、ベンダーロックインとは、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定の事業者（ベンダー）を利用し続けなくてはならない状態のことである。

参考として、官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書（公正取引委員会、R4.2）における情報システムの調達に関する記載事項を以下に示す。報告書内では、官公庁の情報システム調達において公正かつ自由な競争が促進されること、および、ベンダーロックインや私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）違反行為の未然防止に取り組むことが期待されている。

- 公正取引委員会としては、デジタル庁等の関係府省庁と連携しながら、本報告書で示した考え方の普及・啓発に努めることにより、官公庁、ベンダー等において自主的な取組が行われ、官公庁の情報システム調達において公正かつ自由な競争が促進されることを期待する。加えて、情報システム調達における独占禁止法違反行為に対しては、厳正に対処していく。
- 民間における情報システムに係る取引においても、本報告書と同様の論点を有する部分については本報告書における考え方が有用であると考えられることから、官公庁にとどまらず広く情報システム調達に携わる関係者においても、本報告書で示した考え方に留意し、ベンダーロックインや独占禁止法違反行為の未然防止に取り組むことを期待する。

レベル 3.5 においても、受託者が既存民間委託の受託者と異なる場合等に、既設の電気設備等のベンダー等以外では技術的に対応が困難である等の理由により、電気設備等のメンテナンスや、バージョンアップ、更新工事、データ利活用等が円滑に実施できない可能性があり、このようなベンダーロックインが生じた場合、事業の円滑で効率的な実施や受託者の創意工夫の発揮に影響があることに加え、調達の公平性、競争性を阻害する要因となる。

このため、第 1 期のレベル 3.5 の受託者を選定する際の要求水準書や契約書等において、次期事業に向け、多様な民間事業者等が参画可能な公正かつ自由な競争が促進される環境を整備しておくことが望ましい。

例えば、レベル 3.5 を受託した民間事業者等に対しては、計算機室（中央監視装置）と現場制御装置（PLC）間の通信に汎用プロトコルを用いることでベンダーフリー化とすることや契約書等でデータの開示や次期受託者への協力を求めることが考えられる。

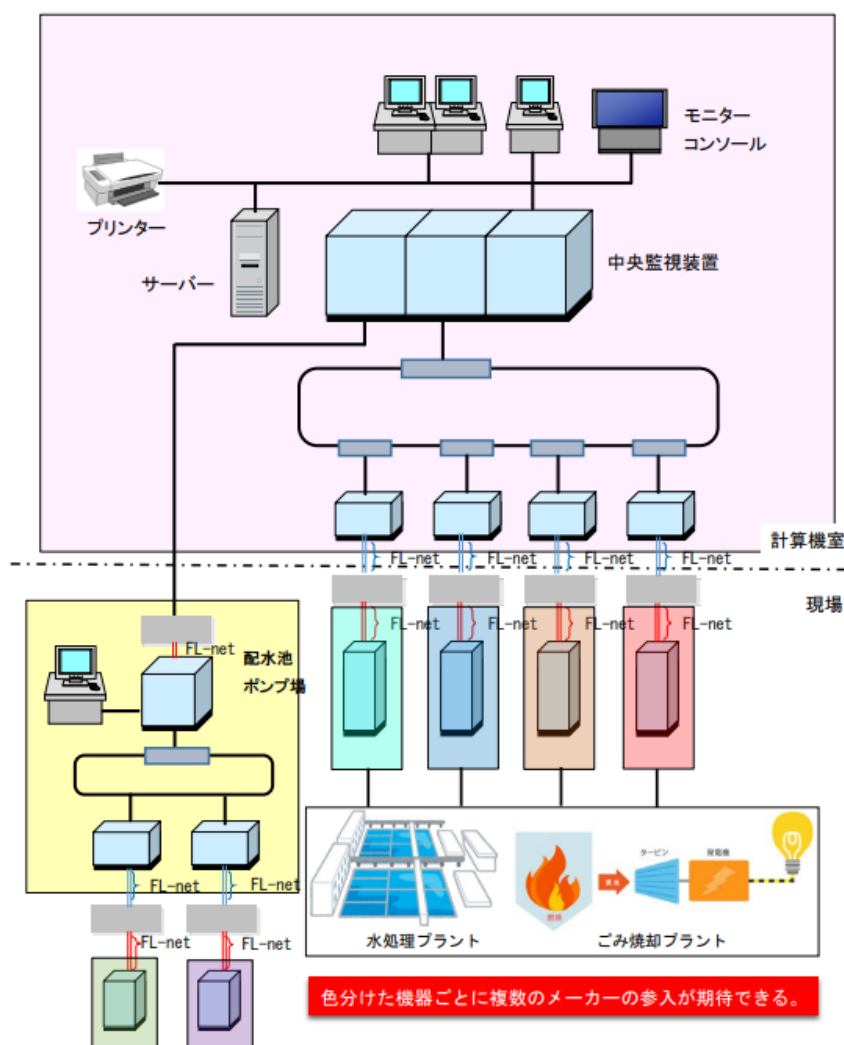
水道事業においては、保有するデータに関する仕様を標準化した「水道情報活用システム」の活用が進められている。水道情報活用システムに準拠したデータ規格等の標準化によりベンダーロックインが解消され、システム移行費用の削減、競争環境の確保によるコスト低減が期待される。水道情報活用システムの導入を前提として、運転監視アプリケーションの提供、機器更新工事等の希望する利用条件に対応可能な複数のベンダーを事前に確認しておくことで、実際にベンダーロックインの解消に踏み切っている地方公共団体もある。

ベンダーロックイン解消の取組（神奈川県横浜市、神奈川県葉山町の先行事例）

神奈川県横浜市では、公共インフラのシステムを特定企業に依存することは様々なリスクがあり、また適切な価格の把握が困難であるとして、これらの課題に対応するために監視制御装置の発注方式に関する検討報告～監視制御装置発注ガイドライン～（横浜市、R2.12）を策定した。

計算機室（中央監視装置）と現場制御装置（PLC）間の通信に汎用プロトコルを用いることを仕様書で示すことによりベンダーフリー化を進めている（図表 4-7）。従来、計算機室（中央監視装置）と現場制御装置（PLC）間の通信はメーカー独自の通信仕様を採用しており、計算機室（中央監視装置）メーカー以外では対応できない状況となっている。

図表 4-7 汎用プロトコルを用いたプラント監視制御装置の構成例



出典) 神奈川県横浜市「監視制御装置の発注方式に関する検討報告～監視制御装置発注ガイドライン～」(R2.12)

また、神奈川県葉山町の葉山浄化センター等整備・運営事業では、町が保有する葉山浄化

センターの増設設計・建設・維持管理等に係る業務を一括して複数年にわたって包括的に委託することによって、民間事業者の有する技術力や創意工夫を促し、事業の効率化及び安定化を図っている。

同事業では、要求水準書の中に、監視制御システムをベンダーフリー化することを記載している（図表 4-8）。

図表 4-8 汎用プロトコルの要求水準書における明示

<p>エ 監視制御設備</p> <p>(カ) 使用するLANシステム及び通信プロトコルは、オープンインターフェースとすること。特に中央監視室と設備コントローラの間は、汎用プロトコルを使用した通信方式とすること。</p> <p>オ 運転操作設備</p> <p>(サ) 使用するLANシステム及び通信プロトコルは、オープンインターフェースとすること。特に中央監視室と設備コントローラの間は、汎用プロトコルを使用した通信方式とすること。</p>

出典) 神奈川県葉山町「葉山浄化センター等整備・運営事業 要求水準書」(R4.10)

4.1.7 建設業法等との関係

更新実施型は、受託者が改築（の発注業務）を実施する。案件形成に際しては、建設業法や公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等との関係について、留意する必要がある。

受託者が SPC であって他の民間事業者等に改築工事を発注する場合、地方公共団体（管理者）と受託者の契約内容次第だが、当該 SPC は建設業許可が基本的に不要となる。

更新実施型では、受託者が自ら改築工事を実施する場合と、受託者が改築工事の発注を行う場合がある。一般則として、改築に際し、地方公共団体（管理者）と民間事業者等の契約内容が請負契約である場合、当該民間事業者等は政令で定める軽微な建設工事を請け負う場合を除き建設業の許可を受けなければならない（建設業法第3条）。

更新実施型において、受託者が SPC で、管理者と受託者の契約内容が建設工事の請負契約ではない場合は、当該 SPC が発注者、SPC から直接建設工事を請け負う民間事業者等が受注者（元請）の立場となるものであると考えられることから、当該 SPC は建設業許可が基本的に不要となる。なお、当該 SPC と請負契約を締結する民間事業者等や、当該民間事業者等と下請契約を締結する民間事業者等は、建設業の許可が必要となる。

以上を踏まえ、レベル 3.5 の更新実施型の案件形成に際して、必要に応じて各地方整備局等建設業担当者あてに照会する等、建設業法の許可の要否等について留意する。

4.2 レベル 3.5 の受託者

4.2.1 概要（類型等）

レベル 3.5 の受託者として、単独の民間事業者等、JV、SPC 等の新会社の設立が考えられる。

レベル 3.5 の受託者として、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントに対応するため複数の民間事業者等（受託者グループ）が想定されるが、下水道公社等による単独の受託者も考えられる。受託者グループとしては、JV や SPC 等の新会社の設立が選択肢となる。（図表 4-9）入札・公募条件設定等は管理者の適切な判断となるが、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等を踏まえることが望ましい。

図表 4-9 レベル 3.5 の受託者（イメージ）

	単独の民間事業者等	JV	SPC等の 新会社の設立
類型			
効果・ メリット	—	<ul style="list-style-type: none"> ●SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易（中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる） 	<ul style="list-style-type: none"> ●一体的な事業実施 ●倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●対象施設（処理場等と管路）、業務範囲（維持管理と更新関係）を一者で対応できる民間事業者等は限られる 	<ul style="list-style-type: none"> ●一体的な事業実施の観点を考慮 ●中長期の安定的な事業実施の観点を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ●新会社の設立や運営等の負担が大きい ●官出資により、官民会社（三セク）、官会社もある

4.2.2 官民出資会社の活用（SPC 等の新会社の設立）

SPC 等の新会社の設立の場合、地方公共団体と民間事業者等の双方が出資する官民出資会社の活用も考えられる。官民出資会社を活用する場合、職員派遣による技術継承が可能となる。一方、地方公共団体の出資による経営への関与と経営の自由度の均衡に留意する必要がある。

受託者に SPC 等の新会社の設立を想定する場合の一つの類型として、地方公共団体と民間事業者等の双方が出資する官民出資会社の活用も考えられる。(図表 4-10)

官民出資会社の場合、地方公共団体が受託者の官民出資会社に職員を派遣し、この職員が受託者としてのレベル 3.5 の実務に直接的に関与し、蓄積した技術等を地方公共団体に持ち帰ることで、地方公共団体としての技術継承を進めることが可能となる。

ただし、地方公共団体の出資により、株主としての地方公共団体の経営への関与と、民間事業者等としての創意工夫等を可能とする経営の自由度との均衡に留意する必要がある。具体的には、官民の出資の比率（地方公共団体が出資する割合）等を慎重に決定することが重要であり、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しや外部有識者の意見等も踏まえ、管理者が適切に判断する。また、地方公共団体が出資する点について、地方自治法や当該団体の決まり等、関係する規定を確認することも必要である。なお、地方公共団体のみが出資し、完全な官出資会社とすることも可能である。

図表 4-10 SPC 等の新会社の設立（官民出資会社の活用）

	民間出資会社	官民出資会社	公共出資会社
類型	<p>地方公共団体 (管理者) → 民間出資会社 (受託者) (出資)</p> <p>株主間協定: 地方公共団体 (管理者), 民間出資会社, 維持管理担当企業, 工事関係担当企業</p>	<p>地方公共団体 (管理者) → 官民出資会社 (受託者) (出資)</p> <p>株主間協定: 地方公共団体 (管理者), 官民出資会社, 維持管理担当企業, 工事関係担当企業</p>	<p>地方公共団体 (管理者) → 公共出資会社 (受託者) (出資)</p> <p>公共出資会社 (受託者) → 維持管理担当企業, 工事関係担当企業 (再委託)</p>
効果・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ●設立された新会社の経営について、完全に受託者の裁量となるため、より受託者の創意工夫や経営ノウハウ等の活用を期待しうる 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体の職員を官民会社に派遣して官から民への技術継承が可能(※) ●同職員が官民会社で実務を担当することで官もノウハウ等を持ち続けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体側での業務実施体制を維持しノウハウを維持しつつ、地方公共団体から独立した法人として相対的に自由度の高い経営が可能となる
留意点・ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●中長期の事業期間が終了する際、必要な情報やノウハウ等が、適切に引き継がれる仕組み等を考えておく 	<ul style="list-style-type: none"> ●設立された新会社の経営について、地方公共団体の関与の程度と、受託者の自由度の均衡に留意する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●設立した新会社では実際に維持管理業務や工事に関する業務を実施できない場合、民間事業者等への再委託が必要となる

※公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条に基づく職員派遣については、地方公共団体の条例で必要となる出資割合を規定している場合、この出資が必要

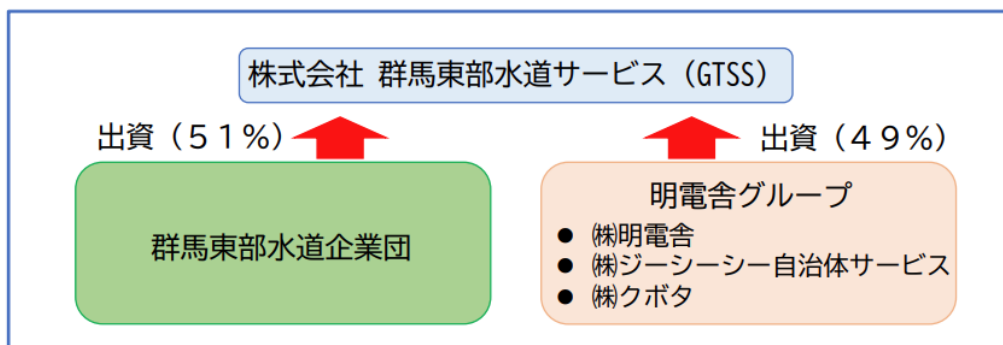
【参考】官民出資会社の活用（群馬東部水道企業団による株式会社群馬東部水道サービスの活用）

群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（水道分野）では、群馬東部水道企業団の51%の出資により、官民出資会社が設立され、受託者として事業実施している。（図表 4-11、図表 4-12）

群馬東部水道企業団の職員を、官民出資会社であり受託者である株式会社群馬東部水道サービスに派遣し、同職員が受託者の実務に関与することで、群馬東部水道企業団としての技術・ノウハウ等の継承・確保を可能としている。

なお、群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）も、水道事業運営を引き続き包括事業委託で実施することとし、パートナーとなる民間事業者等の募集を公募型プロポーザル方式により実施し、事業者選定審査委員会を経て、選定事業者を決定した。

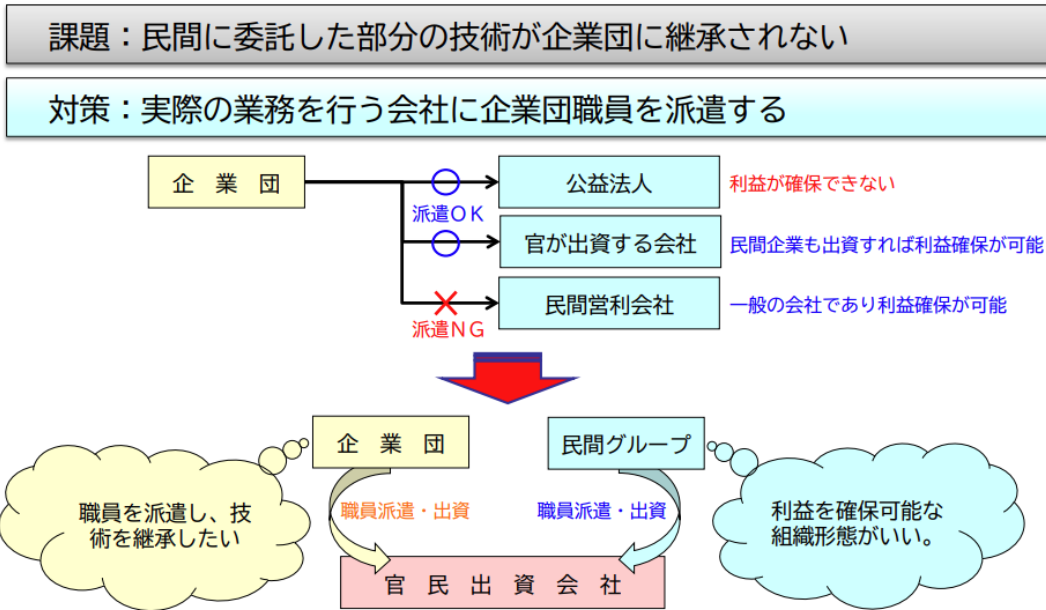
図表 4-11 群馬東部水道企業団と官民出資会社の株式会社群馬東部水道サービス設立



➡ 官民出資会社設立のメリット

- 官民双方からの出資による公正な運営
- 官民双方の技術や知識を活かした、効率的な業務の実施
- 近年の職員減少による水道技術の衰退の解消
- 退職派遣の実施による官側への民間技術導入
- 包括事業実施期間終了後も会社が継続

図表 4-12 群馬東部水道企業団職員の派遣



出典) 群馬東部水道企業団「群馬東部水道企業団の広域連携について」(R4.11)

4.2.3 下水道公社の活用可能性

**レベル 3.5 の受託者として、下水道公社の活用も想定されうる。
下水道公社が受託者となる場合、単独で受託者となる場合のほか、民間事業者等とともに JV を組成する場合や SPC 等の新会社を設立する場合も考えられる。**

下水道公社がレベル 3.5 の受託者となることも可能である。

下水道公社が単独でレベル 3.5 の受託者となる場合、例えば、セルフモニタリング等で管理者を補完する役割・機能等を期待しうるが、レベル 3.5 の 4 要件充足や、導入検討の進め方等に留意が必要となる。下水道公社との契約締結方法、再委託の考え方等は、管理者が適切に判断し、住民等に説明できることが重要と考えられる。

下水道公社が民間事業者等と受託者グループを形成し、JV の組成や SPC 等の新会社の設立をする場合も考えられる。(図表 4-13) この場合、営利を目的とする民間事業者等と受託者グループを形成することが下水道公社の事業目的との関係から問題ないか等について留意が必要となるほか、下水道公社と受託者グループを形成しない民間事業者等との関係で入札・公募等の競争性・公平性・透明性の確保等について留意が必要となる。

なお、下水道公社がレベル 3.5 の受託者となる場合、要件④プロフィットシェアとの関係については、費用縮減分の分配であること等から、問題ない。

下水道公社はレベル 3.5 の受託者となるほか、例えば、地方公共団体のアドバイザーとして関与し、ウォーターPPP の導入検討ないし入札・公募等や、モニタリング・履行確認等の支援を実施することも可能である。実際に、本ガイドライン策定のための具体的なフィールドである山梨県の導入検討では、下水道公社の活用の有無、活用する場合の役割・機能や課題・留意点等について、山梨県が下水道公社に考えを説明した上でヒアリングを繰り返す等して、今後の関与についての考え方のまとめを進めている。

図表 4-13 下水道公社を活用する場合（イメージ）

	単独で受託者となる場合	JV組成/SPC等の新会社設立の場合
類型	<p>地方公共団体 (管理者)</p> <p>レベル3.5の委託</p> <p>下水道公社(受託者)</p> <p>再委託</p> <p>民間事業者等</p> <p>民間事業者等</p>	<p>地方公共団体 (管理者)</p> <p>レベル3.5の委託</p> <p>受託者チーム (JVを組成、または SPC等の新会社を設立)</p> <p>民間事業者等</p> <p>下水道公社</p>
効果・ メリット	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道公社によるセルフモニタリングのほか、地方公共団体を補完する役割・機能を期待できる ●受託者選定等の負担軽減の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道公社の技術力や、これまでの情報・ノウハウ等が、受託者チームの中で活用されることを期待できる ●受託者の創意工夫等を引き出しやすい
留意点・ ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●レベル3.5の4要件や、交付金等要件化の要件の充足に留意が必要 ●契約締結方法、再委託の考え方は、基本的にそれぞれの地方公共団体の判断 	<ul style="list-style-type: none"> ●JV組成やSPC等の新会社設立は、下水道公社の事業目的との関係等の観点から問題ないか確認が必要 ●入札・公募の競争性等確保に留意が必要

4.2.4 更新支援型の受託者と改築の受託者の関係

更新支援型（ピュア型 CM 方式を含まない）の受託者を、更新（改築）の受託者として選定できるか、管理者は適切に判断する。一方、ピュア型 CM 方式まで含む場合、一般的に改築の受託者として選定できないため、地方公共団体におけるピュア型 CM 方式活用ガイドライン（国土交通省、R2.9）等を参考に、慎重に判断されたい。

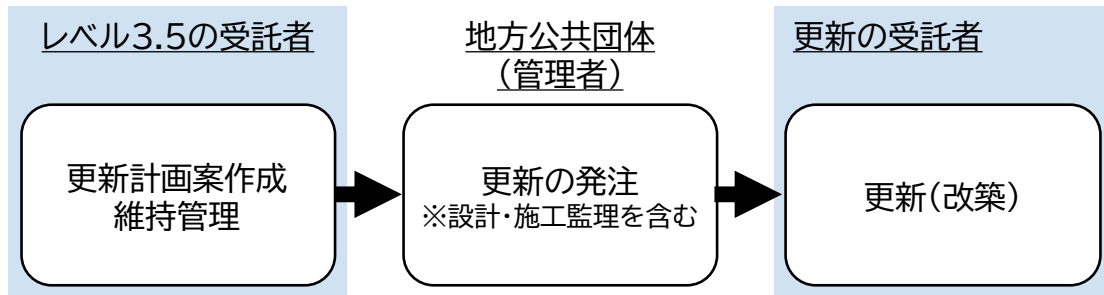
レベル 3.5 の更新支援型（ピュア型 CM 方式を含まない）の受託者を、更新（改築）の受託者として選定できるかは、管理者の適切な判断となるが、一般的に、同一ないし関係する民間事業者等が関与する場合、例えば、更新の発注に係る背景情報等の情報開示の観点で民間事業者間の情報格差が生じ、競争性や創意工夫等は阻害されやすいと考えられるため、更新支援型の受託者の選定や、更新（改築）の受託者の選定に際し、留意することが望ましい。

一方、更新支援型でピュア型 CM 方式まで含む場合、一般的に、レベル 3.5 の受託者を更新（改築）の受託者として選定できない。これは、更新（改築）の入札・公募の実務的な内容を受託者が承知していることにより、競争性・公平性・透明性や創意工夫等の阻害が著しいこと等のためと考えられる。詳細は、地方公共団体におけるピュア型 CM 方式活用ガイドライン（国土交通省、R2.9）等を参照されたい。この点、建設工事の特記仕様書や金入り設計書等を作成支援する詳細設計業務等をレベル 3.5 に含める場合は、同様の理由により更新（改築）の事業者として選定できない。（図表 4-14）

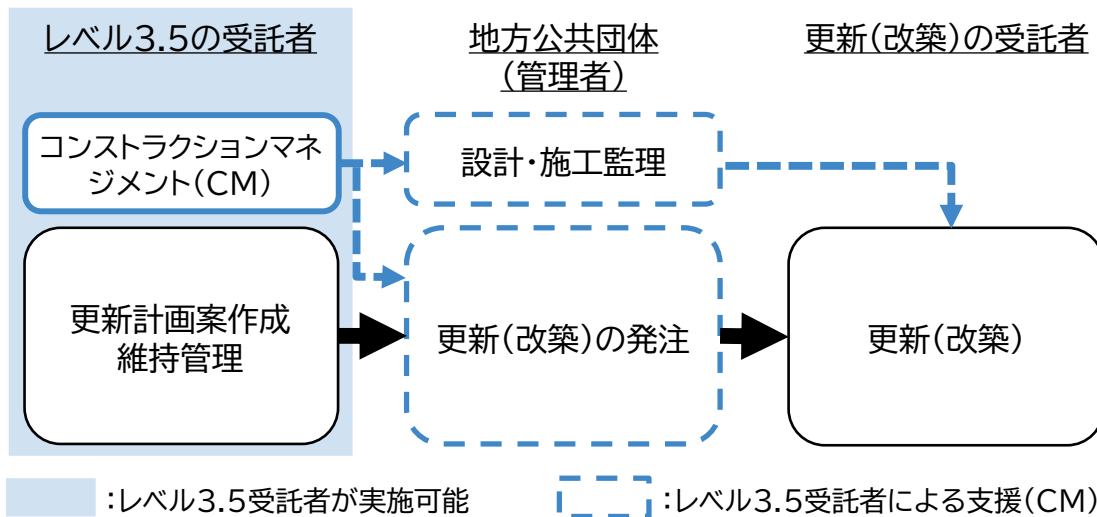
よって、管理者は、更新支援型を選択する場合、入札・公募等までに、レベル 3.5 の受託者を更新（改築）の受託者として選定できるか（更新（改築）の入札・公募等に参加させるか）等を明確に提示できることが重要であり、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの中で取り扱っておくことが望ましい。

図表 4-14 更新支援型の受託者と更新（改築）の受託者

● 更新支援型



● 更新支援型+コンストラクションマネジメント(CM)※ピュア型CM方式を想定



4.2.5 レベル 3.5 の受託者と FS 等の受託者との関係

FS 等支援の受託者をレベル 3.5 の受託者として選定できるかは、基本的に管理者の任意（適切な判断）となる。

地方公共団体の決まり等があればこれに準拠し、なければ競争性等と持続性向上の均衡を踏まえ、管理者が適切に判断する。

管理者は、競争性等の確保に向けた情報開示等を前提としつつ、FS 等支援の受託者をレベル 3.5 の受託者として選定することも考えられるが、入札・公募支援の受託者は、一般的に競争性等の阻害が著しくレベル 3.5 の受託者として選定できない。

FS や MS 等の支援する受託者をレベル 3.5 の受託者として選定できる（入札・公募に参加させる）かは、基本的に管理者の任意であり、適切な判断に委ねられる。

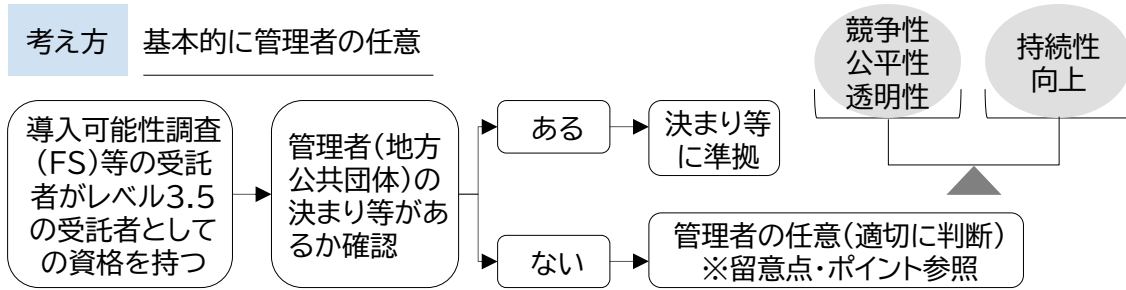
管理者の任意（適切な判断）の趣旨は、地方公共団体の決まり等がある場合にはこれに準拠し、ない場合には競争性・公平性・透明性と持続性向上の均衡等を踏まえ、管理者が適切に判断するというものである。

FS 等支援の受託者をレベル 3.5 の受託者として選定する（入札・公募に参加させる）場合、例えば、競争性・公平性・透明性の確保に向けた情報開示等を前提とすることが考えられる。

一方、レベル 3.5 の入札・公募支援の受託者は、レベル 3.5 の受託者として選定できず、入札・公募に参加させられない。これは、一般的に競争性・公平性・透明性や創意工夫等の阻害が著しいと考えられることによる。（図表 4-15）

具体的には、レベル 3.5 の導入検討（FS 等）から入札・公募ないしモニタリング・履行確認等の事業実施中の支援まで、段階に応じて支援の受託者が承知している情報等の質や量が異なると考えられるため、管理者は、それぞれの競争性・公平性・透明性や創意工夫等への影響の有無・程度等を考慮しつつ、適切に判断することが重要である。

図表 4-15 レベル3.5の受託者とFS等の受託者（イメージ）



イメージ 一般的に入札・公募(準備を含む)支援の受託者がレベル3.5の入札・公募に参加することは困難

導入検討等の受託者の支援段階	事前検討	導入可能性調査 (FS)等	入札・公募 (準備を含む)	事業実施中
	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状分析 ● 課題整理 ● 先行事例調査 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● スキーム検討 ● DD(※1) ● MS(※2) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入札・公募準備 ● 入札・公募支援 ● 審査選定支援 	事業開始 <ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング・履行確認支援等
レベル3.5の受託者になりうるか？	○ 管理者の任意	△ 管理者の任意	× 受託は困難	△ 管理者の任意
留意点・ポイント	-	競争性・公平性・透明性を確保する観点から、例えば、調査結果等の情報開示が考えられる	一般的に、競争性・公平性・透明性を確保できず、参加させることや選定することは困難	履行確認・モニタリングに際し、一般的には、客観性や中立性を確保するのが難しい

※1 デューデリジェンス:導入検討を進めるための補完的な情報整理

※2 マーケットサウンディング:民間事業者等への意向調査(情報開示・官民対話)

4.3 募集要項等の公表

4.3.1 デジタル・脱炭素等の提案の促進

レベル 3.5 では、デジタル技術活用等による維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの効率化が期待される。また、デジタル技術活用も含め、脱炭素等の提案について、入札・公募条件設定（審査基準等）や、契約・要求水準等の規定等により、促進することが考えられる。

デジタル・脱炭素等の推進と PPP/PFI（官民連携）の親和性は高く、長期間の性能発注や維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントが前提となるレベル 3.5 ではさらにこの傾向が高まると考えられる。レベル 3.5 の導入検討を契機に、デジタルや脱炭素等についてもあわせて考えることが望ましい。

この点について、管理者の効果・メリットとしては、①最新の技術の提案により業務効率化の可能性が高まる、②新技術に潜むリスクを受託者にも負担してもらえる、③中長期にわたり自らの提案の効果やメリットを享受できる可能性のある受託者だからこそ、真に必要な技術や創意工夫等、質の高い提案を考えることを期待しうる、等が挙げられる。

レベル 3.5 は、一般的に対象施設・業務範囲の設定が大きくなりやすく、また、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメント（維持管理を踏まえた更新計画案作成）等の効率化に向けたデジタル技術活用等の需要が見込まれ、提案の促進が期待できる。同様に、脱炭素等についても、入札・公募の条件として設定すること（審査基準等）や、契約・要求水準等に規定すること等により、提案を促進することが考えられ、脱炭素社会の実現等に寄与することが期待できる。

なお、例えば、法令の水質管理基準を厳守しつつ、現行の過度な水準を緩和することで、創意工夫の余地が生まれ、省エネルギー化による脱炭素を推進できる場合等も考えられるため、適切な入札・公募条件設定や契約・要求水準等の規定等に際し、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等が重要となる。

具体的な工夫の例として、イノベーションの取組を審査基準の「優れた提案のポイント」等として明記することや、一定の CO₂ 削減量が確保できる施設整備を要求水準として規定すること等が挙げられる。

【参考】省エネインセンティブ条項の活用

ある地方公共団体では、受託者が実施する運転管理業務で受託者の創意工夫・効率的な運転管理により、電気代を削減できた場合には、削減額の一部を報奨金（インセンティブ）として支払うことができるよう契約に盛り込み、省エネによる効率化・脱炭素化を進めている。（図表 4-16）

このように、契約書や要求水準書等に省エネ運転に伴う電気代の削減による利益を管理者と受託者の双方で再分配する条項を盛り込むことで、受託者の省エネの取組を促すことができる（ただし、これは事業期間中の受託者からの追加的な提案によるものではないこと等から、レベル 3.5 の 4 要件④プロフィットシェアとは異なる）。

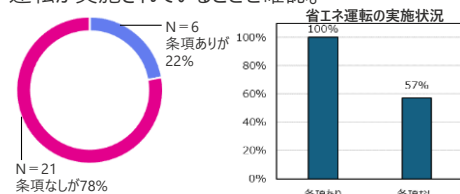
図表 4-16 省エネインセンティブ（例）

包括的民間委託等における省エネインセンティブ

- ・処理場の省エネを進める上では、包括的民間委託等の契約条項に、「省エネ運転に伴う電気代の削減による利益を受託者と自治体双方で再分配する条項」を盛り込むことで、受託者の取組を促すことが有効。
- ・W-PPP等の検討にあたっては、積極的にこれらの条項を盛り込むとともに、受託者と必要な情報共有を図ることで、経営の改善と下水道事業の脱炭素化を推進されたい。

委託業者へのアンケート結果からわかること

現在の包括的民間委託等の契約条項のうち、省エネを促す条項ありとご回答頂いたのは、全体の22%であり、これらのケースでは、積極的に省エネ運転が実施されていることを確認。



具体の取り組み（例）

インバーター制御機器を中心とした散気装置や攪拌機の間欠運転等

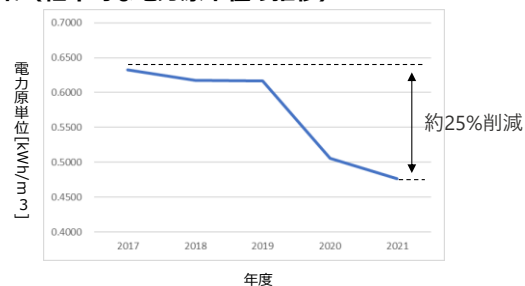


S市の事例

条項

受託者が実施する運転管理業務において、受注者の創意工夫、効率的な運転管理によりエネルギーの使用に係る原単位を削減できた場合は、削減額の一部を報奨金（インセンティブ）として、受注者は発注者に請求することができる。

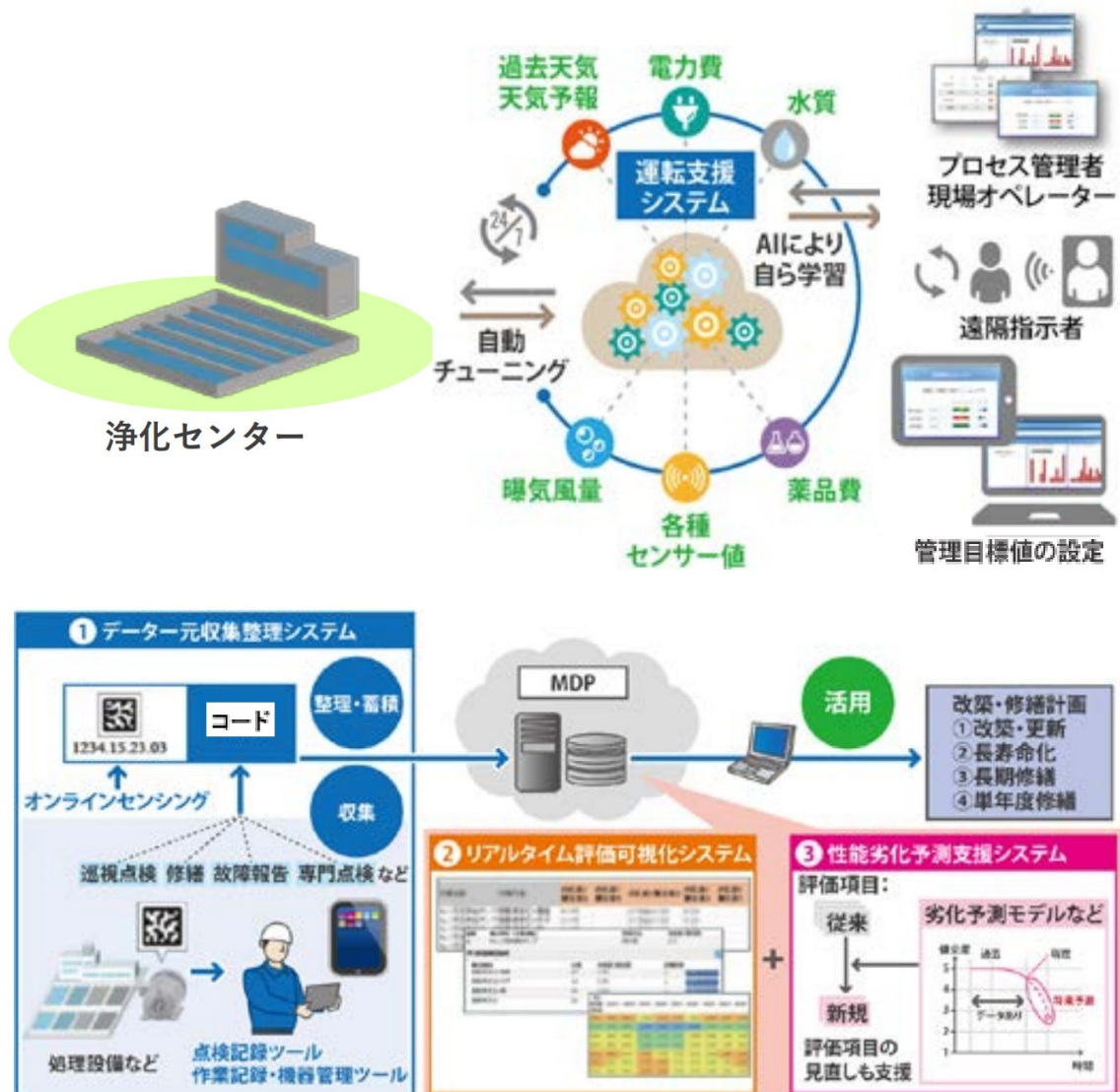
効果（経年的な電力原単位の推移）



【参考】デジタル技術活用（宮城県の先行事例）

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（レベル4）では、イノベーションに関する取組が評価基準に優れた提案のポイントとして明記されている。これにより、イノベーションに関する提案を行うことが採点上優遇されることから、民間事業者等による積極的な提案に結び付いた。実際の選定事業者の提案は、データ一元収集整理システム、リアルタイム評価可視化システム、性能劣化予測システム等の最新技術を数多く活用するものであった。（図表4-17）

図表 4-17 宮城県のレベル4でのデジタル技術活用の提案概要

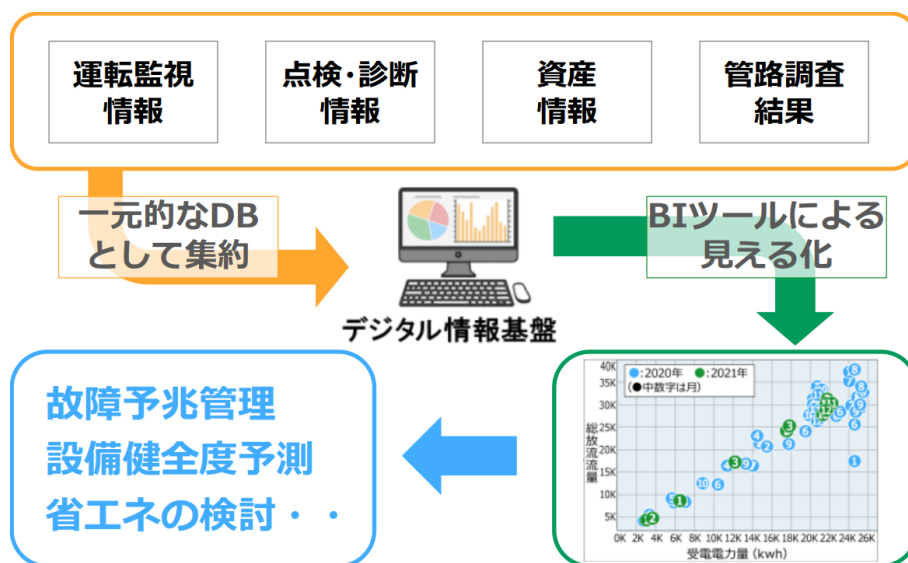


出典) 宮城県「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）提案概要書 メタウォーターグループ」(R3.3)

【参考】デジタル技術の活用、脱炭素の取組（神奈川県三浦市の先行事例）

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業（レベル4）では、デジタル情報基盤を構築して一元的なデータベースを作成し、劣化予測を含む精度の高いストックマネジメント計画の立案や、最適な運転管理、施設・管路等の点検・修繕への活用が提案された。（図表 4-18）

図表 4-18 三浦市におけるデジタル活用の提案概要



出典) 神奈川県三浦市「三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業 提案の概要」(R4.7)

また、脱炭素に関連し、附帯提案事業として、水処理棟屋上への太陽光発電設備の設置が提案され、導入されている。太陽光発電設備の導入により、東部浄化センターで使用する電気量の約 20%を太陽光発電によって自給できる見込みとなっている。これまでの火力発電による購入電力から、一部を太陽光発電による再生可能エネルギーとすることで CO₂ 排出量の削減につなげ、同市が掲げる『ゼロカーボンシティみうら』宣言に寄与している。

4.4 競争的対話等

レベル 3.5 は、一般的に事業規模等が大きくなりやすく（特に、更新実施型の場合）、長期間の性能発注や維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントが前提である等、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しにより、可能な限り管理者と受託者の認識のずれがないことが望ましい。

この点、入札・公募開始後も、募集要項等公表（情報開示）に基づく競争的対話等（官民対話）を設定することにより、管理者の考えを明確にするとともに、受託者による創意工夫や効率化等が促進されるよう、契約・要求水準等の案を調整等する。

競争的対話とは、要求水準書等の作成・調整のため、地方公共団体が応募者と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき、要求水準書等を作成・調整する等のプロセスである。

「事業規模が大きく、対話手続きに要する時間・コストの負担が相対的に小さい事業」、「運営の比重が高く、かつ運営内容を規定するために民間事業者等の知見が重要となる事業」、「複合施設、意匠性の高い建物等、地方公共団体の意図を明確に伝えることが困難と考えられる事業」において、競争的対話は有益であると考えられる。

レベル 3.5 は、一般的に事業規模等が大きくなりやすく（特に、更新実施型の場合）、長期間の性能発注や維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントが前提であり、また、包括的民間委託等と比較して経営の要素も大きくなりやすい。さらに、管理者の持続性向上の考え方や中長期の見通し等が、可能な限り明確に受託者に伝わった方がよい。このため、競争的対話を設定する実益がありうる。

なお、競争的対話以外に、現地調査（現場確認、資料閲覧）や、技術対話等を活用することも考えられる。現地調査は、特に、更新実施型の関係で、民間事業者等が十分に資産の情報を確認等する機会となりうる。技術対話は、例えば、性能発注の関係で、管理者の要求に合致する提案を調整等する機会となりうる。

競争的対話の流れとして、例えば、次のようなものが想定される。

- 必要に応じて競争的対話の参加者（応募者である民間事業者等のグループ）を三者程度に絞り込む。
- 管理者が参加者と提案内容の確認・交渉等を実施し、この結果に基づき契約・要求水準等を作成・調整等する。
- 競争的対話（上記）の終了後、提案の提出を要請する。

競争的対話の場（機会）を設定する際の留意点・ポイントは、①民間事業者等に質問機会を付与するとともに、回答は競争性・公平性・透明性の確保のため、基本的に他の民間事業者等にも提示する、②回答は、民間事業者等の提案に間に合うようにする、③競争的対話等の終了から提案までの期間も確保する、等が挙げられる。①は、固有の特殊技術やノウハウ

等の秘匿すべきものを明確にし、これら以外を提示（公表）する。

現地調査の機会を設定する際の留意点・ポイントは、例えば、競争的対話の前に実施して競争的対話を充実させる、民間事業者等がしっかり確認できるよう参加者ごと複数回設定する、処理場等の既存民間委託の受託者に配慮する、等が挙げられる。

一方、競争的対話等の全般について、官民双方の負担が過剰にならないよう、例えば、効果的・効率的に実施し、形式的な実施は回避する等を考慮することも重要である。

このほか、一般的な競争的対話等の詳細は、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府、R6.6）」や「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン（国土交通省、R4.3）」を参照されたい。

4.5 審査・選定

4.5.1 概要（類型等）

レベル 3.5 では、基本的には価格だけでなく提案も競争させることが想定され、総合評価一般競争入札、公募型プロポーザルによる入札・公募等が想定される。選定時には、民間事業者等の技術力や創意工夫等を適切に評価する。

- 総合評価一般競争入札

一般競争入札は、原則として予定価格の範囲内で最低価格の入札者が落札者となる。

総合評価一般競争入札は、予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案し、落札者を決定するもの（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）である。

- 公募型プロポーザル

公募により提案書を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って最優秀提案書を特定した後、その提案者の提出者との間で契約を締結する方式である。

随意契約であるため、調達内容が随意契約の要件（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号を参照）を満たしていることが必要となる。

【随意契約】

地方公共団体が競争の方法によらず、任意に特定の相手方を選定して契約を締結する方法。競争入札に付する手間を省き、特定の資産、信用、能力等のある相手方を任意に選定できるため、契約事務の負担を軽減するという長所を持っている。

しかし、契約の相手方の選定が偏ってしまうと地方公共団体と特定の業者の間に特殊な関係が発生する等、適正な価格による契約締結が確保できなくなる短所も併せ持っているため、その運用に際しては、関係法令及び各団体の条例や財務規則等に則った適正な執行が必要である。

- その他（参考）

PFI 事業契約締結を想定する場合、「地方公共団体における PFI 事業について（平成 12 年 3 月 29 日自治画第 67 号）」では、民間事業者等の選定に当たっては、総合評価一般競争入札によることを原則としているとあるが、一方、公募型プロポーザルの先行事例もあり、いずれも選択することが可能である。（図表 4-19）

図表 4-19 (参考) PFI 事業契約締結を想定する場合の入札・公募

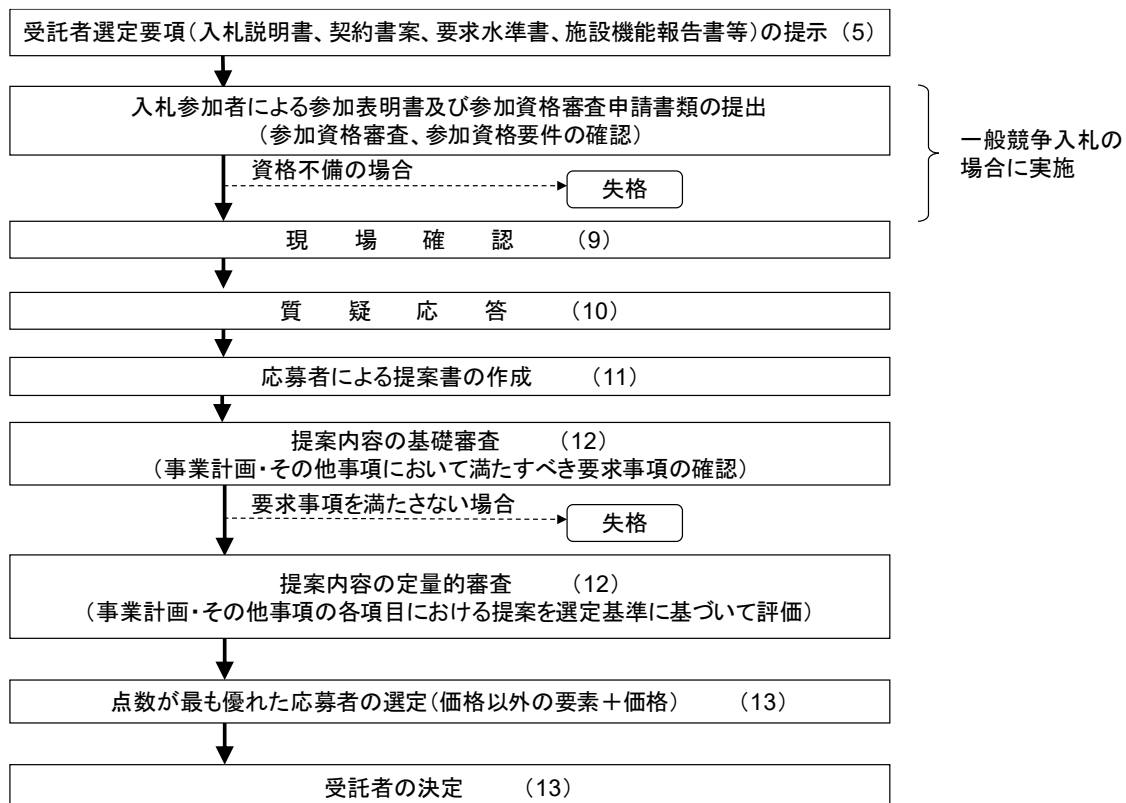
総合評価	公募型プロポ
入札・公募条件は変更不可	交渉による変更可能
不調の場合は再入札	次点交渉権者と交渉
学識経験者の意見聴取 (地自法令167-10-2)	外部有識者委員会の設置等により学識経験者の意見聴取が望ましい(多様な観点と評価の客観性を確保)

入札・公募の流れ

レベル 3.5 は、長期間の性能発注や維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントを前提とする民間委託であることから、基本的には価格だけでなく提案も競争させることが想定され、民間事業者等の技術力や創意工夫等を適切に評価して受託者を選定する。

参考まで、処理場等の包括的民間委託について、一般的な公募型プロポーザルの流れは図表 4-20 の通りである（総合評価一般競争入札もほぼ同様）。

図表 4-20 入札・公募の流れ



※ 箱書きの(数値)は、処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(公益社団法人日本下水道協会、R2.6)の項目番号であり、詳細は同ガイドライン参照。

出典) 公益社団法人日本下水道協会「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」(R2.6)

5.1 モニタリング・履行確認

5.1.1 必要十分なモニタリング・履行確認の考え方

レベル 3.5 の対象施設・業務範囲の設定等に応じて、必要なものを適切に選択し、モニタリング・履行確認を実施することが重要である。

レベル 3.5 の事業実施中は、管理者（地方公共団体）によるモニタリング・履行確認が必要であり、技術力保持や技術継承は重要な課題である。必要な技術を確保する方法として、例えば、対象施設・業務範囲の設定の仕方による工夫、受託者との連携、外部機関との連携等が考えられる。

一方、過度に広範なモニタリング・履行確認は、管理者・受託者双方に人的・金銭的な負担等が大きく、必要なものを適切に選択して実施することが留意点・ポイントとなる。また、例えば、導入検討に際しての、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの結果や経過等も適切に反映することが望ましい。

必要なモニタリング・履行確認を適切に選択して実施することを考える上で、確認の対象や方法等を考慮することが考えられる。

(1) モニタリング・履行確認の確認対象等（参考）

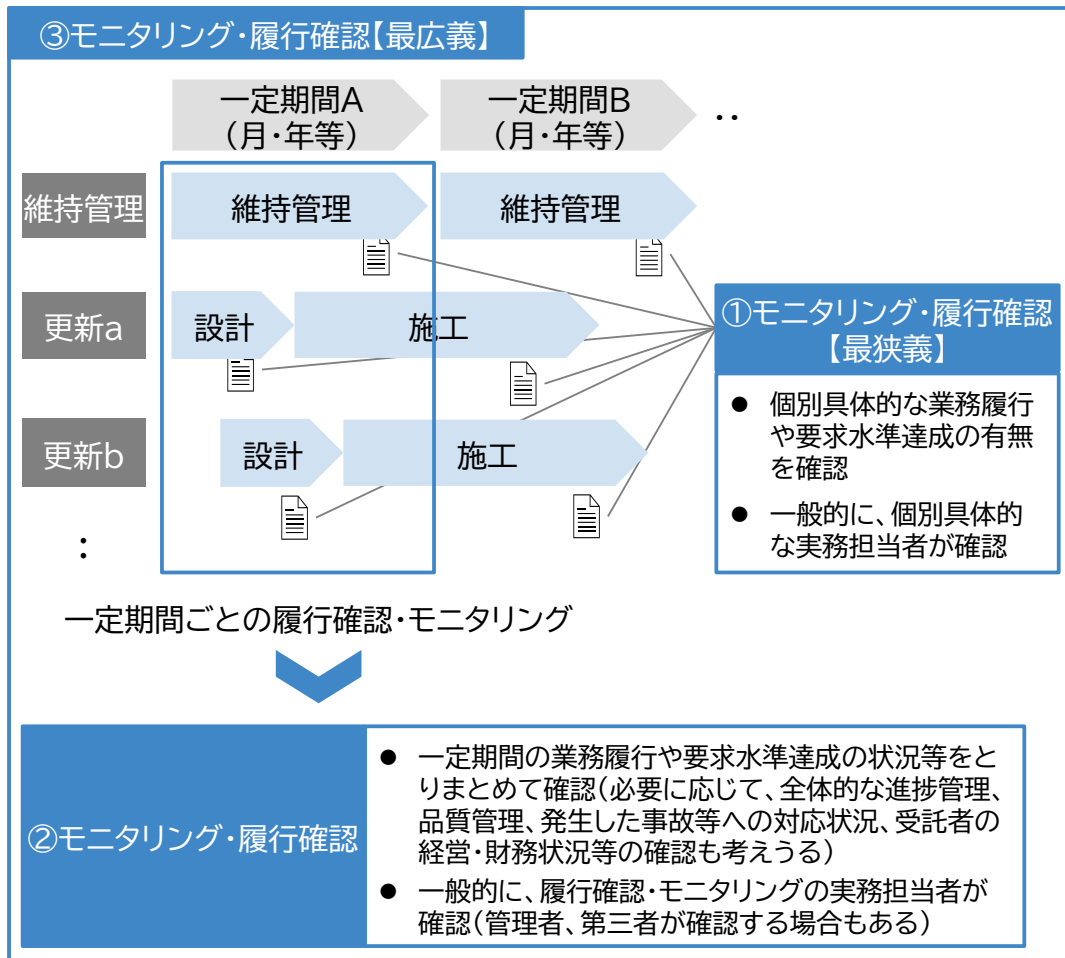
モニタリング・履行確認の確認対象は、多様なものが想定され、一つに定まらない。管理者の適切な判断で必要なものを選択して実施するイメージとなる。（図表 5-1）

参考まで、最狭義の確認対象として、個別具体的な業務の適正・確実な履行や要求水準達成の有無が考えうる。この場合、一般的にはそれぞれの業務の実務的な担当者が確認する。

中間的な確認対象として、一定期間（例えば、月・年）ごとの業務の適正・確実な履行や要求水準達成の状況が考えうる。この場合、一定期間の情報等を取りまとめて確認し、必要に応じて、全体的な進捗管理、品質管理、発生した事故等への対応状況、受託者の経営・財務状況等の確認も考えうる。一般的にはモニタリング・履行確認の実務担当者が確認するが、必要に応じて、管理者、第三者が確認する場合もある。

最広義の確認対象として、上記以外の広義の確認対象を想定し、測定・評価・公表等することも考えうる。この場合、管理者、第三者が確認することが想定される。

図表 5-1 モニタリング・履行確認の確認対象等（イメージ）



(2) モニタリング・履行確認の種類と確認対象・方法等の関係

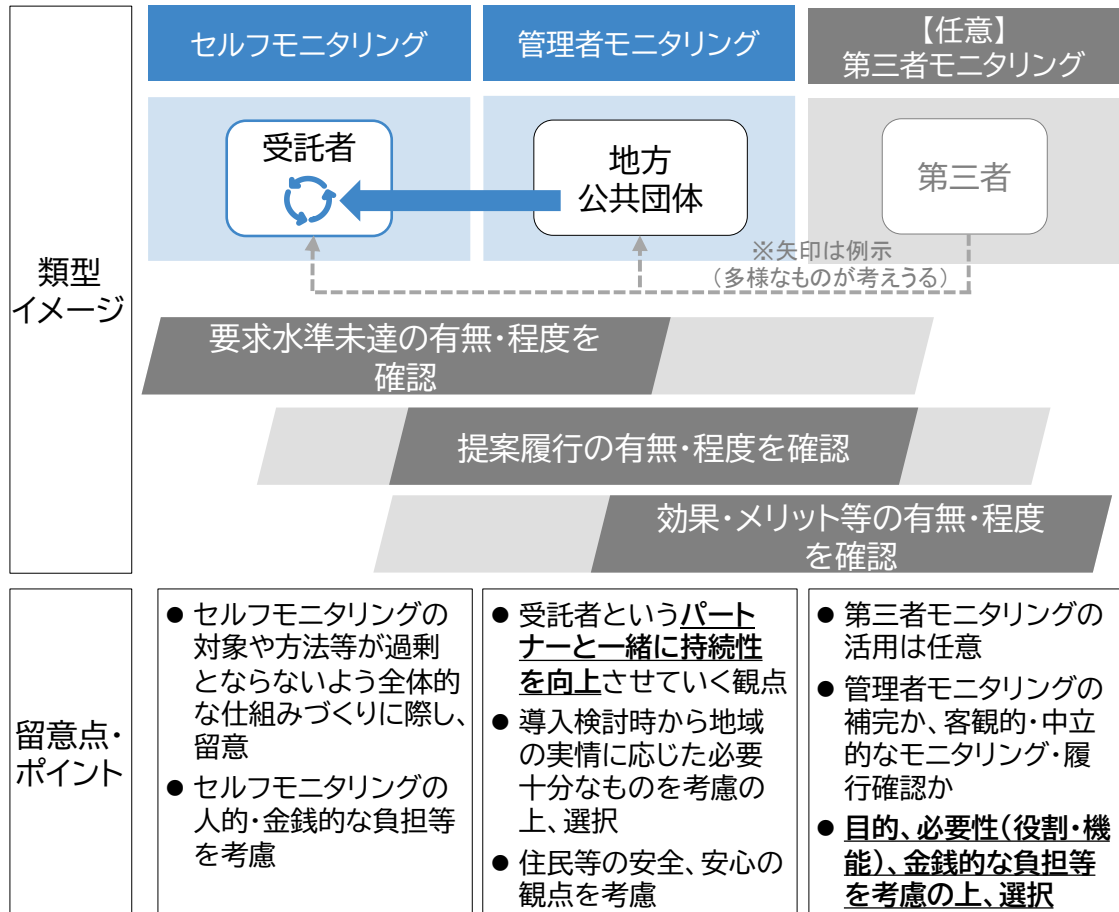
モニタリング・履行確認の一般的な類型として、セルフモニタリング、管理者モニタリング、第三者モニタリング（任意）があり、これらと確認対象・方法等の関係を整理すると、例えば、次のようなイメージとして考えられる。

- 受託者のセルフモニタリングは、個別具体的な確認も含む、一定期間（例えば、月・年）ごとの業務の適正・確実な履行や要求水準達成の状況の確認が中心。
- 管理者モニタリングは、受託者のセルフモニタリングを効率的・効果的に確認するほか、提案履行の有無・程度の観点が中心。また、財務状況・内部統制・実施体制・第三者への委託状況等の受託者の経営状況も確認対象。
- 第三者モニタリングは、管理者の任意であり、管理者モニタリングの補完や、客観的・中立的なモニタリングの必要性等、目的・趣旨や、確認対象・方法等も考慮の上、明確化が重要（例えば、管理者の技術力を補完的に専門家が確認、受託者の経営を客観的・中立的な専門家が確認）。

それぞれの留意点・ポイントは、次の図表 5-2 を参照されたい。特に、管理者と受託者は

パートナーとして一緒に持続性を向上させていくという観点が重要である。

図表 5-2 モニタリング・履行確認の類型と確認対象・方法等の関係（イメージ）



(3) 第三者モニタリングの類型（参考）

第三者モニタリングは、第三者による管理者モニタリングの補完と、客観的・中立的なモニタリングの2類型が考えられる。なお、客観的・中立的なモニタリングは、例えば、必要に応じ、紛争調整の役割・機能を併せ持たせること等も考えうるほか、レベル3.5の事業期間（原則10年）終了の3～5年前に事業期間を振り返り、当該事業における効果、課題等を整理し、次期入札・公募等に向けて活用すること等も想定される。紛争調整の役割・機能を併せ持たせる場合、特に、構成員の選定方法や金銭的な負担等の考え方が重要となる。（図表5-3）

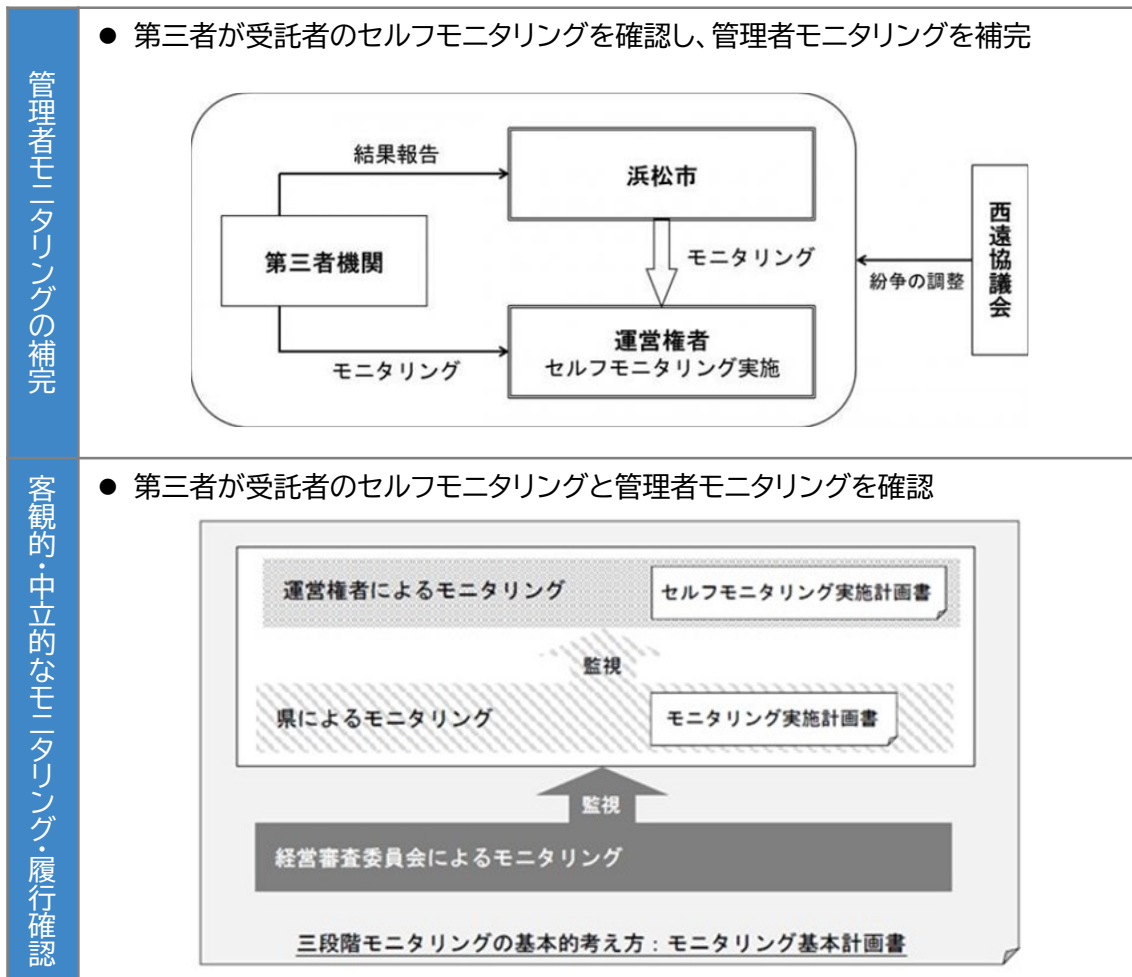
第三者による管理者モニタリングの補完は、例えば、静岡県浜松市のレベル4の先行事例では、管理者の技術力を専門家が補完している（管理者と第三者は同じ視点でモニタリング・履行確認を実施）。

客観的・中立的なモニタリングは、例えば、宮城県のレベル4の先行事例では、運営権者のセルフモニタリングと管理者モニタリングの結果を第三者である経営審査委員会が確認している。

なお、紛争調整の役割・機能について、例えば、静岡県浜松市のレベル4の先行事例では、次の通りである。

- 要綱で詳細を規定し、必要に応じて開催、費用は官民折半（紛争調整ではない事業報告等のための開催もありうる）。
- 委員は5名で、管理者と運営権者が合意する学識経験を有する者3名（例えば、技術、経営、法律などに詳しい学識有識者等）、管理者が推薦する管理者の代表者1名（管理職）、運営権者が推薦する運営権者の代表者1名。

図表 5-3 第三者モニタリングの2類型



出典) 国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン」(R4.3)

(4) 受託者のセルフモニタリングの考え方と全体的な仕組みづくり（参考）

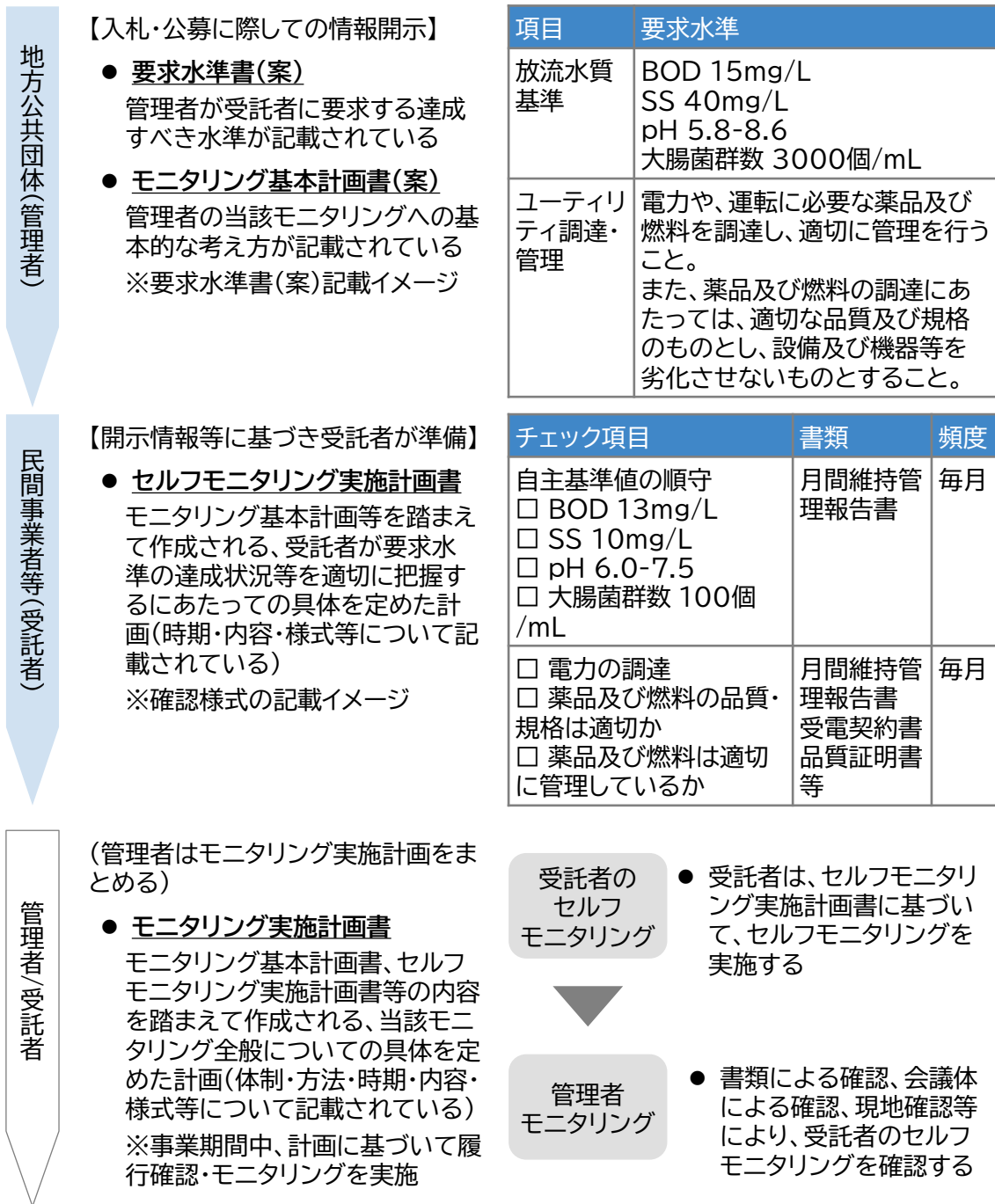
管理者は入札・公募に際し、モニタリング・履行確認の確認対象となる要求水準や、管理者のモニタリング・履行確認への基本的な考え方が記載されたモニタリング基本計画（の案）を提示する（入札・公募に際しての情報開示）。

選定された受託者は、これらの開示情報等に基づいてセルフモニタリングの計画や様式等を準備する。

受託者のセルフモニタリング計画等に基づいて、管理者はモニタリング実施計画をまとめ、事業期間中、計画に基づいてモニタリング・履行確認を実施する。（図表 5-4）

留意点・ポイントとして、管理者の提示するモニタリング基本計画が受託者のセルフモニタリングも含む全体的な仕組みづくりに影響するため、必要なものを適切に選択して実施する観点から、官民双方の人的・金銭的な負担等を過剰にしない考慮が重要である。また、入札・公募で受託者のセルフモニタリングへの提案を要求する場合、同様に、明確に官民双方の負担軽減につながる提案を要求するのでなければ、結果的に官民双方の過剰な負担につながりやすいことにも留意されたい。

図表 5-4 (参考) 受託者のセルフモニタリングの考え方と全体的な仕組みづくり例



(5) 管理者モニタリングの具体的な確認対象等の考え方 (参考)

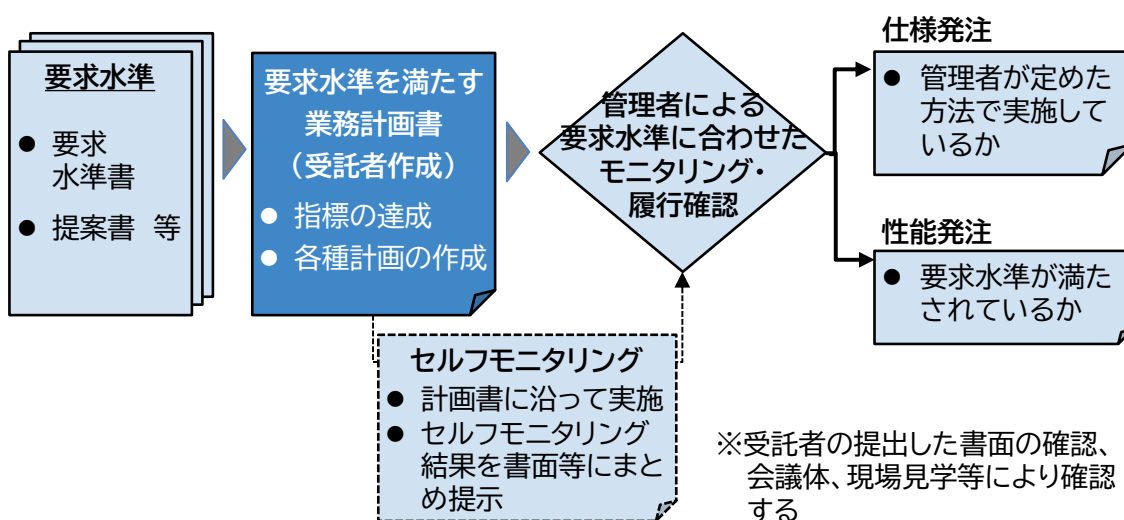
管理者モニタリングは、受託者のセルフモニタリングを確認するため、具体的な確認対象等は、要求水準をはじめ、モニタリング基本計画、セルフモニタリング実施計画等の記載内容等により、異なる。

このため、管理者モニタリングを効率的・効果的に実施できるようにするには、確認方法

や全体的な仕組みづくり等の観点からの工夫が重要と考えられる。

提案履行の確認について、レベル 3.5 は性能発注が原則であり、管理者の提示した要求水準等をもとに、受託者はこれを達成できる計画を作成し、この計画に基づき事業を実施する。管理者モニタリングで、この計画に基づき業務履行や要求水準達成の状況等を確認する場合は、性能発注の趣旨を踏まえ、過剰なものとならず、創意工夫等を活かせるものとするのが重要と考えられる。(図表 5-5)

図表 5-5 (参考) 管理者モニタリングの具体的な確認対象等の考え方(整理する際のステップの一例)



(6) 効率的・効果的なモニタリング・履行確認の実施に向けて

レベル 3.5 は、長期契約(原則 10 年)、維持管理と更新の一体マネジメントが要件であり、事業規模が大きくなりやすい等、効率的・効果的なモニタリング・履行確認の必要性や重要性は高いと考えられる。

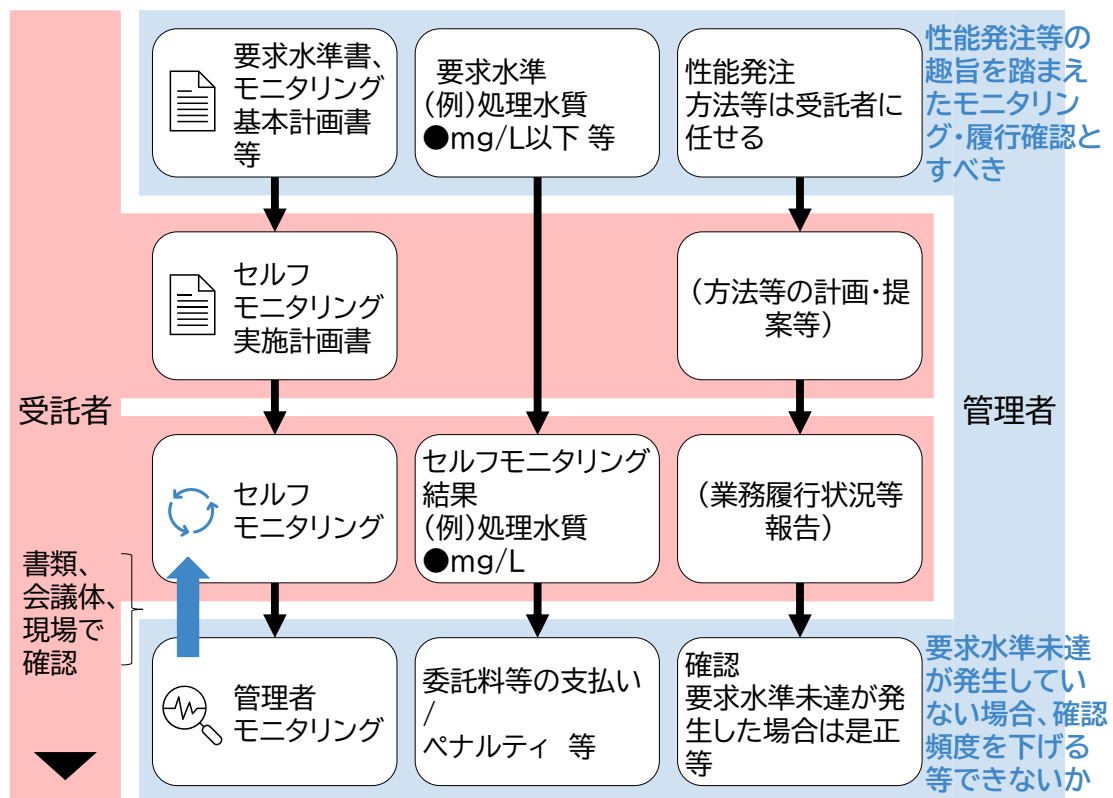
モニタリング・履行確認の人的・金銭的資源を選択的・集中的に活用するためにも、受託者のセルフモニタリングと、これを確認する管理者モニタリングを効率的・効果的に実施することが望ましい。

具体的には、管理者モニタリングについて、例えば、全般的にデジタル活用(クラウド、AI 等)を進めることをはじめ、セルフモニタリング結果公表等で書類・会議に代替、オンラインの会議・現場確認を活用等が考えられる。また、要求水準未達が発生していない場合、確認頻度を下げる等が考えられる。管理者と受託者はパートナーとして一緒に持続性を向上させていくという観点や、性能発注等の趣旨を踏まえ、全体的な仕組みづくりをすること

が重要である。(図表 5-6)

なお、第三者モニタリングのうち、特に、客観的・中立的なモニタリングの活用について、レベル 3.5 は、性能発注のモニタリング・履行確認、リスク分担の具体的な調整・実現、プロフィットシェアの費用削減分の確定や分配の調整・実現、さらに、受託者の経営状況の確認等、客観的・中立的なモニタリングないし紛争調整の役割・機能が要求される場面も多いと想定される。さらに、第 1 期の 10 年間を振り返り、次期に向けて活用すること等も想定される。必要に応じて不定期的に実施する選択肢も含め、参考にされたい。

図表 5-6 効率的・効果的なモニタリング・履行確認の実施に向けて (案)

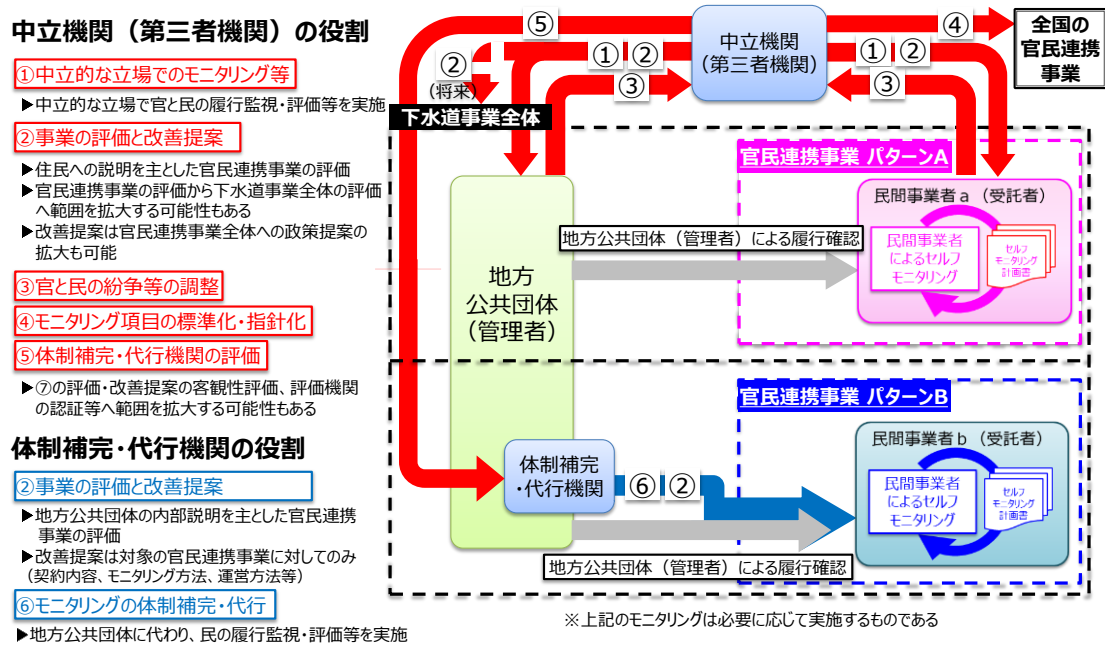


結果公表等で書類・会議に代替、オンラインで会議・現場確認、デジタル活用(クラウド、AI等)

5.1.2 下水道事業におけるモニタリング機関のあり方検討会（日本下水道協会）

「下水道事業におけるモニタリング機関のあり方検討会」において、中立機関（第三者機関）と、体制補完・代行機関について、役割・機能や相互の関係性等の概要が提示されている。第三者モニタリングについて考える際の参考にされたい。

図表 5-7 中立機関（第三者機関）と体制補完・代行機関の役割イメージ



5.2 情報公開

レベル 3.5 の事業開始後も、透明性確保等の観点から、積極的な情報公開が望まれる。内容等に応じて、管理者が公表するものと、受託者に公表を委ねるものが考えられ、あらかじめ契約・要求水準等で情報公開についても規定しておくことが重要である。

下水道は、非常に公共性が高いインフラであり、幅広い利害関係者の関与の可能性を含むため、ガバナンスに配慮した情報公開を心がけることが肝要である。

レベル 3.5 でも、管理者が、実施状況等について使用者目線でわかりやすい情報公開を行うことが求められる。このためには、特殊な技術やノウハウ、特許等の受託者の権利や正当な利益を害するおそれのある内容を除き、受託者が持つ情報も公開できるよう、あらかじめ契約・要求水準等で規定しておくことが重要である。なお、事業開始までの背景・経緯等の情報も含め、導入検討段階から事業終了後までの情報を公開できることが望ましい。

また、人々の生活に欠かせない下水道サービスの持続性向上のためには、管理者及び受託者双方が積極的な情報公開を行い事業の透明性を確保することで、住民・議会等の理解を深めることも重要であり、事業の意義等を丁寧に地域住民に説明できるようにし、理解を得ながら進めていくことが重要である。

加えて、維持管理の実施状況等について、情報の積極的な開示（公表）により、受託者の信用性向上や次期入札・公募の競争性等確保にも寄与することが考えられる。この点、第 1 期の受託者との契約・要求水準等に事業期間中の維持管理情報等、第 2 期の入札・公募の競争性や創意工夫等に影響しうるものについて、管理者に提供する義務等をあらかじめ規定しておくことが考えられる。

5.3 契約解除

レベル 3.5 の契約解除も、これまでの包括的民間委託等と同様に、違約金や補償の支払いが必要になる場合があり、この点について明確に契約等に記載しておく。

解除に伴う支払については、帰責事由等によって範囲が異なることに留意する。

レベル 3.5 における契約が解除される場合、従来の包括的民間委託と同様に、解除に伴う違約金や損害賠償の支払いが必要になる場合がある。具体的な解除に伴う支払いの範囲については、契約解除の帰責事由や事業スキームによって異なることに留意する。

受託者の帰責事由による契約解除の場合、受託者から管理者への要求水準の未達への対応に要する費用や、再公募に要する費用等の管理者に生じる諸費用の支払いが問題となる。そのため、契約においては、当該費用に充当可能なように違約金をあらかじめ契約に定めることが考えられる

一方で、管理者の帰責事由による契約解除の場合、管理者は受託者の損失を補償する必要が生じる。この場合、解除による増加費用等の実損補償や逸失利益に対する補償も対象となりうることに留意する必要がある。

また、契約解除は、受託者、管理者双方に帰責できない自然災害や法令変更等の不可抗力により生じる場合もある。この場合の費用負担の定め方についても、協議等の決定方法や負担割合等をあらかじめ契約に定めることが望ましい。

なお、更新実施型において、更新（改築）工事の完了前に解除を行った場合、出来高部分を買受けることが社会通念上、合理的と認められるときは、契約において出来高部分を合理的な対価で買受ける旨を規定することも考えられる。

5.4 次期入札・公募等の準備

管理者は、事業終了後、滞りなく次期事業に移行するため、事業期間中に次期入札・公募等の準備を開始する（事業終了の少なくとも 2～3 年前から検討を開始する必要がある）。

事業終了後、次期事業へ移行していくため、管理者はレベル 3.5 の事業期間中に、次期入札・公募等の準備に着手することとなる。

次期入札・公募等の準備は、本ガイドライン基礎編第 3 章に記載した導入検討の進め方と基本的には同様であり、導入検討、入札・公募準備、入札・公募（受託者の選定）、契約締結・引継ぎ、事業開始を検討する。

次期事業の事業スキームの検討に当たっては、モニタリング・履行確認を活用し、現在の事業を振り返り、管理者が抱える課題を改めて分析すると共に、ウォーターPPP により解決を期待する事項を整理する。整理した課題を踏まえ、業務の対象施設・対象業務を改めて検討・設定し、レベル 3.5（更新支援型、更新実施型）に限らず、レベル 4 も選択肢として、適切な PPP/PFI（官民連携）の手法は何かを検討する。

管理者の課題を踏まえた事業スキームを整理し、入札・公募準備に進むこととなるが、レベル 3.5 においては受託者側での創意工夫・効率化が既に一定なされた状態であることが想定される。次期事業の入札・公募条件や予定価格を算定する際には、既に導入されている受託者側の創意工夫を前提にすることで、受託者に対し過度な要求水準の設定・予定価格の設定とならないよう配慮する必要がある。

なお、段階的な広域型・分野横断型の案件形成については、本ガイドライン第 2 章を参照されたい。

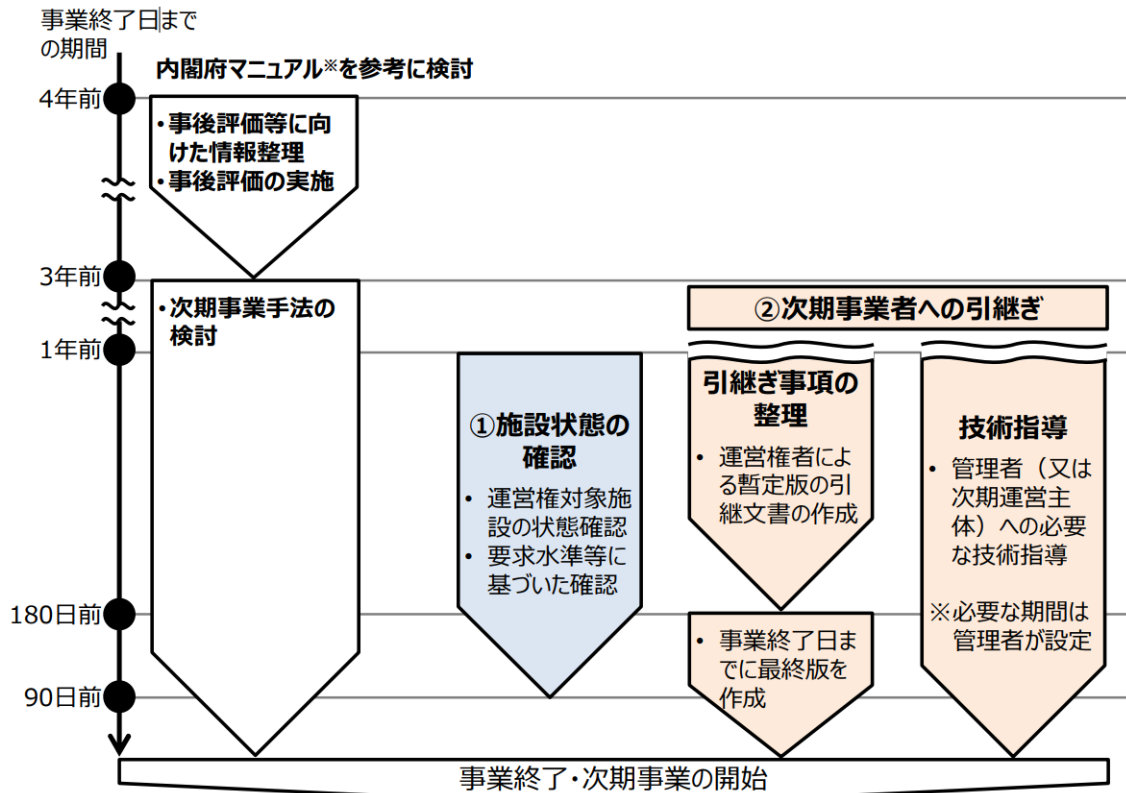
6.1 事業終了時における検証

事業終了時には、当該事業の事後検証や次期事業に向けた引継ぎ等が必要となる。管理者は、当該事業の持続性向上（ヒト・モノ・カネ等の課題解決、サービス向上等）の効果や課題を明らかにし、次期事業手法を検討する。

事業終了の一定期間前には、適切に事後検証等を実施し、当該事業における効果、課題等を明らかにするとともに、次期事業手法について検討する必要がある。また、事業終了時には、受託者から管理者（または次期事業者）へ各種引継ぎを行い、次期事業が円滑に開始されるようにしなければならない。この事業期間終了時の引継ぎ等についても、第1期の受託者との契約・要求水準等に、あらかじめ明確に、協力等について規定しておくことが重要である。

これらの事業終了に向けた準備には一定の期間を要することに留意する必要がある。（図表 6-1）事業終了時における引継ぎや事業終了に向けた事後検証については、PFI 事業における事後評価等マニュアル（内閣府、R3.4）を参考として検討を行うことも有効である。

図表 6-1 事業終了に向けた流れ



※PFI事業における事後評価等マニュアル（内閣府 令和3年4月）

出典）国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン」（R4.3）

また、事後評価に限らず、事業期間中に事業評価を実施することで、受託者に対して当期及び次期の事業改善への期待や、課題点の解決を促すこととなり得る。

なお、事後評価の実施にあたっては、モニタリング・履行確認（第三者モニタリングのうち、客観的・中立的なモニタリング）を活用することが有効である。

6.2 事業終了時における引継ぎ

次期入札・公募における競争性の確保のため、受託者が事業終了時までに必要な情報を管理者に受け渡すこと、受け取った情報を次期入札・公募に際し提示すること等について、あらかじめ契約・要求水準等に規定して合意しておくことが望ましい。

施設を次の受託者へ引き継ぐ際の留意点として、引き継ぐ施設の状態確認、次の受託者への適切な引継ぎ等について契約・要求水準等に明確に規定しておくことが望ましい。例えば、管路においては、要求水準を設定する上で、レベル 3.5 事業開始前の管路管理状況を十分に把握し、レベル 3.5 事業終了後、管理者（や次の受託者）との関係で、同程度の水準を維持することを最低限として要求することが考えられる。

受託者は、管理者との間であらかじめ規定した契約・要求水準等を満足する状態で、管理者（や次の受託者）へ施設を引き継ぐことが必要である。

また、受託者は、引継事項の整理を行った上で、管理者や次の受託者に対する引継ぎや技術指導を実施することが必要である。引継事項の一例としては、運転操作マニュアル、施設運転時における機能の発揮状態、物品の在庫状況等がある。引継事項については、管理者が具体化し、契約・要求水準等に規定しておくことで、管理者（や次の受託者）に円滑に引き継ぐことが可能となる。

なお、次期事業に移行する際、受託者が変更となる場合でも問題が生じないよう、受託者が変更する場合も含め協力等する約束をしておくことや、管理者としても可能な限り技術やノウハウ等を引き継いでおくことが望ましい。

7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画の考え方

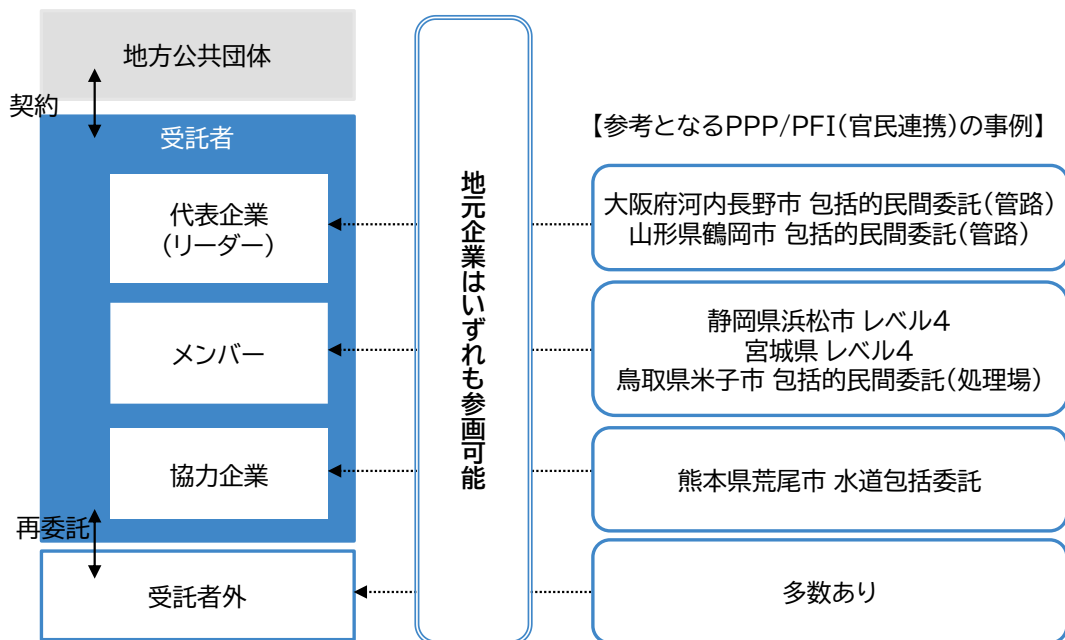
上下水道は、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、上下水道の持続性の向上のためには、地元企業の協力は重要である。ウォーターPPPにおける地元企業の参画については、多様な対応が可能であるが、地域の事情に応じ、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等も踏まえ、管理者が適切に判断する。

地域の上下水道の実情を熟知している地元企業は、上下水道の持続性向上の観点から、ウォーターPPPとの関係でも重要な存在となりうる。

上下水道分野のPPP/PFI（官民連携）の先行事例では、地元企業が受託者グループの代表企業を務めるもの、メンバーや協力企業となるもの、再委託を受けるものなどが存在し、ウォーターPPPにおける地元企業の参画についても、地域の実情に応じた多様なパターンが想定される。（図表 7-1）

地元企業がJVやSPCに参画することは、全国的にも事例がある。以下では、レベル3.5ではないが、地元企業の参画について参考となりうる事例を紹介する。

図表 7-1 地元企業の参画（イメージ）



レベル3.5における地元企業の参画では、地元企業の活用を提案評価の加点要素にする等の工夫が考えられる。また、対象施設・業務範囲の設定の工夫によって、地元企業へ別途個

別に業務委託することも考えられるが、この場合は当該業務を対象外としたことに関して、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある（図表 7-2、図表 7-3）。

なお、更新（改築）について、更新支援型も選択肢する場合、更新（改築）は管理者が発注するため、管理者自らが地元企業の配慮することが可能となる。

また、特定の地元企業の参画を求めるといった公募要件の設定に当たっては、競争性・公平性の確保に十分留意する必要がある。入札・公募等参加者の競争回避的行動を誘発し、競争に影響を及ぼすおそれがないよう留意し、慎重に検討を行う必要がある。例えば、地元企業が1社しか存在しない環境で、地元企業の参加を要件とする場合（例えば、参考事例1のような場合）には、その企業と連携したJVやSPCが必然的に落札することになるような状況は避けなければならない。

図表 7-2 入札・公募条件の工夫（例）

入札・公募条件の工夫	留意点・ポイント
<p>管理者</p> <p>契約</p> <p>レベル3.5受託者 地元企業</p> <p>再委託契約</p> <p>再委託受託者 地元企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業への地元企業の参画を入札参加条件とする（参考事例1、2） ● 地元企業の参画・活用は任意とし加点要素とする（参考事例3） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入札条件とする場合、提案者数の減少や競争性・公平性に留意が必要である ● 加点要素とする場合、地元企業の関与の方法等が受託者の提案に委ねられる点に留意が必要である ● レベル3.5受託者となれなかった場合に備え、再委託受託者等による地元企業の参画機会の確保等の工夫も考えられる

図表 7-3 対象業務設定の工夫（例）

対象業務設定の工夫	留意点・ポイント
<p>● レベル3.5の対象業務を工夫し、<u>個別委託とする</u> (参考事例4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● レベル3.5の対象業務を制限する場合、客観的な情報に基づいて説明できる必要がある ● MSを活用し、客観的な情報を整理する場合は、対象とする民間事業者等の設定や意見の取りまとめに対し、客観性・公平性に留意が必要である

参考事例 1：入札参加条件の工夫①（熊本県荒尾市）

熊本県荒尾市における水道事業包括委託において、市内の管工事共同組合を構成企業として参画させることを応募資格（なお、同組合は、他応募企業ないしグループの構成企業を兼ねることができる）として公募型プロポーザル方式を実施し、事業者を選定している。（図表 7-4）

荒尾市では、1、2 期事業ともに荒尾市管工事協同組合が SPC へ出資するとともに、市内企業が協力企業として参画し、継続した地元企業の参画が確保されている。なお、第 1 期の公募型プロポーザルでは、3 グループより提案が行われ、受託者を決定している。

図表 7-4 地元企業の活用（熊本県荒尾市の例）

	第1期事業(H28.4~R3.3)	第2期事業(R3.4~R8.3)
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内所有のすべての水道施設及び市下水道処理区域の排水設備 ※ありあけ浄水場内施設は対象施設に含めない 	(第1期の対象施設と同様)
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営及び計画支援業務 ● 設計建設業務 ● 管理支援業務 ● 維持管理業務 ● 営業業務 ● 危機管理対応業務 	(第1期の対象業務と同様)
実施体制		

※青字：荒尾市内の民間事業者等

同市は、水道事業における緊急性を有する維持管理の技術、ノウハウ及び実績並びに災害時における水道の応急対策に関する協定を締結していること等を勘案し、荒尾市管工事協同組合を参画させることを応募資格（なお、同組合のみ、他応募企業ないしグループの構成企業を兼ねることができる）として設定する他、事業者選定基準においても市内企業及び人

材の活用を評価の視点として規定している。(図表 7-5)

図表 7-5 地元企業の参画(熊本県荒尾市の入札・公募条件設定例)

(2) 応募者の構成等

(中略)

カ 応募グループは、水道施設における緊急性を有する維持管理の技術、ノウハウ及び実績並びに災害時における水道の応急対策に関する議定書を締結していること等を勘案し、荒尾市管工事共同組合を応募グループの構成企業として参画させるものとする。なお、荒尾市管工事共同組合が担う業務等については、各構成企業間でご調整を行うものとする。

(中略)

ク 応募企業及び応募グループの構成企業のうち出資予定企業(荒尾市管工事共同組合は除く)は、他の応募企業及び応募グループの構成企業となることはできない。

別紙1 実施方針に関する想定QA

(中略)

Q8. 各応募グループが荒尾市管工事共同組合に対して構成企業として参画を要請した場合参画を拒否されることはないですか。

A8. ありません。

Q9. 荒尾市管工事共同組合はすべての応募グループに参画できますか。

A9. できます。

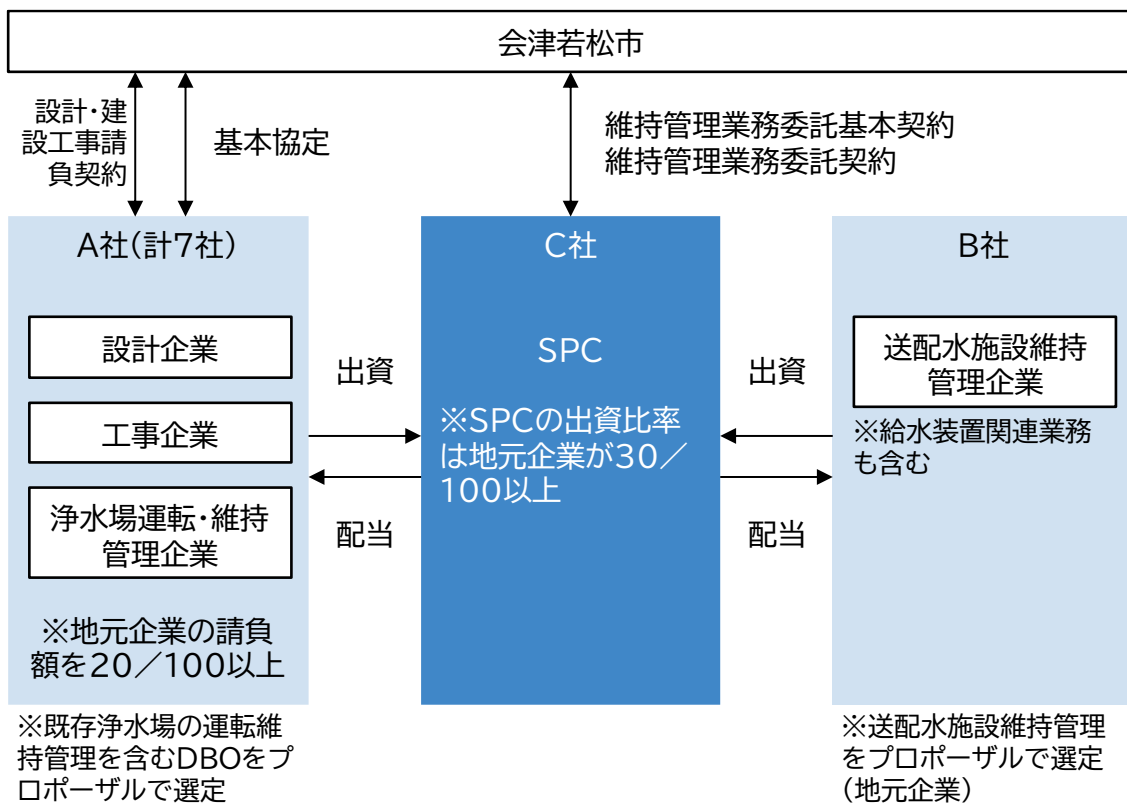
出典) 熊本県荒尾市「荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ)実施方針」(R2.7)

参考事例 2：入札参加条件の工夫②（福島県会津若松市）

福島県会津若松市（水道分野）では、市外企業も受託可能な浄水場運転管理業務で地元企業が受託する業務受託者との SPC 設立を要件としている。（図表 7-6、図表 7-7）

浄水場の運転・維持管理業務と管路の維持管理等の業務を別々の事業としてプロポーザルにて公募したのち、それぞれの事業で選定された事業者が選定後に一体となって SPC を設立し、市は SPC との間で浄水場と管路の業務を一体とした維持管理業務の契約を実施。水道法第 24 条の 3 に基づき、浄水場と管路の間での責任主体の明確化と一体性を保ちつつ、地元企業が担う領域を確保した。

図表 7-6 地元企業の活用（福島県会津若松市の例）



図表 7-7 地元企業の参画（福島県会津若松市の入札・公募条件設定例）

(参考)地元企業参画要件の文言

会津若松市水道事業浄水場運転管理業務委託
受託者選定に係る公募型プロポーザル方式実施要綱
会津若松市水道事業送・配水施設維持管理等業務委託
受託者選定に係る公募型プロポーザル方式実施要綱

- 会津若松市水道事業浄水場運転管理業務
第8節 契約に関する事項(特別目的会社の設立)
第59条 受託候補者は、**送・配水施設維持管理等業務委託**(以下「維持管理等業務委託」という。)に関する受託候補者と**特別目的会社を設立するものとする。**この場合において、それぞれの受託候補者の協議等が整わず、特別目的会社を設立できない場合は、受託候補者としての資格を失うものとする。
- 会津若松市水道事業送・配水施設維持管理等業務
第8節 契約に関する事項(特別目的会社の設立)
第59条 受託候補者は、**浄水場運転管理業務委託**(以下「運転管理業務委託」という。)に関する受託候補者と**特別目的会社を設立するものとする。**この場合において、それぞれの受託候補者の協議等が整わず、特別目的会社を設立できない場合は、受託候補者としての資格を失うものとする。

参考事例 3 : 加点要素の工夫 (大阪府河内長野市)

河内長野市下水道管路施設包括的管理業務では、地元企業の活用や参画を企画提案項目に設定し、技術評価点への加点要素として公募した。(図表 7-8、図表 7-9)

河内長野市では、管路の包括的管理業務を3期にわたり実施してきており、直近の第3期事業では、これまで構成企業の一企業であった地元企業が、代表企業として活躍している。

図表 7-8 地元企業の参画 (大阪府河内長野市の例)

	第1期事業 (H26.4~H28.3)	第2期事業 (H28.4~R3.3)	第3期事業 (R3.4~R8.3)
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 旧コミュニティプラント6地区内 汚水管渠、マンホール、中継ポンプ施設、取付管、公共汚水柵等 	(第1期の対象施設に加え) <ul style="list-style-type: none"> 雨水管渠、雨水函渠、マンホール、取付管等 	(第2期の対象施設に加え) <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道、特定環境保全公共下水道(日野地区、滝畑地区)に拡大
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> 計画的維持管理業務(巡視・点検、調査、清掃、修繕) 計画等策定業務(維持管理計画・長寿命化計画策定) 日常的維持管理業務(住民対応、事故対応、災害対応等) 	(第1期の対象業務に加え) <ul style="list-style-type: none"> 計画的維持管理業務(改築工事) 計画等策定業務(維持管理計画・長寿命化計画策定(ストックマネジメント計画)) 	(第2期の対象業務に加え) <ul style="list-style-type: none"> 実施設計業務・改築工事 公共汚水ます設置・改築承諾調査業務 (計画等策定業務に代わり)計画等変更業務 ストックマネジメント計画に伴う管路調査業務
実施体制	受託者 代表企業 A社 構成企業 B社・C社・D社・ 地元企業		受託者 代表企業 地元企業 構成企業 A社・B社・ C社・D社

同市は、下水道包括的民間委託(管路)事業の公募型プロポーザル方式において、地元企業の活用や参画を企画提案項目に設定し、技術評価点への加点要素として公募した。

図表 7-9 地元企業の参画（大阪府河内長野市の入札・公募条件設定例）

（参考）地元企業参画要件の文言

河内長野市下水道管路施設包括的管理業務公募型プロポーザル実施要領
河内長野市下水道管路施設包括的管理業務提案評価基準

- 企画提案書の作成要領等について（地域貢献に関する提案）
地域の人材、企業等の各種地元資源の活用や社会貢献に関する取組提案やその効果について、具体的に記述すること。
- 評価の着眼点（評価基準）
地域の人材、企業などの各種地元資源の活用や社会貢献に関する取組提案が具体的に述べられているか。
※配点20点（技術評価点330点中）

参考事例 4：対象施設・業務範囲の設定の工夫（千葉県柏市）

柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託では、サウンディング型市場調査の結果から、一部業務を包括的民間委託対象外として個別委託することで、受注機会を確保している。

柏市では、平成 30 年度より、包括的民間委託（管路）を実施しており令和 4 年度より第 2 期包括的民間委託（管路）を実施中である。また、改築工事や性能発注を含めた包括的民間委託（管路）を既に導入済みの数少ない団体である。

包括的民間委託の導入検討時には、全国規模の管路施設メーカー、維持管理企業、コンサルタント及び水処理メーカー、地域の管路工事企業及び管路維持管理企業を対象にサウンディング型市場調査を実施し、地域の中小企業へのアンケート調査結果より事後保全業務を包括的民間委託の事業範囲外とし、個別委託を実施している。（図表 7-10）

図表 7-10 地元企業の活用（千葉県柏市のサウンディング型市場調査のアンケート）

（参考）サウンディング型市場調査（アンケートの文言）

柏市公共下水道管路施設包括的民間委託（改築事業を含む）に係る
情報整備等支援事業報告書

● 事業範囲

今まで柏市が単独個別で発注している苦情・事故一次対応、緊急清掃、緊急改築・修繕及び定期清掃等について、包括的民間委託のパッケージ範囲に含むことについて、以下にご回答ください。なお、包括的民間委託の範囲に含まれることで、現状の受託業者が、現状どおりに受注できなくなる可能性があります。（複数回答可）

<選択肢>

- ア 緊急改築・修繕をパッケージ範囲に含むことは差し支えない
- イ 緊急改築・修繕をパッケージ範囲に含むことは問題である
- ウ 緊急清掃及び定期清掃をパッケージ範囲に含むことは差し支えない
- エ 緊急清掃及び定期清掃をパッケージ範囲に含むことは問題である

7.2 中長期の事業期間を見据えた技術継承の考え方

レベル 3.5 導入後においても、緊急時の対応、管理者によるモニタリング・履行確認が必要であり、職員の技術力保持や技術継承は、重要な課題となる。

導入検討の中で、それぞれの地方公共団体（管理者）が継承すべき技術は何かを議論し、技術継承の方法等も踏まえ、対象施設・業務範囲の設定等に反映する必要がある。

事業運営に必要な技術の中でも特に継承すべき技術については、各管理者で判断の上、設定することが望ましい。

例えば、単独処理区の場合、一部の施設や業務をレベル 3.5 の対象に含めず、直営業務として実施する等の工夫が考えられる。一方で、レベル 3.5 の対象施設・業務範囲の設定を調整する場合には、客観的な情報の整理が必要となることが多い点に留意する必要がある。

また、処理区が複数ある管理者の場合、一部の処理区を直営業務として実施し、その他の処理区をレベル 3.5 の対象とすることで技術継承を図るという工夫が考えられる。（図表 7-11）

図表 7-11 レベル 3.5 と技術継承（イメージ）

技術継承を検討する際の業務イメージ	ポイント・留意点	事例
<p>事業運営に必要な技術</p> <p>継承すべき技術力</p> <p>直営業務</p> <p>業務 A</p> <p>レベル3.5対象業務</p> <p>業務 B</p> <p>業務 C</p>	<p>【単独処理区の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直営業務を設定するために、レベル3.5 対象施設・業務範囲の限定が考えられる。 レベル3.5の対象施設・業務範囲を制限する際は、客観的な情報の整理が必要となる。 <p>【複数処理区の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の処理区を直営業務として残すことも考えられる。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託者等が研修や勉強会等を開催することで技術移転が可能。 官民出資会社への職員派遣による技術継承も考えられる。 	<p>(1)対象業務の限定による技術継承(新潟県糸魚川市)</p> <p>(2)対象処理区の限定による技術継承(山口県宇部市)</p> <p>(3)受託者等が開催する研修等による技術継承(株式会社水みらい広島)</p> <p>(4)職員派遣による技術継承(群馬東部水道企業団)</p>


(1) 対象施設・業務範囲の設定の調整

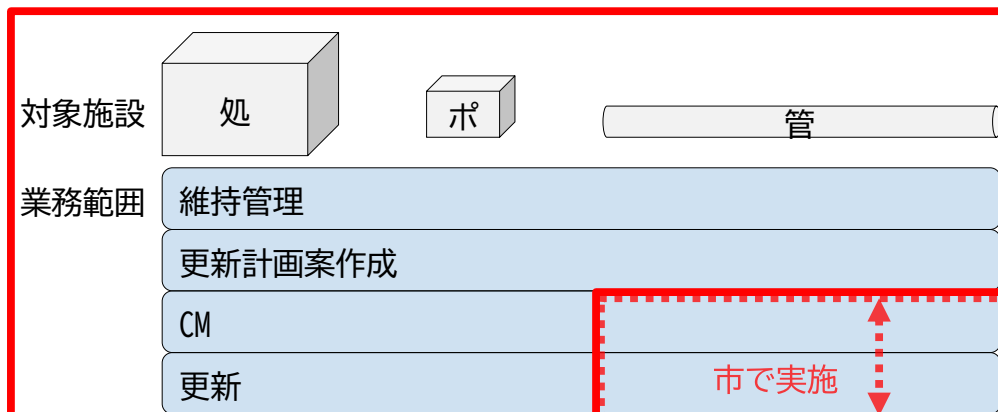
中長期の事業期間を見据え、管理者が継承すべき技術を検討し、技術継承のために対象施設・業務範囲の設定を調整する方法がある。

対象施設・業務範囲の設定を調整することによって技術継承に取り組んだ事例としては、新潟県糸魚川市のものがある。「糸魚川市ガス上下水道事業官民連携あり方検討委員会」では、上下水道の管路の設計・工事監理業務の一部については、包括的民間委託から除外し、市が直接実施することで技術継承を図ることが望ましいとされた。(図表 7-12)

図表 7-12 レベル 3.5 と技術継承（新潟県糸魚川市の例）

PPP/PFI(官民連携)導入後も市に求められる事項		対象業務の考え方
市として求められる最終責任への対応	災害時対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時など緊急対応時には、他公共分野と連携が重要となるため、市に必要な知見・ノウハウの維持が必要
	インフラ経営・計画作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活を支えるインフラ事業であることから、最終的な経営に関する責任・能力は市側に残す必要がある
適切なPPP/PFI(官民連携)実施	モニタリング・履行確認の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務内容・費用の適切性やサービス水準の維持など、地域を支えるインフラ事業として求められる公的視点について、市として監督を行う必要がある。

 委託業務範囲

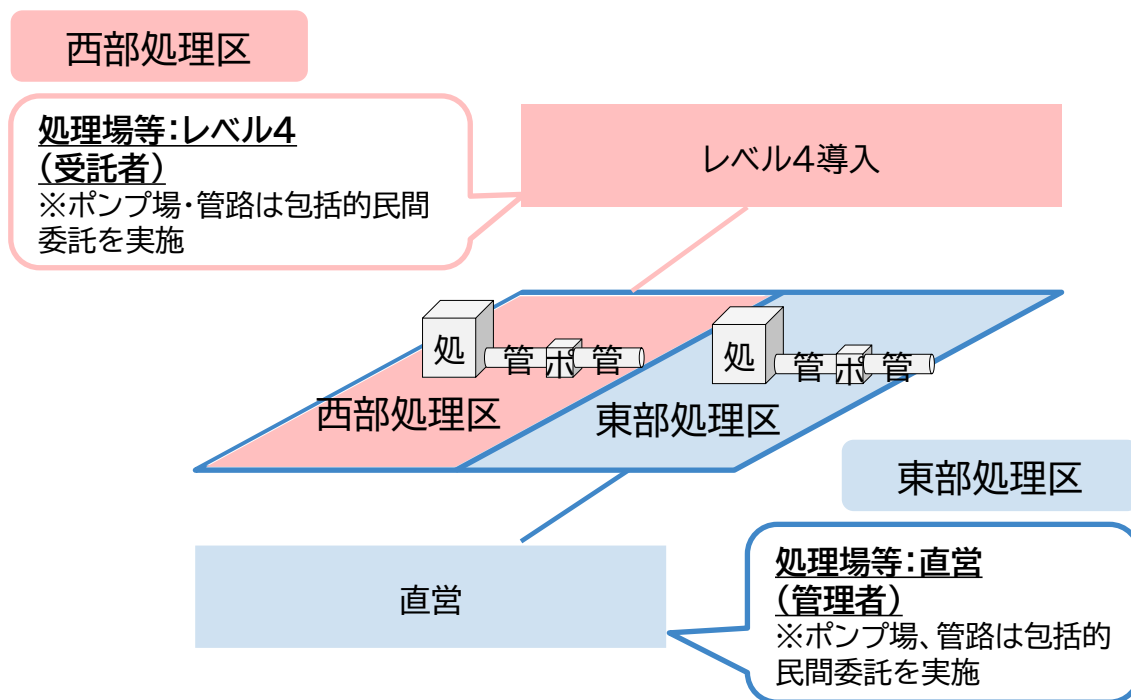


(2) 処理区の調整

中長期の事業期間を見据え、管理者が継承すべき技術を検討し、技術継承のために対象とする処理区を調整する方法がある。

対象とする処理区の調整によって技術継承に取り組んだ事例としては、山口県宇部市のレベル4の事例がある。宇部市は、公共下水道西部処理区運営事業において、レベル4の対象とする処理区を一つ選択し、官民双方での維持管理体制を構築する。直営から民間事業者に対しては、運転操作方法等の技術継承やモニタリングを行い、民間事業者からは創意工夫や最先端技術の提案を受ける。また、災害時には双方のバックアップ等を行うなど相乗効果を発揮する。(図表 7-13)

図表 7-13 山口県宇部市のレベル4と技術継承



(3) 受託者等が開催する研修等の活用

技術研修等を開催し、受託者や管理者等のノウハウを共有することで、技術継承を行う方法も考えられる。

PPP/PFI (官民連携) により技術継承に取り組む事例として、広島県の事例がある。官民出資会社である「株式会社水みらい広島」には、地方公共団体からの退職派遣職員以外に、民間事業者等からの出向者や、同業種・他業種からキャリア採用された社員が所属しており、官民双方のノウハウを共有し、技術を継承している。加えて、パートナー企業や地方公共団

体OBと連携し、技術研修等を実施する等、公民のリソースを有効活用した技術力向上に資する取組も実施している。(図表 7-14)

図表 7-14 PPP/PFI(官民連携)により技術継承に取り組む事例

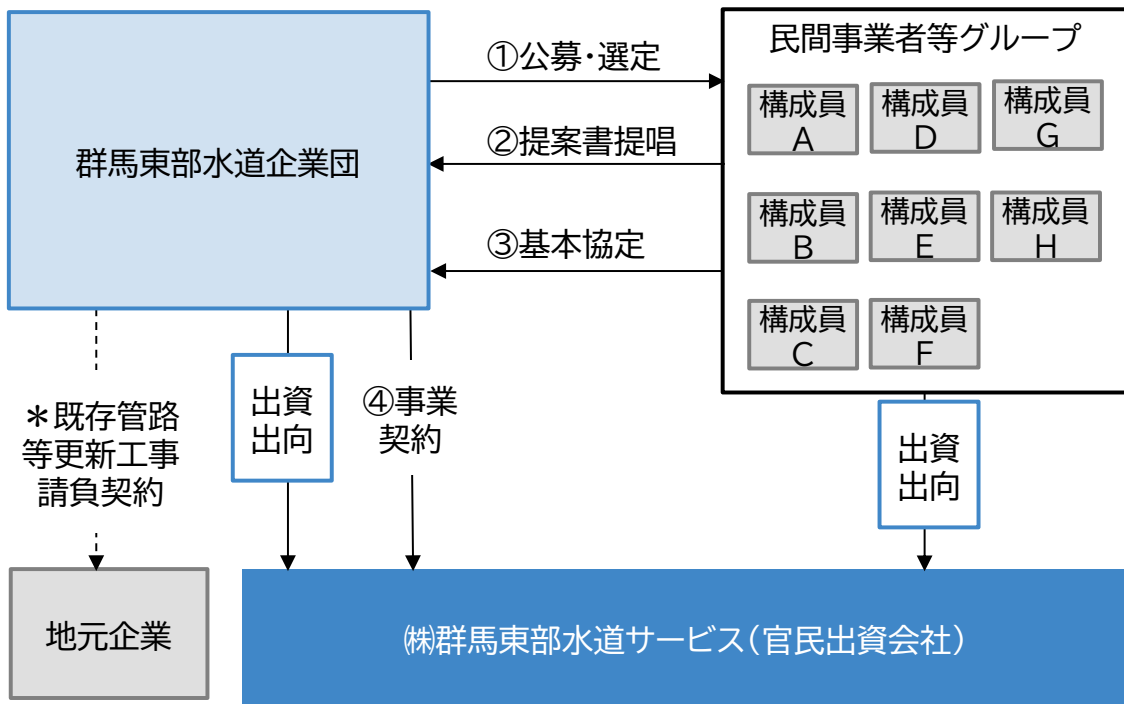
<p>官民のリソースを活用した研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● PPP/PFI(官民連携)会社の強みを生かして、様々な研修を開催 ● 広島県の浄水場施設を活用した管路の維持管理研修 ● 関係会社の工場でのポンプ分解整備 ● ベテラン技術者による技術指導(技能道場)
<p>地方公共団体OBによる技術研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道経験、レベルに応じた研修内容 ① 基礎講座(施設、資機材の仕組み、図面の読み方等) ② 管路管理実務(空気弁の清掃、漏水探査、水質検査等) ③ 危機管理、専門技術(漏水事故対応、腐食メカニズム、管路設計、シーケンス制御、電気設備保守点検等)
<p>業務のDX推進(今後の予定も含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● IT・DX関連分野の専門研修及び業務のデジタル化 ① データ伝送技術、管内調査カメラ等 ② DXマインドセット研修、DX体験セミナー、RPAワークショップ、基本・実践・活用セミナー、データドリブン経営セミナー等

(4) 受託者への職員派遣

職員派遣制度を活用し、出向先で実務等を担当することで技術継承を行う方法も考えられる。

職員派遣による技術継承に取り組む事例として、群馬東部水道企業団の事例がある。群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業では、官民共同出資会社を設立し、業務を実施する企業団職員を派遣することで地方公共団体側の技術継承を実現した。(図表 7-15)なお、公共性・公益性を損なわないために、出資比率は地方公共団体側過半数(51%)としている。

図表 7-15 職員派遣による技術継承に取り組む事例



* 既存管路の更新委託業務及びその他事業における工事関連委託業務の施工部分については、(株)群馬東部水道サービスとの事業契約に含めず、従来どおり企業団から地元企業へ工事発注する。

出典) 群馬東部水道企業団「群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業(第2期)公募資料」を基に国土交

通省作成

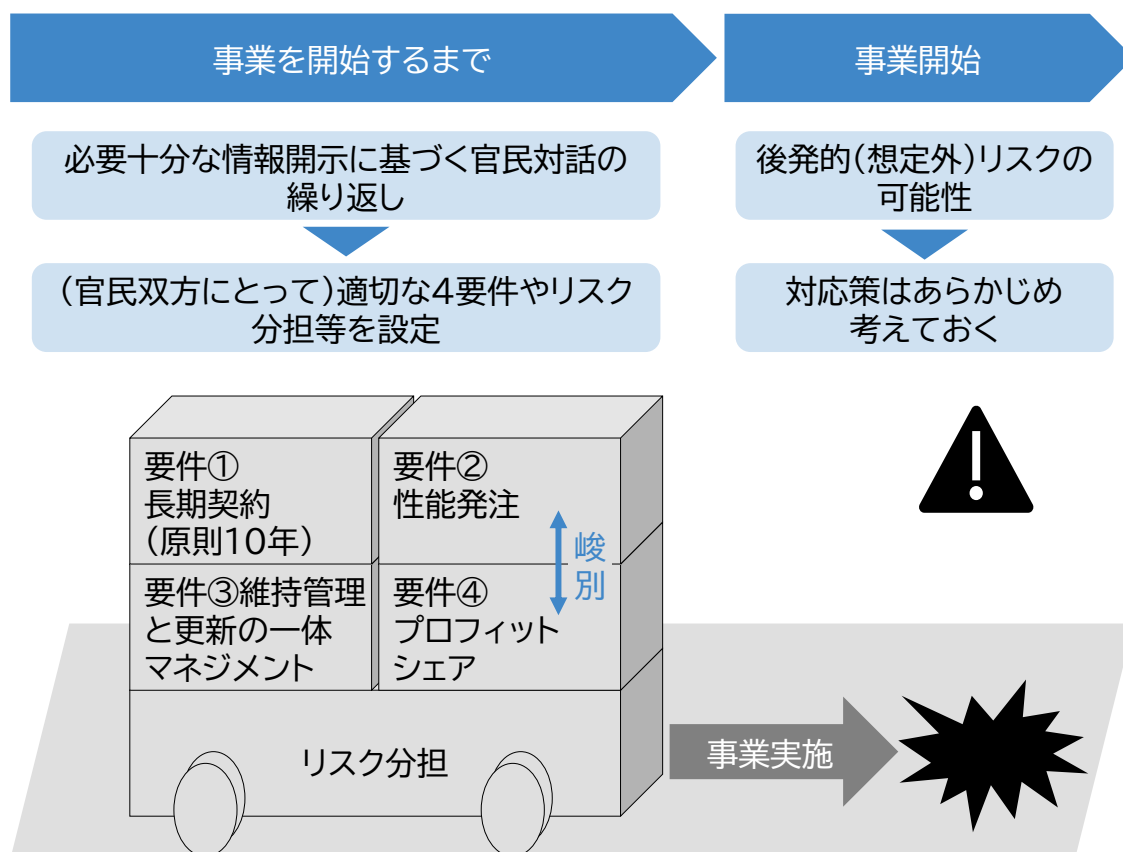
7.3 リスク分担

7.3.1 基本的な考え方

リスク分担については、リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本であり、リスクの詳細な洗い出しを行った上で、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを行うことで、管理者と受託者の責任範囲を明確にしておくことが重要である。

レベル 3.5 の導入検討では、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを踏まえ、適切に 4 要件やリスク分担等を設定し、募集要項等（契約書や要求水準書を含む）に明確に規定することが、官民双方の安定的な事業運営のために不可欠となる。（図表 7-16）

図表 7-16 4 要件とリスク分担

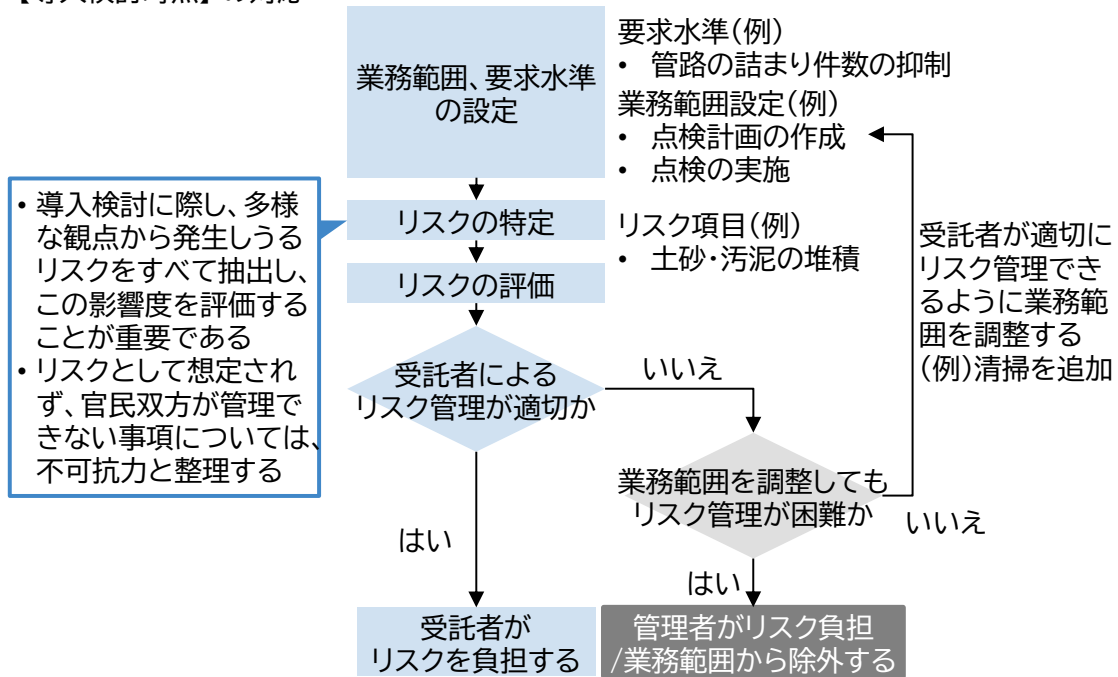


リスク分担については、リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本である。また、リスク対応コストの最小化及びリスク発現時の円滑な対処のために、リスクの詳細な洗い出しを行い、管理者と受託者の責任範囲を明確にしておくことが重要である。リスクの種類としては、例えば、天災等の不可抗力、法令等変更、物価変動、計画・設計・仕様変更、水量の変動、施設瑕疵などをはじめ多種多様なリスクが想定される。

リスク分担を考える際は、例えば図表 7-17 のような手順で検討することが考えられる。リスク特定のためには、導入検討に際し、できる限り多様な観点から、発生しうるリスクを抽出し、その影響度を評価することが重要である。また、この際、リスクとして想定されず、官民双方が管理できない事項については、不可抗力と整理される。そのほか、発注者の責によらない外的要因（交通荷重等）により、対象施設が損傷する可能性を考慮した指標の設定や一定の費用を発注者の負担とすることも考えられる。

図表 7-17 レベル 3.5 のリスク分担の考え方イメージ

【導入検討時点】の対応



また、保険付与により、図表 7-18 のように、工事中や維持管理中に生じる不慮の損害等に対応することが可能である。保険付与の義務づけに際しては、保険料が契約金額に転嫁されることにも管理者は考慮する必要がある。そのため、管理者側で既に参加している保険があるか、当該保険で補償される範囲は何かをまずは確認し、情報開示することを推奨する。

そのほか、リスク分担を検討する際は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(内閣府、R3.6)、「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」(公益社団法人日本下水道協会、R2.6)、「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン」(国土交通省、R4.3) が参考となる。(図表 7-19)

なお、レベル 3.5 の更新実施型と更新支援型では、更新（改築）段階で設計・施工等のリスクの有無に違いがあることを考慮する必要がある。

図表 7-18 保険付与により対応可能と想定されるリスク事業の例

保険の種類	リスク事象
損害保険・火災保険	事故や火災等による施設への損害
地震保険	地震、噴火及び地震に起因する津波による施設への損害
建設工事保険	建設工事中の不慮の事故による損害(台風、暴風、落雷等の自然災害、自動車、航空機の衝突、盗難、放火、いたずら、火災、爆発、地盤沈下、地滑り、土砂崩壊等)
第三者賠償責任保険	建設工事中の通行人、周囲の住民等の第三者へのケガや第三者の財物への損害
下水道施設の設置または管理に係る第三者賠償責任保険(※)	下水道の構造上の欠陥や管理上の不備により生じる事故や過失に伴う他人の生命、身体賠償、財産滅失、財物賠償等(施設、設備の新築、改築更新、大規模修理、取壊し、その他の工事は対象外)
受託者賠償責任保険	受託者による維持管理上の過失等により施設に生じた損害
機械保険	設備の運転に際して、誤操作や機械自体の欠陥等のために損害が生じた場合に、事故直前の状態まで復旧するための修理費用
履行保証保険	運営権者の帰責事由による契約解除に伴い発生する違約金

※ 下水道施設の設置又は管理の瑕疵により生じた事故のために、被保険者が負う損害賠償（施設、設備の新築、改築、修理、取りこわし等について、工事請負業者が負う賠償責任部分は対象外）

出典) 国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン」(R4.3)

図表 7-19 リスク分担のイメージ

リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
		管理者	受託者	
不可抗力	天災(暴風、洪水、高潮、地震その他の異常天然現象)、人為的事象(戦争、テロ、暴動等)、その他(放射能汚染、放火、疫病、第三者の悪意及び過失など)等、通常の見込み可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象	○		国庫負担法に該当する天災は、原則、管理者側(国費負担)で負担する。
			○	管理者が予め指定する保険により対応可能な範囲は受託者が負担する。
			○	国庫負担法に該当せず、保険によっても対応が不可能な不可抗力については、受託者が経営努力により事業維持を目指す。
		○		経営努力を行っても、なおリスクを負担しきれない場合については、管理者が負担することが考えられる。

出典) 国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン」(R4.3)

7.3.2 後発的な（想定外の）リスクへの対応策

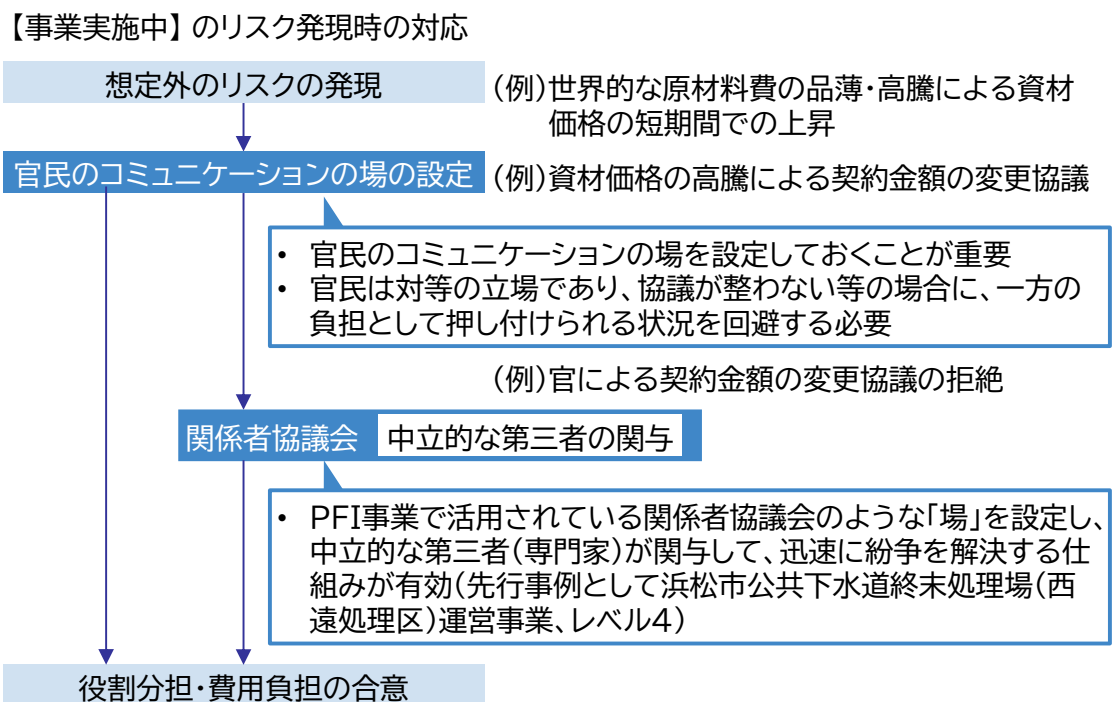
後発的な（想定外の）リスクが発生した際に、一方の負担として過度に押し付けられる状況を回避する必要がある。官民対話により解決することが原則となるが、協議が整わない等の場合に備えて、紛争調整会議や中立的な第三者の関与を規定しておくことが対応策として考えられる。

中長期にわたる事業期間中に、後発的な（想定外の）リスクが発生した際には、官民のコミュニケーションの場を設定し、官民対話により解決することが原則となる。その際、官民は対等の立場であり、協議が整わない等の場合に、一方の負担として過度に押し付けられる状況を回避する必要がある。

協議が整わない等の場合に備えた対応としては、PFI 事業で活用されている関係者協議会や中立的な第三者（専門家）が関与して、迅速に紛争を解決する仕組みが有効であり、紛争調整会議や中立的な第三者の関与を規定しておくことが対応策として考えられる。（図表 7-20）

先行事例としては、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（レベル 4）が参考となる。同市はモニタリング・履行確認体制の一部に、紛争の調整のための西遠協議会を設置している。協議会は、管理者と運営権者が合意する学識経験を有する者 3 名（例えば、技術、経営、法律などに詳しい学識有識者等）、管理者が推薦する管理者の代表者 1 名（管理職）、運営権者が推薦する運営権者の代表者 1 名の計 5 名で組織されている。

図表 7-20 【事業実施中】 のリスク発現時の対応



7.3.3 物価変動

レベル 3.5 の導入検討をする際には、必要十分な情報開示に基づく官民対話のうえ、物価変動への対応について、入札・公募等の段階で契約や要求水準等に記載することが重要である。

内閣府は、PFI 事業における物価変動への適切な対応方針を示すため、令和 6 年 6 月 3 日に「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府、R6.6）」、「契約に関するガイドライン –PFI 事業契約における留意事項について–（内閣府、R6.6）」等を改正している。

改正ガイドライン等では、新規契約に関しては予定価格の適切な設定や物価変動に基づくサービス対価改定について述べている。一方、既存契約に関しては、契約締結後の契約変更に関して記載しており、詳細は図表 7-21 に示す通りである。

レベル 3.5 の導入検討をする際には、これらにも留意し、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しのうえ、物価変動への対応として、スライド条項を入札・公募等の段階で契約書や要求水準書等に記載することが重要である。さらに、事業期間中に基準以上の変動が生じた場合、自動的に計算式に当てはめ、追加費用が算出できるような規定にしておくことが官民双方にとって、効率的である。

また、事業期間中の物価変動への対応について、受託者より協議の申し出があった場合には、管理者は適切に協議に応じたうえで、物価変動を反映させることが望ましく、まずは、官民のコミュニケーションの場を設定することが重要となる。

図表 7-21 各種ガイドライン等改正の概要

ガイドライン等改正による記載内容		
1. 物価変動への対応		
新規契約	予定価格の適切な設定 (①)	○管理者等は、予定価格に市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させることが必要であること 【プロセスガイドライン P.22】
	市場価格を的確に反映する物価指数の採用 (②)	○(物価指数の例示は、経済社会情勢の変化等に伴い不適切になり得るため削除し、別途提示することを検討) ○管理者等は、事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要であること ○具体的には以下が望ましいこと ・市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用すること ・対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用すること ・あらかじめ入札説明書等に物価指数の案を明示した上で、事業者との協議により決定すること 【契約ガイドライン P.88】
	サービス対価改定の基準時点 (③)	○サービス対価改定の基準時点を契約締結日のほか契約締結日よりも前の入札公告日等とすることが考えられること ○サービス対価改定の基準時点を契約締結日よりも前の入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられること 【契約ガイドライン P.88, 89】【契約の基本的考え方 P.19, 20】【標準契約第50条、51条】
既存契約	契約締結後の契約変更 (④)	○管理者等は、サービス対価改定に適切に対応する必要があること ○管理者等は、事業者から契約変更の協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ることが必要であること ○契約変更について、管理者等に不利となるものは認められないとの考え方もあるが、事業における当初の官民のリスク分担、物価変動の影響等を踏まえた上で、契約変更をして当該事業の実施を継続する方が新たに事業者選定を行うよりも管理者等にとって有利と考えられる場合には、契約変更が認められると考えられること 【契約ガイドライン P.89】

出典) 内閣府ホームページ

また、物価変動への具体的な対応として、例えば、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る公共施設等運営権実施契約書第 9 章において、物価変動への対応について記載されている。同契約書別紙 10-4 には、物価変動比率の算出式（図表 7-22）が示されているため、参考とされたい。なお、どのような指数等を活用するかも実勢の反映の観点から重要である。

図表 7-22 物価変動比率の算出式（例）

<p>【算出式】</p> <p>物価変動比率（臨時改定）＝</p> <p>人件費の物価変動費の合計額に占める割合×（検討対象期間（*1）の物価指標①の平均値÷基準期間（*2）における物価指標①の平均値）</p> <p>+薬品費の物価変動費の合計額に占める割合×（検討対象期間（*1）の物価指標②の平均値÷基準期間（*2）における物価指標②の平均値）</p> <p>+動力費の物価変動費の合計額に占める割合×（検討対象期間（*1）の物価指標③の平均値÷基準期間（*2）における物価指標③の平均値）</p> <p>+修繕費、保守点検費、廃棄物処理費、資産減耗費及びその他営業費用の物価変動費の合計額に占める割合×（検討対象期間（*1）の物価指標④の平均値÷基準期間（*2）における物価指標④の平均値）</p> <p>+償却費の物価変動費の合計額に占める割合×（検討対象期間（*1）の物価指標⑤の平均値÷基準期間（*2）における物価指標⑤の平均値）</p> <p>（*1） 「検討対象期間」とは、改定検討日の属する月の3ヶ月前の月から遡って1年間をいう。</p> <p>（*2） 「基準期間」とは、本契約第56条第1項第3号の規定による運営権者収受額の臨時改定を実施する料金期間の初日が属する事業年度の3年度前の事業年度1年間（ただし、当該運営権者収受額の臨時改定を実施する料金期間が初回料金期間である場合には、令和2年度の事業年度1年間）をいう。</p>
--

物価変動①：宮城県が公表する名目賃金指数（宮城県，電気・ガス・熱供給・水道業，30人以上）

物価変動②：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（無機化学工業製品）

物価変動③：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・ガス・水道）

物価変動④：日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均）

物価指標⑤：国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（税抜）（上・工業用水道）

出典）宮城県「宮城県上工下水一体官民連携運営事業 公共施設等運営権実施契約書」（R3.12）

そのほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、「令和 6 年度補正予算（第 1 号）案の閣議決定を踏まえた「重点支援交付金」の取扱い等について（内閣府地方創生推進室事務連絡、R6.11.29）」にあるとおり、交付対象事業について、「地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設に対する事業や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための事業、地方公共団体における水道料金の減免も交付対象」と変更されたため、物価変動への対応

をする際はこの点にも留意する必要がある。(図表 7-23)

図表 7-23 重点支援地方交付金

重点支援地方交付金 追加額1.1兆円(Ⅰ及びⅡの合計)	
Ⅰ. 低所得世帯支援枠(0.5兆円) <ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として給付。 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。 	
Ⅱ. 推奨事業メニュー(0.6兆円)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">生活者支援</p> <p>① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援 ※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。</p> <p>② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援 ※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。</p> <p>③ 消費下支え等を通じた生活者支援 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援</p> <p>④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">事業者支援</p> <p>⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)</p> <p>⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援 配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援</p> <p>⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援</p> <p>⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援</p> </div>
<small>※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。 ※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。</small>	

出典) 令和6年度補正予算(第1号)案の閣議決定を踏まえた「重点支援交付金」の取扱い等について(令和6年11

月29日付け事務連絡)

7.3.4 災害対応

ウォーターPPPを実施する場合、大規模災害時にも従来と同等の災害対応が可能となるように事前に取り決めることが必要である。

ウォーターPPPの導入に当たって、大規模災害時にも、従来と同等の災害対応が可能となるよう、契約書や要求水準書において、受託者の緊急対応業務、体制の構築、BCPの作成等を規定しておくことが必要である。

例えば、静岡県浜松市、高知県須崎市、宮城県、神奈川県三浦市のレベル4の実施契約書等では、災害時の対応等が規定されている。

また、被災した他の地方公共団体への応援についても可能となるよう、契約書等において、域外における災害対応への受託者の協力を規定した上で、災害発生時に、被災地方公共団体と受託者の間で別途取り決めを行い、地方公共団体の支援チームの一員として受託者が他の地方公共団体へ応援に行くことも可能である。

7.3.5 更新（改築）と交付金等

更新実施型の改築の見通しにおいては、当初予定していた各年度の改築に必要な予算が確保できない可能性があることに留意し、契約書に国の予算の配分額に合わせることを記載することや、協定書で改築費用の総額上限を定める等の対応が必要となる。

更新実施型の改築の見通しにおいて、国からの交付金等の活用を前提にする場合、要望どおりに交付金等が措置されるかどうかは当該年度にならないと分からないため、管理者が不足額の追加予算措置ができない限り、当初予定していた各年度の改築に必要な予算が確保できない可能性があることに留意する必要がある。なお、この場合に工事の事業量が減少することにより委託料が減少するリスクについては、受託者が負うことが想定される。

これについては、例えば、一括設計審査（全体設計）を活用しつつ、契約書に国の予算の配分額に合わせることを記載することや、単年度協定書で決定する期間中の改築費用の総額上限を契約書に定める等の対応が想定される。（図表 7-24）

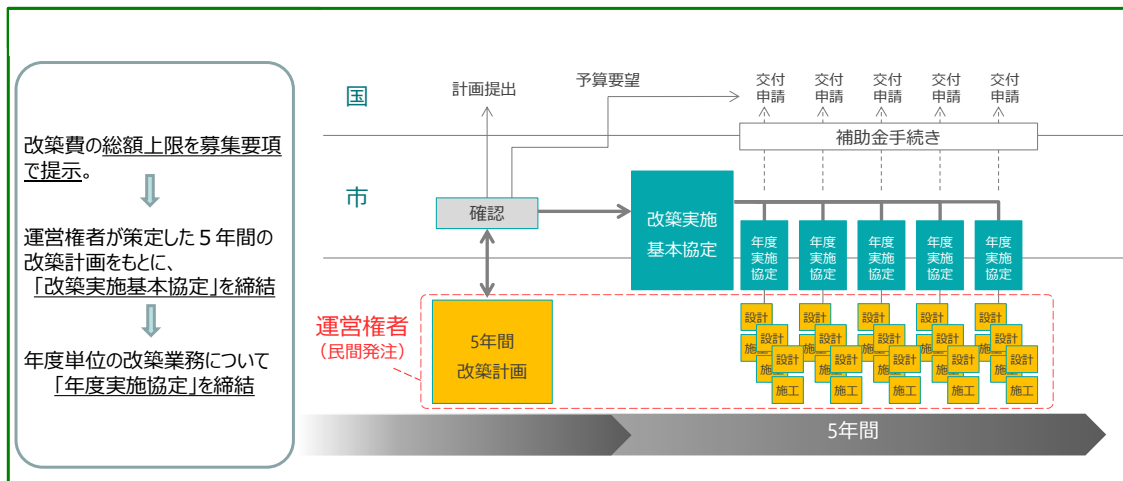
図表 7-24 更新（改築）と交付金等

(参考)三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業(レベル4)

4 前項の規定にかかわらず、年度改築実施覚書の対象となる事業年度における、改築に係る国交付金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度改築実施覚書に定める単年度対象改築業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、市は、改築計画及び中期改築実施覚書の内容にかかわらず、運営権者と協議の上、当該年度改築実施覚書に定める単年度対象改築業務の内容を、国交付金に係る国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、運営権者は、これに異議を述べない。

(参考)浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業(レベル4)

- 事業期間中における更新工事の上限金額については当初契約の民間事業者等選定時に競争等を通じて定めた上で、詳細な個別工事の実施内容については、年度単位で協定等として規定



レベル 3.5 の更新実施型において、交付金等を活用する場合は、国庫補助金の交付申請、完了実績報告等の手続については、従来通り、管理者が行う必要がある。また、更新（改築）の概算や事業費の積算等についても管理者が実施するが、性能発注を原則とするレベル 3.5 においては、工事を実施する受託者の裁量が大きいため、管理者が会計検査を受検する際に受託者も連携して対応することが望ましい。

先行事例である浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（レベル 4）では、要求水準書で交付金等に関する事項や会計実地検査等に関する事項を定めている（図表 7-25）。同市は過去 2 回会計実施検査を受けているが、2 回とも調査官の許可を得て、受託者である SPC が同席の上、会計検査に対応しており、参考となる。

図表 7-25 会計検査への民間事業者等の協力（静岡県浜松市の先行事例）

(2) 国交付金交付要綱に関する事項

改築計画、設計及び工事が国の交付金交付対象となる場合は、当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと。

なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。

(3) 会計実地検査等に関する事項

改築計画、設計及び工事において、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

出典) 静岡県浜松市「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 要求水準書」

7.4 民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり

7.4.1 予定価格の設定

レベル 3.5 の委託費（予定価格）は、過去の実績を用いて安易に算出するのではなく、中長期的な事業の持続性を考慮し、要求水準等で求める水準を適切に反映することが重要である。

レベル 3.5 導入検討の際は、民間事業者等が持続的に参画しやすい環境について配慮し、必要十分な情報開示に基づく官民対話を繰り返すことが重要である。

PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 6 年改定版）においても、民間事業者等の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進がポイントの 1 つとなっている。これを受け、内閣府の各種ガイドライン等が改正され、これらについて、「PFI 事業における民間事業者等の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」（内閣府民間資金等活用事業推進室事務連絡、R6.7.3）が発出されている。

レベル 3.5 の予定価格を設定する際には、中長期的な事業の持続性を考慮し、要求水準等で求める水準を適切に反映することが重要である。考慮すべき項目、過小に算定されやすい項目、積算方法等に関する留意点・ポイントは、図表 7-26 を参考にされたい。そのほか、中長期的な事業の持続性を考慮する場合には、例えば、再委託先に過度なコスト削減を求めつもりがないか、管理者は必要十分な情報開示に基づく官民対話によって、民間事業者等の認識を把握しておくことが望ましい。

なお、設計・建設に係る単価のインフレ、運転・維持管理に係る人件費や薬品費等に係る物価変動の詳細については、7.3.3 物価変動を参照されたい。

図表 7-26 予定価格を設定する際の留意点・ポイント

レベル3.5の委託費(予定価格)				
		設計・建設	運転・維持管理	マネジメント
留意点・ポイント	考慮項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 10年間の更新見通しに沿って、適切に費用を見積もる。 ● 事前の工法選定が難しい工事は設計変更等の考慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民対応や修繕対応は、業務範囲や内容に応じた適切な費用を見積もることが重要。 ● 人件費や薬品単価等、金額の変動が想定される費用に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 更新計画案作成業務、各種業務を一体的に取りまとめる統括的な管理業務等について適切に積算。 ● セルフモニタリング等のモニタリング・履行確認に要する費用も見込む。 ● 引継ぎ等の準備行為の費用も適宜考慮。
	適正な計上が必要な項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 撤去費 ● 見積等により設定した単価のインフレ等の影響 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経年劣化に伴う将来の修繕費等の増額費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● SPCを想定する場合は、利益、配当、税金等の計上
	積算方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 積算に当たっては、コンサルタント等の活用や類似事業に関する実態調査や市場調査を行う等して、算出根拠を明確にし、積算方法について情報開示することが望ましい。 		

また、レベル 3.5 は、維持管理と更新を一体的に最適化するための方式であるため、統括的な管理者を設置することが望ましい。統括的な管理者を設置する際は、求める要件（能力、経験、実績、資格、また、要求水準等）に応じた費用計上が必要である。一般的な費用計上方法は、標準歩掛、見積もり、過去の実績等を活用する方法の 3 パターンの方法が考えられ、計上における留意点・ポイントは、図表 7-27 を参考にされたい。事業準備段階で 3 パターン（方法①～③）を実施した上でも、事業期間中に急激な物価変動があった場合においては、見積を徴収すること等により対処することが考えられる。

なお、費用計上の際には、方法の比較衡量や根拠とする基準、マニュアル等の選択も含め、必要十分な情報開示に基づく官民対話を繰り返し、官民の認識をすり合わせておくことが重要である。

静岡県富士市は、レベル 3.5 の導入検討に際し、要件③維持管理と更新の一体マネジメントが重要になると考え、MS で民間事業者等の意向等を確認したところ、「受託者の全体を俯瞰的に調整するマネジメントの存在が必要」、「モニタリング・履行確認は必要だと認識しているが、過剰なものとならないよう配慮してほしい」等の回答があった。これを踏まえ、管理者が受託者に委託する業務の一つとして、「統括技術管理業務」を位置づけ、必要な費

用を見込んでいる。

【静岡県富士市の「統括技術管理業務」概要】

業務全体の管理、業務委託料の変更等の契約に基づく受託者の一切の権限を有する「総括責任者（副総括責任者を含む）」を配置技術者として要件化した。

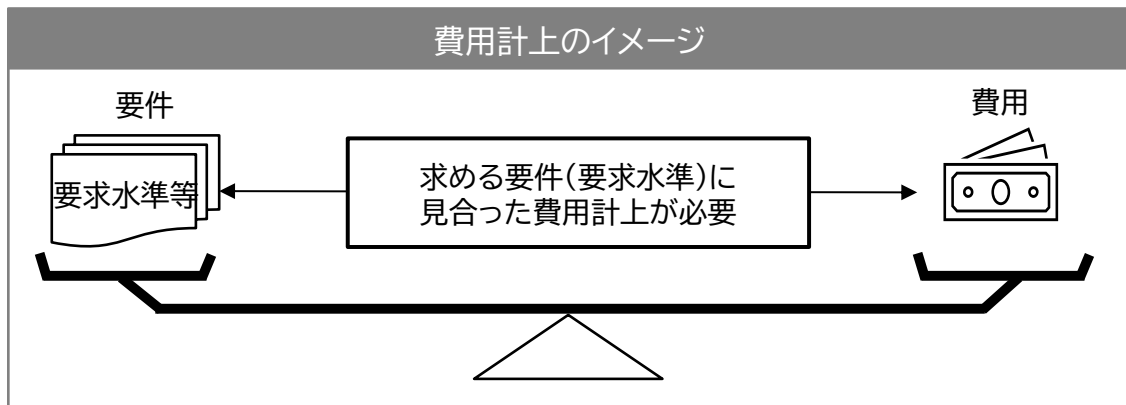
- レベル 3.5 の要件③維持管理と更新の一体マネジメント、要件④プロフィットシェアの関係で、これまで以上に各業務間（例えば、処理場業務と管路業務）の技術的視点での一元的な統括管理が必要となるため、技術的業務を効率的かつ効果的に遂行することを目的に「統括技術管理業務」を新設し、「統括技術管理責任者」を配置技術者として要件化。
- 「統括技術管理業務」として、直接業務費の約 5%【検討中】を計上（標準歩掛、実績に基づき算出）した。この内訳（対象業務の費用割合）は、一元的統括技術管理業務（19%）、ストックマネジメント計画策定支援業務（37.5%）、データ管理業務（30%）、セルフモニタリング業務（10%）、技術提案支援業務（3%）、CM 導入検討業務（0.5%）である。

また、千葉県柏市は、第 1 期（H30.10 から R4.9 までの 4 年間）・第 2 期（R5.1 から R10.1 までの 5 年間）の包括的民間委託（管路）で「統括管理業務」を位置づけている。レベル 3.5 の導入検討に際し、モニタリング・履行確認のあり方の検討とあわせて、統括管理業務について見直しの必要性があると考えている。

【千葉県柏市の「統括管理業務」概要（第 2 期）】

- 1 年間（365 日）のうち、土日祝祭日を抜いた 240 日間業務に携わると想定し、概算事業費を算出。
- 2 人体制で実施することから 2 人工分（ただし、主任技師は技師 C の半数の従事日数を想定：実質 1.5 人工相当）を計上。
- 概算事業費算出結果は、約 2 億円（税込）。 ※第 2 期総事業費約 40 億円

図表 7-27 費用計上方法



費用の計上方法			
	方法① 標準歩掛等	方法② 見積	方法③ 過去の実績
類型	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種標準歩掛や積算基準、マニュアル、ガイドライン等に記載の積算方法に基づく費用計上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種事業者に業務内容に応じた見積・費用内訳を参考で徴取し費用計上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の実績を根拠とした費用計上
留意点・ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の要求内容と歩掛の適用基準が合致しているかの確認が必要である ● 求める業務に応じた歩掛の組合せ等も考えられる(計画作成、データ管理それぞれ計上など) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 見積仕様、条件、有効期限等の明確化に留意が必要である ● 各地方公共団体の定めにしたがった依頼が必要(見積の依頼内容や相手先、依頼者数など)である 	<ul style="list-style-type: none"> ● 物価変動等を適切に反映することが必要である ● レベル3.5の業務内容や要求水準等に過去の実績が合致しているか留意が必要である
<ul style="list-style-type: none"> ● 官民対話の繰り返しによる認識のすり合わせが必要 			



加えて、長期契約（原則10年）のレベル3.5の事業実施中には、管理者側の人事異動により、担当者や関係者の交代があり得るが、その際にこれまでの官民対話や取り決め等、しっかりと引継ぎを行い、管理者側の事情により、方針転換することがないよう、留意が必要である。

7.4.2 導入効果の適切な評価

民間事業者等の創意工夫等により適正な利益を得られる環境の構築のためには、管理者は地域経済・社会への貢献など、費用縮減以外の効果・メリットも適切に評価し、総合的に判断することが重要である。

レベル 3.5 導入（ないし評価）の際は、管理者が定量効果（VFM 等）だけでなく、持続性向上や、地域経済・社会への貢献など、多様な定性効果（災害対応、デジタル、脱炭素の推進等）も含めて評価し、総合的に判断することが重要である。（図表 7-28）これによって、民間事業者等に過剰な費用縮減を強いるのではなく、民間事業者等が適正な利益を得ながら、創意工夫が可能な環境の構築、下水道事業の持続性の向上につながっていく。

図表 7-28 レベル 3.5 の効果・メリットの考え方

		レベル3.5導入効果	
		 定量効果(VFM等)	 多様な定性効果
想定項目	ヒト	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の負担軽減(時間外、工数等) ● 技術者数の確保(官民相互の体制) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用、設備投資の促進 ● 官民双方の技術移転、技術力向上 ● 災害時のバックアップ体制構築
	モノ	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の進捗率(更新率、調査率、台帳更新率等) ● 各種サービス品質(指標等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● DXの推進 ● 脱炭素の推進 ● 新技術導入
	カネ	<ul style="list-style-type: none"> ● コスト縮減(≒VFM) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な競争環境の構築
留意点・ポイント		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の進捗率については、経営戦略に位置付けられている指標による評価も考えられる ● サービス品質については、水質や要望対応率、不具合件数などによる評価が考えられる ● コスト縮減については、単純な委託費の比較のほかにライフサイクルコストの観点から評価も可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な下水道分野の実現の観点から、定量化できない項目についても評価が必要である ● デジタル・脱炭素の推進といった、他事業計画(DX・GX推進計画等)の実行に寄与する項目についても評価が必要である ● 競争環境構築による高止まり防止についても評価可能である
導入判断		<ul style="list-style-type: none"> ● 定量効果と定性効果を総合的に考慮した導入判断が必要である ● VFMはPFI事業契約を選択した場合のみ必須である(PFI事業契約でない場合必須ではない) 	

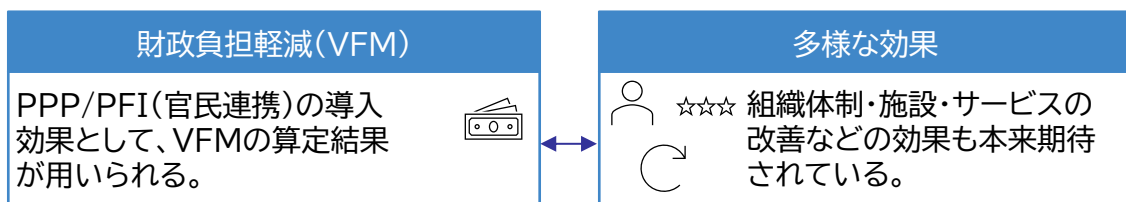
このため、管理者が議会や住民、関係部局にレベル 3.5 の有効性について説明する際には、できる限り、多様な効果を評価する具体的な指標（定量的・定性的）を用いることが望ましい。具体的な指標としては、例えば、管路更新率の向上や耐震化率の向上、CO₂の削減

や災害対応体制の強化、DXの推進等が考えられる。

また、持続的な下水道事業運営に資するかどうかも重要な視点となる。例えば、人材不足により、再任用職員が運転管理している施設を民間事業者等に長期に委託することを検討する場合、人件費の増加が見込まれるが、将来の事業の持続性を考慮し、費用が増加するとしても民間事業者等へ委託するという判断を行うことも考えられる。

そのほか、多様な効果を評価するに当たっては、ローカルPFIの考え方が参考となる。
(図表 7-29)

図表 7-29 VFM 以外の説明可能性



VFMだけでなく、多様な効果を積極的に示していく必要がある。

多様な効果について、指標などを用いて
定量的・定性的に評価していくことが考えられる

(参考)ローカルPFI

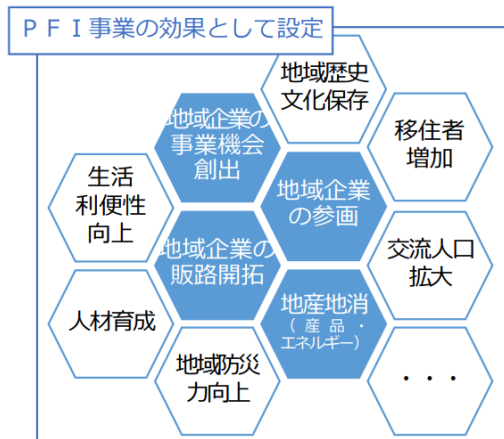
ローカルPFIの概要

PFI事業の推進(案件形成、事業者選定、契約履行等の一連の過程)を通じ、**地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを志向するコンセプト。**
財政負担軽減(VFM)に加え、**地方公共団体・民間事業者等の創意工夫による多様な効果に焦点。**

ローカルPFIの考え方

PFIによる**地域課題を解決し地域の発展に効果のある指標を設定し、定量・定性的に評価**

多様な効果のイメージ(例)



8.1 都道府県に期待する役割



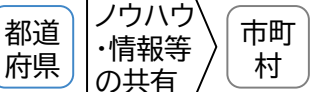
ウォーターPPPの推進に向けて、都道府県に期待する役割は、①「場」の提供、②共同発注等のとりまとめ、③先導的な導入検討＋ノウハウ等の共有である。市町村が効果的・効率的にウォーターPPPの導入検討を進められるよう、地域全体を考える立場である都道府県による主導、主体的な取組が求められる。

多くの行政分野において、都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、市町村の支援や広域調整等について重要な役割を担っている。ウォーターPPPの推進についても、市町村の導入検討や広域型ウォーターPPPの形成に向けて、都道府県に以下のような役割を期待している。とりわけ、運営基盤の脆弱な小規模の地方公共団体においては、職員不足、PPP/PFI（官民連携）の情報・ノウハウ不足、事業規模が小さく民間事業者等が参入しづらい等の課題を抱えている。市町村が効果的・効率的にウォーターPPPの導入検討を進められるよう、地域全体を包括する立場である都道府県による主導と主体的な取組が求められる。（図表 8-1）





- ① 市町村の導入検討に資する「場」を提供する
- ② 流域下水道と流域関連公共下水道の共同発注等に向け、とりまとめる
- ③ 流域下水道で先導的に導入検討を進め、市町村に情報・ノウハウ等を共有する

特に、①の「場」の提供は、流域下水道事業を実施していない都道府県でも取組が可能である。「場」の提供の具体的なイメージは、都道府県によるプラットフォームの先行事例等を参考にすると、例えば、勉強会の開催、外部有識者セミナーの開催、MSの合同開催等が考えられる。これらは、他の市町村、外部有識者、民間事業者等とつながる機会の創出の観点からも有意義である。（図表 8-2）

図表 8-1 都道府県に期待する役割

	①「場」の提供	②共同発注等とりまとめ	③先導的な導入検討+共有
類型	 <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の導入検討に資する「場」を提供する 	 <ul style="list-style-type: none"> ● 流域下水道と流域関連公共下水道の共同発注等に向け、とりまとめ 	 <ul style="list-style-type: none"> ● 流域下水道で先導的に導入検討 → 情報・ノウハウ等を共有
市町村のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者等、外部有識者、他市町村等とのつながり ● 幅広い市町村が共通する悩みを相談等できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● MS等の導入検討を効果的・効率的に進められる(特に中小規模市町村) ● 広域化・共同化も進む 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近で生の先行事例を参考にできる(よくある疑問点・懸念点が払拭される)
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 形骸化しない工夫が重要 ● 既存の「場」の活用等、運営の負担軽減も考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県と市町村のロードマップの調整等が重要 ● すべての関係者の当事者意識がポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報・ノウハウ等は、最新情勢が反映された信頼しうるものか確認

図表 8-2 ①「場」の提供の具体的なイメージ

①「場」の提供 具体的なイメージ		期待しうる効果
 勉強会 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報・ノウハウ等を共有する勉強会 ✓ 参考となる先行事例の紹介 ✓ 他市町村とつながる <p>【参考】ふくしまウォーターPPP/PFIプラットフォーム(福島県)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 他市町村、外部有識者、民間事業者等とつながる機会の創出 ● 情報・ノウハウ等の共有、先行事例の勉強、外部有識者の深い知見に触れる等、担当者の実務をサポート ● MSの合同開催等による効果的・効率的な実施(民間事業者等にとってもメリットとなりうる)
 外部有識者セミナー <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外部有識者によるセミナー ✓ 外部有識者とつながる 		
 MS <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県によるMSの合同開催等 ✓ 民間事業者等とつながる 		

【参考】プラットフォームの活用（福島県の参考事例）

福島県では、県が事務局を担う形で「ふくしまウォーターPPP/PFI プラットフォーム」を設置し、勉強会や官民対話、案件形成等の支援を実施しており、参考となる。

福島県では、ウォーターPPP 導入を推進するために県及び市町村と民間事業者等、団体、金融機関等が集まり、公共施設等の整備・運営等に係る PPP/PFI 事業に関するノウハウ習得や案件形成能力の向上、官民対話を含めた情報交換等を行う場として、福島県が事務局を担う形で「ふくしまウォーターPPP/PFI プラットフォーム」を設置している。

当該プラットフォームでは、以下の事業を行うこととしている。

- ウォーターPPP/PFI のノウハウ取得のための勉強会（例えば、SM 計画作成（見直し））
- 市町村内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の意見交換会
- 地域のような事業分野の民間事業者等と情報交換
- ウォーターPPP/PFI に関する企画・構想の事業化の支援（案件形成へのマッチング等）
- その他、ウォーターPPP の導入促進のために必要な事業

令和 6 年 2 月末時点で、市町村を訪問しての勉強会開催を県下全 41 市町村中 28 の市町村で実施済である。また、令和 6 年 7 月に令和 6 年度第 1 回セミナーを開催しており、セミナーの中で、レベル 3.5 の試行を実施している県下地方公共団体の事例について、地方公共団体、受託者、県によるパネルディスカッション及び官民の意見交換（マッチング）を実施している。

【参考】都道府県と市町村の共同発注（秋田県の参考事例）

秋田県及び7市町村（男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）では、管路の点検、保守等の業務を対象に県と関係市町による共同発注を行っている。

秋田県及び7市町村（男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）では、管路の点検、保守等の業務を秋田県がとりまとめの上、対象地方公共団体分の業務をパッケージ化した秋田県下水道管路等包括管理業務委託の共同発注を行った。（図表 8-3、図表 8-4）

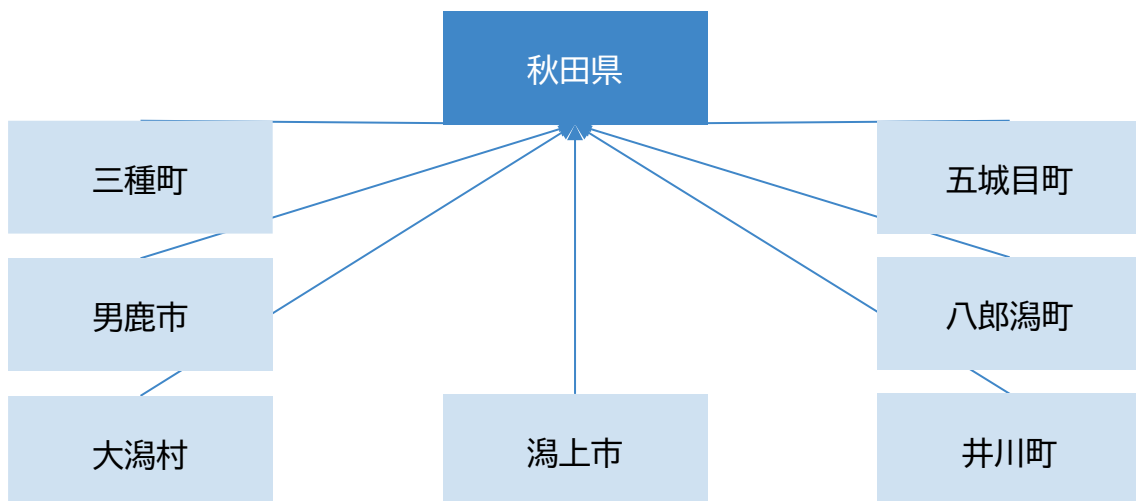
共同発注の考え方として、県は「代表発注者」として発注・入札・公募等の事務を総轄するが、監督業務は施設の管理者が実施することとしている。

共同発注により、これまで個別業務の積算・入札・公募契約等には一定の事務作業が生じていた技術職員の減少が顕著な各市町において、一体的な実施によりの事務負担が軽減されている。

また、共同発注に先立って8つの地方公共団体が共通の電子台帳システムを導入し、従来紙で記録・提出されていた点検結果を共通のプラットフォームに入力する形としたことで、受注者の作業効率化と確実なデータ蓄積につながった。

広域での発注に当たっては、単独での発注よりも、事業内容や事業スキーム等が複雑化することが考えられるため、民間事業者等の実施能力や意向把握が特に重要となる。

図表 8-3 秋田県と7市町村の共同発注（イメージ）



出典) 秋田県「秋田県・流域関連市町村管路施設の包括的民間委託について」(R5.4) を基に国土交通省作成

図表 8-4 秋田県と7市町村の共同発注（対象範囲等）

対象業務		適用	
管理 保全 業務	計画的業務	管路 点検(腐食環境下等)	流域・公共
		MP 保守・点検	公共・集排
		調査	流域(MH蓋)
		維持管理情報 (点検記録のシステム登録)	流域・公共
	住民対応等業務	非常時緊急対応	流域・公共・集排
		住民対応	流域・公共・集排

出典) 秋田県「秋田県・流域関連市町村管路施設の包括的民間委託について」(R5.4) を基に国土交通省作成

【参考】勉強会の開催（山梨県の参考事例）

ガイドライン策定のための具体的なフィールドである山梨県では、市町村向けの勉強会で次のような工夫をした。

- 考え方の工夫
 - 市町村間のつながり
 - 市町村のウォーターPPPへの関心、理解度向上
 - 県との連携意欲の向上
 - 各流域の実態に基づく課題の把握
- 進め方の工夫
 - 県が事務局を担い、県と市町村、双方の実務担当者が出席
 - オンライン併用
 - 県が目指すウォーターPPPの見通し（案）を明示
 - 流域別でのグループディスカッション
 - 開催前、開催後のアンケートの実施

(このページは白紙です)

下水道分野における
ウォーターPPP ガイドライン
第 2.0 版(案)

【資料編】

令和 7 年●月

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ

(このページは白紙です)

■ 先行事例

(このページは白紙です)

先行事例(静岡県浜松市)

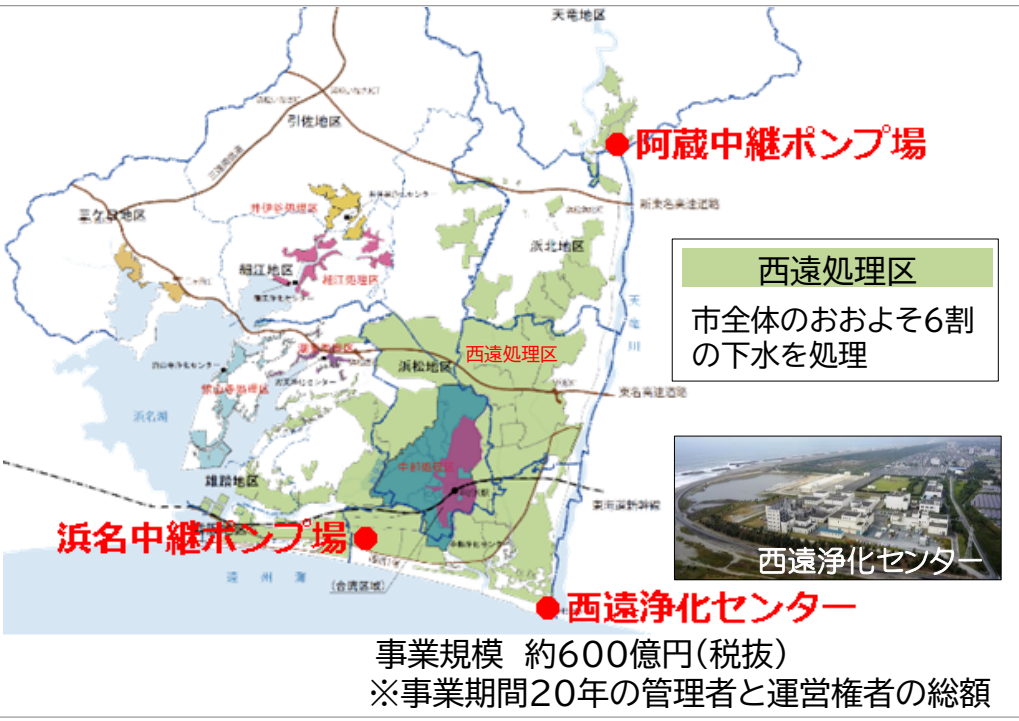
浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業

コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体	
管理者	静岡県浜松市
人口	総人口約78.8万人(R6.3)
ウォーターPPPの概要	
事業開始	平成30(2018)年4月
事業期間	20年
対象施設	処理場、ポンプ場
業務範囲	維持管理、改築等
民間事業者等	
運営権者	浜松ウォーターシンフォニー株式会社
代表企業	ヴェオリア・ジャパン株式会社
構成企業	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、オリックス株式会社、須山建設株式会社、東急建設株式会社

効果・メリット等	
VFM	約14.4%(優先交渉権者提案時)
運営権対価	25億円
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 業務範囲は経営・維持管理・改築を一体的に実施 市内受益者間の公平性の観点から、使用者が支払う料金は、西遠処理区も他の処理区も同水準としており、運営権者は下水道使用料に一定割合を乗じた「利用料金」を受領する仕組みとしている。 下水道分野で1件目のコンセッション方式であり、処理区のうち管きょ施設を除いた処理場・ポンプ場を対象

事業実施状況のモニタリング
 運営権者によるセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中(第三者により管理者のモニタリングを補完)



事業開始までのスケジュール(実績)		
平成 25 (2013) 年	4月～	導入可能性調査(FS)
平成 26 (2014) 年	4月～	デューデリジェンス(DD)等
平成 28 (2016) 年	2月	実施方針公表
平成 28 (2016) 年	5月	募集要項等公表
平成 29 (2017) 年	3月	優先交渉権者選定
平成 29 (2017) 年	10月	公共施設等運営権設定、実施契約締結
平成 30 (2018) 年	4月	事業開始

先行事例(高知県須崎市)

コンセッション方式(レベル4)

須崎市公共下水道施設等運営事業

地方公共団体

管理者	高知県須崎市
人口	総人口約1.9万人(R6.3)

ウォーターPPPの概要

事業開始	令和2(2020)年4月
事業期間	19.5年
対象施設	処理場、管路(汚水) ※[包括委託]漁集排等、[委託(仕様発注)]ポンプ場(雨水)、管路(雨水)
業務範囲	維持管理等

民間事業者等

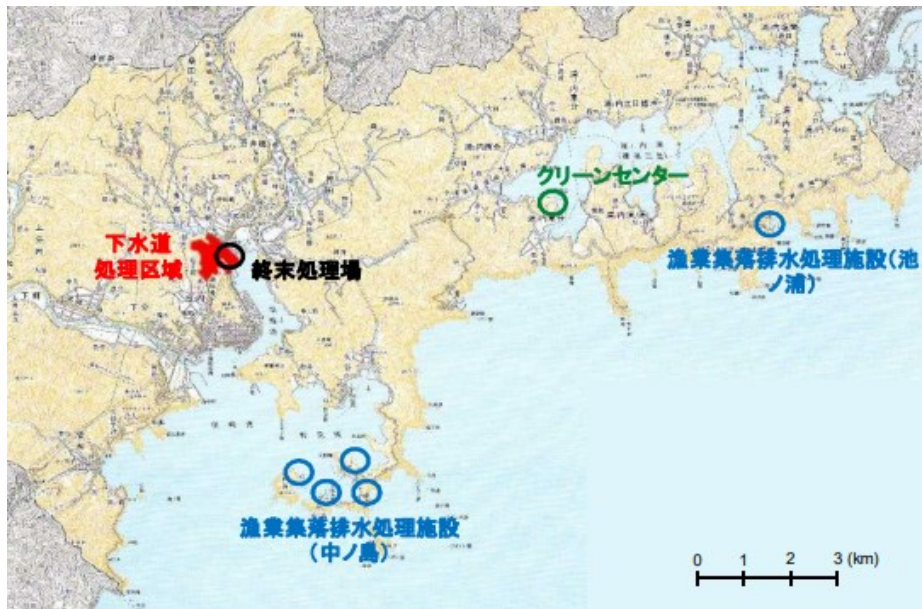
運営権者	株式会社クリンパートナーズ須崎
代表企業	株式会社NJS
構成企業	株式会社四国ポンプセンター、日立造船中国工事株式会社、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社四国銀行

効果・メリット等

VFM	約7.6%(優先交渉権者決定時)
運営権対価	0円
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者の収入が、下水道料金とサービス対価により構成される混合型コンセッション事業 公共下水道事業(汚水)と、市所管のインフラ維持管理業務を組み合わせたバンドリング型事業(施設の改築更新等は対象外) 下水道分野で2件目のコンセッション方式であり、初めて供用しているすべての汚水管路に運営権を設定

事業実施状況のモニタリング

運営権者によるセルフモニタリング、管理者によるモニタリングを実施中
令和6年度に中間評価委員会(第三者)による中間評価を実施



事業開始までのスケジュール(実績)

平成 28 (2016) 年 6月	PFI法第6条に基づく民間提案受付
平成 28 (2016) 年 10月~	導入可能性調査(FS)
平成 29 (2017) 年 5月~	デュレリジェンス(DD)等
平成 29 (2017) 年 12月	実施方針条例制定
平成 30 (2018) 年 2月	実施方針公表
8月	募集要項等公表
平成 31 (2019) 年 1月	優先交渉権者選定
令和 元 (2019) 年 12月	公共施設等運営権設定、実施契約締結
令和 2 (2020) 年 4月	事業開始

先行事例(宮城県)

宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)

コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体	
管理者	宮城県
人口	総人口約228.0万人(R4.3)
ウォーターPPPの概要	
事業開始	令和4(2022)年4月
事業期間	20年
対象施設	水道用水供給(2事業)、工業用水道(3事業)、流域下水道(4事業)の維持管理、改築等 ※管路の維持管理・改築、土木構造物の改築を除く
業務範囲	

民間事業者等	
運営権者	株式会社みずむすびマネジメントみやぎ(SPC)
代表企業	メタウォーター株式会社
構成企業	ヴェオリア・ジェネッツ、オリックス、日立製作所、日水コン、橋本店、復建技術コンサルタント、産電工業、東急建設、メタウォーターサービス

効果・メリット等	
VFM	約10.2%(優先交渉権者提案時) ※9事業合計
運営権対価	10億円 ※9事業合計
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 現行体制継続時と提案の比較で総額約337億円の削減を予定(水道料金等の上昇抑制に寄与) コンセッション方式により、設計から運営まで一貫して技術力・ノウハウ・創意工夫を発揮 新OM会社を県内に設立、ICT機器の導入等による組織体制の最適化等 下水道分野で3件目のコンセッション方式

事業実施状況のモニタリング
 経営審査委員会(第三者)は、令和4年度の運営状況、運営権者のセルフモニタリング、県(管理者)のモニタリングは適正と認められると答申

みやぎ型管理運営方式の対象

赤い太線で囲んだ範囲(県の水道用水供給エリア)内★印のついた事業が対象です。

みやぎ型管理運営方式 対象9事業

- **水道用水供給事業 (2事業)**
 - ・大崎広域水道事業
 - ・仙南・仙塩広域水道事業
- **工業用水道事業 (3事業)**
 - ・仙台北部工業用水道事業
 - ・仙塩工業用水道事業
 - ・仙台圏工業用水道事業
- **流域下水道事業 (4事業)**
 - ・仙塩流域下水道事業
 - ・阿武隈川下流流域下水道事業
 - ・鳴瀬川流域下水道事業
 - ・吉田川流域下水道事業

※対象外の流域下水道事業 (3事業)

- ・北上川下流流域下水道事業
- ・迫川流域下水道事業
- ・北上川下流東部流域下水道事業

契約金額
約1,600億円(税抜)

【水道用水供給事業】	南部山浄水場、麓山浄水場、中峰浄水場等
【工業用水道事業】	大楯浄水場、麓山浄水場等
【流域下水道事業】	仙塩浄化センター、県南浄化センター、大和浄化センター、鹿島台浄化センター等

事業開始までのスケジュール(実績)	
平成29(2017)年 ~	導入可能性調査(FS)、デューデリジェンス(DD)等
令和元(2019)年12月	実施方針条例制定、実施方針策定
令和2(2020)年3月	募集要項等公表
令和3(2021)年3月	優先交渉権者選定
12月	公共施設等運営権設定、実施契約締結
令和4(2022)年4月	事業開始

先行事例(神奈川県三浦市)

三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業

コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体	
管理者	神奈川県三浦市
人口	総人口約4.0万人(R6.3) 東部処理区 約1.5万人(R4.3)

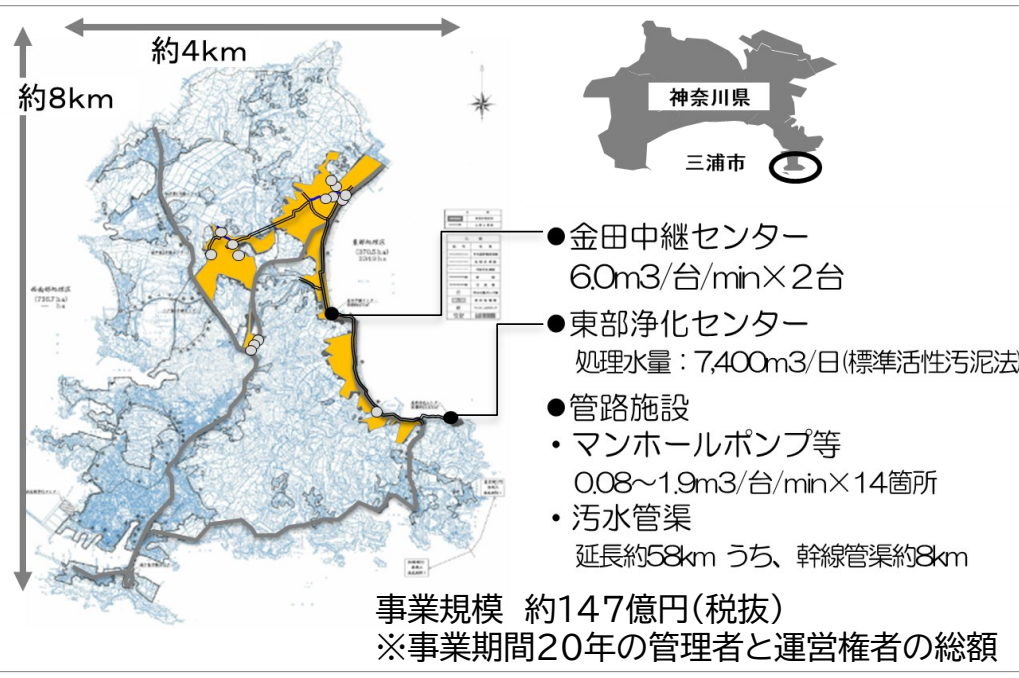
ウォーターPPPの概要	
事業開始	令和5(2023)年4月
事業期間	20年
対象施設	処理場、ポンプ場、管路等
業務範囲	維持管理、改築等

民間事業者等	
運営権者	三浦下水道コンセッション株式会社
代表企業	前田建設工業株式会社
構成企業	東芝インフラシステムズ株式会社、株式会社クボタ、 日本水工設計株式会社、 株式会社ウォーターエージェンシー

効果・メリット等	
VFM	約4.1%(優先交渉権者提案時)
運営権対価	1,000万円
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 「施設の老朽化に伴う点検・更新に係る費用の増大」、「人口減少による下水道使用料収入の減少」等の課題に対し、「民間事業者の経営の手法などを効果的に取り込むことで、市の財政負担の軽減や事業継続に向けた体制の維持・強化」等を見込む 下水道分野で4件目のコンセッション方式であり、初めて管路施設の改築等までのすべてを含む

事業実施状況のモニタリング

運営権者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中



事業開始までのスケジュール(実績)

平成27(2015)年	～	導入可能性調査(FS)
平成29(2017)年	～	デューデリジェンス(DD)等
令和2(2020)年	10月	実施方針(案)公表
令和3(2021)年	3月	実施方針条例制定
	4月	実施方針公表
	7月	募集要項等公表
令和4(2022)年	7月	優先交渉権者選定
	9月	公共施設等運営権設定
	12月	実施契約締結
令和5(2023)年	4月	事業開始

先行事例(茨城県守谷市)

守谷市上下水道施設管理等包括業務委託

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5) 更新支援型[下水道]

地方公共団体	
管理者	茨城県守谷市
人口	総人口約7.0万人(R6.3)
ウォーターPPPの概要	
事業開始	令和5(2023)年4月
事業期間	10年
対象施設	配水場、処理場、ポンプ場、農集排
業務範囲	維持管理、更新計画案作成、CM(設計、施工監理)等
民間事業者等	
代表企業	株式会社ウォーターエージェンシー
構成企業	株式会社オリエンタルコンサルタンツ、株式会社中央設計技術研究所

効果・メリット等	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・運転維持管理情報に基づく効果的な修繕計画、ストックマネジメント、アセットマネジメント計画立案 ・運転維持管理企業とコンサル企業連携による実効性ある事業運営
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化等に対応する実施体制の確保、ストック情報基盤の整備、安定した事業費の確保 ・ICT/IoT技術の導入等(設備投資)による作業の省力化・効率化 ・長期契約、管理と更新一体マネジメントによる施設管理の最適化 ・コンサルとOM企業の連携によるDX基盤で、課題解決の迅速化

事業実施状況のモニタリング
 管理者によるモニタリングを実施中



事業規模(契約金額) 約73億円(税込)
 【水道】 守谷配水場、関連水道施設
 【下水道】 守谷浄化センター、関連ポンプ場
 【農集排】 西板戸井地区農集排処理施設、関連ポンプ場

事業開始までのスケジュール(実績)	
令和3(2021)年 ~	公募型プロポーザルの実施要領(案)、業務委託契約書(案)、要求水準書(案)を作成
令和4(2022)年 9月	公募型プロポーザル公告
11月	優先交渉権者決定
12月	契約締結
令和5(2023)年 4月	事業開始

箱根地区水道事業包括委託(第3期)

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5) 更新実施型

地方公共団体

管理者	神奈川県企業庁
人口	総人口約1.1万人(R5.3) 給水人口 約0.5万人(R5.3)

ウォーターPPPの概要

事業開始	令和6(2024)年4月
事業期間	10年
対象施設	浄水場、ポンプ所、配水池、管路等
業務範囲	維持管理、更新計画案作成、更新等

民間事業者等

受託者	箱根水道パートナーズ株式会社(SPC)
代表企業	月島JFEアクアソリューション株式会社
構成企業	株式会社デック、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、神奈川県管工事業協同組合

効果・メリット等

特徴	<ul style="list-style-type: none"> 委託期間を5年から10年に延伸し、受託者が箱根管内の水道施設の状況を十分に考慮した上で、水道施設更新に係る計画案を立案することで、受託者がさらなる水道事業運営ノウハウの習得を可能にするとともに、発注者側の業務負担軽減にも寄与
効果	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全の促進や対応の迅速化により市民への提供サービスの向上 長期安定的な業務量の確保による経営の安定化、包括化による効率化、創意工夫による収益性の向上 地域住民の雇用創出、地元企業の参入による地域活性化

事業実施状況のモニタリング

受託者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中



事業開始までのスケジュール(実績)

令和5(2023)年 5月	募集要項等資料の公表
7月	現地確認
8月	提出書類の受付
10月	選定事業者決定通知
11月	特別目的会社(SPC)の設立
12月	事業契約の締結
令和6(2024)年 4月	事業開始

(出典)神奈川県資料等に基づき国土交通省作成

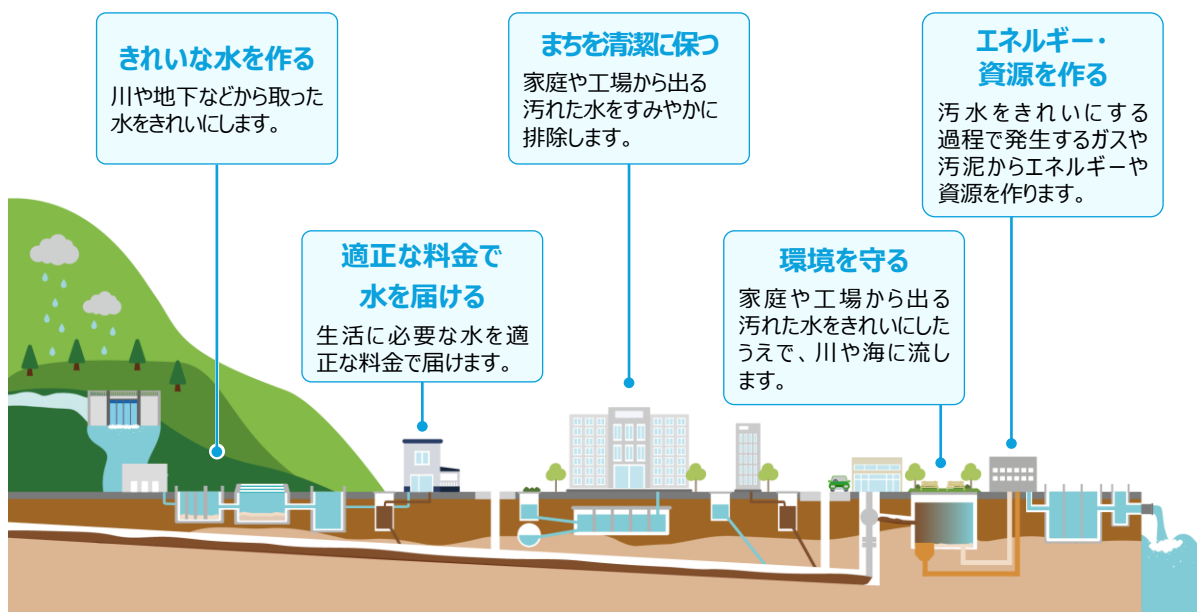
■パンフレット

(このページは白紙です)



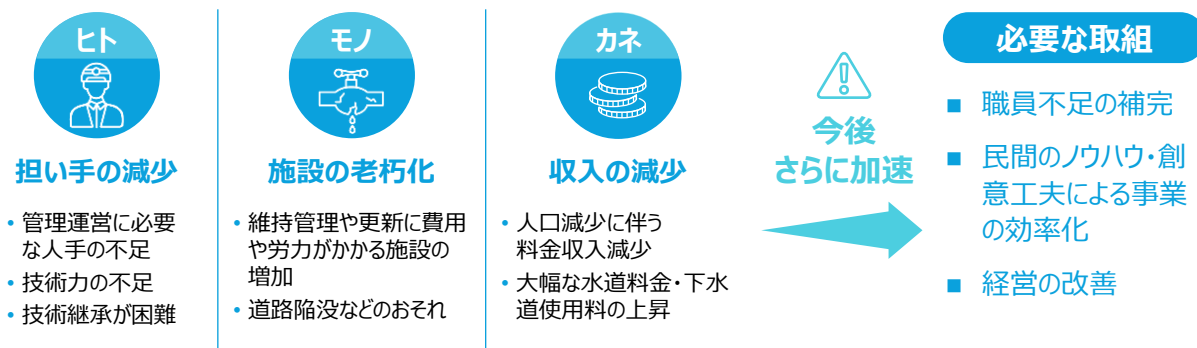
ウォーターPPPって 何だろう？

私たちが生活の中で使う水は、川や地下から取り入れられ浄水場できれいにし家庭に届けられます。使用された水は、処理場できれいにしたうえで、川や海に流します。地方公共団体は、この水の一連の流れを上下水道として守っています。飲み水としてだけでなく、公衆衛生や浸水対策等の観点から、上下水道は日常生活に欠かせない役割を担っています。



上下水道が抱える課題

このように私たちの生活になくてはならない上下水道ですが、その多くが現在、担い手の不足や施設の老朽化、人口減少による水道料金・下水道使用料の収入の減少といった課題を抱えています。




持続的な上下水道の管理運営のためには、これらの課題への対応が必要です。その課題を解決する取組の一つとして民間のノウハウ・創意工夫を活用する「ウォーターPPP」が位置付けられ、地方公共団体で導入検討が進められています。

ウォーターPPPとは？

ウォーターPPPとは、コンセッション方式*（レベル4）と管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）を総称したものであり、従来別々に委託していた業務の一本化や長期契約により民間のノウハウ・創意工夫の有効な活用を期待できる官民連携（PPP/PFI）**の手法の一つです。

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）


1



長期契約
(原則10年)

長期の事業期間により
民間事業者の参画意欲を
促進


2



性能発注

民間のノウハウ・創意工夫が
発揮しやすいよう満たすべき
サービス水準を定め発注


3



**維持管理と更新の
一体マネジメント**

個別に実施していた維持管
理と更新を一括発注し効
率的・効率的に実施

4



プロフィットシェア

事業開始後も民間事業者
によるライフサイクルコスト縮
減の提案を促進

*コンセッション方式（公共施設等運営事業）とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式です。業務範囲の広さによりレベル1～4に分類され、コンセッション方式は、レベル4に該当します。

**官民連携（PPP/PFI）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものです。

ウォーターPPPの効果・メリット

ウォーターPPPを導入することにより、上下水道の課題である職員数の減少や施設の老朽化、経営改善ひいては水道料金・下水道使用料の大幅な上昇の抑制等に対して効果が期待されます。



新技術や民間のノウハウの活用による担い手不足への対応

- ICTなどの新技術等を活用した省人化による担い手不足への対応
- 長期契約により専門性の高い人材育成が可能
- 参画する地元企業のノウハウ蓄積



効率的かつ効果的な維持管理・更新

- 効率的・効果的な維持管理や更新投資の実現
- 民間のノウハウ・創意工夫を活用した運転管理、点検等の実施による施設機能の維持
- 更新施設への新技術等の活用



財政負担の軽減や水道料金・下水道使用料の上昇抑制

- 複数業務の一本化と長期契約によるスケールメリットを活かしたコスト削減
- 計画的かつ効果的な維持管理や更新への投資
- 水道料金・下水道使用料の大幅な上昇の抑制

先行事例紹介 ～茨城県 守谷市 上下水道施設等包括的業務委託～

水道施設、下水道施設、農業集落排水施設の維持管理、更新等を包括的に民間事業者へ委託。

事業の効果

- IoT、AI技術の導入により、業務の効率化、省力化を推進
- 効果的な運営管理によるコスト削減
- 行政と民間のそれぞれの得意分野に基づく役割分担



業務負荷の軽減と
実施体制の強化



老朽化等の課題解決の
迅速化・運営基盤の構築



上下水道の健全な
経営の維持と継続

ウォーターPPPに対するよくある疑問

Q 民営化と何が違うの？

A 地方公共団体が、従来通り責任を負い、施設の所有権を残したまま民間にその管理運営を委ねるものであり、「民営化」とは異なります。なお、上下水道の民間委託は、これまでも広く実施されています。

Q 民間が自由に水道料金・下水道使用料を吊り上げるんじゃないの？

A 各家庭が支払う水道料金・下水道使用料は、その上限が条例で定められています。そのため、民間は、水道料金・下水道使用料を自由に変更できません。

Q 民間に任せるとコスト削減や利益追求を重視し、その結果、維持管理や更新が適切に実施されないのでは？

A 地方公共団体が定めた要求水準に基づき民間が管理運営し、地方公共団体がそれをモニタリングすることで、効果的かつ効率的な維持管理や更新の実施を担保します。

Q (地方公共団体追加用)【例：地元企業の参画についてどのように考えるのか、●●市では上下水道についてどのような取り組みを行ってきたのか、】

A ●●市では、～

ウォーターPPPの実施状況（令和6年4月時点）



関連資料

- 国土交通省 上下水道 官民連携（PPP/PFI）の活用
(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/seweraage/mizukokudo_seweraage_tk_000585.html)
- ウォーターPPPの概要
(https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water_gaiyou.pdf)
- （地方公共団体追加用）【例：●●市のウォーターPPP導入に向けたこれまでの取組】
(<https://www.●●.html>)

問い合わせ先

担当部署

●●市●●局●●課

作成

国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道企画課



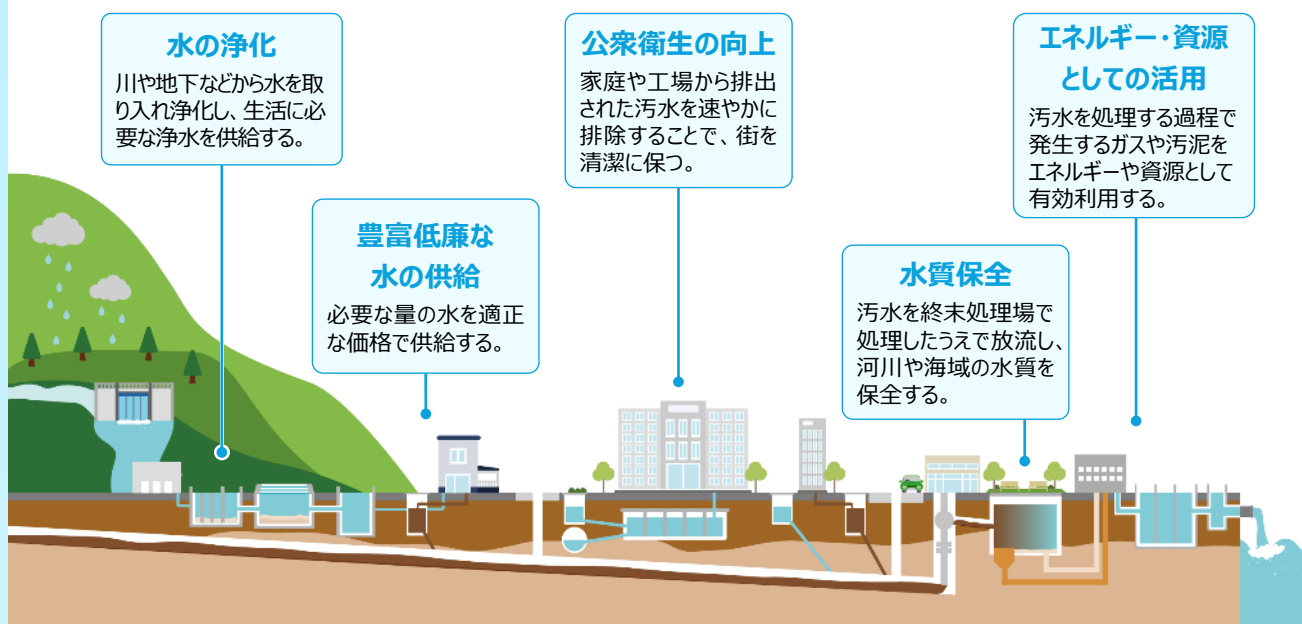
●●●@●●.●●.jp

ウォーターPPPの 仕組みと効果



1 上下水道の役割

水道事業は、水を人の飲用に適する水として供給する事業であり、下水道事業は、家庭や工場で発生した汚水や雨水を排除する事業である。上下水道事業は、生活環境の改善、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の保全の重要な役割を担っている。



2 上下水道事業が抱える課題

上下水道は住民の暮らしの安心・安全の確保と豊かな水環境の保全に不可欠な存在となっている。一方で、執行体制の脆弱化や老朽化施設の増大、人口減少等に伴う厳しい経営環境など、上下水道が抱える課題は深刻さを増している。上下水道事業を持続可能なものとし、今後も住民に対して安定したサービスを提供するためには、こうした課題への適切な対応が必要となる。



職員数の減少

ピーク時と比較して、水道事業の職員数は約3割減少、下水道事業の職員数は約4割減少



施設の老朽化

高度成長期に整備された施設の更新が進んでいないため、管路の経年化率（老朽化）が年々上昇

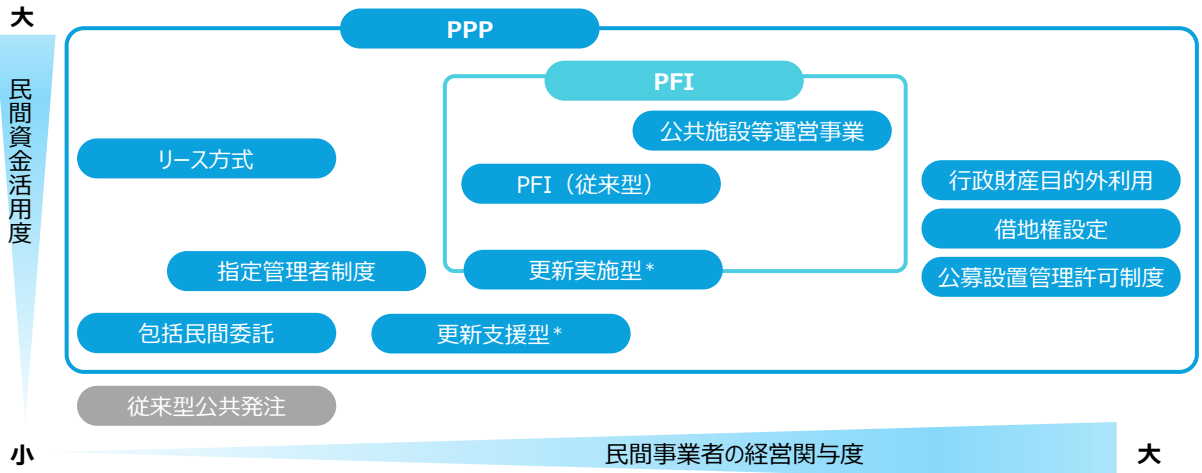


料金・使用料収入の減少

人口減少や節水意識の高まり等を受け、水道料金・下水道使用料収入は減少していく見込み

3 PPP (Public Private Partnership) とは

PPPとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法のこと。包括的民間委託、PFI（Private Finance Initiative）など、様々な方式が存在する。



* 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）（後述）の更新実施型と更新支援型をいう。

4 ウォーターPPPとは

ウォーターPPPとは、令和5年（2023年）に新たに位置付けられ、水道、工業用水道、下水道分野において、PPP/PFI手法のうち、より民間の運営の自由度が高いとされている公共施設等運営事業（コンセッション方式）と管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の2つの手法を総称したもので、上下水道が抱える課題の解決に向けて、多くの地方公共団体でウォーターPPPの導入検討が始まっている。

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の特徴

- | | | | |
|--|---|--|--|
| <p>① 長期契約（原則10年）</p> <p>企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、これまでの民間委託で一般的な3~5年よりも長い10年間を原則とする。</p> | <p>② 性能発注</p> <p>発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。発注者が詳細な仕様を決める仕様発注よりも、性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。</p> | <p>③ 維持管理と更新の一体マネジメント</p> <p>維持管理と更新を一体的に実施していくことで効率的・効果的な維持管理と更新を期待できる。民間事業者に更新計画を作成する「更新支援型」または更新（改築）の発注業務の委託まで含む「更新実施型」を地方公共団体が選択する。</p> | <p>④ プロフィットシェア</p> <p>民間による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分（プロフィット）を官民で分配（シェア）する仕組みのこと。プロフィットシェアの導入により、事業開始後も民間事業者からのライフサイクルコスト削減の提案を促進する。</p> |
|--|---|--|--|

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は事業・経営の課題解決策の一つ



5 ウォーターPPPの効果・メリット

民間事業者の様々な創意工夫、経営ノウハウ等が発揮できる点が、ウォーターPPPをはじめとするPPP/PFIの最大の特徴となっている。ウォーターPPPは、上下水道が抱える課題解決の一つの有効な手段であり、また、デジタルや脱炭素、広域化といった先進的な取組の実現にあたって、その活用が期待される。

課題への対応

体制補完・技術承継

PPP/PFI手法によって地方公共団体職員の負荷が軽減され、地方公共団体が人材を当てる業務を取捨選択することが可能となる。また、モニタリングを通じて、技術職員が効率的に技術力を維持することができる。

施設の老朽化対策

性能発注による創意工夫やノウハウを最大限活用することで、施設の機能を維持する手法（長寿命化など）を多彩に検討することが可能となるため、適切な老朽化対策が期待できる。

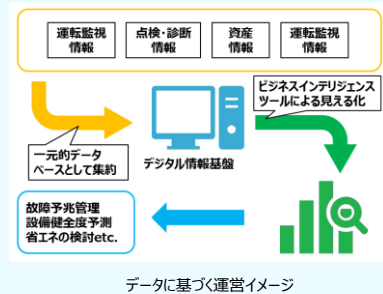
経営改善

従来別個に発注していた維持管理と更新の一括発注や民間の創意工夫・ノウハウの活用により、地方公共団体による直営の場合と比べ費用負担を軽減することが期待でき、上下水道の経営改善につなげることができる。

Pick UP !

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業

- 神奈川県三浦市は、2023年度から公共下水道事業の運営においてコンセッション方式を導入した。
- 施設の老朽化に伴う点検、更新需要の増大や人口減少による収入の減少、職員不足、一般会計繰入金の抑制といった課題を抱えていた。
- これらの課題について、コンセッション方式の導入及び運営権者の創意工夫によって、データに基づく運営が実施され、最適な運転管理及び施設・管路等の点検・修繕、実情に見合った設備のダウンサイジング、ライフサイクルコストの縮減等の実現を進めており、課題の改善が期待されている。



先進的な取組み

デジタル（DXの推進等）

脱炭素（SDGs・カーボンニュートラル）

PPP/PFI導入における企画競争やPPP/PFI事業期間中における技術革新等を通じて、民間事業者が上下水道に積極的にデジタル技術（電子台帳、遠隔技術など）や脱炭素技術を導入することが期待できる。

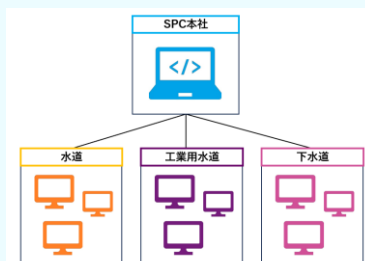
分野横断・広域連携等

PPP/PFIにおける民間事業者が橋渡しとなって、他の地方公共団体や他分野でのPPP/PFIも実施することで、実質的な事業の広域化、他分野領域の連携が可能となる。

Pick UP !

宮城県上下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

- 宮城県は、2022年度から水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業を一体的に管理運営するみやぎ型管理運営方式（コンセッション方式）を開始した。
- 運営権者の取組みとして、統合型広域監視制御システムやデジタル技術を活用したモニタリングなど、ICTの導入が進められている。
- このような取組みにより、運転管理業務の効率化や遠隔地からのリアルタイム監視の実現による異常の早期発見等、民間の創意工夫が発揮されている。



統合型広域監視制御システムの概要

6 ウォーターPPPの先行事例

事業名 箱根地区水道事業包括委託（第3期）
上水

事業概要 事業開始 2024年4月
事業期間 10年
対象施設 浄水場、ポンプ所、配水池、管路施設等
業務範囲 維持管理、更新工事、更新計画案作成等

- 効果・特徴等
- 地域人材の積極的な採用により災害発生時等の対応が迅速化され、危機管理体制を強化
 - 未納債権収納率の向上など、民間活力により、包括委託導入前と比較して効率的かつ効果的な事業運営を実施しており、今後も包括委託を継続
 - 受託者が箱根管内の水道施設の状況を十分に考慮した上で、水道施設更新に係る計画案を立案することで、発注者の業務負担軽減に寄与

管理・更新一体マネジメント方式

神奈川県 企業庁
給水人口：約0.5万人（令和6年3月）



	浄水場、ポンプ所、配水池	管路施設
浄水場	浄水場2箇所 紫外線処理設備1箇所 計画水量 計20,000m ³ /日	送水管 約16km 配水管 約76km
ポンプ所	8箇所	
配水池	15箇所	

事業規模：約88億円（税抜）※後半5年の施設更新費を含まない。

事業名 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業
下水

事業概要 事業開始 2023年4月
事業期間 20年
対象施設 処理場、ポンプ場、管路施設等
業務範囲 維持管理、改築等

- 効果・特徴等
- 民間事業者の経営の手法などを効果的に取り込むことで、市の財政負担の軽減や事業継続に向けた体制の維持・強化等を見込む
 - 下水道分野で初めて管路施設の改築等のすべての施設を対象としたコンセッション方式

コンセッション方式

神奈川県 三浦市
人口：約4.1万人（令和5年4月1日）



金田中継センター	東部浄化センター
6.0m ³ /台/min×2台	計画下水量 7,400m ³ /日
管路施設	
マンホールポンプ等	0.08~1.9m ³ /台/min×14箇所
汚水管渠	延長約59km（うち、幹線管渠約8km）

事業規模：約147億円（税抜）※事業期間20年の管理者と運営権者の総額

6 ウォーターPPPの先行事例（上下水道一体）

事業名 守谷市上下水道施設管理等包括業務委託

上水

下水

事業概要 事業開始 2023年4月
事業期間 10年
対象施設 配水場、処理場、ポンプ場、農業集落排水施設
業務範囲 維持管理、更新計画案作成、コンストラクションマネジメント（設計、施工管理等）

効果・特徴等

- 施設の老朽化等に対応する実施体制の確保、ストック情報基盤の整備、安定した事業費の確保
- ICT/IoT技術の導入等（設備投資）による作業の省力化・効率化
- 長期契約、管理と更新一体マネジメントによる施設管理の最適化
- 設計会社と維持管理会社の連携によるDX基盤で、課題解決の迅速化

管理・更新一体マネジメント方式

茨城県守谷市

人口：約7.0万人（令和5年4月1日）



水道 守谷配水場、関連水道施設

下水道 守谷浄化センター、関連ポンプ場

農集排 西板戸井地区農集排処理施設、関連ポンプ場

事業規模（契約金額）：約73億円（税込）

事業名 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

上水

工水

下水

事業概要 事業開始 2022年4月
事業期間 20年
対象施設 主に浄水場や下水処理場（管路等は除く）
業務範囲 水道用水供給（2事業）、工業用水道（3事業）、流域下水道（4事業）の維持管理、改築等

※管路の維持管理・改築、土木構造物の改築を除く

効果・特徴等

- 現行体制継続時と提案の比較で総額約337億円の削減を予定（水道料金等の上昇抑制に寄与）
- コンセッション方式により、設計から運営まで一貫して技術力・ノウハウ・創意工夫を発揮
- 新維持管理会社を県内に設立、ICT機器の導入等による組織体制の最適化等
- 水道分野で1件目、下水道分野で3件目のコンセッション方式

コンセッション方式

宮城県

人口：約226.5万人（令和5年4月1日）



水道用水供給事業

流域下水道事業

水道用水供給事業 南部山浄水場、麓山浄水場、中峰浄水場 等

工業用水道事業 大槻浄水場、麓山浄水場 等

流域下水道事業 仙塩浄化センター、県南浄化センター、大和浄化センター、鹿島台浄化センター 等

契約金額：約1,600億円（税抜）

7 ウォーターPPPの促進に向けて、国が実施している地方公共団体への支援

ウォーターPPPの導入検討費用に対する補助

- ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査（FS）、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等について、国費による定額支援が行われている。
- コンセッション方式、他地方公共団体連携（広域・共同）のほか、他分野連携（上下水道一体等）を伴う事業については、上限額等のインセンティブが設定されている。

	コンセッション方式	レベル3.5			
		他分野連携 + 他地方公共団体連携	他分野連携 (特に上下水道一体)	他地方公共団体連携 (広域・共同)	下水道もしくは水道分野のみ
	上限5千万円		上限4千万円		上限2千万円
1) 導入可能性調査 (FS)	○	○	○	○	○
2) 資産評価 (デューデリジェンス、DD)	○	○	○	○	○
3) 実施方針・公募資料作成	○	○	○	○	×
4) 事業者選定	○	○	○	○	×

社会資本整備総合交付金等

- コンセッション方式内の改築・更新等整備費用については、令和5年度から国費支援の重点配分の対象となっている。
- 上下水道一体のウォーターPPP内の改築・更新等整備費用については、令和6年度から国費支援の重点配分の対象となっている。

モデル都市支援

- ウォーターPPP等、先進的なPPP/PFI導入を検討する地方公共団体に対して、国が委託する専門家（コンサルタント等）を通じて課題整理やスキーム検討、効果分析等の具体的なPPP/PFI導入プロセスを支援。2024年度は、20の地方公共団体に対して支援が行われた。

8 ウォーターPPPの導入検討を進める際の参考資料

ガイドライン等について

水道事業における官民連携に関する手引き [LINK](#)

下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.1版 [LINK](#)

下水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&A [LINK](#)
URLが古くなってリンクが切れた場合は [LINK](#)

PFI（コンセッション）方式について

下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン（R4.3） [LINK](#)

共通

下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン（PPP/PFI手法選択GL、R5.3） [LINK](#)
説明資料にウォーターPPPの要素を追加（R5.6） [LINK](#)

使用ポリシー 《ウォーターPPPのパフレット》

このポリシーは、国土交通省が作成したウォーターPPPのパフレット(以下「パフレット」という。)を使用する際の留意事項等を定めたものです。このポリシーに記載された事項を遵守し使用してください。

1. パフレットについて

パフレットは、地方公共団体の職員が、ウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)の導入に役立てるため、首長及び議会並びに住民に対し、その理解促進、広報等に使用することを想定しています。使用する相手方に応じ二種類に分かれます。

- i) 首長及び議会向け…主に地方公共団体の首長や地方公共団体議会に対し、ウォーターPPPへの理解促進等のための説明用資料として使用。ウォーターPPPの特徴や先行事例、国の支援等について記載。

例)・首長に対し、地方公共団体の上下水道事業の現状をまとめた資料とともにウォーターPPP導入の必要性や効果・メリットをするための説明用資料とする。
・地方議会議員に、まずはウォーターPPPの概要について知ってもらうために配布する。

- ii) 住民向け…主に地方公共団体内に居住する住民に向け、ウォーターPPPに関する取組の紹介、施策の広報等のために使用。平易な言葉で、ウォーターPPPの特徴等について解説。

例)・庁舎等の施設に配架し、来訪者に手に取っていただく。
・ホームページ等に掲載し、広報誌等で掲載の案内を行う。

なお、必ずしも閲覧に供する相手を前記に限定するものではなく、各地方公共団体の状況に応じ、広く使用することを妨げるものではありません。

例) 財務部局への予算要求にあたり、上下水道部局のウォーターPPPに関する取組について説明する資料の一部とする。

2. 使用方法等

パンフレットの使用方法等は、以下のとおりです。

- i) パンフレットのデータを国土交通省のホームページからダウンロードしてください。
- ii) 記載内容やデータの変更、二次利用は行わないでください。ただし、地方公共団体追加・編集用の箇所を除きます。
- iii) ダウンロードしたファイルの地方公共団体追加・編集用の箇所を適宜、編集し、印刷・製本のうえ、又は編集できないデータ形式としたうえで使用してください。
- iv) 無償で使用することができます。

3. その他

- i) パンフレットの著作権は、国土交通省に帰属します。著作権、著作者人格権等の権利、他人の名誉の侵害等を禁じます。
- ii) パンフレットに関し生じたいかなる責任、損害、争訟に対し、国土交通省は一切関与しないととも責任も負いません。
- iii) 国土交通省が必要と認める場合には、予告なく、パンフレットの内容の変更やホームページでの掲載の取りやめを行うことがあります。
- iv) このポリシーは、予告なく、変更又は改廃されることがあります。

Ver.1(令和6年〇月〇日)制定

■上下水道一体のウォーターPPP 契約書（例）
及び要求水準書（例）

(このページは白紙です)

上下水道一体のウォーターPPP 契約書（例）及び 要求水準書（例）

■ はじめに

本資料は、ウォーターPPP（レベル 3.5）を実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成したものである。

各地方公共団体が本資料を参考として活用する際に、本資料はあくまで一例であるという認識のもと、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリーガルチェック等を行った上で、想定する事業に合わせて最適化する必要がある。

本資料の前提条件等については、以下のとおりである。

■ 前提条件

- ✓ 管理者 : 市
- ✓ 方式 : 管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）更新支援型〔下水道〕
- ✓ 対象施設 : **水道、下水道及び農業集落排水の分野横断型**
 - 水道：配水場及び関連水道施設
 - 下水道：浄化センター（標準活性汚泥法）及び関連ポンプ場
 - 農業集落排水：農業集落排水処理施設（回分式活性汚泥法）及び関連ポンプ場

（水道、下水道、農業集落排水いずれも、管路施設は対象外）
- ✓ 業務範囲 : 維持管理、更新計画案作成、CM（設計、施工監理）等
- ✓ 事業期間 : 10 年間
- ✓ 支払条件 : 委託費は以下の支払い方法による。（前払いは無し）
 - 施設管理の委託費は毎月払い
（10 年間で 120 回払い）
 - 修繕費は年度毎の出来高精算払い
（運営期間で上限金額の設定あり）
 - 施設更新費は年度毎の出来高精算払い〔水道施設のみ対象〕
（運営期間で上限金額の設定あり）
 - コンサルタント業務費は年度毎の出来高精算払い

■ 4 要件に関する留意事項

- ✓ ①長期契約（原則 10 年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアに関連する箇所は、**マーカー（黄色）**を付している。

(このページは白紙です)

- ✓ 事業期間は「令和●年度～令和●年度」と示しているが、10年間が原則である。
(例：令和9年度からの開始であれば、「令和9年度～令和18年度」)
- ✓ 維持管理と更新の一体マネジメントについては、ストックマネジメント計画策定業務にマーカー（黄色）を付しているが、これは便宜的なものであり、必ずしもストックマネジメント計画策定業務そのものが更新計画案作成業務ではないことに注意すること。

■ その他留意事項

- ✓ 本資料を参考として活用し、ウォーターPPP（レベル 3.5）を導入しようとする各地方公共団体において、特にリスク分担の適切な条件を考える必要がある箇所には、マーカー（青色）を付している。
- ✓ 要求水準書（例）に記載されている、別紙-1 甲と乙のリスク・責任等の負担、別紙-2 コンサルタント業務における参考図書、別紙-3 甲と乙における緊急事態に関する基本負担については、情報セキュリティ上の配慮等から、詳細は省略している。

●市上下水道施設管理等包括業務委託

契約書（例）

令和●年●月

●市

(このページは白紙です)

業務委託契約書(例)

- 1 業務名 令和●年度～令和●年度 ●市上下水道施設管理等包括業務委託
- 2 履行期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
- 3 履行場所 ●市全域（水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設の設置場所）
- 4 業務委託料 ￥ ●－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ●－
- 5 契約保証金 免除
- 6 支払条件 前金払：無（施設管理経費、修繕費、コンサルタント業務費とも）
部分払：施設管理経費—120回以内（1回当たりの支払額は、別記1内訳書に示す金額以内）
修繕費及び施設更新費—竣工検査後、別記1事業期間内の支払限度額を事業年度毎の出来高精算として支払う
コンサルタント業務費—完了検査後、別記1事業期間内の支払限度額を事業年度毎の出来高精算として支払う

上記業務について、委託者 ●市と受託者（●共同企業体）は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

委託者 住 所
氏 名

印

受託者
代表者 住 所
氏 名

印

構成員 住 所
氏 名

印

構成員 住 所
氏 名

印

目次

第1章 総則

第1条 (用語の定義)	1
第2条 (言語)	3
第3条 (通貨)	3
第4条 (計量単位)	3
第5条 (期間の計算)	3
第6条 (時刻)	3
第7条 (準拠法)	3
第8条 (責任負担)	3
第9条 (指示等)	3
第10条 (業務の手段)	3
第11条 (秘密の保持)	4
第12条 (書面主義)	4
第13条 (履行の保証)	4
第14条 (契約の譲渡等)	5
第15条 (著作物の使用等)	5
第16条 (特許権等の使用)	5
第17条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	5

第2章 業務の実施

第1節 総則

第18条 (本委託の概要)	6
第19条 (事業期間)	6
第20条 (法令の遵守等)	7
第21条 (事業の実施体制等)	7
第22条 (監理責任者)	7
第23条 (業務遂行責任者)	7
第24条 (業務主任技術者)	8
第25条 (電気主任技術者の選任等)	8
第26条 (事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)	9
第27条 (事業開始に伴う業務引継ぎ等)	9
第28条 (ユーティリティー等の調達)	9
第29条 (再委託)	9
第30条 (許認可)	10

第2節 事業実施計画

第 31 条 (事業実施計画書の策定)	1 0
第 32 条 (5 箇年事業実施計画書)	1 0
第 33 条 (年間事業実施計画書)	1 0
第 34 条 (5 箇年修繕計画書)	1 1
第 35 条 (年間修繕計画書)	1 1
第 36 条 (緊急時対応計画書)	1 1
第 37 条 (事業実施計画書の修正)	1 2
第 3 節 業務の実施	
第 38 条 (施設更新等の請求)	1 2
第 39 条 (施設改良等)	1 2
第 40 条 (乙の改善提案)	1 3
第 41 条 (要求水準書の変更等)	1 3
第 42 条 (要求水準書の変更に伴う措置)	1 3
第 43 条 (水質等の保証)	1 3
第 4 節 緊急事態 (災害・事故その他不可抗力) 発生時の対応	
第 44 条 (対応の基本)	1 4
第 45 条 (水質異常時の対応)	1 4
第 46 条 (異常水量への対応)	1 4
第 47 条 (協働の措置)	1 4
第 48 条 (臨機の措置)	1 5
第 49 条 (災害・事故発生時の指揮系統)	1 5
第 50 条 (災害・事故発生時の費用負担)	1 5
第 5 節 モニタリング	
第 51 条 (業務日報の作成)	1 6
第 52 条 (業務の報告)	1 6
第 53 条 (実施状況の確認)	1 6
第 54 条 (日常の確認)	1 6
第 55 条 (定期的確認)	1 6
第 56 条 (随時の確認)	1 6
第 57 条 (中間総合評価の実施)	1 6
第 6 節 要求水準の未達等に対する措置	
第 58 条 (改善通告)	1 7
第 59 条 (改善計画書の変更)	1 7
第 60 条 (委託料の支払停止)	1 7
第 61 条 (委託料の減額)	1 8
第 62 条 (業務遂行責任者等に対する措置請求)	1 8
第 63 条 (監理責任者に対する措置請求)	1 8
第 7 節 委託料等	

第 64 条 (委託料の額)	1 8
第 65 条 (支払の手続き)	1 9
第 66 条 (物価の変動に基づく委託料の額の変更)	1 9
第 67 条 (処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整)	1 9

第 3 章 リスク分担

第 1 節 一般事項

第 68 条 (水質と水量)	2 1
第 69 条 (水量の上限)	2 1
第 70 条 (所有権)	2 1
第 71 条 (保険)	2 1
第 72 条 (一般的損害)	2 1
第 73 条 (第三者に及ぼした損害)	2 1
第 74 条 (遅延損害金)	2 2

第 2 節 法令変更

第 75 条 (法令変更に伴う通知の付与及び協議)	2 2
第 76 条 (法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)	2 2

第 3 節 不可抗力

第 77 条 (不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更)	2 3
第 78 条 (不可抗力による委託料の支払)	2 3

第 4 章 契約の終了

第 1 節 契約の解除

第 79 条 (甲による契約の解除)	2 4
第 80 条 (乙による契約の解除)	2 4
第 81 条 (法令変更による契約の解除)	2 5
第 82 条 (不可抗力による契約の解除)	2 5
第 83 条 (談合等不正行為に対する違約金等)	2 5

第 2 節 契約終了時の措置

第 84 条 (事業期間満了に伴う業務引継ぎ等)	2 6
第 85 条 (契約解除に伴う業務引継ぎ等)	2 6
第 86 条 (契約終了時の既存施設等の確認)	2 7
第 87 条 (改良施設の撤去等)	2 7
第 88 条 (所有権の移転)	2 7

第 5 章 補 則

第 89 条 (個人情報への取扱い)	2 8
------------------------------	-----

第 90 条 (解釈)	2 8
第 91 条 (契約の変更)	2 8
第 92 条 (公租公課の負担)	2 8
第 93 条 (管轄裁判所)	2 8
第 94 条 (契約書に定めのない事項及び解釈の疑義)	2 8

別記 1 (委託料支払い表)

第1章 総 則

(用語の定義)

第1条 本契約書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「甲」とは、委託者である●市をいう。
- 2 「乙」とは、受託者をいう。
- 3 「本業務」とは、甲と乙が契約締結する令和●年度～令和●年度【●市上下水道施設管理等包括業務委託】において甲が乙に委託する業務をいい、その内容は要求水準書に記載する。
- 4 「要求水準書」とは、本業務における要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 5 「要求水準」とは、本契約書、要求水準書及び提案書類、その他関係書類（以下「本契約書類」という。）に基づき定められている本業務の実施において甲及び乙が充足すべき水準をいう。
- 6 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- 7 「本件施設」とは、要求水準書に示す●配水場及び関連水道施設、●浄化センター及び関連ポンプ場並びに●地区農業集落排水処理施設及び関連ポンプ場をいう。
- 8 「水道施設」とは、要求水準書に示す●配水場及び関連水道施設をいう。
- 9 「下水道施設」とは、要求水準書に示す●浄化センター及び関連ポンプ場並びに●地区農業集落排水処理施設及び関連ポンプ場をいう。
- 10 「既存施設等」とは、本件施設及び附属設備並びに本件施設内の甲の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品等を含む総称をいう。
- 11 「事業期間」とは、乙が本契約に基づき、本業務を実施する期間（令和●年度～令和●年度）をいう。
- 12 「第Ⅰ期事業期間」とは、事業期間のうち、令和●年度～令和●年度までをいう。
- 13 「第Ⅱ期事業期間」とは、事業期間のうち、令和●年度～令和●年度までをいう。
- 14 「事業年度」とは、事業期間中における●月●日から翌年●月●日までの期間をいう。
- 15 「契約締結日」とは、本契約について甲と乙が合意し、本契約書に甲乙が記名押印した日をいう。
- 16 「移行期間」とは、契約締結日の翌日から令和●年●月●日午前8時30分までの期間をいう。
- 17 「事業開始日」とは、移行期間終了日「令和●年●月●日」をいう。
- 18 「1日」とは、午前●時●分から翌日の午前●時●分までをいう。
- 19 「委託料」とは、本業務の対価として、甲が乙に支払う金銭をいい、本契約書第64条第1項に記載の額をいう。
- 20 「修繕」とは、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、対象施設の機能を維持するために行う工事その他の行為（ただし、更新を伴わないものとする。）をいう。

- 21 「改築」とは、更新、長寿命化対策の総称をいう。
- 22 「更新」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、本件施設の当該設備の全部を取り換えることをいう。
- 23 「長寿命化」とは、所定の耐用年数を延伸することを目的として、設備の一部を活かしながら、当該設備を部分的に新しくすることをいう。
- 24 「事業実施計画書」とは、第Ⅰ期及び第Ⅱ期5箇年事業実施計画書、年間事業実施計画書、第Ⅰ期及び第Ⅱ期5箇年修繕計画書、年間修繕計画書、緊急時対応計画書をいう。
- 25 「第Ⅰ期5箇年事業実施計画書」とは、第Ⅰ期事業期間における事業実施計画をいう。
- 26 「第Ⅱ期5箇年事業実施計画書」とは、第Ⅱ期事業期間における事業実施計画をいう。
- 27 「年間事業実施計画書」とは、各事業年度における事業実施計画をいう。
- 28 「第Ⅰ期5箇年修繕計画書」とは、第Ⅰ期事業期間における定期修繕計画をいう。
- 29 「第Ⅱ期5箇年修繕計画書」とは、第Ⅱ期事業期間における定期修繕計画をいう。
- 30 「年間修繕計画書」とは、各事業年度における定期修繕計画をいう。
- 31 「緊急時対応計画書」とは、事業期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順などを定めた計画書をいう。
- 32 「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないもので、甲又は乙によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- 33 「監理責任者」とは、本業務を監督する甲の責任者をいう。
- 34 「業務遂行責任者」とは、本業務を実施する上で管理をつかさどる乙の代理人をいう。
- 35 「著作物」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物、同法第10条第1項第9号に規定するプログラム及び同法第12条の2に規定するデータベースをいう。
- 36 「著作権」とは、著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。
- 37 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。
- 38 「再改善計画書」とは、変更又は再提出した改善計画書をいう。
- 39 「県水」とは、●県企業局から送水される水道用水で、甲が確保し、乙が運転管理する受水をいう。
- 40 「配水水質」とは、受水した県水を処理し、給水区域に配水される水質をいう。
- 41 「配水量」とは、受水した県水を処理し、給水区域に配水される水量をいう。
- 42 「流入下水量」とは、下水道施設に流入する下水（汚水）の量で、甲が確保し、乙が処理すべき量をいう。
- 43 「放流水質」とは、下水道施設に流入した下水（汚水）を処理し、公共用水域に排水される処理水の水質をいう。
- 44 「みなし設置者」とは、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（経済産業省 20210310 保

局第 1 号) に定義されるみなし設置者をいう。

45 「開所日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く日をいう。

（言語）

第 2 条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とするものとする。

（通貨）

第 3 条 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とするものとする。

（計量単位）

第 4 条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特に定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

（期間の計算）

第 5 条 本契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

（時刻）

第 6 条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる時刻は日本標準時とするものとする。

（準拠法）

第 7 条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（責任負担）

第 8 条 本業務に伴う水道法（昭和 32 年法律第 177 号）及び下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）上の管理責任は、甲が負うものとする。

2 その他の甲乙の基本的な責任負担は要求水準書に定めるものとする。

（指示等）

第 9 条 甲は、水道法及び下水道法上の管理責任を果たすため必要と認めたときは、本業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合、乙は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。

（業務の手段等）

第 10 条 乙は、特に定めがある場合又は前条の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、本業務の実施に必要な一切の手段等を乙の責任において定めるものとする。

(秘密保持義務)

第11条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたことを立証しうるもの。
- (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知又は公用であったもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用になったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく合法的に取得したものの。
- (5) 法令又は司法機関若しくは行政機関の命令により開示することが義務付けられたもの。ただし、開示にあたっては相手方へ事前に通知し、かつ最小限の開示内容にするよう努めること。
- (6) 相手方から開示された機密情報によることなく開発、創造したもの。
- (7) 相手方が、第三者に開示することを書面により承諾したもの。

2 前項の規定は、事業期間終了後においても、なお5年間効力を有するものとする。

(書面主義)

第12条 本業務における指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、本契約その他の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(履行の保証)

第13条 乙は、契約締結と同時に、甲に履行保証金を納付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 契約による債務の不履行により生ずる甲の損害を付保するため、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。この場合、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託すること。
- (2) 契約による債務の不履行により生ずる甲への損害金の支払いを保証する銀行の保証を取り付けたとき。この場合、保証契約の締結後、直ちにその保証証券を甲に寄託すること。

2 前項の履行保証金の額は、業務委託料の10分の●以上としなければならない。

3 委託料の変更があった場合には、履行保証金の額が変更後の業務委託料の10分の●に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

4 ●市契約事務規則第●条の規定に該当するときは、履行保証金を免除することができるものとする。

(契約の譲渡等)

第14条 乙は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の事前の承諾がある場合は、この限りでない。

2 乙は、既存施設等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(著作物の使用等)

第15条 甲は、乙が本業務の実施に当たって使用する著作物について、乙が承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著作権使用料の支払いは免除されるものとする。

(特許権等の使用)

第16条 乙は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、その使用に関して要した費用の負担については、甲乙協議して決めるものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第17条 乙は、本件施設が上下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、上下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第2章 業務の実施

第1節 総則

(本委託の概要)

第18条 乙は、本件施設について、事業期間中の運転及び維持管理等を行うものとする。

- 2 乙は、事業実施計画書等に従って本業務を遂行しなければならない。
- 3 本業務の範囲は次に掲げるものとし、各業務の詳細については要求水準書等で定めるものとする。

(1) 運転管理業務

- ・ 運転業務
- ・ 水質管理業務
- ・ 調達管理業務
- ・ 文書管理業務
- ・ 保安管理業務
- ・ 上下水道事業PRの補助業務
- ・ 休日夜間電話対応業務

(2) 保守管理業務

- ・ 保守点検業務
- ・ 衛生管理業務

(3) 修繕業務

- ・ 定期修繕
- ・ 突発修繕

(4) 廃棄物管理業務

(5) コンサルタント業務

- ・ 各種計画等の改定業務
- ・ 各種計画等の策定業務
- ・ 耐震診断業務
- ・ 改築工事実施設計業務
- ・ 改築工事施工監理業務

(6) 緊急対応業務

(事業期間)

第19条 事業期間は、令和●年●月●日の午前●時●分から令和●年●月●日の午前●時●分までとする。ただし、移行期間については、乙は本件施設の運転管理及び維持管理の一部を実施するものとする。

- 2 移行期間における具体的な業務の実施方法等については、要求水準書に定めるものとする。

(法令の遵守等)

第20条 乙は、本業務に係る関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以って、本業務を実施しなければならない。

(事業の実施体制等)

第21条 本業務における実施体制は次のとおりとする。

- (1) 乙が本業務を実施する本件施設の運転管理及び維持管理は、通年24時間連続とし、要求水準を確保できる体制を確立するものとする。
- (2) 甲は、本業務を監督する監理責任者を置くものとする。
- (3) 乙は、本業務遂行上の管理を掌る業務遂行責任者を置き、本業務の履行に必要な従事者等を置くものとする。
- (4) 乙は、本業務の履行に必要な従事者等の中から、現場管理を掌る業務主任技術者を専任するものとする。
- (5) 乙は、コンサルタント業務の実施に際しては、要求水準書に基づき管理技術者、照査技術者及び担当技術者を置くものとする。

(監理責任者)

第22条 甲は、前条第1項(2)号に基づき監理責任者を置いたときは、その氏名を乙に通知するものとする。また、監理責任者を変更したときも同様とする。

2 監理責任者は、本契約書の他の条項に定めるもの及び本契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監理責任者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有するものとする。

- (1) 甲の水道法及び下水道法の責任を果たす上で必要な乙又は乙の業務主任技術者に対する業務に関する指示。
- (2) 契約書、要求水準書、その他関係書類の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
- (3) 本業務の履行に関する乙又は乙の業務遂行責任者との協議。
- (4) 本業務の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告。
- (5) モニタリングの実施及び通知。

3 本契約に定める書面の提出は、監理責任者を經由して行うものとする。この場合においては、監理責任者に到達した日をもって、甲に到達したものとみなす。

(業務遂行責任者)

第23条 乙は、第21条第1項(3)号に基づき業務遂行責任者を置いたときは、その氏名その他必要な事項を甲に通知するものとする。業務遂行責任者を変更したときも同様とする。

2 業務遂行責任者は、本業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、事業期間の変更、委託料の請求及び受理、第62条の請求の受理、第63条の請求、通知の受理並びに契約の解除に係わる権限を除き、本契約に基づく乙の一切の権限を行使することがで

きるものとする。

- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを業務遂行責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 業務遂行責任者は、次条に規定する業務主任技術者を兼務することができるものとする。この場合、当該兼務する業務主任技術者は、次条第3項各号に掲げる当該資格を有していなければならない。

(業務主任技術者)

- 第24条 乙は、第21条第1項(4)号に基づき業務主任技術者を専任したときは、その氏名その他必要な事項を甲に通知するものとする。業務主任技術者を変更したときも同様とする。
- 2 業務主任技術者は、水道施設又は下水道施設の現場管理者としてそれぞれ1名を専任するものとする。
 - 3 業務主任技術者は、次の各号に掲げる資格を有するものとする。
 - (1) 水道施設の業務主任技術者は、水道法第19条第3項の水道技術管理者の有資格者であること。
 - (2) 下水道施設の業務主任技術者は、下水道法第22条第2項の有資格者であること。

(電気主任技術者の選任等)

- 第25条 乙は、電気事業法第39条第1項の規定に基づき、経済産業省令で定める技術基準に適合するように自家用電気工作物を維持する義務を負い、維持及び管理の主体としてこれを行うものとする。
- 2 甲は、乙を電気事業法第43条第1項に定める事業用電気工作物を設置する者とみなし、乙は従事者等から要求水準書に定める電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための監視、点検及び検査の管理に必要な電気主任技術者を選任し、所轄官庁に対する届け出を行うものとする。
 - 3 電気主任技術者は、次の各号によりその職務を行うものとする。
 - (1) 前項の電気主任技術者は電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うものとする。
 - (2) 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者の意見を尊重するものとする。
 - (3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うものとする。
 - (4) 電気主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実にを行うものとする。
 - 3 電気主任技術者は、業務上重要な事項について、甲、乙各々に連絡、報告及び調整を行うものとする。ただし、緊急の場合においては、電気主任技術者は臨機の措置をとり、甲、乙各々に報告を行うものとする。

(事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)

第26条 甲及び乙は、契約締結日の翌日から移行期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量等について、双方立会いの上、確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

2 乙は、本業務の実施を目的として、既存施設等を使用することができるものとする。

3 乙は、既存施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。

4 第1項による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、乙は甲に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。

5 乙は、前項に係わらず、事業開始日から1年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(事業開始に伴う業務引継ぎ等)

第27条 甲又は甲の指定する者及び乙は、各自の負担により、契約締結日の翌日から事業開始日までに、本件施設の事業実施に必要な業務引継ぎ等が終了するよう努めるものとする。なお、業務引継ぎ等の内容等については、要求水準書に定めるものとする。

2 甲又は甲の指定する者は、乙が本件施設の事業実施に必要とする一切の書類、データ、本件施設の状況等(以下「本件施設の情報等」という。)を、乙に適切に開示するものとする。

3 前項のほか、甲又は甲の指定する者は、乙が本件施設の事業実施に必要とする教育・研修等への協力及び支援を行うものとする。

4 乙は、本件施設の事業実施上必要となる本件施設の情報等を十分に把握するとともに、教育・研修等を通じて、本件施設の習熟に努めるものとする。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は第1項に規定する乙による業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 業務引継ぎ等の必要がない事由を乙が書面で提出し、これを甲が認めたとき。

(2) 甲が、本件施設に関する乙による業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

(ユーティリティー等の調達)

第28条 乙は、乙の責任と費用により、移行期間を除く事業期間中において、要求水準書に定める本業務の実施に必要な電力、水道、薬品、ガスその他の燃料等を調達しなければならない。

2 乙は、乙の責任と費用により、移行期間を除く事業期間中において、要求水準書に定める本業務の実施に必要な消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。

(再委託)

第29条 乙は、甲の承認を受けて、委託業務を第三者に再委託し又は請け負わせることができ

るものとする。ただし、委託業務の全部を再委託し又は請け負わせることはできないものとする。

(許認可)

第30条 本業務の実施に関し、国及び地方公共団体その他関係機関への届出、許認可等が必要となる場合は、乙は乙の責任と費用によりこれを行ない、甲に報告するものとする。この場合において、甲は、乙の請求により必要な協力を行なうものとする。

第2節 事業実施計画

(事業実施計画書の策定)

第31条 乙は、本業務の実施のため、本契約書及び要求水準書に基づき、次条から第37条までに定めるところにより、乙の責任と費用により、事業実施計画書を策定しなければならない。

(5 箇年事業実施計画書)

第32条 乙は、契約締結日の翌日から30日以内に、本業務の実施に関する基本的な重要事項を定めた第I期5箇年事業実施計画書を策定し、甲と協議の上、事業開始日〔令和●年●月●日〕の30日前までに甲の承諾を得なければならない。

2 前項の第I期5箇年事業実施計画書は、事業開始日から第I期事業期間の終了日〔令和●年●月●日〕までの期間を対象とする。

3 乙は、第I期事業期間終了日より30日前までに、本業務の実施に関する基本的な重要事項を定めた第II期5箇年事業実施計画書を策定し、甲と協議の上、第II期事業開始日〔令和●年●月●日〕の前までに甲の承諾を得なければならない。

4 前項の第II期5箇年事業実施計画書は、第II期事業開始日から事業期間の終了日〔令和●年●月●日〕までの期間を対象とする。

5 乙は、第I期又は第II期5箇年事業実施計画書の内容等に変更が生じる場合、甲に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。

6 甲は、前項の申し出を受けたときは、当該事業実施計画書の内容及び費用等の変更について、乙と協議するものとする。

(年間事業実施計画書)

第33条 乙は、当該事業年度の開始前までに、当該事業年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間事業実施計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。

2 年間事業実施計画書は、それぞれ、第I期5箇年事業実施計画書、第II期5箇年事業実施計画書に基づき策定するものとする。

3 事業開始年度〔令和●年度〕については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第I期5箇年事業実施計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読

み替え、本条を適用する。

- 4 第Ⅱ期事業開始年度〔令和●年度〕については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅱ期5箇年事業実施計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

(5 箇年修繕計画書)

第34条 乙は、契約締結日の翌日から30日以内に、事業開始日から第Ⅰ期事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第Ⅰ期5箇年修繕計画書を策定し、甲と協議の上、事業開始日の30日前までに、甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、第Ⅰ期事業期間終了日より30日前までに、第Ⅱ期事業期間開始から事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第Ⅱ期5箇年修繕計画書を策定し、甲と協議の上、第Ⅱ期事業開始日の前までに、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、アセットマネジメント又はストックマネジメントに係る計画等により、当該第Ⅰ期又は第Ⅱ期5箇年修繕計画書で予定する当該定期修繕の内容等に変更が生じる場合、乙は甲に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。

4 甲は、前項の申し出を受け、承諾したときは、当該定期修繕の内容及び費用等の変更について、乙と協議するものとする。

(年間修繕計画書)

第35条 乙は、当該事業年度の開始前までに、当該事業年度における定期修繕内容の詳細を定めた年間修繕計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 年間修繕計画書は、それぞれ、第Ⅰ期5箇年修繕計画書、第Ⅱ期5箇年修繕計画書に基づき策定するものとする。

3 事業開始年度〔令和●年度〕については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅰ期5箇年修繕計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

4 第Ⅱ期事業開始年度〔令和●年度〕については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅱ期5箇年修繕計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

5 乙は、事業期間において、突発的な機械・電気その他の設備故障、損傷等が発生したときは、甲の承諾を得て、速やかに復旧するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは復旧の後、甲に報告するものとする。

(緊急時対応計画書)

第36条 乙は、契約締結日の翌日から事業開始日の30日前までに、地震、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、水質異常、その他の緊急事態が発生した場合におけるその対応

の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を本契約、要求水準書、乙の提案等に基づき策定し、甲と協議の上、事業開始日前までに甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、緊急事態の対応に対して万全を図るため、前項の緊急時対応計画書を必要に応じて適宜改訂するものとする。
- 3 乙は、前項の改訂を行ったときは、速やかに甲に届出て、その承諾を得るものとする。

(事業実施計画書の修正)

第37条 甲は、前5条に基づく事業実施計画書が不相当であると認める場合は、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、乙に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができるものとする。

- 2 乙は、甲から前項の請求があったときは、当該事業実施計画書について変更若しくは修正又は再提出するものとする。
- 3 乙が期日までに、当該事業実施計画書の変更若しくは修正又は再提出をしなかった場合は、要求水準の未達として、第60条に定める措置を適用するものとする。
- 4 甲は正当な理由なくして、乙が提出した事業実施計画書に対する承諾を留保し、又は遅延してはならないものとする。

第3節 業務の実施

(施設更新等の請求)

第38条 本件施設の修繕により、その機能が維持できないとき又はその見込みがないとき、若しくは本件施設の修繕により、本件施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理的であると認められるときは、乙は甲に対し、その旨を報告し、施設の更新・改築を請求することができるものとする。

- 2 前項の請求があったときは、甲は速やかに本件施設の現況を調査して、更新の是非を判断し、その内容を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の判断をするにあたり、乙の業務遂行上及び安全衛生管理上の要請を十分に配慮するものとする。
- 4 第1項の請求があったにもかかわらず、社会通念上必要かつ相当な期間において、甲が必要な施設の更新・改築を行わなかったため、乙又は第三者に損害が生じた場合には、甲はその損害を負担する。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲はその程度に応じて、乙に対し負うべき損害賠償を相殺し、又は第三者に対して行った損害賠償を、乙に求償することができるものとする。

(施設改良等)

第39条 本業務を効果的かつ効率的に実施するため、要求水準書に定めるところにより、乙は甲の承諾を得て、乙の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができるものとする。

- 2 前項の設備を設置するときは、乙は、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができるものとする。この場合において、乙は当該変更の内容について、事前に甲に通知し、その承諾を得なければならない。
- 3 第1項において、乙が本件施設に設置した設備の所有権は、乙に帰属するものとする。

(乙の改善提案)

- 第40条 乙は、本業務について、業務の水準を要求水準から低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。
- 2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。

(要求水準書の変更等)

- 第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。
- 2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。
 - 3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。
 - 4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要があるときは、第75条の定めに従うものとする。

(要求水準書の変更に伴う措置)

- 第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害（委託料の減額は除く）が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。
- 2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の●に相当する額を削減しないものとする。
 - 3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。
 - 4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害（委託料の減額は除く）が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。

(水質等の保証)

- 第43条 乙は、事業期間を通じ、要求水準書に定める県水を適切に受水し、配水するとともに、

その水質を確保し、これを保証するものとする。

- 2 乙は、事業期間を通じ、要求水準書に定める流入下水を適切に処理し、放流水質を確保するほか、脱水ケーキ含水率を確保し、これを保証するものとする。
- 3 前2項の水準を確保できず、第三者に損害が生じたときは、第45条及び第46条の場合を除き、第73条第1項の定めに従うものとする。

第4節 緊急事態（災害・事故その他の不可抗力）発生時の対応

（対応の基本）

第44条 乙は、緊急事態が発生したときは、第36条に定める緊急時対応計画書に基づき、災害・事故その他の不可抗力事由による本業務への影響を可及的に避けるため、最大限の努力を行うものとする。

（水質異常時の対応）

第45条 不可抗力その他、乙の責めによらず、配水水質が水道法の水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるとき、悪質な流入下水により反応槽内生物が死滅する恐れがあるとき、放流水の水質が水質汚濁防止法若しくは●県条例に定める水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるとき（以下「水質異常」という。）は、乙は、直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

- 2 甲は、前項の場合において必要と認めるときは、乙に対し、水道施設の一部又は全部、若しくは下水処理施設の処理の一部又は全部を停止すること（以下「処理停止」という。）を指示することができるものとする。
- 3 前項の処理停止により、第三者に損害が生じたときは、第73条第2項の定めに従うものとする。

（異常水量への対応）

第46条 不可抗力その他、乙の責めによらず、水道施設の配水圧力が急激に低下したとき、若しくは下水道施設の浸水又はその恐れがあるときは、乙は、直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

- 2 甲は、前項の場合において必要と認めるときは、乙に対し、水道施設若しくは下水道施設の処理停止又はその他の措置を指示することができるものとする。
- 3 前項の甲の指示による処理停止又はその他の措置により、第三者に損害が生じたときは、第73条第2項の定めに従うものとする。

（協働の措置）

第47条 前2条において、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は、最大限の誠意と努力を以って、甲に協力する義務

を負うものとする。

- 2 前項の乙の協力が本契約の範囲外である場合で、増加費用が生じたときは、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本契約の範囲内における乙の協力による措置の場合は、甲は負担しないものとする。

(臨機の措置)

- 第48条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じるものとする。この場合において、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項ただし書きにおいて、臨機の措置を講じたときは、乙は当該措置の内容を、甲に直ちに通知するものとする。
 - 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を講じるよう請求することができるものとする。
 - 4 乙が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、本業務の範囲外であると認められる部分については、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。

(災害・事故発生時の指揮系統)

- 第49条 甲は、第45条又は第46条を除く緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本業務の実施に甲の介入が必要であると認めたときは、直ちに業務遂行責任者にその旨を通知するものとする。なお本項の通知は緊急のときは書面によることを要せず、事後速やかに書面により通知するものとする。
- 2 乙は、前項の通知を受けたときは、業務遂行責任者は監理責任者又はその他の甲の職員の直接の指揮監督に服し、乙の従事者等は、業務遂行責任者を通じ、監理責任者又はその他の甲の職員の指示に従わなければならない。
 - 3 他の上下水道事業体又はその関連団体等から、甲に対して災害・事故その他の不可抗力事由の発生又は発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合は、甲は、業務遂行責任者を通じて乙に当該協力要請に応じることを指示することができる。この場合、乙は、実務上可能な範囲で、甲の指示に従うものとする。

(災害・事故発生時の費用負担)

- 第50条 甲は、前条第2項の規定に従い、業務遂行責任者並びに乙の従事者等が甲の指示に従ったことによる増加費用の額及び支払い方法等は、甲乙協議の上で定めるものとする。
- 2 前項の規定は、第45条及び第46条に定める不可抗力その他、乙の責めによらない第三者への損害については適用しない。

第5節 モニタリング

(業務日報の作成)

第51条 乙は、業務日報を作成し、常に本件施設に備えるものとする。

- 2 乙は、開所日の毎日午前10時までに、前日分の業務日報の写しを甲に提出するものとする。
- 3 前項の業務日報の内容等は、要求水準書に定めるものとする。

(業務の報告)

第52条 乙は、本業務の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成するものとする。

- (1) 乙は、毎月、月間業務報告書を作成し、当該月の月間業務報告書を翌月の第5開所日までに、甲に提出するものとする。
 - (2) 乙は、事業年度ごとに年間業務報告書を作成し、当該事業年度の年間業務報告書を翌年度の4月の第10開所日までに、甲に提出するものとする。
- 2 前項各号の報告書の内容等は、要求水準書に定めるものとする。

(実施状況の確認)

第53条 甲は、事業期間において、甲の費用により、乙が実施する本業務の質及び内容を確保するため、次条から第55条までに定めるところにより、本業務の実施状況を確認するものとする。

(日常の確認)

第54条 甲は、第51条に規定する業務日報に基づき、本業務の実施状況を確認するものとする。

(定期の確認)

第55条 甲は、第52条に規定する業務報告書に基づき、乙の立会いの上、書類確認及び現地確認その他の方法により、本業務の実施状況を確認するものとする。

- 2 前項の確認は、業務報告書の提出を受けた日から10日以内に完了するものとする。

(随時の確認)

第56条 前2条によるほか、甲は必要と認めるときは、乙に対して事前に通知することなく、現地調査により、本業務の実施状況を確認することができるものとする。

- 2 甲が前項の確認を実施するときは、乙はその求めに応じて、甲の確認に立会い、本業務の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど、甲に協力するものとする。

(中間総合評価の実施)

第57条 甲は、第I期事業期間を通じた乙の本業務の履行状況について、本契約の継続の有無

も含めて、総合的に評価（以下「中間総合評価」という。）を行うものとする。

- 2 甲は、中間総合評価を第Ⅰ期事業期間終了日の30日前までに実施し、その結果を速やかに乙に通知するものとする。
- 3 前項の結果、著しく評価が低く、若しくは本契約の目的を達成することが極めて難しいことが明らかなきときは、第79条第1項(4)号の定めに従うものとする。
- 4 第1項の中間総合評価に必要な項目、内容、方法等は、要求水準書に定めるとおりとする。

第6節 要求水準の未達等に対する措置

（改善通告）

第58条 第54条から第56条による確認の結果、要求水準の未達（第45条及び第46条に定める不可抗力等による場合を除く）が判明した場合には、甲は乙に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

- 2 乙は、前項の通告を受領したときは、当該通告を受領した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を甲に提出するとともに、第52条第1項(1)号に定める月間業務報告書において、その実施状況を報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

（改善計画書の変更）

第59条 甲は、前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、甲は乙に対して、再改善計画書として、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう催告するものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、再改善計画書及び再提出の場合に準用する。
- 3 前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

（委託料の支払停止）

第60条 前条に基づき、再改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないうとき、又は第37条第3項に該当したときには、甲は乙に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払いを停止することができるものとする。

- 2 前項の支払停止を行なう場合には、甲は乙に対して、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 当該要求水準の未達が是正されたときは、甲は第1項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに乙に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

- 4 第1項の規定に基づき、委託料の支払い停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払停止の理由となった要求水準の未達が是正されないときは、第79条第1項(3)号の定めに従うことができるものとする。

(委託料の減額)

第61条 事業年度毎に、乙の責めに帰すべき事由により第43条に定める水質等の確保を達成しないときは、委託料を減額するものとする。

- 2 前項の委託料の減額に関する方法、時期、その他は要求水準書に定めるところによる。
- 3 第1項に基づく委託料の減額を受けたことを以って、乙はその損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

(業務遂行責任者等に対する措置請求)

第62条 前条に定める委託料の支払停止のほか、再改善計画書に定める期日までに、当該要求水準の未達が是正されないときは、甲は、業務遂行責任者又は乙の従事者若しくは第29条の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者及びこれら関係者の交代等に関して必要な措置を請求することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(監理責任者に対する措置請求)

第63条 乙は、監理責任者がその職務の執行が不相当と認められるときは、甲に対し、その理由を明らかにして、必要な措置を請求することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から10日以内に乙に通知しなければならない。

第7節 委託料等

(委託料の額)

第64条 甲は乙に対し、委託料として●円(消費税及び地方消費税を含む)を支払う。

- 2 前項のうち、施設管理経費については、事業開始日が属する当該月分を第1回目とし、以後毎月計119回払いとして、本契約書別記1のとおり支払うものとする。
- 3 修繕費用及び施設更新費用については、竣工検査後、本契約書別記1に記載の事業期間内における支払限度額を事業年度毎の出来高精算として支払うものとする。
- 4 コンサルタント業務費用については、完了検査後、本契約書別記1に記載の事業期間内における支払限度額を事業年度毎の出来高精算として支払うものとする。
- 5 本契約の締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等額に変更が生じた場合は、甲は本契約をなんら変更することなく委託料に相当額を加減して支払うものとする。

6 甲は、委託料の支払に際し、第 74 条に定める遅延損害金について、乙から甲への支払が必要な場合、必要額を委託料から控除した上で、これを支払うことができるものとする。

(支払の手続き)

第 6 5 条 乙は、第 52 条第 1 項(1)号の月間業務報告書に基づき、第 55 条第 1 項の実施状況の確認を受け、要求水準書で定める甲による成果物の検査を完了したときには、委託料の支払を請求することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受理した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に、委託料を支払わなければならない。なお、委託料は乙が指定する口座に振り込むものとする。

3 甲がその責めに帰すべき事由により第 55 条第 2 項の期間内に本業務の実施状況の確認を完了しないときは、その期限を経過した日から本業務の実施状況の確認を完了した日までの期間の日数は、前項の約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(物価の変動に基づく委託料の額の変更)

第 6 6 条 甲又は乙は、事業期間内において、契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後ごとに、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託料の額の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別な事情により事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、委託料の額の変更を請求することができる。

3 甲又は乙により前 2 項の請求があったときは、甲乙協議のうえ、その額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知するものとする。

(処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整)

第 6 7 条 次条及び第 69 条第 1 項に定める範囲において、県水の受水量及び流入下水の水量並びに水質による変動は、委託料の額に影響しないものとする。

2 県水の受水量及び流入下水の水量並びに水質による変動が、次の各号に該当するときは、委託料の額を変更するものとする。

(1) 前項に定める範囲を超え、かつ第 69 条第 2 項に定める条件を満たさないとき。

(2) 前号のほか、別に委託料の額の調整に係る条件を定めたとき。

3 施設の運転状況や要求水準の変更、設備等の更新などにより、調達物の使用量が契約締結時の計画に対し調達した実量が著しく変動しているときは、委託料の額を変更するものとする。

4 第 2 項及び第 3 項に定める委託料の額の変更の方法、その他については要求水準書に定めるものとする。

- 5 前項までのほか、実施に係る業務の条件、数量、内容、対象などに著しい変更があったときは、委託料の額を変更するものとする。この場合、変更の額については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

第3章 リスク分担

第1節 一般事項

(水質と水量)

第68条 安全な水道水を安定して供給するための県水の受水量、並びに、下水を安定的に処理するための流入水量及びその水質の確保は、甲の責任において、実施するものとする。

2 前項の県水の量並びに下水の流入水量及びその水質については、次条第1項及び要求水準書に定めるものとする。

(水量の上限)

第69条 甲は、事業期間を通じて、次の各号に示す量を超えないよう努めるものとする。

(1) ●配水場（水道施設）については、1日あたり最大県水受水量【●m³】を上限とする。

(2) ●浄化センター（公共下水道施設）については、1日あたり最大流入下水水量【●m³】を上限とする。

(3) ●処理場（農業集落排水施設）については、1日あたり最大流入下水水量【●m³】を上限とする。

2 上下水道の量の増加によって前項の上限の変更が必要となる場合、甲は施設の改良その他施設能力確保のための措置を行い、かつ、乙に本業務の実施に関して新たに必要となる費用を支払うものとする。

3 前項の新たに必要となる費用については、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

(所有権)

第70条 本件施設の所有権は、甲に帰属する。ただし、第39条第3項に該当する設備の所有権は、乙に帰属するものとする。

(保険)

第71条 乙は、事業期間中、乙の費用により、第三者賠償保険、火災保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとし、甲に報告するものとする。

(一般的損害)

第72条 本業務の実施に関し、乙の故意又は過失によって生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第73条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害（第2項及び第3項に規定する損害を除

く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 第45条第3項及び第46条第3項並びに、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の責めに帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、乙がその賠償額を負担する。
- 3 業務を行うにつき、通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担するものとする。ただし、本業務の実施に関し、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担するものとする。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにあたり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第74条 甲又は乙が、本契約に基づいて履行すべき委託料、賠償金、損害金、違約金その他の金銭の支払を遅延した場合は、甲又は乙は相手方に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項及び同法第14条に定める割合で計算した額を、遅延損害金として支払うものとする。

第2節 法令変更

(法令変更に伴う通知の付与及び協議)

- 第75条 本契約締結日以後に法令が変更されたことにより、本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、乙は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを甲に対して通知するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲又は乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
 - 3 甲が乙から第1項の通知を受理したときは、甲及び乙は、当該法令変更に対応するため、速やかに本契約及び要求水準書の変更並びに費用の変更等について、協議するものとする。
 - 4 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について合意が成立しないときは、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本業務の実施を継続するものとする。

(法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)

第76条 法令変更により生じる増加費用又は損害が発生した場合は、次の各号の定めに従い負担するものとする。

- (1)本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等（特に、本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法律の変更は含まない。）の変更の場合は甲の負担とし、乙に対して一般に適用される法令等の変更は乙の負担とする。
- (2)消費税及び地方消費税に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、甲の負担とし、本業務の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、乙の負担とする。

第3節 不可抗力

（不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更）

第77条 不可抗力により本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき、又は著しく困難になったときは、乙はその内容の詳細を記載した書面を以って、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされたとき以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

4 乙が前項の通知を受領したときは、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について協議するものとする。

5 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から30日以内に本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について合意が成立しないときは、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務の実施を継続するものとする。

（不可抗力による委託料の支払）

第78条 甲は、乙が不可抗力により本件施設において処理の一部又は全部を行うことができない場合には、その費用に相当する委託料を減額するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、前条第4項による協議が合意に至るまでの間、乙が当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うことを条件として、乙が不可抗力により本件施設において処理の一部又は全部を行わない場合でも、乙に対して第64条に定める委託料を支払うことができるものとする。

第4章 契約の終了

第1節 契約の解除

(甲による契約の解除)

第79条 甲は、次の各号の一つに該当する場合には、乙に対して書面により通知した上で、契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、事業開始予定日から30日が経過しても本業務の履行を開始しないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙の責めに帰する事由により、連続して2日以上又は1年間において10日以上、乙が本件施設の処理の一部又は全部を行わないとき。
- (3) 本契約に基づく甲のモニタリングの結果、乙の要求水準未達が改善期間を経過しても是正されないとき。
- (4) 第57条第3項に該当するとき。
- (5) 乙が、自らの事業実施を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (6) 乙（乙が共同企業体（以下「JV」という。）の場合は各構成員のいずれか）が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立て（以下「倒産手続開始申立て」という。）を取締役会において決議したとき、若しくは第三者によって、当該申立てがなされたとき。ただし、乙がJVのときは、甲は、本契約の解除の前に、当該倒産手続開始申立て等が本業務の履行に支障を及ぼすか否かにつき、乙と協議することができるものとする。
- (7) 前号までに規定するもののほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が終了する場合は、乙は、甲の請求に基づき、甲の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約金額の100分の●とする。

3 前項は、甲に生じた損害額が前項の違約金の額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙による契約の解除)

第80条 乙は、次の各号の一つに該当する場合には、甲に対して書面により通知した上で、契約を解除することができる。

- (1) 甲が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第65条第2項に定める支払期限を経過してから60日を経過しても委託料の支払を行わなかったとき。
- (2) 甲が、契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを乙が甲に対して通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。
- (3) 甲の責めに帰する事由により、本業務の履行が不能となったとき。

2 前項の規定により契約が終了する場合は、甲は乙に対して、事業期間の終了日までの委託料のうち既に完了している業務の未払いの委託料を支払うものとする。この場合における委託料

の支払手続きは、第 65 条の定めを準用するものとする。

- 3 前項のほか、甲は、乙の請求に基づき、乙の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約金額の 100 分の●とする。
- 4 前項は、乙に生じた損害額が前項の違約金の額を超える場合は、乙がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(法令変更による契約の解除)

- 第 8 1 条 契約期間において、第 75 条第 3 項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、乙に生じた損害の負担は、第 76 条の定めに従うものとする。

(不可抗力による契約の解除)

- 第 8 2 条 事業期間において、第 77 条第 4 項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合は、甲は乙に対して、事業期間の終了日までの委託料のうち未払いの委託料について、甲及び乙の協議に基づき、一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払の手続きは、第 65 条の規定を準用する。

(談合等不正行為に対する違約金等)

- 第 8 3 条 本契約に関し、乙 (JV の場合は、その構成員) が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の業務委託料 (本契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料) の 100 分の●に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 3 条に違反又は乙が構成事業者となっている事業者団体 (以下「乙等」という。) が独占禁止法第 8 条第 1 号に違反したことにより、公正取引委員会が乙等に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 に基づく課徴金の納付命令 (以下「納付命令」という。) を行い、当該納付命令が確定したとき (確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項により取り消された場合を含む。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 に基づく排除措置命令 (これらの命令が乙又は乙等に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。) において、本契約に関

し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に事業者の選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項は、甲に生じた損害額が前項の損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

第2節 契約終了時の措置

（事業期間満了に伴う業務引継ぎ等）

第84条 乙は、事業期間の終了日までに、乙の責任と費用により、甲又は甲の指定する者に、本件施設の運転及び維持管理に関する業務の引継、研修・指導等（以下「終了時の業務引継ぎ等」という。）を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する乙による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 乙が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを甲が認めたとき。

(2) 甲が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

3 乙が正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、乙は甲に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、甲の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等に係る費用とする。ただし、契約金額の10分の●を上限とする。

4 第1項に定める乙による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、要求水準書に記載するほか、甲乙協議により定めるものとする。

（契約解除に伴う業務引継ぎ等）

第85条 契約が解除されたときの業務引継ぎ等については、次の措置を講ずるものとする。

2 第79条（第1項(6)号を除く。）によるときは、第84条第1項に記載する「事業期間の終了日までに」を「甲が定める期日まで」と読み替え、第84条を適用するものとする。

3 第79条第1項(6)号によるときは、甲は、次の各号のいずれか一つの措置を講ずるものとする。

(1) 第13条の規定に基づく履行保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供が行われ、保

証が差し入れられ、又は履行保証保険が付保されている場合は、甲は当該契約保証金若しくは担保、保証金又は保険金を受領し、これをもって、債権に充当するものとする。

(2) 前号の乙による当該履行保証金若しくは担保、保証金又は保険金が付保されていないときは、甲は乙に対し業務委託料の10分の●に相当する支払を求め、これをもって、債権に充当するものとする。

- 4 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、甲が当該超える額の支払を請求することを妨げるものではない。
- 5 第80条によるときは、業務引継ぎ等に係る費用は、甲の負担とする。この場合、業務引継ぎ等の実施時期、費用等については、甲乙協議の上で定めるものとする。

(契約終了時の既存施設等の確認)

第86条 契約が終了するときは、甲及び乙は双方が立会いの上、既存施設等について、第26条第1項に基づき確認した既存施設等（事業期間中に、既存施設等が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

2 前項に定める既存施設等の確認は、事業期間満了による契約終了のときは、事業期間終了日までに完了するものとし、契約解除に伴う契約終了のときは、甲及び乙が協議の上、確認時期・期間等について定めるものとする。

3 前項による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、甲は乙に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。

4 甲は、前項に係わらず、本契約終了日より1年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(改良施設の撤去等)

第87条 本契約が終了したときは、乙は乙の責任と費用により、速やかに第39条に基づき変更又は改良した施設を原状に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、甲が乙に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。

(所有権の移転)

第88条 前条ただし書きにおいて、乙が設置した設備の譲渡を甲が要求し、乙が承諾した場合は、事業期間の終了において、乙の所有権は甲に委譲される。

2 第79条又は第80条により契約が解除されたとき、又は前項に基づき乙が設置した設備を甲に譲渡する場合においては、甲は乙に対して清算金を支払うものとする。なお、清算方法については要求水準書に定めるものとする。

第5章 補 則

(個人情報取扱い)

第89条 乙は、本業務に係る個人情報について、法令等に従い適正に取扱わなければならない。

(解釈)

第90条 甲が本契約に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以って、甲が乙の責任において行うべき本業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(契約の変更)

第91条 本契約に定めがあるほかは、甲と乙の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更が行えるものとする。

(公租公課の負担)

第92条 契約に関連して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、委託料及びこれに対する消費税額を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(管轄裁判所)

第93条 契約に関する紛争は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするとともに、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

(契約書に定めのない事項及び解釈の疑義)

第94条 契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は契約書の解釈に関して疑義を生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別記1 委託料支払い表

【総括表】

単位：円

種別	区分 年度	水道事業会計		公共下水道事業会計				支払計	
		税別	税込	下水道事業分		農業集落排水事業分		税別	税込
				税別	税込	税別	税込		
施設管理経費	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	小計								
修繕費及び施設更新費（事業期間計）※									
コンサル業務費※	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	小計								
合 計									

※：記載数値は、事業期間又は当該年度における支払い上限額を示す。

●市上下水道施設管理等包括業務委託

要求水準書（例）

令和●年●月

●市

(このページは白紙です)

目 次

第1章 総則

1-1. 業務目的	1
1-2. 要求水準書の位置づけ	1
1-3. 事業期間	1
1-4. 業務範囲	1
1-5. 業務履行	1

第2章 事業実施計画書の要求水準

2-1. 基本事項	4
2-2. 5箇年事業実施計画書	4
2-3. 年間事業実施計画書	5
2-4. 5箇年修繕計画書	5
2-5. 年間修繕計画書	5
2-6. 緊急時対応計画書	6

第3章 水道施設の要求水準

3-1. 基本事項	7
3-2. 業務の基本的水準	7
3-3. 事業期間を通じて甲が乙に委託する業務	7
3-4. 水道施設の要求水準	8
3-4-1. 運転管理業務の要求水準	8
3-4-2. 保守管理業務の要求水準	12
3-4-3. 修繕業務及び施設更新業務の要求水準	12

第4章 下水道施設及び農集施設の要求水準

4-1. 基本事項	14
4-2. 業務の基本的水準	14
4-3. 事業期間を通じて甲が乙に委託する業務	14
4-3-1. ●浄化センター及び関連ポンプ場（下水道施設）	14
4-3-2. ●地区農業集落排水処理施設及び関連ポンプ場（農集施設）	15
4-4. 下水道施設の要求水準	16
4-4-1. 運転管理業務の要求水準	16

4-4-2. 保守管理業務の要求水準	19
4-4-3. 修繕業務の要求水準	20
4-4-4. 廃棄物管理業務の要求水準	21
4-4-5. 文書管理業務の要求水準	22
4-5. 農集施設の要求水準	22
4-5-1. 運転管理業務の要求水準	22
4-5-2. 保守管理業務の要求水準	24
4-5-3. 修繕業務の要求水準	25
4-5-4. 廃棄物管理業務の要求水準	25
4-5-5. 文書管理業務の要求水準	26

第5章 コンサルタント業務の要求水準

5-1. 基本事項	27
5-2. 業務の基本的水準	27
5-3. 事業期間を通じて甲が乙に委託する業務	29
5-4. 水道事業のコンサルタント業務の要求水準	30
5-4-1. 水道事業ビジョン改定業務	30
5-4-2. 水道事業経営戦略改定業務	31
5-4-3. 配水ポンプ室耐震診断業務	34
5-4-4. 配水施設及び中央監視更新基本設計業務	36
5-4-5. 中央監視設備更新詳細設計業務	38
5-4-6. 配水施設耐震化更新詳細設計業務	40
5-4-7. 第●次水道事業ビジョン策定業務	42
5-4-8. 第●次水道事業経営戦略策定業務	44
5-4-9. 第●次アセットマネジメント業務	50
5-5. 下水道事業のコンサルタント業務の要求水準	52
5-5-1. 下水道事業経営戦略改定業務	52
5-5-2. 下水道総合地震対策計画(第●回)策定業務	55
5-5-3. 下水道総合地震対策計画(第●回)策定業務	61
5-5-4. スtockマネジメント実施方針見直し業務	61
5-5-5. スtockマネジメント計画(第●回)策定業務	65
5-5-6. スtockマネジメント計画(第●回)策定業務	68
5-5-7. 改築実施設計業務(第●回分)	69
5-5-8. 改築工事施工監理業務(第●回分)	72
5-5-9. 第●次下水道事業経営戦略策定業務	75
5-5-10. 下水道総合地震対策計画(第●回)策定業務	81
5-5-11. スtockマネジメント計画(第●回)策定業務	82
5-5-12. 改築実施設計業務(第●回分)	83

5-5-13. 改築工事施工監理業務(第●回分)	84
第6章 既存施設等の確認	
6-1. 事業開始に伴う既存施設等の確認	85
6-2. 契約終了(事業期間満了)に伴う既存施設等の確認	85
6-3. 契約解除に伴う既存施設等の確認	86
第7章 移行期間の要求水準	
7-1. 基本的事項	87
7-2. 基本実施計画の策定	87
7-3. 実施内容	87
7-4. 実施体制(甲及び乙の体制)	88
7-5. その他	89
第8章 施設改良等	
8-1. 本件施設の一部の変更又は改良等	90
8-2. 本件施設への設備の設置	90
第9章 業務報告書類に関する事項	
9-1. 業務日報	92
9-2. 月間業務報告書	92
9-3. 年間業務報告書	92
9-4. 業務報告書の改善等	92
9-5. 報告書の構成等	92
第10章 モニタリング及び要求水準の未達時等の措置	
10-1. 月間の業務実施状況の確認	101
10-2. 年間の業務実施状況の確認	102
10-3. 要求水準の未達時の措置	103
10-3-1. 改善計画書及び改善状況報告の提出	103
10-3-2. 委託料の支払い停止	104
10-3-3. 委託料の減額	104
10-4. 委託料の額の調整	106
10-4-1. 委託料の額を調整する条件	106
10-4-2. 委託料の額の調整方法	108
10-4-3. 調整の時期	109

0-5. 中間総合評価	109
-------------	-----

第11章 危機管理に関する要求水準

11-1. 基本事項	111
11-2. 危機管理マニュアルの策定	111
11-3. 災害・事故等の緊急事態への対応	111
11-3-1. 水道施設における緊急対応	111
11-3-2. 下水道施設及び農集施設における対応等	112

第12章 契約終了時の措置

12-1. 業務引継書の作成等	114
12-2. 業務引継書の内容	114
12-3. 文書の公開	114
12-4. 業務引継期間等	114
12-5. 乙が設置した設備等の譲渡	115

別紙1 甲と乙のリスク・責任等の負担	116
別紙2 コンサルタント業務における参考図書	117
別紙3 甲と乙における緊急事態に関する基本負担	118

第1章 総 則

1-1. 業務目的

本業務は、●市（以下「甲」という。）が実施する水道施設（●配水場及び関連水道施設）及び、下水道施設（●浄化センター及び関連ポンプ場）並びに農集施設（●地区農業集落排水処理施設及び関連ポンプ場）（以下、水道施設及び下水道施設並びに農集施設を含めて「本件施設」という。）の運転維持管理に加え、上下水道事業に係る各種計画策定、設計、施工管理等を包括的に委託することで、受託民間事業者（以下「乙」という。）の創意工夫を促すとともに、経済原理に基づく経営手法を活かし、より効率的な事業運営等が実現できるよう、甲と乙との連携により、専門的な技術と知識を継承し、将来にわたり安定的に上下水道事業を継続することを目的とする。

1-2. 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、本業務の実施に際し甲と乙の間で行われた協議により、甲と乙が合意した事項及び本業務の事業者選定に際し、甲が乙に配布した一連の書類及び乙が甲に提出した提案書（以下「提案書」という。）その他関連書類の内容を含めて定められるものである。従って、甲及び乙は、契約書と同様に本要求水準書に定められた諸事項について、その義務を負う。

1-3. 事業期間

本業務の事業期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとし、契約書及びその他関係書類（本要求水準書及び提案書等）に従い業務を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和●年●月●日午前●時●分までの期間は、移行期間（業務準備期間）とし、乙は甲又は甲の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務引継に要する費用は、甲又は甲の指定する者及び乙が、それぞれ負担するものとする。

1-4. 業務範囲

乙が行う業務の範囲は、運転管理業務、保守管理業務、修繕業務、廃棄物管理業務、緊急時対応業務及びコンサルタント業務とし、各業務の詳細については、「第3章 水道施設の要求水準」、「第4章 下水道施設・農集施設の要求水準」及び「第5章 コンサルタント業務の要求水準」に示す。

1-5. 業務履行

(1) 基本事項

(ア)本要求水準書は、本業務を実施する上で、乙が満たすべき最低限の要件であり、業務実施の具体的内容・手法等は乙の創意工夫による提案をもとに、甲及び乙の合意によって決定するものとする。

(イ)乙は、水道使用者及び下水道使用者等が必要とするサービスを十分提供できるよう、また、各施設の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書のほか契約書及びその他関係書類並びに関係法令に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、本件施設を適切に運転維持管理する

ほか、各種計画策定、設計、施工管理等を行うものとする。

(2) 義務等の違反の措置

要求水準書に関し、甲又は乙がその果たすべき義務に違反若しくは不履行があった場合の措置は、本要求水準書及び契約書によるものとする。

(3) 業務管理

(ア)乙は、本件施設の構造、性能、系統及びその周辺の状態を熟知し、運転及び維持管理に精通するとともに、常に問題意識をもって業務の履行にあたり、自らの持つ技術力を活かし、様々な取組や創意工夫を行って、設備の予防保全並びに業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。

(イ)乙は、日常的な教育訓練を行い、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに甲に連絡するものとする。

(ウ)乙は、地域住民と十分に協調を保ち、業務を円滑に遂行するものとする。

(4) 実施体制

乙は、事業期間を通じて次に掲げる事項を満たすため、適正かつ確実に本業務を遂行できる体制を確保するものとする。

(ア)本業務全体の効率的・効果的な遂行を管理するための体制・方法を明らかにするとともに、確実かつ機能的な実施体制を構築するものとする。

(イ)乙は、自己の責任において、本業務全体を総括する管理能力がある責任者（以下「業務遂行責任者」という。）を置くものとし、本業務に従事する者（以下「従事者」という。）を確保するものとする。

なお、乙が共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、業務遂行責任者は、本件施設の運転維持管理業務を担当する構成員（JVを構成するもの）から選出するものとする。

(ウ)乙は、運転維持管理業務の実施に際して、契約書及び本要求水準書に定める本業務の履行に必要な有資格者を配置するとともに、本業務に必要な各種マニュアルを策定するものとする。

(エ)乙は、コンサルタント業務の実施に際して、第5章に定める技術的管理を行う管理技術者及び技術業務を担当する者（以下「技術担当者」という。）を置くものとする。

(オ)乙は、教育・研修等により、従事者の知識及び技術の向上を図るほか、この教育・研修には、甲の職員も必要に応じて参加できるよう配慮するものとする。なお、教育・研修等の内容は乙の提案によるものとする。

(カ)乙がJVのときは、各構成員の本業務における役割分担等を明確にするものとする。

(5) 危機管理対応

(ア)乙は、天災又は本件施設機能に重大な支障が生じた場合など、緊急事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、従業員を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておくものとする。

(イ)緊急事態が発生した場合、乙は、必要な初期対応を行うとともに、速やかに甲に連絡しな

ければならない。

(ウ)緊急事態の初期対応の考え方及び危機管理マニュアルの整備については、甲と乙の協議の上、詳細な危機対応を定めるとともに、甲に提出するものとする。

(6) 責任負担等

本業務における基本的なリスク、責任負担、経費負担、その他の負担については、契約書及び本要求水準書【別紙1】を基本とする。

第2章 事業実施計画書の要求水準

2-1. 基本事項

(1) 乙は、契約書第31条から第37条によるほか、次に掲げる事業実施計画書を策定し、契約書において定められた期日までに甲に提出するものとする。

(ア) 第I期及び第II期5箇年事業実施計画書

(イ) 年間事業実施計画書

(ウ) 第I期及び第II期5箇年修繕計画書

(エ) 年間修繕計画書

(オ) 緊急時対応計画書

(2) 事業実施計画書は、以下に示す体裁等とするものとする。

(ア) 用紙は、原則として日本工業規格A判とする。ただし、図面・表その他でA4判とすることが不適当な場合は、A3又はA2判の使用も可能とする。

(イ) 左綴じとし、使用フォント及びサイズは読み易いことを条件として、特に指定しないものとする。

なお、綴じ代は20mm以上を基本とする。

(3) 事業実施計画書は、正副各1部を製作し、その保管に耐えられるファイルに収め、甲が正を、乙が副をそれぞれ保管する。保管する期間は、事業期間終了後1年を経過する日までとする。

2-2. 5箇年事業実施計画書

(1) 第I期及び第II期5箇年事業実施計画書に記載すべき事項は、事業期間中の重要事項を基本とし、次に掲げる事項を含むものとする。

(ア) 本件施設の運転維持管理、各種計画策定等その他業務の事業実施に関する基本方針

(イ) 実施体制等、従事者・技術者等の配置・資格など事業を実施する組織に関する事項

(ウ) 緊急事態の対応・支援など緊急事態に関する事項

(エ) 安全衛生、教育訓練など、事故・災害等の未然防止に関する事項

(オ) 乙が提供する業務品質の確保・向上に関する事項

(カ) 事業に関する報告、連絡、指示の受理、協議など、甲と乙間の確認・照合・提出等のプロセス等に関する事項

(2) 甲は、乙から第I期又は第II期5箇年事業実施計画書の提出を受理した日の翌日から10日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、乙に通知しなければならない。

(ア) 10日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、5箇年事業実施計画書が確認されたものとみなす。

(イ) 乙は、第I期又は第II期5箇年事業実施計画書について、その変更、修正又は再提出を甲から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。なお、乙が、10日を過ぎてもその変更、修正又は再提出をしなかったときは、契約書第37条第3項の定めるところによる。

2-3. 年間事業実施計画書

(1) 当該事業年度における年間事業実施計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含めるものとする。

(ア) 当該年度における業務実施組織、業務分担、従事者の体制・資格等に関する事項

(イ) 運転管理、保守管理、各種計画策定その他当該事業年度に実施する業務の年間実施計画に関する事項。ただし、年間実施計画は業務毎に、その詳細を記載するものとする。

(ウ) 運転管理、保守管理、各種計画策定その他当該事業年度に実施する業務の実施内容に関する事項。ただし、業務の実施内容は、業務毎に、その詳細を記載するものとする。

(エ) 安全衛生、教育研修等に関し、当該年度に実施する計画・内容に関する事項

(オ) その他甲若しくは乙が必要とする計画・内容等に関する事項

(2) 甲は、乙から年間事業実施計画書の提出を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、乙に通知しなければならない。

(ア) 10 日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、年間事業実施計画書が確認されたものとみなす。

(イ) 乙は、年間事業実施計画書について、その変更、修正又は再提出を甲から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10 日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。なお、乙が、10 日を過ぎてもその変更、修正又は再提出をしなかったときは、契約書第37条第3項の定めるところによる。

2-4. 5 箇年修繕計画書

(1) 第 I 期及び第 II 期 5 箇年修繕計画書には、次に掲げる事項を含むものとする。

(ア) 定期修繕を予定する設備等の名称・仕様

(イ) 定期修繕を予定する設備等毎の時期と修繕の概要

(2) 甲は、乙から第 I 期又は第 II 期 5 箇年修繕計画書の提出を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、乙に通知しなければならない。

(ア) 10 日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、5 箇年修繕計画書が確認されたものとみなす。

(イ) 乙は、第 I 期又は第 II 期 5 箇年修繕計画書について、その変更、修正又は再提出を甲から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10 日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。なお、乙が、10 日を過ぎてもその変更、修正又は再提出をしなかったときは、契約書第37条第3項の定めるところによる。

2-5. 年間修繕計画書

(1) 当該事業年度における年間修繕計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含めるものとする。

(ア) 当該事業年度に定期修繕を実施する設備等の名称・仕様・修繕費用。ただし、年間修繕計画は設備等毎に、その詳細を記載するものとする。

(イ)当該事業年度に定期修繕を実施する設備等毎の時期と内容の詳細。

(2) 甲は、乙から年間修繕計画書の提出を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、乙に通知しなければならない。

(ア)10日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、年間修繕計画書が確認されたものとみなす。

(イ)乙は、年間修繕計画書について、その変更、修正又は再提出を甲から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。なお、乙が、10日を過ぎてもその変更若しくは修正又は再提出をしなかったときは、契約書第37条第3項の定めるところによる。

(3) 乙は、当該定期修繕を実施する日の 10 日前までに、当該定期修繕に関する工程、方法、安全管理、運転操作変更などに関する定期修繕実施計画書を策定し、甲に提出するものとする。

(4) 甲は、前項の定期修繕実施計画書について必要があると認めるときは、乙に意見を申し出ることができる。この場合、乙は甲の意見を聞かなければならない。

(5) 年間修繕計画には、突発的な故障等による修繕（以下「突発修繕」という。）は含めないものとする。

2-6. 緊急時対応計画書

(1) 緊急時対応計画書には、次に掲げる事項を含むものとする。

(ア)緊急事態発生に対応する具体的な執行体制

(イ)自然災害（台風、雷害、濁水、地震、暴風、洪水、地滑り、落盤等、自然的な現象による災害をいう。）の対応について、その事象毎に、対応の原則、方法、手順等を記載する。

(ウ)本件施設で発生が予測される事故（自然災害を除く、火災、停電、設備故障、労災、漏水、異常増水、異常水質などの事象をいう。）の対応について、その事象毎に、対応の原則、方法、手順等を記載する。

(2) 甲は、乙から緊急時対応計画書を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、乙に通知しなければならない。

(ア)10 日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正又は再提出若しくは確認について通知しないときは、緊急時対応計画書が確認されたものとみなす。

(イ)乙は、緊急時対応計画書について、その変更、修正又は再提出を甲から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10 日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。なお、乙が、10 日を過ぎてもその変更、修正又は再提出をしなかったときは、契約書第37条第3項の定めるところによる。

第3章 水道施設の要求水準

3-1. 基本事項

水道施設の要求水準は、本業務を実施する上で甲及び乙が満たすべき最低限の要件であり、甲と乙の合意によりその効力を得るものである。また、施設運転管理の具体的内容・手法等は乙の提案によるものとする。

3-2. 業務の基本的水準

(1) 乙は、自らのノウハウを最大限活用して、甲が所有する水道施設の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質かつ安全で、安定した水を供給するほか、現行の業務水準を維持することはもとより、その向上を図るものとする。

(2) 業務の実施に当たっては、既存施設等の特質を十分理解し、安定給水が確保できるよう十分な業務履行体制でこれに臨むものとする。

(3) 乙は、水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うほか、環境保全に取り組み、取り組む内容等は乙の提案によるものとし、甲に報告するものとする。

3-3. 事業期間を通じて甲が乙に委託する業務

事業期間を通じて、甲が乙に委託する業務は、以下のとおりとする。また、委託する業務の補足事項については、別途示すものとするが、この補足事項は、甲が乙に業務を委託するにあたり、業務の範囲や条件等について、事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、委託する業務の詳細を示すものではないことに留意するものとする。

よって、要求水準及び補足事項について記載なき事項であっても、甲が乙に委託する業務の範囲において、乙が業務履行上で必要な事項については、乙がこれを定め甲に提案するものとする。

(1) 水道施設の運転管理業務

(ア) 運転業務

- ① 水道施設における県水受水設備の運転・監視及び水運用
- ② 水道施設における水圧、水量、水質管理
- ③ 水道施設の巡視

(イ) 水質管理業務

本業務において運転管理上で要求される水質測定、解析

(ウ) 調達管理業務

- ① 通信・燃料の調達管理
- ② 電力の調達管理（場外施設のみ）
- ③ 薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

(エ) 文書管理業務

運転、水質管理、保守点検、補修、その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

(オ)保安管理業務

水道施設への不審者の侵入防止等に関する施設設備の保安巡視

(カ)水道事業PR補助業務

(キ)休日夜間電話対応業務

閉庁時音声ガイダンスによる緊急電話受付及び対応

(ク)検体採水補助業務

(2)水道施設の保守管理業務

(ア)保守点検業務

- ① 機械設備、電気計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検及び簡易な補修
- ② 法令点検、自主検査
- ③ 設備機器の清掃（設置建屋内の清掃含む）

(イ)衛生管理業務

- ① 植木、植栽等の剪定・散水や食害防止の薬剤散布などの樹木管理及び芝・草等の除草
- ② 本館各所の清掃業務（床面清掃、ワックス掛け、窓ガラス清掃、週一回のトイレ清掃）。ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。

(3)修繕業務及び施設更新業務

(ア)定期修繕及び施設更新業務：修繕計画に基づく水道施設の修繕業務及び施設更新業務

(イ)突発修繕：設備機器の故障、破損などの突発的に発生する修繕業務

3-4. 水道施設の要求水準

3-4-1. 運転管理業務の要求水準

乙は事業期間において、以下に示す業務水準を確保するものとする。ただし、移行期間についてはこれを適用しないものとする。

(1) 基本的水準

(ア)乙は、本業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行するものとする。

(イ)乙は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備するものとする。

(ウ)乙は事業実施計画書に、運転管理業務に必要な事項を定め、甲に提出するものとする。

(2) 水量管理の要求水準

乙は、配水状況により必要な設備機器を運転し、県水受水量を調節することで、安定した配水の確保・供給に努めるものとする。

(ア)本業務で上限とする水量

- ① 事業期間において、契約書第68条第1項に定める県水の受水量とは、【表3-1】①に掲げる「最大県水受水量」とする。

- ② 乙は、甲の責めに帰すべき事由により「日最大県水受水量」を超えたときは、契約書第67条の定めるところにより、甲に委託料の調整を申し出ることができ、甲はこれに応じるも

のとする。なお、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらない場合の委託費は、甲と乙は協議によって決定するものとする。

(イ) 乙が受水すべき水量

- ① 事業期間において、契約書第43条第1項に定める乙が受水すべき水量とは、【表3-1】③に掲げる「日平均県水受水量」とし、配水すべき量とは【表3-1】④に掲げる「日平均配水量」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により運転管理に支障が生じるなど「日平均県水受水量」又は「日平均配水量」に未達があったときは、契約書第60条の定めるところにより、委託料の支払停止の措置を行うことができるものとする。

【表 3-1】 水量管理の要求水準

対象項目		要求水準	
①	日最大県水受水量	一日当たり●m ³	
②	日最大配水量	一日当たり●m ³	
③	日平均県水受水量 (認可計画による)	令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
④	日平均配水量 (想定する配水量)	令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³

注) 表中「※」印のある令和●年度から令和●年度における各水量は、本業務で策定する水道事業ビジョンにより設定するため、変更する場合がある。

(3) 水質管理の要求水準

市内配水の季節的な水質の変化に対応するため、日々の傾向を監視し、県水受水の薬品注入を調整することにより、安全な水質の確保・向上に努めるものとする。

(ア)乙が確保すべき水質

- ① 乙が、事業期間において、契約書第43条第1項に定める確保すべき水質とは、【表3-2-1】に掲げる「配水池出口残留塩素濃度」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「配水池出口残留塩素濃度」の確保に未達があったときは、契約書第61条の定めるところにより、委託料を減額することができるものとする。

【表 3-2-1】 水質管理の要求水準

対象項目	要求水準
配水池出口残留塩素濃度	●mg/L 以下

(イ)乙が目標とすべき水質

乙は、事業期間において、【表3-2-2】に掲げる「残留塩素濃度」を管理目標とし、各配水管理局の目標水質について、可能な限り確保するよう努めるものとする。

【表 3-2-2】 水質管理の管理水準

管理項目			目標値
管末の水質	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上
	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上
	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上
	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上
	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上
	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上
	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上

(4) 水圧の管理水準

乙は、事業期間において、【表 3-3】に掲げる「配水圧力」を管理目標とし、各系統の管末で減圧給水とならないよう、配水池の水位、配水ポンプ圧力を適切に管理し、適正な水圧管理に努めるものとする。

【表 3-3】 水圧の管理水準

管理項目	目標値
●配水場●系配水圧力	●Mpa ~ ●Mpa
●配水場●系配水圧力	●Mpa ~ ●Mpa

(5) 日常点検等

水道施設の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、日常点検等を実施するものとする。日常点検等は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め又は適宜に実施することとし、機器の状態、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意するものとする。

とする。

(6) 調達管理業務

(ア) 通信・燃料の調達管理

水道施設の運転を良好に行うために必要な通信、燃料の調達管理は、乙の責任と費用により実施するものとする。

(イ) 電力の調達管理

水道施設の運転管理を良好に行うために必要な電力（場外施設のみ）の調達管理は、乙の責任と費用により実施するものとする。なお、甲が契約する電力供給契約の内容について変更する場合は、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で変更するものとする。

(ウ) 薬品類、その他消耗品類、資材の調達・管理

水道施設の運転管理を行うために必要となる薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理は、乙の責任と費用により実施するものとする。

なお、乙が水道施設において使用する薬品については、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で使用するものとする。

(7) 文書管理業務

(ア) 水道施設の運転管理、維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文章を保管し、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管するものとする。また、必要な修正、追録、廃棄については、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で行うものとする。

(イ) 運転、水質管理、保守点検、修繕、その他の業務に関するデータ等を記録し保管するとともに甲の求めに応じて提出できるように備えるものとする。また、甲に提示若しくは提出する各報告書の作成と報告を行うものとする。

(ウ) 本業務の事業実施に係るデータは、これを記録し、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

(8) 保安管理業務

乙は、水道施設における不審者の侵入などによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために水道施設の保安管理を行うものとする。

(9) 水道事業PR補助業務

(ア) パンフレット作成

パンフレットは「●」部とすること。なお、パンフレットの内容は現行と同等以上のものとする。

(10) 休日夜間電話取次業務

乙は、事業期間を通じて、閉庁時に切り替わる電話音声ガイダンスによる市民等からの緊急電話を受け付け、甲の定める手順で取次を行うものとする。なお、緊急電話は甲の電話から転送されるため、受け付ける通信機器を用意するものとする。

(11) 検体採水補助業務

(ア) 水道法第20条に基づく水質検査（以下「水道法定水質検査」という。）及び検体採水業務は甲が実施し、その補助を乙が実施するものとする。

(イ) 検体採水補助は、甲又は甲が委託する水質検査機関による研修を受けた者が、準備及び検

体採水を実施するものとする。

3-4-2. 保守管理業務の要求水準

(1) 保守管理業務

(ア)乙は事業期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（甲が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設を除く）、著しい損傷がない状態で甲に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うものとする。

(イ)乙は事業実施計画書に、保守管理業務に必要な事項を定め、甲に提出するものとする。

(2) 保守点検業務

(ア)建築設備保守点検

水道施設の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うものとする。

(イ)機械、電気、計装設備保守点検

機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生すると水道施設全体を停止させる事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、水道施設のシステム全体を熟知し保守点検を行うものとする。

(ウ)水道施設で必要とする自家用電気工作物保守点検、消防設備・燃料タンク等の自主検査等の法令点検、安全衛生法等による自主検査その他法令で定められている点検などは乙の負担で行うものとする。

(3) 衛生管理業務

設備機器の清掃（設置建物内の清掃含む）の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うものとする。また、業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持するものとする。

3-4-3. 修繕業務及び施設更新業務の要求水準

(1) 定期修繕

(ア)乙は、定期修繕計画に基づいて、水道施設の修繕を実施するものとする。また、事業期間終了時における施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

(イ)定期修繕額は、事業期間を通して【●】万円（税抜き）を上限とするものとする。

(ウ)定期修繕に係る費用を変更する必要があるときは、契約書第34条第3項及び第4項の定めに従うものとする。

(エ)水道施設の修繕によってもその機能の回復が維持できないとき又はその見込みがないとき若しくは修繕が非合理なときは、乙の請求に基づく甲の承諾により、乙は施設の更新・改築を実施するものとする。

(オ)水道施設の更新・改築額は、事業期間を通して【●】万円（税抜き）を上限とするものとする。

(カ)水道施設の更新・改築に係る費用を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(2) 突発修繕

(ア)突発的に設備等の故障、不良、破損などが生じた場合は、速やかに修繕などを実施し、その機能の回復を図るものとする（修繕には取替を含む）。

(イ)乙は、水道施設の突発修繕に係る費用の合計は事業期間を通じて【●】万円（税抜き）を計上するものとする。

(ウ)乙は、突発修繕の実施に際し事前に当該突発修繕の内容・費用を甲に提出し承諾を得ること

ただし、緊急やむを得ない場合は、当該突発修繕実施後に、当該突発修繕の内容・費用を甲に提出するものとする。また、費用の積算に当たっては、契約締結後速やかに、甲と乙が協議の上、諸経費の算定方法を決定するものとする。

(エ)乙は、突発修繕に係る費用を変更する必要があるときは、甲に変更の申し出を行うことができるものとし、甲は、変更の申し出を受けたときは、速やかに乙と協議するものとする。

(オ)乙は、突発修繕に係る内容・費用等については、これを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書の中に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

第4章 下水道施設及び農集施設の要求水準

4-1. 基本事項

下水道施設及び農集施設（以下、本章において「下水道施設等」という。）の要求水準は、本業務を実施する上で甲及び乙が満たすべき最低限の要件であり、甲と乙の合意によりその効力を得るものである。また、施設運転管理の具体的内容・手法等は乙の提案によるものとする。

4-2. 業務の基本的水準

(1) 乙は、自らのノウハウを最大限活用して、甲が所有する下水道施設等の運転管理及び維持管理を主体的に行い、下水を連続的に処理するとともに、安定した処理水を提供するほか、現行の業務水準を維持することはもとより、その向上を図ること。

(2) 業務の実施に当たっては、既存施設等の特質を十分理解し、安定処理が確保できるよう十分な業務履行体制でこれに臨むこと。

(3) 乙は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うほか、環境保全に取り組み、取り組む内容等は乙の提案によるものとし、甲に報告するものとする。

4-3. 事業期間を通じて甲が乙に委託する業務

事業期間を通じて甲が乙に委託する業務は、以下のとおりとする。また、委託する業務の補足事項については、別途示すものとするが、この補足事項は甲が乙に業務を委託するあたり、業務の範囲や条件等について、事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、委託する業務の詳細を示すものではないことに留意するものとする。

よって、要求水準及び補足事項について記載なき事項であっても、甲が乙に委託する業務の範囲において、乙が業務履行上で必要な事項については、乙がこれを定め、甲に提案するものとする。

4-3-1. ●浄化センター及び関連ポンプ場（下水道施設）

(1) 運転管理業務

(ア) 運転業務

- ① 下水道施設における運転・監視操作及びその関連業務（送風量の調整、流入量調整、脱水機・濃縮設備の運転等）
- ② 下水道施設の日常点検及び巡視

(イ) 水質管理業務

- ① 本業務において運転管理上で要求される水質、汚泥などの試験・解析（なお、下水道法第21条及び水質汚濁防止法第14条第1項に基づく水質検査（以下「下水法定水質検査」という。）は甲が行う。）、脱水ケーキ含水率の測定
- ② 水処理反応槽のDO、MLSS等、処理機能等の管理

(ウ) 調達管理業務

- ① 水道、ガス、燃料の調達管理
- ② 電力、通信の調達管理
- ③ 薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理
- (エ) 保安管理業務
 - 下水道施設への不審者の立ち入り防止等に関する施設設備の保安巡視
- (オ) 下水道事業PRの補助業務
- (2) 保守管理業務
 - (ア) 保守点検業務
 - ① 機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検及び簡易な補修
 - ② 法定点検、自主検査
 - ③ 設備機器の清掃（設置建屋内の清掃含む）
 - ④ 主要人孔の保守点検
 - 浄化センター敷地内の主要人孔の内部確認及び腐食度調査
 - (イ) 衛生管理業務
 - ① 植木、植栽等の剪定・散水や食害防止の薬剤散布等の樹木管理及び芝・草等の除草
 - ② 建物等諸室の清掃業務（床面清掃、ワックス掛け、窓ガラス清掃）。ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。
 - (3) 修繕業務
 - (ア) 定期修繕：修繕計画に基づく下水道施設の修繕業務
 - (イ) 突発修繕：設備機器の故障、破損などの突発的に発生する修繕業務
 - (4) 廃棄物管理業務
 - 下水道施設から発生する廃棄物の運搬及び処分の事務及び管理
 - (5) 文書管理業務
 - 運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

4-3-2. ●地区農業集落排水処理施設及び関連ポンプ場（農集施設）

- (1) 運転管理業務
 - (ア) 運転業務
 - ① 農集施設における運転操作及びその関連業務（送風量の調整、流入量調整等）
 - ② 農集施設の巡回点検
 - (イ) 水質管理業務
 - ① 本業務において運転管理上で要求される水質などの試験・解析
 - ② 浄化槽法第7条に基づく水質検査（以下「農集法定水質検査」という。）
 - ③ 水処理回分槽のDO、MLSS等、処理機能等の管理
 - (ウ) 調達管理業務
 - ① 水道、燃料の調達管理

- ② 電力、通信の調達管理
- ③ 薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

(エ)保安管理業務

農集施設への不審者の立ち入り防止等に関する施設の保安巡視

(2) 保守管理業務

(ア)保守点検業務

- ① 機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検及び簡易な修繕
- ② 法定点検、自主検査
- ③ 設備機器の清掃（設置建屋内の清掃含む）
- ④ 主要人孔の保守点検

排水処理場敷地内の主要人孔の内部確認及び腐食度調査

(イ)衛生管理業務

- ① 植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理及び芝・草等の除草
- ② 建物等諸室の清掃業務（床面清掃、窓ガラス清掃）。ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。

(3) 修繕業務

農集施設の子防保全のための修繕及び設備機器の故障、破損などの突発的に発生する突発修繕業務

(4) 廃棄物管理業務

農集施設から発生する廃棄物の運搬及び処分に関する事務及び管理

(5) ●県浄化槽保守点検業者の登録

●県内で浄化槽の保守点検業務を行うには、●県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和●年●県条例第●号）第●条第●項の規定に基づく登録を受けていなければならないので、事業開始時（令和●年●月●日）には登録が完了されていること。

(6) 文書管理業務

運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

4-4. 下水道施設の要求水準

4-4-1. 運転管理業務の要求水準

乙は事業期間において、以下に示す業務水準を確保すること。ただし、移行期間についてはこれを適用しないものとする。

(1) 基本的水準

(ア)乙は、本業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行するものとする。

(イ)乙は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備するものとする。

(ウ)乙は事業実施計画書に、運転管理業務に必要な事項を定め、甲に提出するものとする。

(2) 水量管理の要求水準

乙は、下水の流入状況に応じて、必要な設備機器を運転することにより、管渠やポンプ井等の水位を調整することで、安定した水処理を行うとともに、管渠等から溢水しないよう水量管理に努めるものとする。

(ア) 本業務で上限とする水量

- ① 事業期間において、契約書第68条第1項に定める下水の流入水量とは、【表4-1】①に掲げる「日最大流入量」とする。
- ② 乙は、甲の責めに帰すべき事由により「日最大流入下水量」を超えたときは、契約書第67条の定めるところにより、甲に委託料の調整を申し出ることができ、甲はこれに応じるものとする。なお、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらない場合の委託費は、甲と乙は協議によって決定するものとする。

(イ) 乙が処理すべき水量

- ① 事業期間において、契約書第43条第2項に定める乙が処理すべき量とは、【表4-1】②に掲げる各事業年度における「想定流入下水量」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「想定流入下水量」の処理に未達があったときは、契約書第60条の定めるところにより、委託料の支払停止の措置を行うことができるものとする。

【表4-1】 処理すべき流入下水量の要求水準

対象項目		要求水準
①	日最大流入下水量	一日当たり ● m ³
②	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ● m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ● m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ● m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ● m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ● m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ● m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ● m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ● m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ● m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ● m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ● m ³

注) 表中②の令和●年度から令和●年度に記載する想定流入下水量は、本業務で改定・策定する下水道事業経営戦略により設定するため、変更する場合がある。

(3) 水質管理の要求水準

(ア) 本業務で上限とする水質

- ① 事業期間において、契約書第68条第1項に定める流入下水の水質とは、【表4-2】に掲げる「流入下水の水質」とする。
- ② 乙は、甲の責めに帰すべき事由により「流入下水の水質」を超えたときは、契約書第67条

の定めるところにより、甲に委託料の調整を申し出ることができ、甲はこれに応じるものとする。なお、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらない場合の委託費は、甲と乙は協議によって決定するものとする。

【表 4 -2】 流入下水の水質管理の要求水準

対象項目		要求水準
流入下水の水質（事業計画値）	B O D	●(mg/L)
	S S	●(mg/L)

(イ) 乙が確保すべき水質

乙は、流入下水の量及び水質に応じた水処理を行い、放流水が要求水準を満足するよう運転管理に努めるものとする。

- ① 乙が、事業期間において、契約書第43条第2項に定める確保すべき水質とは、【表4-3】に掲げる「法定排水基準」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「法定排水基準」の確保に未達があったときは、契約書第61条の定めにより委託料を減額することができるものとする。

【表 4 -3】 処理水の要求水準

対象項目		要求水準
法定排水基準（放流水） （事業計画値）	B O D	●(mg/L)以下
	S S	●(mg/L)以下

(4) 汚泥処理の要求水準

下水の処理によって生じた汚泥は、適切に水処理工程から引き抜いて濃縮処理し、脱水又は乾燥処理により汚泥の減量化に努めるものとする。

(ア) 乙が確保すべき含水率

- ① 乙が、事業期間において、契約書第43条第2項に定める確保すべき脱水ケーキ含水率とは、【表4-4】に掲げる「遠心脱水機のケーキ含水率」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「遠心脱水機のケーキ含水率」の確保に未達があったときは、契約書第61条の定めるところにより委託料を減額することができるものとする。
- ③ 脱水機の機種変更等により、脱水ケーキ含水率の要求水準を変更する必要があるときは、契約書第41条及び第42条の定めに従うものとする。

【表 4 -4】 脱水ケーキ含水率の要求水準

対象項目	要求水準
脱水ケーキ含水率（遠心脱水機）	●%以下 (月平均)

(5) 日常点検等

下水道施設の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、日常点検等を実施するものとする。日常点検等は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め又は適宜に実施

するものとする。

日常点検等に当たっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意するものとする。

(6) 調達管理業務

(ア) 水道、ガス、燃料の調達管理

下水道施設の運転を良好に行うために必要な水道、ガス、燃料の調達管理は、乙の責任と費用により実施するものとする。

(イ) 電力、通信の調達管理

下水道施設の運転管理を良好に行うために必要な電力、通信の調達管理は、乙の責任と費用により実施すること。なお、甲が契約する電力供給契約の内容について変更する場合は、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で変更するものとする。

(ウ) 薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

下水道施設の運転を良好に行うために必要な薬品類、その他消耗品類、資材等の調達管理は、乙の責任と費用にて実施する。なお、乙が下水道施設において使用する薬品の種類については、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で使用するものとする。

(7) 文書管理業務

(ア) 下水道施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管し、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管するものとする。また、必要な修正、追録、廃棄については、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で行うものとする。

(イ) 運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録し保管するとともに、甲の求めに応じて提出できるように備えるものとする。また、甲に提示又は提出する各報告書の作成と報告を行うものとする。

(ウ) 本業務の事業実施に係るデータは、これを記録し、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

(8) 保安管理業務

乙は、下水処理施設における不審者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために施設の保安管理を行うものとする。

(9) 下水道事業PRの補助業務

(ア) パンフレット作成

パンフレットは「●」部とすること。なお、パンフレットの内容は現行と同等以上のものとする。

(イ) 浄化センター施設見学時の処理工程等の説明及び施設内の案内を甲と協力して行うものとする。

4-4-2. 保守管理業務の要求水準

(1) 保守管理業務

(ア) 乙は、事業期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（甲が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設を除く）、著しい損傷

がない状態で甲に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うものとする。

(イ)乙は、事業実施計画書に、保守管理業務に必要な事項を定め、甲に提出するものとする。

(2) 保守点検業務

(ア)建築設備保守点検

下水道施設の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うものとする。

(イ)機械、電気、計装設備保守点検

機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させる事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、下水道施設のシステム全体を熟知し保守点検を行うものとする。

(ウ)下水道施設で必要とする自家用電気工作物保安点検、消防設備、危険物タンク等の自主検査等の法令点検、安全衛生法等による自主検査、その他法令で定められている点検など、これら全ては乙の負担で行うものとする。

(エ)主要人孔の保守点検

浄化センター敷地内の主要人孔の内部確認を行い、腐食度調査を実施するものとする。

(3) 衛生管理業務

(ア)設備機器の清掃（設置建屋内の清掃含む）

(イ)環境衛生

本業務の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持するよう努めるものとする。

4-4-3. 修繕業務の要求水準

(1) 定期修繕

(ア)乙は、定期修繕計画に基づいて下水道施設の修繕を実施するものとする。また、事業期間終了時における施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

(イ)定期修繕額は、事業期間を通して【●】万円（税抜き）を上限とするものとする。

(ウ)定期修繕に係る費用を変更する必要があるときは、契約書第34条第3項及び第4項の定めに従うものとする。

(2) 突発修繕

(ア)突発的に設備等の故障、不良、破損などが生じた場合は、速やかに修繕等を実施し、その機能の回復を図るものとする（修繕には取替を含む）。

(イ)乙は、下水道施設の突発修繕に係る費用の合計として事業期間を通して【●】万円（税抜き）を計上するものとする。

(ウ)乙は、突発修繕の実施に際し、事前に当該突発修繕の内容・費用を甲に提出し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該突発修繕実施後に、当該突発修繕の内容・費用を甲に提出するものとする。また、費用の積算に当たっては、契約締結

後速やかに、甲と乙との協議の上、諸経費の算定方法を決定するものとする。

(エ) 乙は、突発修繕に係る費用を変更する必要があるときは、甲に変更の申し出を行うことができるものとし、甲は、変更の申し出を受けたときは、速やかに乙と協議するものとする。

(オ) 突発修繕に係る内容・費用等については、これを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

4-4-4. 廃棄物管理業務の要求水準

(1) 廃棄物管理の水準

下水道施設から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物（以下「廃棄物等」という。）の管理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、下水道施設の運転に支障をきたすことなく、また悪臭発生による周辺環境への影響がないよう適正に管理するものとする。

(2) 廃棄物管理の事務

廃棄物管理について乙が行う事務は、以下の事項とする。

(ア) 乙は、甲が廃棄物等の運搬処分契約を締結する者への運搬処分に係る連絡とマニフェスト管理を行う。

(イ) 運搬処分の契約先は複数とする予定であり、各契約先の運搬処分量の割り振りは、甲の事務範囲とし、各契約先との調整は乙が行うものとする。

(ウ) 乙は、当該月度の廃棄物搬出量を確認し、甲に報告するものとする。甲はその報告を受け、運搬処分契約を締結する者に運搬処分費を支払うものとする。

(エ) 事業期間において、乙が管理すべき廃棄物の量は【表4-5】を予定している。

【表4-5】 乙が管理すべき廃棄物の量

廃棄物名称	年度	運搬・処分量
沈砂池沈砂	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
脱水ケーキ	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t

	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t

注) 表中の沈砂池沈砂及び脱水ケーキの運搬・処分量のうち、令和●年度から令和●年度については、本業務で改定・策定する下水道事業経営戦略により設定するため、変更する場合がある。

4-4-5. 文書管理業務の要求水準

(1) 下水道施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管し、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管すること。また、必要な修正、追録、廃棄については、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で行うものとする。

(2) 運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録し保管するとともに、甲の求めに応じて提出できるように備えるものとする。また、甲に提示又は提出する各報告書の作成と報告を行うものとする。

(3) 本業務の事業実施に係るデータは、これを記録し、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

4-5. 農集施設の要求水準

4-5-1. 運転管理業務の要求水準

乙は事業期間において、以下に示す業務水準を確保するものとする。

(1) 基本的水準

(ア) 乙は、本業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行するものとする。

(イ) 乙は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備するものとする。

(ウ) 乙は事業実施計画書に、運転管理業務に必要な事項を定め、甲に提出するものとする。

(2) 水量管理の要求水準

乙は、下水の流入状況に応じて、必要な設備機器を運転することにより、管渠やポンプ井等の水位を調整することで、安定した水処理を行うとともに、管渠等から溢水しないよう水量管理に努めるものとする。

(ア) 本業務で上限とする水量

① 事業期間において、契約書第68条第1項に定める下水の流入水量とは、【表4-6】①に掲げる「日最大流入量」とする。

② 乙は、甲の責めに帰すべき事由により「日最大流入下水量」を超えたときは、契約書第67条の定めるところにより、甲に委託料の調整を申し出ることができ、甲はこれに応じるも

のとする。なお、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらない場合の委託費は、甲と乙は協議によって決定するものとする。

(イ)乙が処理すべき水量

- ① 事業期間において、契約書第43条第2項に定める乙が処理すべき量とは、【表4-6】②に掲げる各年度における「想定流入下水道量」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「想定流入下水道量」の処理に未達があったときは、契約書第60条の定めるところにより、委託料の支払停止の措置を行うことができるものとする。

【表4-6】 処理すべき流入下水道量の要求水準

対象項目		要求水準
①	日最大流入下水道量	一日当たり●m ³
②	令和●年度想定流入下水道量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水道量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水道量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水道量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水道量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水道量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水道量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水道量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水道量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水道量	一年当たり●m ³

(3) 水質管理の要求水準

(ア)本業務で上限とする水質

- ① 事業期間において、契約書第68条第1項に定める流入下水の水質とは、【表4-7】に掲げる「流入下水の水質」とする。
- ② 乙は、甲の責めに帰すべき事由により「流入下水の水質」を超えたときは、契約書第67条の定めるところにより、甲に委託料の調整を申し出ることができ、甲はこれに応じるものとする。なお、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらない場合の委託費は、甲と乙は協議によって決定するものとする。

【表4-7】 流入下水の水質管理の要求水準

対象項目		要求水準
流入下水の水質（事業計画値）	BOD	●(mg/L)
	SS	●(mg/L)

(イ)乙が確保すべき水質

乙は、流入下水の量及び水質に応じた水処理を行い、放流水が要求水準を満足するよう運転

管理に努めるものとする。

- ① 乙が、事業期間において、契約書第43条第2項に定める確保すべき水質とは、【表4-8】に掲げる「法定排水基準」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「法定排水基準」の確保に未達があったときは、契約書第61条の定めにより委託料を減額することができるものとする。

【表4-8】 処理水の要求水準

対象項目		要求水準
法定排水基準（放流水） （事業計画値）	B O D	●(mg/L)以下
	S S	●(mg/L)以下

（4）汚泥処理設備の運転

下水の処理によって生じた汚泥を適正濃度に濃縮処理し、汚泥の量を適正に管理するものとする。

（5）日常点検等

農集施設の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、日常点検等を実施するものとする。

巡回点検は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め又は適宜に実施すること。点検に当たっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意するものとする。

（6）調達管理業務

（ア）水道の調達管理

農集施設の運転を、良好に行うために必要な水道の調達管理は、乙の責任と費用により実施するものとする。

（イ）電力、通信の調達管理

農集施設の運転管理を良好に行うために必要な電力、通信の調達管理は、乙の責任と費用により実施するものとする。なお、甲が契約する電力供給契約の内容について変更する場合は、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で変更するものとする。

（ウ）薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

農集施設の運転管理を行うために、必要となる薬品類、その他消耗品類、資材等の調達管理については、乙の責任と費用により実施するものとする。

なお、乙が農集施設において使用する薬品の種類については、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で使用するものとする。

（7）保安全管理業務

乙は、農集施設における不審者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために施設の保安全管理を行うものとする。

4-5-2. 保守管理業務の要求水準

(1) 保守管理業務

(ア)乙は、事業期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（甲が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設を除く）、著しい損傷がない状態で甲に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うものとする。

(イ)乙は、事業実施計画書に、保守管理業務に必要な事項を定め、甲に提出するものとする。

(2) 保守点検業務

(ア)建築設備保守点検

農集施設の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うものとする。

(イ)機械、電気、計装設備保守点検

機械、電気、計装設備は故障や事故が発生するとプラント全体を停止させる事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、農集施設のシステム全体を熟知し、保守点検を行うものとする。

(ウ)農集施設で必要とする自家用電気工作物保安点検、消防設備、安全衛生法等による自主検査その他法令で定められている点検など、これら全ては乙の負担で行うものとする。

(エ)主要人孔の保守点検

排水処理場敷地内の主要人孔の内部確認を行い、腐食度調査を実施するものとする。

(3) 衛生管理業務

(ア)設備機器の清掃（設置建屋内の清掃含む）

(イ)環境衛生

本業務の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持するよう努めるものとする。

4-5-3. 修繕業務の要求水準

(1)乙は、設備等の故障、不良、破損などが生じないよう予防保全に努めるとともに、突発的に設備等に故障、不良、破損などが生じた場合は、速やかに修繕等を実施し、その機能の回復を図るものとする（修繕には取替を含む）。

(2)乙は、農集施設の予防保全及び突発修繕に係る費用の合計として事業期間を通して【●】万円（税抜き）を計上するものとする。なお、乙は、予防保全及び突発修繕の実施に際し、事前に当該修繕の内容・費用を甲に提出し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該修繕実施後に、当該修繕の内容・費用を甲に提出するものとする。また、費用の積算に当たっては、契約締結後速やかに、甲と乙が協議の上、諸経費の算定方法を決定するものとする。

(3)乙は、修繕に係る費用を変更する必要があるときは、甲に変更の申し出を行うことができるものとし、甲は、変更の申し出を受けたときは、速やかに乙と協議するものとする。

(4)修繕に係る内容・費用等については、これを記録するものとし、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

4-5-4. 廃棄物管理業務の要求水準

(1) 廃棄物管理の水準

農集施設から発生する一般廃棄物の管理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、農集施設の運転に支障をきたすことなく、また、悪臭発生による周辺環境への影響がないよう適正に管理するものとする。

(2) 廃棄物管理の事務

廃棄物管理について乙が行う事務は、以下の事項とする。

(ア) 甲は、一般廃棄物運搬に係る契約及び管理を行うものとする。

(イ) 乙は、当該月度の廃棄物搬出量を確認し、甲に報告するものとする。甲はその報告を受け、運搬処分契約を締結する者に運搬費を支払うものとする。

(ウ) 事業期間において、乙が管理すべき廃棄物の量は【表4-9】を予定している。

【表4-9】乙が管理すべき廃棄物量

廃棄物名称	年度	運搬量
濃縮汚泥	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³

4-5-5. 文書管理業務の要求水準

(1) 農集施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管し、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管すること。また、必要な修正、追録、廃棄については、あらかじめ甲と協議し、承諾を得た上で行うものとする。

(2) 運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録し保管するとともに、甲の求めに応じて提出できるように備えるものとする。また、甲に提示又は提出する各報告書の作成と報告を行うものとする。

(3) 本業務の事業実施に係るデータは、これを記録するものとし、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

第5章 コンサルタント業務の要求水準

5-1. 基本事項

コンサルタント業務の要求水準は、コンサルタント業務を実施する上で乙が満たすべき最低限の要件であり、甲と乙の合意によりその効力を得るものである。また、具体的内容・手法等は乙の提案によるものとする。

5-2. 業務の基本的水準

(1) 一般事項

乙は、自らのノウハウを最大限活用して、コンサルタント業務を行い、甲の要求事項を満足すること。

(ア) 乙は、業務の実施に当り関連する法令等を遵守しなければならない。

(イ) 乙は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

(ウ) 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(エ) 乙は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

(2) 業務実施体制及び配置技術者

業務の実施に当たっては、上下水道事業の事業環境や本件施設の特質等を十分理解し、確実に業務を遂行できるよう十分な業務実施体制でこれに臨むものとする。

(ア) 乙は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置すること。また、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置するものとする。

(イ) 管理技術者は、総合技術監理部門（水道事業は上水道及び工業用水道、下水道事業は下水道）、または、上下水道部門（水道事業は上水道及び工業用水道、下水道事業は下水道）の技術士の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。

(ウ) 照査技術者は、業務の全般にわたり遺漏なき照査を行う者であり、総合技術監理部門（水道事業は上水道及び工業用水道、下水道事業は下水道）、または、上下水道部門（水道事業は上水道及び工業用水道、下水道事業は下水道）の技術士の資格を有する技術者であること。また、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。

(エ) 甲が承認した管理技術者といえども、業務の施行中に甲が不適當と判断した場合は、交代を求めることができるものとする。この場合、乙は直ちに必要な措置をとらなければならない。

(オ) 乙は、業務の実施にあたって担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に提出するものとする。

(3) 照査

(ア) 乙は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な整理を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、業務に誤りがないよう努めなければならない。

(イ) 乙は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験（技術士として3年以上）を有する照査技術者を配置するものとする。

(ウ) 乙は、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施するものとする。

- ① 基本方針・基本条件の確認内容の照査
- ② 資料収集・調査方法の適切性についての照査
- ③ 計画策定の方針及び手法の適切性についての照査
- ④ 計画策定内容の妥当性についての照査
- ⑤ 提出図書（成果物）の正確性、整合性についての照査

(4) 積算基準

(ア) 水道事業に係るコンサルタント業務の積算基準は、「設計等業務委託積算歩掛（案）（水道）」及び「水道事業実務必携」の当該業務委託の積算歩掛に準拠して積算を行うものとする。

(イ) 下水道事業に係るコンサルタント業務の積算基準は、「下水道用設計標準歩掛表」に準拠して積算を行うものとする。

(5) 提出書類等

(ア) 乙は、業務の着手及び完了に当って、【表5-1】の書類を提出するものとする。

【表 5-1】表 各業務に共通する提出書類

書類	提出期限	提出する書類の単位
着手届	業務着手前	業務ごと
工程表	業務着手前	業務ごと
管理技術者等届	業務着手前	業務ごと
職務分担表	業務着手前	業務ごと
業務計画書	業務着手後 速やかに	業務ごと
成果品の概要版	業務完了時	業務ごと
完了届	業務完了後 速やかに	業務ごと
納品書	業務完了後で成果品検査合格後	業務ごと
業務委託料請求書等	業務完了後で成果品検査合格後	業務ごと

(イ) 上記表のうち、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、甲と協議するものとする。なお、既に承認された事項を変更しようとするときは、その都度甲の承認を受けるものとする。

(6) 成果物の引き渡しと検査

乙は、当該業務ごとに定める成果物を甲に引き渡すものとする。

(ア) 乙は、業務完了時に成果物について甲の検査を受けるものとする。

(イ) 甲の検査において訂正を指示された箇所は、乙は直ちに訂正するものとする。

(ウ) 業務完了後において、明らかに乙の責めに伴う業務の契約不適合が発見された場合、乙は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(7) 打合せ、関係官公庁等との協議

(ア) 業務の実施に当って、乙は甲と密接な連絡を取り、連絡事項をつど記録し、打合せの際、

相互に確認しなければならない。

- (イ) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、乙と甲は打合せを行うものとし、管理技術者は必ず出席するものとする。
- (ウ) 乙は関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく甲に報告するものとする。
- (エ) 打合せ、協議には議事録をとり、内容を明確にして提出するものとする。
- (オ) 業務上で疑義が生じた場合は、甲と協議の上、これらの解決に努めるものとする。
- (8) 必要な証明書及び申請書の交付は、乙の申請によるものとする。
- (9) 参考図書、貸与資料および参考文献等の明記
- (ア) 上水道事業および下水道事業に係るコンサルタント業務は、本要求水準書別紙2【別表2-1】、【別表2-2】に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。
- (イ) 乙は、業務に必要な資料等を甲から借用する場合は、甲が別途定める借用書を提出するものとする。
- (ウ) 業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。
- (エ) 業務の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して甲に提出するものとする。

5-3. 事業期間を通じて甲が乙に委託する業務

事業期間を通じて甲が乙に委託する業務は、以下のとおりとする。また、委託する業務の補足事項については、別途示すものとするが、この補足事項は甲が乙に業務を委託するあたり、業務の範囲や条件等について事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、委託する業務の詳細を示すものではないことに留意すること。

よって、要求水準及び補足事項について記載なき事項であっても、甲が乙に委託する業務の範囲において、乙が業務履行上で必要な事項については、乙がこれを定め甲に提案するものとする。

(1) コンサルタント業務と実施予定時期

コンサルタント業務と実施予定時期は次のとおりとするが、実施時期については、乙の提案を受け、甲と乙の協議により設定するものとする。

(ア) 水道事業に関する業務

水道事業に関するコンサルタント業務は、【表5-2】に示す業務とする。

【表5-2】水道事業に関するコンサルタント業務

委託業務名		実施予定時期
①	水道事業ビジョン改定業務	令和●年度
②	水道事業経営戦略改定業務	令和●年度
③	配水ポンプ室耐震診断業務	令和●年度
④	配水ポンプ施設及び中央監視更新基本設計業務	令和●年度
⑤	中央監視設備更新詳細設計業務	令和●年度
⑥	配水施設耐震化更新詳細設計業務	令和●年度
⑦	第●次水道事業ビジョン策定業務	令和●年度
⑧	第●次水道事業経営戦略策定業務	令和●年度

⑨	第●次アセットマネジメント業務	令和●年度
---	-----------------	-------

(イ) 下水道事業に関する業務

下水道事業に関するコンサルタント業務は、【表 5-3】に示す業務とする。

【表 5-3】 下水道事業に関するコンサルタント業務

業務名		実施予定時期
①	下水道事業経営戦略改定業務	令和●年度
②	下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務	令和●年度
③	下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務	令和●年度
④	ストックマネジメント実施方針見直し業務	令和●年度
⑤	ストックマネジメント計画（第●回）策定業務	令和●年度
⑥	ストックマネジメント計画（第●回）策定業務	令和●年度
⑦	改築実施設計業務（第●回分）	令和●年度～令和●年度
⑧	改築工事施工監理業務（第●回分）	令和●年度～令和●年度
⑨	第●次下水道事業経営戦略策定業務	令和●年度
⑩	下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務	令和●年度
⑪	ストックマネジメント計画（第●回）策定業務	令和●年度
⑫	改築実施設計業務（第●回分）	令和●年度～令和●年度
⑬	改築工事施工監理業務（第●回分）	令和●年度～令和●年度

5-4. 水道事業のコンサルタント業務の要求水準

5-4-1. 水道事業ビジョン改定業務

(1) 業務概要

本業務は、平成●年度に策定した●市水道事業ビジョンの目標達成度や事業推進状況、事業の有効性等を確認し、ビジョンの改定（各業務指標（PI）を用いた業務分析や目標設定）を行うものである。

(ア) 業務対象

- ① 対象事業： ●市水道事業
(計画給水人口：●人、計画一日最大給水量：●m³/日)
- ② 計画期間： 令和●～●年度の10年間

(2) 業務内容

(ア) 水道事業の現状評価・課題

改定時における最新実績を反映するとともに、改定時点における現状評価や新たな課題を抽出し、ビジョンの改定に反映するものとする。

(イ) 推進する実現方策

当初策定時に設定していた実現方策の目標達成度や事業推進における課題、事業の有効性等を確認するとともに、各業務指標（PI）の目標値を変更する余地がある場合はそれを含めてビジョンの改定に反映するものとする。

(ウ) 検討の進め方とフォローアップ

計画期間中に掲げる各実現方策を着実に推進する体制を確認するとともに、次回のビジョン更新までのスケジュールをビジョンの改定に反映するものとする。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-4】に示すとおりとする。

【表 5-4】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	改定版水道事業ビジョン概要版	A4判、2部
②	改定版水道事業ビジョン報告書	A4判、2部 配布用冊子 50部
③	打合せ議事録	A4判、2部
④	その他関連資料	原稿一式
⑤	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第5章5-2(3)の照査に加えて、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 検討方法及びその内容に関する照査
- ③ 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- ④ 上位計画等との相互間における整合性に関する照査

5-4-2. 水道事業経営戦略改定業務

(1) 業務概要

本業務は、平成●年度に策定した●市水道事業経営戦略及びアセットマネジメントの内容と事業推進・財政状況を確認し、目標達成度や事業推進状況、事業の有効性等を確認し、経営戦略の改定（各経営指標（PI）を用いた業務分析や目標設定）を行うものである。

(ア) 業務対象

- ① 対象事業： ●市水道事業
(計画給水人口：●人、計画一日最大給水量：●m³)
- ② 計画期間： 令和●～●年度の10年間
(令和●～●年度実績の検証・評価、令和～●年度予測の見直し)

(2) 業務内容

本業務は、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）」、「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月 経営戦略策定・改定ガイドライン、経営戦略策定・改定マニュアルを含む）」に準拠して行うものとする。

(ア) 事業概要の整理

改定時における最新実績を反映するとともに、改定時点における現状評価や新たな課題を抽出し、経営戦略の改定に反映するものとする。

(イ) アセットマネジメント・フォローアップ

平成●年度に策定したアセットマネジメントの進捗状況を確認し、中期事業計画及び料金水準の妥当性検討のための最新実績を反映した財政シミュレーションを含めたフォローアップを行うものとする。

(ウ)投資・財政計画

アセットマネジメント・フォローアップに基づき、当初策定時の投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、財政計画に基づく目標値を変更する余地がある場合はそれを含めて経営戦略の改定に反映するものとする。

(エ)収支ギャップの解消・取組

① 実現可能な取組手法の整理

投資・財政計画において整理した経営課題と優先的取組事項に留意し、残りの計画期間で実現可能な取組手法について検討し整理する。

② 経営効率化及び健全化に向けた取組検討

経営の効率化及び健全化に向け、実現可能な取組を以下の手法より選定し、それぞれについて検討し整理する。

- ・組織、人材、定員に関する事項
- ・広域化や民間の資金、ノウハウの活用等の推進に関する事項
- ・企業環境の整備、資産の有効活用、情報通信技術の活用、新技術の活用等その他経営基盤強化に関する事項
- ・資金管理・調達に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・防災対策の充実、危機管理等の体制整備等その他重点事項

(オ)水道料金改定の検討

① 総括原価の算定

a) 料金算定期間の設定

・料金算定期間は、計画期間10年間（令和●～●年度）に対し、後期5ヵ年（令和～●年度）を基本とする。

b) 総括原価の算定

・投資試算における維持管理費の推計結果に基づき、料金算定期間における維持管理費を整理する。
・投資試算における減価償却費、企業債償還利子等の推計結果に基づき、料金算定期間における資本費を整理する。

c) 料金収入の算定

・現行供給単価及び有収水量（推計値）に基づき、料金算定期間における料金収入を算定する。

② 料金改定の検討

a) 料金収入の算定

・財源試算における料金算定の推計結果に基づき、料金算定期間における総括原価と料金

収入（推計値）のギャップを算定する。総括原価に対し料金収入（推計値）が不足する場合は、必要となる料金収入額を整理する。

b) 料金改定率の算定

- ・算定した必要料金収入と、料金算定期間の有収水量（推計値）より、目標とする1 m³当りの供給単価を算定する。
- ・現状の供給単価、目標とする供給単価より、料金回収率の目標値を達成するために必要となる料金改定率を算定する。
- ・全国の統計値、類似団体及び近隣団体の事例を調査し、設定した料金改定率の妥当性を検証する。妥当性に欠ける場合は目標値の見直し、段階的な料金改定等の対策を提案し、甲と協議の上、料金改定率を決定する。

(カ) 経営戦略の改定

① 経営戦略の検証・評価

a) 検証・評価

- ・「●市水道事業経営戦略（平成●年●月策定）」の令和●～●年度実績について同経営戦略で設定した財政計画に基づく目標値に関する達成状況の検証・評価を行う。
- ・目標が未達成の項目については、目標値に対する乖離要因分析を行い、原因（目標値の妥当性、不測の外的要因（当初考慮していない新規事業の追加や突発修繕の増加等））を明確にする。

b) 課題の抽出・施策の見直し

- ・検証・評価の結果に基づき、改定対象期間（令和●～●年度）の水道事業経営の課題を抽出し、施策の見直しを行うとともに、残り期間の目標値の再検討・再設定を行うものとする。

② 住民・議会への説明・公開に関する支援

a) 住民・議会等の説明資料の作成支援

事業経営に係る意識について市民と共有するため、必要な資料作成等を支援する。

- ・経営戦略改定の状況について、報告会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成及び開催支援を行う。
- ・庁内の意思決定機関への説明会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成等開催支援を行う。

③ 経営戦略の改定

検討結果をとりまとめ、現行の水道事業経営戦略のデータを甲より受領し、「改定版●市水道事業経営戦略」を作成する。また、総務省の経営戦略ひな形様式に準拠して改定版経営戦略報告書を作成する。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-5】に示すとおりとする。

【表 5-5】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	改定版経営戦略概要版	A4判、2部
②	改定版経営戦略報告書	A4判、2部 配布用冊子 50部
③	改定版アセットマネジメント報告書	A4判、2部
④	打合せ議事録	A4判、2部
⑤	その他関連資料	原稿一式
⑥	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第5章5-2(3)の照査に加えて、業務全般にわたり以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 基本条件の確認内容について
- ② 業務計画（計画方針及び検討手法）の妥当性
- ③ 必要なリスト・検討書・計画書の整理状況
- ④ 計画期間、収支均衡の考え方
- ⑤ 投資及び財源の将来予測と収支ギャップの解消の考え方
- ⑥ 実現可能な方策（広域連携、民間活用、組織・人材 等）
- ⑦ 経営戦略の公開

5-4-3. 配水ポンプ室耐震診断業務

(1) 業務概要

本業務は、昭和●年に供用開始した配水ポンプ場の耐震化を進めるにあたり、既存施設の劣化状態を把握し、健全度の詳細調査を実施するものである。

(ア)業務対象

- ① 施設名称： 配水ポンプ場
- ② 所在地： ●市●丁目●番地の● 地内
- ③ 竣工年： 昭和●年
- ④ 施設概要： RC造 直接基礎形式 ●m×●m×H●m 平屋建て

(2) 業務内容

(ア)既存資料収集・整理

対象施設の耐震性能を評価するため、竣工図や維持管理資料、地盤特性資料などの既存資料をあらかじめ収集整理する。なお、資料収集・整理にあたっては、関係官公庁等において将来計画も含め十分な調査を実施するものとする。

- ① 貸与する資料は、以下の通りである。
 - a) 水道施設関連資料（竣工図、構造計算書、被災履歴）
 - b) 水道施設整備計画関連資料

- ② その他、収集する主な資料は以下の通りである。
 - a) 防災関連資料（地域防災計画、活断層図、液状化マップ、震度分布図）
 - b) 地盤関連資料（地形図、土質データ）

(イ) 現状調査

対象施設の現状をより正確に把握するため、現地調査を実施する。

現地調査の実施に当たっては、施設の運転管理に支障が生じないよう調査計画書を作成し、監督職員の承認を得るものとする。また、現地調査で得られた結果は適切に評価し、診断に反映させるものとする。

現状調査では、以下の項目について確認、記録するものとする。

① はつり調査

はつり調査は2箇所とし、はつり箇所については監督職員と協議して決定するものとする。また、はつり後の復旧も適切に行う。

調査項目は以下の通りである。

- a) 鉄筋の腐食状況
- b) 鉄筋径
- c) かぶり深さ
- d) 中性化深さ

② コア採取による物性試験

コア採取本数は2本とし、採取箇所については監督職員と協議して決定するものとする。また、採取後の復旧も適切に行う。

調査項目は以下の通りである。

- a) コンクリート強度（圧縮強度試験、静弾性係数測定）
- b) 中性化に関わる調査

- ③ その他、必要と思われる調査がある場合には、監督職員と協議し、指示を受けて決定するものとする。

(ウ) 地盤の検討

既存の地質調査資料をもとに、土質定数の設定及び地盤の振動特性の確認を行う。また、液状化や側方流動などの発生が懸念される地盤・地形においては、その判定を行う。

(エ) 耐震診断

耐震性能の照査及び施設の老朽化度も含めて、施設の耐震性能を総合的に評価する。耐震性能が満足されない場合には、耐震対策案検討に向けて、補強すべき部位及び補強内容を抽出し、整理する。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-6】に示すとおりとする。

【表 5-6】 提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	劣化調査報告書（概要版）	A4判、2部
②	劣化調査報告書	A4判、2部
③	耐震診断報告書（概要版）	A4判、2部
④	耐震診断報告書	A4判、2部
⑤	打合せ議事録	A4判、2部
⑥	その他関連資料	原稿一式
⑦	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第5章5-2(3)の照査に加えて、設計全般にわたり正常時・異常時における配水機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- ② 各種計算書の適切性に関する照査
- ③ 各種設計図の適切性に関する照査
- ④ 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

5-4-4. 配水施設及び中央監視更新基本設計業務

(1) 業務概要

本業務は、配水ポンプ室及び中央監視設備の耐震化並びに更新を進めるにあたり、耐震化または更新の実施方針、整備計画、施工計画等を検討し、詳細設計に必要な基本設計を取りまとめるものである。

(ア) 業務対象

- ① 施設名称 配水ポンプ室、中央監視設備
- ② 所在地 ●市●丁目●番地の● 地内
- ③ 竣工年 配水ポンプ室：昭和●年、中央監視設備：平成●年
- ④ 施設概要 計画一日最大給水量：●m³/日、時間係数：●
配水ポンプ場：RC造、直接基礎形式、●m×●m×H●m、平屋建て
中央監視設備：既設TMによる伝送

(2) 業務内容

(ア) 既存資料収集・整理

対象施設の既存状況を把握するため、竣工図や維持管理資料、運転状況資料などの既存資料をあらかじめ収集整理する。なお、資料収集・整理にあたっては、関係官公庁等において将来計画も含め十分な調査を実施するものとする。

- ① 貸与する資料は以下の通りである。
 - a) 水道施設関連資料（竣工図、構造計算書、被災履歴）
 - b) 水道施設整備計画関連資料
 - c) 施設運転状況資料
 - d) 施設フロー資料
 - e) その他関係資料

(イ) 配水ポンプ室基本設計

- ① 基本条件の確認
水道事業計画及び5-4-3で実施する配水ポンプ室耐震診断結果に基づく配水量、圧力、水位、位置、環境条件、既存施設、詳細設計に向けての必要調査、検討事項等の基本諸元の確認及び整理を行う。
- ② 維持管理方法の検討
流量、水位、圧力等の監視・制御方法、常時、異常時、清掃時、将来計画を含めた運用方法、維持管理に係る施設形態に比較検討を含めた各種検討を行う。
- ③ 配置計画検討
敷地条件、維持管理方法に基づく必要施設、構造形式等を考慮した、ポンプ施設配置計画を作成し、検討する。
- ④ 施設計画
全体配置、主要施設、施設フロー等の概略施設設計を行う。また、各システムで汎用性、互換性の高い設備導入を検討する。
- ⑤ 水位関係の検討
計画地盤高、流入出管レベル、配水圧力との関係、非常時を考慮した水運用に伴う関連施設（配水地等）との関係について、水位関係の検討を行う。
- ⑥ 施工方法の検討
機器、盤類等の搬出入計画、運用しながらの切り替え計画、必要に応じた仮設検討等の施工方法を検討し、段階的整備計画を立案する。
- ⑦ 基本設計図書作成
概算工事費を算出するとともに、基本設計図書を作成する。

(ウ) 中央監視設備基本設計

- ① 基本条件の確認
水道事業計画に基づく配水量、圧力、水位、位置、環境条件、既存施設、詳細設計に向けての必要調査、検討事項等の基本諸元の確認及び整理を行う。
- ② 維持管理方法の検討
維持管理体制、施設状況を踏まえ、管理項目、管理内容、管理制御方式、伝送方法等を検討する。
- ③ 配置計画の検討
経済性、工事及び維持管理の難易度、将来の拡張性、環境条件等を考慮し、各施設の配置計画、場内各種主配管、主配線ルートを検討する。

④ 施設計画

形式、機種等、維持管理の容易さ、経済性、機能等で比較検討する。

⑤ 施工方法の検討

運用しながらの切り替えとなるため、運転状況管理への影響が極力小さくなる施工方法を検討する。

⑥ 基本設計図書作成

概算工事費を算出するとともに、基本設計図書を作成する。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-7】に示すとおりとする。

【表 5-7】提出図書（成果物）

	図書名	形状寸法・提出部数
①	基本設計図面（A 3 縮小版）	A 4 判、2 部
②	基本設計報告書（概要版）	A 4 判、2 部
③	基本設計報告書	A 4 判、2 部
④	打合せ議事録	A 4 判、2 部
⑤	その他関連資料	原稿一式
⑥	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第 5 章 5 - 2 (3) の照査に加えて、設計全般にわたり正常時・異常時における配水機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- ② 各種計算書の適切性に関する照査
- ③ 各種設計図の適切性に関する照査
- ④ 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

5 - 4 - 5. 中央監視設備更新詳細設計業務

(1) 業務概要

本業務は、中央監視更新基本設計図書に基づき、平成 20 年に供用開始した中央監視設備の更新に向けた詳細設計を行い、工事に必要な計画書、設計図面、各種計算書、設計書等を作成するものである。

(ア) 施設名称 中央監視設備

(イ) 所在地 ●市●丁目●番地の● 地内

(ウ) 竣工年 平成●年

(エ) 施設概要 計画一日最大給水量：●m³/日、時間係数：●
中央監視設備更新：一式

(2) 業務内容

(ア) 設計計画

詳細設計業務を進めるにあたり、耐震診断結果及び基本設計図書を参考に、設計対象施設に関する詳細設計の内容について確認を行う。また、設計対象施設の基本方針に対する検討事項をまとめ、設計方針を立案し確認を行う。

(イ) 計算書等作成

設備容量（機能）計算書、運転操作概要書等、必要となる計算書を作成する。

(ウ) 詳細設計図作成

一般平面図、単線結線図、主要機器配置図、主要機器外形図、主要配線、配管系統図、概略説明図（フローシート又はフロー概念図、全体システム構成図、等）、配線、配管布設図、接地系統図、その他必要な図面

(エ) 数量計算書等作成

次に示す数量計算書等に関する書類を作成する。

- ① 数量計算書
- ② 工事設計書（金抜設計書）
- ③ 工事特記仕様書
- ④ 積算資料
- ⑤ 工期算定計算書
- ⑥ 見積依頼書

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-8】に示すとおりとする。

【表 5-8】 提出図書（成果物）

	図書名	形状寸法・提出部数
①	詳細設計図面（A 3 縮小版）	A 4 判、2 部
②	報告書（概要版）	A 4 判、2 部
③	報告書	A 4 判、2 部
④	計算書	A 4 判、2 部
⑤	工事設計書（金抜設計書）	A 4 判、2 部
⑥	数量計算書	A 4 判、2 部
⑦	工事特記仕様書	A 4 判、2 部
⑧	工期算定計算書	A 4 判、2 部
⑨	見積依頼書	A 4 判、2 部
⑩	打合せ議事録	A 4 判、2 部
⑪	その他関連資料	原稿一式
⑫	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第 5 章 5 - 2 (3) の照査に加えて、設計全般にわたり正常時・異常時における配

水機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- ② 各種計算書の適切性に関する照査
- ③ 各種設計図の適切性に関する照査
- ④ 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

5-4-6. 配水施設耐震化更新詳細設計業務

(1) 業務概要

本業務は、配水施設及び中央監視更新基本設計図書、配水ポンプ室耐震診断結果に基づき、昭和●年に供用開始した配水ポンプ室の耐震化、配水ポンプ設備の更新に向けた詳細設計を行い、工事に必要な計画書、設計図面、各種計算書、設計書等を作成するものである。

(ア)施設名称 配水ポンプ施設

(イ)所在地 ●市●丁目●番地の● 地内

(ウ)竣工年 昭和●年

(エ)施設概要 計画一日最大給水量：●m³/日、時間係数：●

配水ポンプ室：RC造、直接基礎形式、●m×●m×H●m、平屋建て

配水ポンプ設備（機械・電気計装）更新（場内配管切替含む）：一式

配水ポンプ室耐震補強：一式

(2) 業務内容

(ア)配水ポンプ施設更新詳細設計

① 設計計画

詳細設計業務を進めるにあたり、基本設計図書を参考に、設計対象施設に関する詳細設計の内容について確認を行う。また、設計対象施設の基本方針に対する検討事項をまとめ、設計方針を立案し確認を行う。

② 計算書等作成

主要機器の容量（機能）計算書、負荷計算書等、必要となる計算書を作成する。

③ 詳細設計図作成

一般平面図、単線結線図、主要機器配置図、主要機器外形図、主要配線、配管系統図、概略説明図（フローシート又はフロー概念図、全体システム構成図、等）、配線、配管布設図、接地系統図、その他必要な図面を作成する。

④ 数量計算書等作成

次に示す数量計算書等に関する書類を作成する。

- a) 数量計算書
- b) 工事設計書（金抜設計書）
- c) 工事特記仕様書
- d) 積算資料
- e) 工期算定計算書

- f) 見積依頼書
- (イ) 配水ポンプ室耐震補強設計

- ① 補強構造計算
 - 補強詳細計画の基づき、建屋の建築耐震構造計算を実施する。
- ② 補強図面作成
 - 平面図、断面図、立面図、補強部分詳細図等、必要な図面の作成を行う。
- ③ 数量計算書等作成
 - 次に示す数量計算書等に関する書類を作成する。
 - a) 数量計算書
 - b) 工事設計書（金抜設計書）
 - c) 工事特記仕様書
 - d) 積算資料
 - e) 工期算定計算書
 - f) 見積依頼書

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-9】に示すとおりとする。

【表 5-9】 提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	詳細設計図面（A 3 縮小版）	A4 判、2 部
②	報告書（概要版）	A4 判、2 部
③	報告書	A4 判、2 部
④	計算書	A4 判、2 部
⑤	工事設計書（金抜設計書）	A4 判、2 部
⑥	数量計算書	A4 判、2 部
⑦	工事特記仕様書	A4 判、2 部
⑧	工期算定計算書	A4 判、2 部
⑨	見積依頼書	A4 判、2 部
⑩	打合せ議事録	A 4 判、2 部
⑪	その他関連資料	原稿一式
⑫	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第 5 章 5 - 2 (3) の照査に加えて、設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- ② 各種計算書の適切性に関する照査
- ③ 各種設計図の適切性に関する照査

④ 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

5-4-7. 第●次水道事業ビジョン策定業務

(1) 業務概要

本業務は、平成●年度に策定した●市水道事業ビジョンの更新を行うものであり、本業務で実施する水道事業ビジョン改定業務（令和●年度）を反映した上で、新たに計画期間を設定し、水道事業ビジョンの策定を行うものである。

(ア)業務対象

① 対象事業： ●市水道事業

(計画給水人口：●人、計画一日最大給水量：●m³/日)

② 計画期間： 令和●～●年度の10年間

(2) 業務内容

(ア)水道事業の現状評価・課題

- ① 地域行政の実情や水道事業の沿革等の基本事項を整理し、周辺市町との関係性も踏まえた現況を整理するものとする。
- ② 市水道事業の歴史、沿革を踏まえて、定量的分析も加えつつ現状評価を行い、地域で信頼されるための「安全」で「強靱」な水道の「持続」に向けた現状における課題を明確化するものとする。
- ③ 定量的分析には、「水道事業ガイドライン JWWA Q100:2016」に基づく業務指標（PI）も活用するものとする。

(イ)将来の事業環境

本市水道事業における現状の評価と課題を踏まえ、以下の項目について将来の事業環境を予測し、将来像を設定するものとする。

① 外部環境

a) 人口減少

市総合計画や人口ビジョン、人口問題研究所の最新報告書等を踏まえ、現実を直視しつつ今後の水需要予測を含めて事業環境を整理する。

b) 施設の効率性低下

将来の水需要は、人口と同様に減少傾向を示すと考えられる。今後の施設更新等に当たって、これまでと同様の施設形態・配置でよいかどうか、事業環境を踏まえた方向性を示す。

c) 水源環境

水道用水供給事業からの受水環境を踏まえ、本市水道事業における水源環境を踏まえた適切な対策を実施することの必要性を示す。

② 内部環境

a) 施設の老朽化

将来に向けて、本市水道事業における施設の老朽化の動向や必要となる施設整備等を整理し、計画的な施設整備に関する見通しを示す。

b) 資金の確保

水道事業の経営を維持していくための資金となる将来の料金収入の動向を整理した上で、財政基盤の見通しを示す。

c) 職員の執行体制

本市水道事業の組織体制、職員数確保の観点から、組織体制維持のための将来の見通しを示す。

(ウ) 推進する実現方策

厚生労働省が公表している新水道ビジョンに示す「重点的な実現方策」を参考にしつつ、当該水道事業において推進すべき方策を取り上げるとともに、当該水道事業において、取り組むことが適切であると判断される内容を採用して具体的方策を検討し、記載するものとする。

① 戦略的アプローチによる方策推進

方策の推進にあたっては、「持続」「安全」「強靱」のそれぞれについて、課題解決のための基本的な取り組みとして、市水道事業アセットマネジメントを考慮するとともに、耐震化計画の改定を視野に入れ、水道事業における体制強化を図るものとする。

② 連携と挑戦の姿勢

a) 連携

近隣水道事業との広域連携や官民連携は、課題解決の方策の選択肢となることから、これらを視野に入れつつ、人材の確保や施設の効率的な配置、経営の効率化など、事業の運営基盤をどのように強化していくか、検討するものとする。

b) 挑戦

持続可能な水道サービスを確保するため、積極的な挑戦の姿勢で連携体制の構築を、ビジョンに示すことが必要であり、近隣水道事業者や水道用水供給事業者との連携状況、今後の可能性について、検討するものとする。

(エ) 検討の進め方とフォローアップ

① 検討の手法

検討会や審議会等の設置を検討するとともに、パブリック・コメント等の活用を通じて広く意見を聴取・反映するものとする。

② フォローアップ

以下について、フォローアップする。

a) 水道事業ビジョンに掲げる実現方策等を、着実に推進する体制を構築する。

b) 目標の達成状況、実現方策の実施状況について、定期的に評価し、関係者の意見を聴取しつつ、必要に応じて改定するための取り組みを検討する。

(オ) 水道事業ビジョン報告書作成

検討結果をとりまとめ、経営戦略策定を含めた水道事業ビジョン報告書を作成する。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-10】に示すとおりとする。

【表 5-10】 提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	水道事業ビジョン概要版	A4判、2部
②	水道事業ビジョン報告書	A4判、2部、配布用冊子50部
③	打合せ議事録	A4判、2部
④	その他関連資料	原稿一式
⑤	上記図書の電子成果品	CD-R又はDVD-R、2枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第5章5-2(3)の照査に加えて、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 検討方法及びその内容に関する照査
- ③ 計画の妥当性(方針、設定条件等)の照査
- ④ 上位計画等との相互間における整合性に関する照査

5-4-8. 第●次水道事業経営戦略策定業務

(1) 業務概要

本業務は、平成●年度に策定した●市水道事業経営戦略の更新を行うものであり、本業務で実施する水道事業経営戦略改定業務(令和●年度)を反映した上で、新たに計画期間を設定し、第●次水道事業経営戦略の策定を行うものである。

(ア) 業務対象

- ① 対象事業： ●市水道事業
(計画給水人口：●人、計画一日最大給水量：●m³/日)
- ② 計画期間： 令和●～●年度の10年間
(令和●年度から40年間の将来見通しを行った上での10年間とする。)

(2) 業務内容

本業務は、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月)」、「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月 経営戦略策定・改定ガイドライン、経営戦略策定・改定マニュアルを含む)」に準拠して行うものとする。

(ア) 基礎調査

- ① 資料収集・整理
 - a) 現状の整備状況と関連計画の策定状況の把握
 - ・総合計画、公共施設等総合管理計画、水道事業の既存計画(水道事業ビジョン、アセットマネジメント計画等)の進捗状況を整理する。
 - ・現状把握・分析に当たっては、経営及び施設の状況を表す経営指標を取りまとめた「経営比較分析表」を活用するとともに、組織体制、給水人口の推移、施設効率、民間活力の利用状況及び資産活用状況についても資料収集し、整理する。
 - ・他都市の経営戦略や本市水道事業の経営及び財務状況について、過年度トレンド、経営

規模の類似する団体（以下「類似団体」という。）及び近隣団体と比較し、現状を的確に把握する。

- ・水道台帳データ及び固定資産台帳データに登録されている情報等により、水道施設の現状について整理する。

② 基本事項の検討

a) 基本事項の確認及び計画条件の設定

- ・資料収集・整理の結果をもとに、経営戦略策定に必要な事業の特性、普及状況、老朽化状況、経営状況等の基本事項を確認する。
- ・基本事項の検討方針の確定及び対象事業・対象期間、スケジュールを設定する。
- ・経営戦略の計画条件の設定において、水道事業の各種計画（水道事業ビジョン、アセットマネジメント計画等）の修正や今後の策定について、情報共有を行い、関連性についても留意する。

(イ) 投資・財政計画の策定

① 投資試算

a) 水道事業の現状、水道施設の現状分析

- ・本市の人口増減等の社会構造の変化や給水状況など、事業に与える影響を分析する。
- ・内部環境（組織体制、人材、定員等）の把握、評価及び分析を行う。
- ・外部環境の把握、評価及び分析を行う。
- ・経営指標等を活用して類似団体との経営状況の比較及び特徴を分析する。
- ・水道施設の規模、能力、劣化の状況、使用可能年数等を分析する。
- ・投資・財政計画と実際の進捗状況について分析し、課題を検証した上で評価する。
- ・投資試算においては、過年度の評価結果を十分に反映して策定するものとする。

b) 将来の需要予測の整理

- ・基礎調査をもとに、水道施設の将来像を把握するとともに、各種計画間の確認や政策、施策及び実施時期等に留意し、新規投資需要及び更新投資需要について整理を行う。
- ・投資試算期間については、今後40年間の中長期の将来見通しを行った上で、10年間（令和●～●年度）に設定する。

c) 目標設定

- ・将来の需要予測や、経営状況の将来見通し及び財源の制約等を踏まえて、将来にわたり事業、サービスの提供を安定的に維持するために必要な施設・設備に対する投資を、適切に見込んだ上での目標値（金額、政策等の実施状況を評価するための指標等）及び達成期限を設定する。
- ・新規投資のありかたについて、事業規模により合理的な手法を検討し整理する。「優先順位」や「過剰投資及び重複投資」について合理的な投資計画となるように留意する。
- ・更新投資においては、「長寿命化対策によるライフサイクルコストの最小化」、「優先順位や重要性の設定」、「既存施設の性能の合理化（スペックダウン）」、「既存施設の廃止・統合（ダウンサイジング）」等の、事業を合理化するための手法を検討し整理する。

- d) 将来事業費の整理（投資額の合理化検討・投資試算の取りまとめ）
 - ・将来事業費の整理では、優先順位付けや平準化等により、合理的な投資計画となるように整理する。
- ② 財源試算（財政収支予測）
 - a) 現状の財務分析
 - ・基礎調査結果により、類似団体及び近隣団体の経営戦略と比較し、財務状況を分析する。既存計画資料の推計値や、比率分析及び時系列分析等を活用し分析する。
 - b) 予測シナリオの設定
 - ・投資試算に基づく財政負担増加額を把握し、資金、収益及び費用等の将来推移を考慮し設定する。企業債の借入についても検討する。
 - ・水道料金については、人口推計や投資試算を踏まえて設定する。
 - ・総務省の一般会計繰出基準（以下「繰出基準」という。）を考慮し設定する。
 - ・一般会計繰入金については、基準内繰出を前提とするが、一般会計の財政状況により、繰出基準ベースの繰入が行われないケースも想定する。
 - c) 将来の財政収支予測
 - ・投資試算や予測シナリオ（水需要予測、起債充当率、内部留保資金等）を複数設定し、将来の財政収支予測を行う。
 - ・財政収支予測の期間については、水道施設の維持管理及び更新需要を踏まえ、投資試算期間と併せて、今後40年間の中長期の将来見通しを行った上で、10年間（令和●～●年度）とする。
- ③ 投資・財政計画の策定
 - a) 投資・財政計画の内容・まとめ
 - ・計画期間は、今後40年間の中長期の将来見通しを行った上で、10年間（令和●～●年度）とする。
 - ・財源制約による投資試算との調整を図り、収入と支出が均衡するよう調整した「投資・財政計画」を策定する。
 - ・総務省で整理されている水道事業経営指標等を活用し、人・モノ・カネの視点により、財務状況を把握するための指標値を設定する。企業債残高水準の検討を行い、企業債関連重要指標について目標を設定する。将来の更新需要等に対応するため、補填財源残高（資金残高）の水準についても目標を設定する。
 - ・投資の合理化や投資以外の経費の効率化等に取り組むことで、汚水処理原価がどの程度引き下げられたか、対策による結果が目に見える形で整理する。
 - ・投資試算や財政収支の予測を踏まえ、将来にわたる経営課題と優先的取組事項について整理する。
 - ・財政収支予測により、料金改定の必要性の有無に加え、広域的な連携や民間活用等の抜本的な改革が必要性について、大きな方向性を見極める。
- (ウ) 収支ギャップの解消・取組

① 実現可能な取組手法の整理

- a) 投資・財政計画において整理した、経営課題と優先的取組事項に留意し、概ね10年間で実現可能な取組手法について検討し整理する。
- b) 必要な意思決定までに長時間を要することから、収支が均衡した「投資・財政計画」が短期間で策定できないと判断される場合は、少なくとも「収支ギャップ」の解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールを記載した経営計画を策定し、収支改善を図っていくものとする。

② 経営効率化及び健全化に向けた取組検討

経営の効率化及び健全化に向け、実現可能な取組を以下の手法より選定し、それぞれについて検討し整理する。

- ・組織、人材、定員に関する事項
- ・広域化や民間の資金、ノウハウの活用等の推進に関する事項
- ・企業環境の整備、資産の有効活用、情報通信技術の活用、新技術の活用等その他経営基盤強化に関する事項
- ・資金管理・調達に関する事項
- ・資金不足比率に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・防災対策の充実、危機管理等の体制整備等その他重点事項

(エ) 水道料金改定の検討

① 総括原価の算定

- a) 料金算定期間の設定
 - ・料金算定期間は、計画期間10年間（令和●～●年度）に対し、前期5ヵ年（令和●～●年度）、後期5ヵ年（令和●～●年度）を基本とする。
- b) 総括原価の算定
 - ・投資試算における維持管理費の推計結果に基づき、料金算定期間における維持管理費を整理する。
 - ・投資試算における減価償却費、企業債償還利子等の推計結果に基づき、料金算定期間における資本費を整理する。
- c) 料金収入の算定
 - ・現行料金単価及び有収水量（推計値）に基づき、料金算定期間における料金収入を算定する。

② 料金改定の検討

- a) 料金収入の算定
 - ・財源試算における料金算定の推計結果に基づき、料金算定期間における総括原価と料金収入（推計値）のギャップを算定する。総括原価に対し料金収入（推計値）が不足する場合は、必要となる料金収入額を整理する。
- b) 料金改定率の算定

- ・算定した必要料金収入と、料金算定期間の有収水量（推計値）より、目標とする1 m³当りの供給単価を算定する。
- ・現状の供給単価、目標とする供給単価より、料金回収率の目標値を達成するために必要となる料金改定率を算定する。
- ・全国の統計値、類似団体及び近隣団体の事例を調査し、設定した料金改定率の妥当性を検証する。妥当性に欠ける場合は目標値の見直し、段階的な料金改定等の対策を提案し、甲と協議の上、料金改定率を決定する。

(オ) 経営戦略の策定

① 経営戦略の事後検証方法の検討

a) アウトプット、アウトカム指標の検討

- ・経営戦略の取組等について検証し、3～5年ごとの見直し(ローリング)を行い、進捗管理や見直し等に反映させるといふ、PDCAのマネジメントサイクルを導入するため、政策及び施策ごとに実現性を踏まえたアウトプット指標、アウトカム指標の設定を検討する。
- ・政策及び施策ごとのアウトプット指標及びアウトカム指標の数値については、過去5年間についても整理する。

b) 評価方法の検討

- ・アウトプット指標及びアウトカム指標の検討を踏まえ、投資・財政計画期間における各年度の将来目標値を設定する。
- ・経営戦略に基づく取組状況が一目で分かるように目標に応じた政策、施策、アウトプット指標及びアウトカム指標の目標値等を一覧表（体系図）の形で取りまとめる。

c) 事後検証（モニタリング）方法等の検討

- ・経営戦略では、毎年度進捗管理を行うとともに3年から5年に一度見直しを行う必要があることから、経営戦略策定後の達成度を評価する仕組み、予算編成等への反映方法、事後検証及び更新事務の効果的手法について検討する。
- ・複数の指標を組み合わせることにより、経営の現状、課題等を的確かつ簡明に把握するための方法についても検討する。
- ・過去の値との経年比較や類似団体との比較により、経営の現状、課題等の相対的な認識及び評価や将来像の把握など、甲の認識を簡便に行うことができるものとする。

② 住民・議会への説明・公開に関する支援

a) 住民・議会等の説明資料の作成支援

- ・事業経営に係る意識について市民と共有するため、必要な資料作成等を支援する。
- ・経営戦略策定の状況について、報告会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成及び開催支援を行うこと。
- ・庁内の意思決定機関への説明会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成等開催支援を行うこと。
- ・アウトプット・アウトカム指標の算定（算出過程）等について、議会及び住民等へ公開

するための、ホームページや広報掲載等の雛形を作成する。

③ 経営戦略の検証・評価

a) 検証・評価

- ・「●市水道事業経営戦略（平成●年●月策定、令和●年度改定版）」の令和●～●年度実績について、同経営戦略で設定した財政計画に基づく目標値に関する達成状況の検証・評価を行う。
- ・目標が未達成の項目については、目標値に対する乖離要因分析を行い原因（目標値の妥当性、不測の外的要因（当初考慮していない新規事業の追加や突発修繕の増加等））を明確にするものとする。

b) 課題の抽出・施策の策定

- ・検証・評価の結果に基づき、対象期間（令和●～●年度）の水道事業経営の課題を抽出し、施策の策定を行う。

④ 経営戦略の策定

a) 様式の検討

- ・総務省が取りまとめた「経営戦略策定・改定マニュアル」の雛形様式、他都市の経営戦略（経営計画を含む。）の目次体系や記載内容等の策定事例の整理、経営戦略の実施状況等を検証し把握する方法の検討を踏まえ、本市経営戦略における様式及び記載事項を整理する。

b) 経営戦略の策定

- ・様式の検討結果をもとに、「第●次●市水道事業経営戦略（仮称）」として、市民及び議会等へ公表を前提に、簡潔かつ明瞭で、図表及びイラストを使用し分かりやすく取りまとめる。

（3）提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-11】に示すとおりとする。

【表 5-11】提出図書（成果物）

	図書名	形状寸法・提出部数
①	水道事業経営戦略概要版	A 4 判、2 部
②	水道事業経営戦略報告書	A 4 判、2 部、配布用冊子 50 部
③	打合せ議事録	A 4 判、2 部
④	その他関連資料	原稿一式
⑤	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

（4）照査事項

（ア）乙は、第 5 章 5 - 2 （3）の照査に加えて、業務全般にわたり以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

① 基本条件の確認内容について

- d) 資産の健全度（構造物及び設備、管路）の算定（更新需要の妥当性確認）
- ② 財政収支見通し（更新財源確保）の検討
 - a) 財政収支算定の条件設定
 - b) 年次別事業費、財源計画の設定（確定している事業を含む）
 - c) 財政収支の算定、財源確保方策の検討見通し（料金据置ケース、財源確保ケース）の検討
 - d) 財政収支の妥当性確認

(ウ) 妥当性の確認・改善方策検討

- ① 妥当性の確認と検討結果のとりまとめ
妥当性の確認、検討結果のとりまとめ、検討結果の評価
- ② マクロマネジメントのレベルアップに向けた改善方策の検討
検討手法のレベルアップに向けた改善方策の検討

(エ) アセットマネジメント手法の検討報告書のとりまとめ

検討結果をとりまとめて検討報告書を作成する。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-12】に示すとおりとする。

【表 5-12】 提出図書（成果物）

	図書名	形状寸法・提出部数
①	アセットマネジメント報告書概要版	A4判、2部
②	アセットマネジメント報告書	A4判、10部
③	打合せ議事録	A4判、2部
④	その他関連資料	原稿一式
⑤	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第5章5-2(3)の照査に加えて、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 検討方法及びその内容に関する照査
- ③ 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- ④ 上位計画等との相互間における整合性に関する照査

5-5. 下水道事業のコンサルタント業務の要求水準

5-5-1. 下水道事業経営戦略改定業務

(1) 業務概要

本業務は、平成●年度に策定した●市公共下水道事業経営戦略の内容と事業推進・財政状況を確認し、目標達成度や事業推進状況、事業の有効性等を確認し、経営戦略の改定（各経営指標（PI）を用いた業務分析や目標設定）を行うものである。

(ア) 業務対象

① 対象事業： 公共下水道事業

（下水道計画人口：●人、計画一日最大処理水量：●m³）

② 対象期間： 令和●～●年度の10年間

（令和●～●年度実績の検証・評価、令和●～●年度予測の見直し）

(2) 業務内容

本業務は、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）」、「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月 経営戦略策定・改定ガイドライン、経営戦略策定・改定マニュアルを含む）」に準拠して行うものとする。

(ア) 事業概要の整理

改定時における最新実績を反映するとともに、改定時点における現状評価や新たな課題を抽出し、経営戦略の改定に反映するものとする。

(イ) フォローアップ

平成●年度に策定した経営戦略の進捗状況及び本業務で実施するストックマネジメント計画（第●回）を反映した上で、中期事業計画及び使用料水準の妥当性検討のための最新実績を反映した財政シミュレーションを含めたフォローアップを行うものとする。

(ウ) 投資・財政計画

フォローアップに基づき、当初策定時の投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、財政計画に基づく目標値を変更する余地がある場合はそれを含めて経営戦略の改定に反映するものとする。

(エ) 収支ギャップの解消・取組

① 実現可能な取組手法の整理

投資・財政計画において整理した経営課題と優先的取組事項に留意し、残りの計画期間で実現可能な取組手法について検討し整理する。

② 経営効率化及び健全化に向けた取組検討

経営の効率化及び健全化に向け、実現可能な取組を以下の手法より選定し、それぞれについて検討し整理する。

- ・組織、人材、定員に関する事項
- ・広域化や民間の資金、ノウハウの活用等の推進に関する事項
- ・企業環境の整備、資産の有効活用、情報通信技術の活用、新技術の活用等その他経営基盤強化に関する事項
- ・資金管理・調達に関する事項

- ・情報公開に関する事項
- ・防災対策の充実、危機管理等の体制整備等その他重点事項

(オ) 下水道使用料改定の検討

① 使用料対象経費の算定

a) 使用料検討期間の設定

- ・使用料検討期間は、計画期間10年間（令和●～●年度）に対し、後期5ヵ年（令和●～●年度）を基本とする。

b) 汚水処理原価の算定

- ・投資試算における維持管理費の推計結果に基づき、使用料検討期間における維持管理費を整理する。
- ・投資試算における減価償却費、企業債償還利子等の推計結果に基づき、使用料検討期間における資本費を整理する。

c) 使用料対象経費の算定

- ・総務省が定める地方公営企業繰出基準に基づき、汚水処理原価のうち公費負担分を算定する。
- ・汚水処理原価、公費負担分の算定結果より、使用料検討期間における使用料対象経費を算定する。
- ・使用料対象経費への資産維持費の算入有・無を検討する。算入する場合は算入額を算定する。

② 使用料改定の検討

a) 必要使用料収入の算定

- ・財源試算における使用料の推計結果に基づき、使用料検討期間における使用料対象経費と使用料収入（推計値）のギャップを算定する。使用料対象経費に対し使用料収入（推計値）が不足する場合は、使用料で賄うべき費用に対する他会計繰入金繰入額を整理する。
- ・使用料検討期間における経費回収率、他会計繰入金繰入額の目標値を設定する。
- ・設定した目標値に基づき、必要使用料収入を算定する。

b) 使用料改定率の算定

- ・算定した必要使用料収入と、使用料検討期間の有収水量（推計値）より、目標とする1 m³当りの使用料単価を算定する。
- ・現状の使用料単価、目標とする使用料単価より、経費回収率、他会計繰入金繰入額の目標値を達成するために必要となる使用料改定率を算定する。
- ・全国の統計値、近隣団体の事例を調査し、設定した使用料改定率の妥当性を検証する。妥当性に欠ける場合は目標値の見直し、段階的な使用料改定等の対策を提案し、甲と協議の上、使用料改定率を決定する。

(カ) 経営戦略の改定

① 経営戦略の検証・評価

a) 検証・評価

- ・「●市下水道事業経営戦略（平成●年●月策定）」の令和●～●年度実績について同経営戦略で設定した財政計画に基づく目標値に関する達成状況の検証・評価を行う。
- ・目標が未達成の項目については、目標値に対する乖離要因分析を行い、原因（目標値の妥当性、不測の外的要因（当初考慮していない新規事業の追加や突発修繕の増加等））を明確にする。

b) 課題の抽出・施策の見直し

- ・検証・評価の結果に基づき、改定対象期間（令和●～●年度）の下水道事業経営の課題を抽出し、施策の見直しを行うとともに、残り期間の目標値の再検討・再設定を行うものとする。

② 住民・議会への説明・公開に関する支援

a) 住民・議会等の説明資料の作成支援

- ・事業経営に係る意識について市民と共有するため、必要な資料作成等を支援する。
- ・経営戦略改定の状況について、報告会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成及び開催支援を行う。
- ・庁内の意思決定機関への説明会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成等開催支援を行う。

③ 経営戦略の改定

検討結果をとりまとめ、現行の下水道事業経営戦略のデータを甲より受領し、「改定版●市下水道事業経営戦略」を作成する。また、総務省の経営戦略ひな形様式に準拠して改定版経営戦略報告書を作成する。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-13】に示すとおりとする。

【表 5-13】提出図書（成果物）

	図書名	形状寸法・提出部数
①	改定版下水道事業経営戦略概要版	A 4 判、2 部
②	改定版下水道事業経営戦略報告書	A 4 判、2 部、配布用冊子 50 部
③	打合せ議事録	A 4 判、2 部
④	その他関連資料	原稿一式
⑤	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

(4) 照査事項

(ア)乙は、第 5 章 5 - 2 (3) の照査に加えて、業務全般にわたり以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 基本条件の確認内容について
- ② 業務計画（計画方針及び検討手法）の妥当性
- ③ 必要なリスト・検討書・計画書の整理状況

- ④ 計画期間、収支均衡の考え方
- ⑤ 投資及び財源の将来予測と収支ギャップの解消の考え方
- ⑥ 実可能な方策(広域連携、民間活用、組織・人材 等)
- ⑦ 経営戦略の公開

5-5-2. 下水道総合地震対策計画(第●回)策定業務

(1) 業務概要

(ア)業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業において、●市下水道総合地震対策計画を踏まえて、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化および被災した場合の減災対策を併せて進めるための新たな下水道総合地震対策計画を策定し、下水道の地震に対する安全度を高め、安心した都市活動が継続されるようにすることを目的とする。

(イ)業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象面積： 下水道全体計画区域(汚水、雨水) 約●ha
- ④ 対象施設： 浄化センター：●箇所
 建屋ポンプ場：●箇所
 マンホールポンプ：●箇所、
 排水樋管：●箇所
 管路施設：約●km(汚水：約●km、雨水：約●km)
 対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。
- ⑤ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。
- ⑥ 計画期間： 令和●～●年度の5年間

(2) 業務内容

下水道総合地震対策計画は、「社会資本整備総合交付金交付要綱(令和 3.3.30 国官会第 28955号)」、「社会資本整備総合交付金交付要綱(下水道事業)の運用について(令和 3.4.1 国水下企画第 115号、国水下事第 76号、国水下流第 39号)」における下水道総合地震対策事業として、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して被害の最少化を図る「減災」を組合せた総合的な地震対策を推進するための計画を策定するものとする。

なお、計画の策定にあたっては、●市下水道総合地震対策計画の進捗状況を勘案し、既計画の見直しを踏まえて策定するものとする。

(ア)基礎調査

基礎調査では、本業務を遂行するための上位計画(下水道事業計画・防災計画等)の資料や被害想定等で必要な資料を収集・整理し、地域性および計画区域内の特異性等を把握するための基礎資料を整えるものとする。

① 下水道事業計画資料の収集および整理

下水道整備済み区域での既設下水道施設に関する計画諸元、設計基準および施設の情報・

特性等の資料を収集し整理する。耐震上重要な施設については、下水道台帳や竣工図等から、設置場所・ルート、施設諸元（構造、能力、基礎形式等）、建設年度および耐震設計・耐震診断の有無等を整理する。

② 防災等における計画資料の収集および整理

市の防災計画資料から、防災拠点や避難所、緊急輸送道路等について資料を収集し地域防災計画等を整合させるため、以下の資料について収集整理する。

- a) 下水道施設に関する資料（検討対象施設・路線の竣工図書、下水道台帳等）
- b) 地域防災計画に関する資料（防災拠点、避難地、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院、緊急輸送路、避難路等）

③ 下水道施設の点検・維持管理履歴、既往耐震診断情報等の関連資料の収集および整理

既設下水道施設に関する維持管理履歴やその結果、ならびに既往の耐震診断結果や耐震化計画、その他本業務に必要な資料を収集し整理する。

④ 現地踏査

下水道整備済み区域内の地域特性、土地利用および施設の重要性等を把握する目的で地勢、地形、道路状況、河川水路状況、管路施設の埋設状況等に着目し現地踏査を行う。

(イ) 下水道施設の地震対策に関する基本方針の設定

① 下水道地震対策基本方針の立案

下水道事業計画、他事業との優先順位、住民意見等を踏まえ、地震対策に取り組む必要性が高い地域や防災拠点・避難所等の重要度を検討し、下水道地震対策の基本方針を立案する。

② 検討対象地震動の設定

地域防災計画等を参考に、被害想定や耐震診断において対象とする地震動を設定する。また、「東海、南海、東南海地震」や「南関東直下地震」等の巨大地震を想定する場合においては、必要に応じ地域係数(Z)の上乗せや、発注者独自の上乗せ基準の設定に関して検討を加える。

(ウ) 対象施設の条件整理および選定

「下水道施設の耐震対策指針と解説」（日本下水道協会）および地域防災計画に基づき、管路施設をその重要度に応じて、「重要な幹線等」と「その他の管路」に区分する。なお、処理場、ポンプ場施設については、全ての施設を重要な施設とする。

(エ) 管路施設の地震時被害予測の検討

地震によって想定される被害の形態および範囲等を予測するとともに、その結果に基づいた下水道管路被害予測図を作成する。なお、下水道管路被害予測図は、大規模地震による被害予測の結果に加えて、既往耐震診断結果や防災関連情報、耐震化の状況や被災時の影響を分かり易く図化する。

また、過去の地震における下水道管路施設の被害状況や被害箇所の地盤条件や埋設条件ならびに地震動の大きさ等の諸データからも被害予測を行う。

① 被害状況の予測手法の検討

被害予測は被害状態に基づく被害の定性的評価手法や被害率に基づく被害予測手法などいくつかの予測手法のうちひとつを用いて行うことを原則とし、どのような被害予測手法を用

いるかを検討する。なお、複数の手法を用いる場合については甲と協議の上、別途定めるものとする。

② 管路施設の被害予測

検討した被害状況の予測手法に基づき、対象範囲の管路施設の被害予測を行ない、被害危険度の高い地域・路線を明らかにする。

③ 管路被害予測図の作成

上記被害予測の結果と被害が発生される管路施設を明確化するとともに、その被害発生の可能性や周辺環境への影響リスク等から危険度について、視覚的に判りやすいよう図化する。また、管路施設の地震時被害の危険度については、おおむね3段階～5段階程度で評価する。

(オ) 浄化センター・ポンプ場の被害予測

① 被害タイプの分類と評価基準の設定

浄化センター・ポンプ場については、立地条件、耐震化状況及び対象とする地震動の強さから、被害タイプの分類と被害率・評価基準を設定する。

② 耐震性能の定性的評価

浄化センター・ポンプ場の土木・建築構造物に対して、被災時における復旧の難易性、基礎・躯体・伸縮継ぎ手、液状化及び側方流動の可能性の確認等について、総合的に勘案した耐震性能の定性的評価を行う。

③ 被害予測

浄化センター・ポンプ場の構造物別の被害額、被害率の算定を行い、被害状況を示す一般図を作成する。

④ 優先順位の判定

浄化センター・ポンプ場機能の維持システム、耐震性能の定性的評価、緊急性及びストックマネジメント計画等の関連事業計画を考慮して、詳細診断の要否、緊急な耐震対策の要否等、対策の優先順位の判定を行う。

(カ) 下水道地震対策計画の策定（防災計画）

① 管路施設の耐震対策の検討

管路施設に対しては、緊急・中長期の液状化対策、可とう性継手、人孔浮上対策、人孔耐震補強案等の検討と補強策の選定をする。

② 浄化センター・ポンプ場の耐震対策の検討

浄化センター・ポンプ場の土木・建築構造物に対しては、緊急・中長期の耐震対策案の検討と補強策の選定をする。

③ 詳細診断計画

優先順位の判定結果に基づき、耐震性能の定量的評価を行う詳細診断が必要な施設を抽出し、路線延長及びマンホール箇所数等を算出する。また、詳細診断に必要な調査内容の検討を行い、補足調査の必要がある場合は、具体的な調査項目及び調査数量を算出する。

④ 対策優先順位の検討

緊急的に対応すべき施設を対象に、予測される被害の大きさ、施設の重要度を総合的に考慮した耐震対策および減災対策の優先順位を検討する。対策の優先順位は、公衆衛生の確保、

浸水被害の防除、トイレ使用の確保、応急対策活動の確保といった下水道が最低限有すべき機能を考慮して定めることを基本とし、原則として次の項目を総合的に判断して判定する。

- a) 下水道施設において機能的に重要な下水道施設
 - b) 被害による二次災害の影響が特に大きい下水道施設
 - c) 設置年度の古い下水道施設および常時より変状が生じている下水道施設
 - d) 地盤条件が悪く、かつ大規模な被害を受けやすい箇所に設置されている下水道施設
- ⑤ 概算事業費の算定
耐震対策および減災対策の検討結果に基づき、対策工法ごとの概算事業費を算出する。
- ⑥ 段階的整備計画の立案
- a) 適正かつ効率的な整備計画を策定するため、地域防災計画等の上位計画、下水道施設の整備状況および、ストックマネジメント計画ならびに被害予測結果等を勘案した上で、下水道総合地震対策計画の対象施設ならびに対象路線を選定する。
 - b) 下水道総合地震対策計画の対象区域については、地域防災計画等の上位計画の内容、地形・土質情報、過去の地震記録、道路・鉄道の状況、防災拠点・避難所等の状況ならびに下水道施設の被害予測図等から、下水道施設の地震対策を優先すべき地区（箇所）を選定し、その中で特に緊急に対応すべき施設について、次の視点から整理する。
 - ・甚大な被害を生じるおそれのある下水道施設
 - ・重要な防災拠点、避難場所、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院から排水を受ける下水道施設
 - ・被災時に重大な交通機能への障害を及ぼすおそれのある緊急輸送路、避難路等に埋設されている下水道施設
 - ・被災時に周辺への二次災害を誘発するおそれのある軌道および河川を横断する下水道施設
 - ・計画・設計段階では想定し得ない特殊な環境条件による腐食等が顕著であり、また、既に劣化・損傷に起因する道路陥没や不等沈下等が発生している下水道施設
 - c) 本計画で設定する目標については、短期間のうちに実現可能なものとし、地域や施設の重要性等を勘案した防災目標とする。また、これら防災としての対策が十分整わない状況下で被災した場合にも下水道が最低限有すべき機能を確保するための暫定的な対応として減災目標も設定する。
- ⑦ 中長期対策計画の立案
緊急の目標に沿った下水道総合地震対策計画と併せて、中期目標および長期目標として段階的な防災対策および減災対策の考え方、概略的な規模を検討する。

(キ) 下水道地震対策計画の策定（減災計画）

減災対策に係る次の事項について、地域防災計画等から現在の減災対策について確認し、新たに検討する必要があるものについて、その内容、実施方法について検討する。また、優先順位の検討、概算事業費の算定、段階的整備計画を基に中長期の減災対策を立案する。

① 備蓄倉庫、耐震性貯水槽

- ② 可搬式ポンプや仮配管等復旧資器材の調達方法の確保（民間および公共機関との協定等）
- ③ 被災時に調達できない復旧資器材の備蓄
- ④ 仮設トイレ資器材の調達（マンホールトイレシステムの建設を含む）
- ⑤ 処理場の防災拠点化、耐震性貯水槽の設置
- ⑥ BCP、その他ソフト対策（情報開示、支援体制、災害訓練等の実施状況）

(ク) 事業実施効果の検討

個々の対策に対する効果を整理するとともに対策後の被害低減度等を検証し、公衆衛生の保全、浸水被害の防除、応急対策の確保、緊急時の輸送路の確保等、下水道施設の防災対策および減災対策について検討する。

(ケ) 下水道総合地震対策計画

① 下水道総合地震対策計画の取り纏め

下水道総合地震対策計画は、以下の事項を定めるものとする。

- a) 対象地区の概要
- b) 対象地区の選定理由
- c) 計画目標
- d) 計画期間
- e) 防災対策の概要
- f) 減災対策の概要
- g) 計画の実施効果
- h) 下水道BCP策定状況

② 緊急に実施すべき対策

(カ) ④で緊急（5年間以内）に実施すべき対象となった管渠等耐震化事業に係る工期が5年を超える場合は、10年以内に実施すべき対策として、計画期間内に耐震化・整備する全ての下水道施設の概要を具体的に策定するものとする。

③ 概算事業費の算定

総合地震対策の計画期間内に実施すべき事業について、施工法、概算事業費等を算定するものとする。

④ 総合地震対策の実施スケジュール

総合地震対策の調書に位置付けた期間内の施設に対して、事業費の年次割りを作成するものとする。また、対象区域内における事業量を整理し、事業の進め方について中期・長期計画として取り纏めるものとする。

⑤ 下水道総合地震対策計画図

下水道総合地震対策計画図は、下記により作成するものとする。

a) 使用図面

S=1/5、000~1/10、000程度で計画内容がわかるよう記入にする。

b) 図面記載内容

計画図は、「社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について（令和3.4.1国水企画第115号、国水事第76号、国水下流第39号）」に準拠するものとし、

【表 5-14】を基本として作成するものとする。

【表 5-14】 図面記載内容の凡例

記 載 内 容	色 別	適 用
本計画における耐震対策計画対象エリア	青	2～3 mm の 1 点鎖線で書く。
DID 地域	桃	2 mm の実線で書く。
【各施設】施工済み（設置済）であるが、未耐震かつ今回計画の対象としないもの	黒	各施設を 2～3 mm の実線で書く。 施設名を記入。
【各施設】施工済み（設置済）であり、耐震化済	黒 (灰)	各施設を 4～6 mm の実線で書く。 施設名を記入。
【各施設】計画期間内施工予定	赤	各施設を 2～3 mm の実線で書く。 施設名を記入。
防災拠点、避難場所、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院	緑	各施設を 2～3 mm の実線で書く。 施設名を記入。
緊急輸送路、避難路	黄	各施設を 2～3 mm の実線で書く。 施設名を記入。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-15】に示すとおりとする。

【表 5-15】 提出図書（成果物）

図書名	形状寸法・提出部数
① 報告書（概要版）	A4 判、2 部
② 報告書	A4 判、2 部
③ 総合地震対策計画書	A4 判、2 部
④ 総合地震対策計画図	A 1 判または A 0 判、2 部
⑤ 打合せ議事録	A 4 判、2 部
⑥ その他関連資料	原稿一式
⑦ 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

(4) 照査事項

(ア)乙は第 5 章 5-2 (3) の照査に加えて、業務全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- ① 基礎調査の内容および課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 被害予測の方法およびその内容に関する照査

③ 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査

(5) 補足事項

(ア) その他特記事項

- ① 令和●年●月に策定した「R●国補公下第●号業務（●市公共下水道総合地震対策計画策定業務）」および令和●年●月に申請した「下水道総合地震対策計画（第●回）」を踏まえ、過年度に実施した耐震診断および耐震補強詳細設計を反映した下水道総合地震対策計画（第●回）を策定するものとする。
- ② 下水道総合地震対策計画（第●回）は、令和●～●年度の5ヶ年事業として計画申請を行うものとし、令和●年●月●日までに申請を実施するものとする。
- ③ 令和●年●月●日までにストックマネジメント計画（第●回）の申請を予定していることから、本計画内容と施設・設備の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。

5-5-3. 下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務

本下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務は、「5-5-2. 下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務」に記載の「第●回」を「第●回」に読み替えて、同業務の（2）～（4）及び下記（1）と（5）について実施するものとする。

(1) 業務概要

(ア) 業務の目的

本業務は、第5章の5-5-2で策定する下水道総合地震対策計画（第●回）を踏まえて、令和●～●年度に実施した耐震対策事業の実績を反映した下水道総合地震対策計画（第●回）を策定するものである。

(イ) 業務対象

5-5-2（1）（イ）の①～④と同様とする。また、本業務では下記⑤、⑥とする。

⑤ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。

⑥ 計画期間： 令和●～●年度の5年間

(5) 補足事項

(ア) その他特記事項

- ① 下水道総合地震対策計画（第●回）の申請は令和●年●月●日までに実施し、令和●年●月●日までに承認を得るものとする。
- ② 過年度の耐震診断結果や耐震補強詳細設計内容、地震対策工事内容等を把握・整理し、本計画へ反映するものとする。
- ③ 令和●年●月●日までにストックマネジメント計画（第●回）の申請を予定していることから、本計画内容と施設・設備の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。

5-5-4. スtockマネジメント実施方針見直し業務

(1) 業務概要

(ア)業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業の対象施設について、甲が平成●年度に策定したストックマネジメント実施方針の進捗状況を踏まえ、リスク評価を勘案し、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を作成することを目的とする。

(イ)業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所、
排水樋管：●箇所
対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。
- ④ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。

(2)業務内容

ストックマネジメント実施方針は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

(ア)施設情報の収集・整理

下水道施設の管理目標の設定、リスク検討、点検・調査計画及び改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。収集すべき資料は次のとおりとする。

- ① 施設情報収集・整理
 - a) 上位計画に関する情報の収集・整理
 - ・第●次●市総合計画（●市）
 - ・●川流域別下水道整備総合計画（●県）
 - b) 関連計画に関する情報の収集・整理
 - ・下水道計画（全体計画、事業計画）
 - ・●市地域防災計画
 - ・第●次●市環境基本計画
 - ・●市役所地球温暖化対策実行計画
 - c) 諸元に関する情報の収集・整理
 - ・名称
 - ・設置年度及び設置価格
 - ・所在地
 - ・形状寸法、形式、能力、容量、仕様等
 - d) リスクの検討に関する情報の収集・整理
 - ・点検・調査結果
 - ・地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度

- ・施設の周辺環境条件等
- e) 点検・調査に関する情報の収集・整理
 - ・設計図書、竣工図書
 - ・施設状態（劣化の程度）
 - ・維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、）等
- f) 改築・修繕に関する情報の収集・整理
 - ・経過年数
 - ・標準耐用年数
 - ・改築費用（または改築単価）
 - ・緊急度、健全度等
 - ・運転及び水質記録等

② 施設情報の作成

- a) 施設情報（施設台帳）が作成されていない場合は、収集した施設情報を基に、新たに小分類単位を基にした施設情報（施設台帳）を作成する（データベースの構築は含んでいないが、甲が別途管理している資産管理システムと連携できるようなデータ構成とすること）。
- b) 施設情報（施設台帳）の内容は、構造、形状寸法、形式、台数、取得価格、設置年度、改築年度、その他の施設情報とし、電子データ化を行う。

③ 現地調査

既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、目視による施設の確認及び維持管理担当者へのヒヤリングを行う。

(イ) リスクの評価

ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するために、リスク評価による優先順位等を検討し、点検・調査計画及び修繕・改築計画の策定に反映できるようにすること。リスク評価では、以下の事項について検討する。

① リスクの特定

甲に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、施設の点検・調査あるいは改築・修繕で対応するリスクを特定する。

② 被害規模の検討

下水道施設において事故・故障が発生しときの被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定して被害規模を検討する（機能面、能力面、コスト面の総合評価を想定している。）

③ 発生確率の検討

下水道施設における事故・故障の発生確率について、施設情報の蓄積状況や事業期間中の実績等を踏まえて評価方法を設定して検討する（目標耐用年数を設定した整理を想定している）。

④ リスクの評価

点検・調査及び改築・修繕計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討するものとし、選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づき

スクを評価する。

(ウ) 施設管理の目標設定

リスク評価を踏まえて、下水道施設の点検・調査及び修繕・改築に関する事業の効果目標（アウトカム）及び事業量の目標（アウトプット）を設定する。

① 事業の目標設定

施設管理に関する目標としては、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）を設定する。

② 事業量の目標設定

アウトカムを達成するための具体的な事業量の目標（アウトプット）を設定する。

(エ) 長期的な改築事業シナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

① 管理方法の選定

下水道施設の能力・系列数、設備台帳、設備の役割、状況等を勘案し、甲の特性に応じて管理方法を設定する。

② 改築条件の設定

最適な改築シナリオを選定するために、各設備の管理方法を考慮した上で、目標耐用年数による改築時期や改築費用を設定する。

③ 最適な改築シナリオの選定

リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、甲の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

④ 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

①から③の検討結果を長期的な改築事業シナリオとして取りまとめる。

(オ) 点検・調査計画の策定

基本方針では、長期的な視点から頻度、優先順位、単位、項目について検討する。実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね 5～7 年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを検討する。

① （基本方針）頻度・項目の設定

a) 点検頻度は、過去の点検項目・内容に準じた周期、過去の管理記録やリスク評価等を参考に設定する。

b) 健全度を評価するため調査項目を設定する。

c) 調査頻度は、リスク評価に基づく優先順位等より設定する。

② （基本方針）単位の設定

a) 点検単位は、設備単位とする。

b) 調査単位は、修繕・改築等、対策単位を設定する。

③ （基本方針）優先順位の設定

リスク評価に基づいて、優先順位を設定する。

④ （実施計画）対象施設・実施時期の検討

- a) 対象設備は、浄化センター、建屋ポンプ場、マンホールポンプ及び排水樋管の全設備とする。
- b) 点検時期は、設備の特性や執行体制を踏まえて設定する。
- c) 調査時期は、予防保全による対策が検討できる時期とし、リスク評価に応じて、調査時期、頻度を決定して、効率的・効果的に実施する。

⑤ (実施計画) 点検・調査の方法の検討

点検・調査方法は、点検・調査体制や各設備の調査単位及び構造等を考慮して選定する。

⑥ (実施計画) 概算費用の算定

「対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度の概算費用を算出する。

⑦ 点検・調査計画のとりまとめ

①～⑥の検討結果を、点検・調査計画として取りまとめる。

(3) 提出図書

提出図書(成果物)の提出部数は、【表5-16】に示すとおりとする。

【表5-16】提出図書(成果物)

	図書名	形状寸法・提出部数
①	報告書(概要版)	A4判、2部
②	報告書	A4判、2部
③	点検・調査計画図	A1判またはA0判、2部
④	打合せ議事録	A4判、2部
⑤	その他関連資料	原稿一式
⑥	上記図書の電子成果品	CD-R又はDVD-R、2枚

(4) 照査事項

(ア)乙は、第5章5-2(3)の照査に加えて、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 検討方法及びその内容に関する照査
- ③ 計画の妥当性(方針、設定条件等)の照査
- ④ 上位計画、地震対策計画等との相互間における整合性に関する照査

(5) 補足事項

(ア) その他特記事項

- ① シナリオ検討では、緊急度Iを低減することに留意し、最適シナリオを選定すること。

5-5-5. スtockマネジメント計画(第●回)策定業務

(1) 業務概要

(ア)業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業の対象施設について、Stockマネジメント実施方針に基づく

点検・調査を実施して修繕・改築計画を作成し、ストックマネジメント実施計画（第●回）の申請を行うことを目的とする。

(イ)業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所、
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所、
対象施設の詳細は、別途に示すとおりとする。
- ④ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。
- ⑤ 計画期間： 令和●～●年度の5年間

(2)業務内容

ストックマネジメント実施計画（第●回）は、長期的視点で今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

(ア)点検・調査の実施

- ① 点検・調査計画に基づき、健全度の設定に必要な調査を実施する。
- ② 点検・調査情報を取りまとめ、点検・調査計画の定期的な見直しによる精度向上に活用する。

(イ)修繕・改築計画の策定

基本方針では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

- ① （基本方針）診断（調査結果から健全度を判定する過程）・対策の必要性の検討
 - a) 健全度の評価のため、判断基準を設定し、現在の健全度を評価する。
 - b) 診断結果及び点検結果に基づき、対策の必要性を検討する。
- ② （基本方針）優先順位の検討
 - a) 機能向上に関する事業など関連計画を考慮して、修繕・改築に関する優先順位を検討する。
 - b) 浄化センター、建屋ポンプ場、マンホールポンプ等に係る設備の優先順位の設定にあたり、設備群としてまとまった修繕・改築を実施した方が効率的な場合には、設備群単位で優先順位を調整する。
- ③ （実施計画）対策範囲の検討
 - a) 基本方針で、対策が必要と位置づけた設備について、修繕か改築かを判定する。
 - b) 修繕か改築かの判定結果に加え、設備の重要度や最適な改築シナリオの事業費等を考慮して、5～7年の対策範囲を設定する。
- ④ （実施計画）長寿命化対策検討対象設備の選定

管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を踏まえた長寿命化対策検討対象設備を選定する。

⑤ （実施計画）改築方法の検討

- a) 対策が必要とされた長寿命化対策検討対象設備は、必要に応じてライフサイクルコストの比較を行い、更新あるいは長寿命化対策を選定する。
- b) 個々の設備の対策に加え、必要に応じ設備群として（省エネルギー、省資源化、効率化等）総合的な検討を行う。

⑥ （実施計画）実施時期と概算費用の検討

③を踏まえた修繕・改築計画を策定する。

⑦ （実施計画）修繕・改築計画のとりまとめ

①～⑥の検討結果を修繕・改築計画として取りまとめる。

(ウ)関係機関への説明資料作成

ストックマネジメント計画申請に必要な関係機関との協議に必要な説明資料を作成する。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-17】に示すとおりとする。

【表 5-17】 提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	報告書（概要版）	A4判、2部
②	報告書	A4判、2部
③	改築・修繕計画図	A1判またはA0判、2部
④	点検・調査実施報告書	A4判、2部
⑤	打合せ議事録	A4判、2部
⑥	その他関連資料	原稿一式
⑦	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2枚

(4) 照査事項

(ア)乙は、第5章5-2(3)の照査に加えて、業務全般にわたり以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 検討方法及びその内容に関する照査
- ③ 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- ④ 上位計画、地震対策計画等との相互間における整合性に関する照査

(5) 補足事項

(ア)その他特記事項

- ① 「H●国補公下第●号業務委託（下水道施設ストックマネジメント実施方針策定（ポンプ場・終末処理場・MP場・管路施設））_平成●年●月」、「R●国補公下第●号業務委託（下水道施設ストックマネジメント実施計画策定業務（ポンプ場・処理場））_令和●年●月」および、令和●年●月に申請した「下水道ストックマネジメント計画（第●回）」を

踏まえ、過年度に実施した修繕・改築工事を反映した下水道ストックマネジメント計画（第●回）を策定するものとする。

- ② 下水道ストックマネジメント計画（第●回）は、令和●～●年度の5ヶ年事業として計画申請を行うものとし、令和●年●月●日までに申請を実施するものとする。
- ③ 令和●年●月●日までに下水道総合地震対策計画（第●回）の申請を予定していることから、本計画内容と施設・設備の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。

5-5-6. スtockマネジメント計画（第●回）策定業務

本ストックマネジメント計画（第●回）策定業務は、「5-5-5. スtockマネジメント計画（第●回）策定業務」に記載の「第●回」を「第●回」に読み替えて、同業務の（2）～（4）及び下記（1）と（5）について実施するものとする。

（1）業務概要

（ア）業務の目的

本業務は、第5章の5-5-4で見直したストックマネジメント実施方針および、5-5-5で策定するストックマネジメント計画（第●回）を踏まえて、令和●～●年度に実施したストックマネジメント事業の実績を反映したストックマネジメント計画（第●回）を策定するものである。

（イ）業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所、
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所、
対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。
- ④ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。
- ⑤ 計画期間： 令和●～●年度の5年間

（5）補足事項

（ア）その他特記事項

- ① 下水道ストックマネジメント計画（第●回）の申請は令和●年●月●日までに実施し、令和●年●月●日までに承認を得るものとする。
- ② 過年度に実施した日常・定期点検結果や改築実施設計内容、修繕・改築工事内容等を把握・整理し、本計画へ反映するものとする。
- ③ 令和●年●月●日までに下水道総合地震対策計画（第●回）の申請を予定していることから、本計画内容と施設・設備の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。
- ④ 下水道ストックマネジメント計画（第●回）で予定していた施設・設備の対策（更新／

長寿命化)が何らかの理由で実施されなかった場合、当該施設・設備を本業務の対象施設・設備として再検討(実施できなかった原因を明確にし、対策検討等)するものとする。

5-5-7. 改築実施設計業務(第●回分)

(1) 業務概要

(ア) 業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業のストックマネジメント計画(第●回)に定める対象施設について、工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

(イ) 業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所
対象施設の詳細は別途示すとおりとする。
- ④ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。

(2) 業務内容

改築実施設計(詳細設計)業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、改築実施設計(詳細設計)図書としてまとめるものとする。

(ア) 改築実施設計(詳細設計)業務で確認する事項

改築実施設計(詳細設計)業務において、次の事項を確認するものとする。

- ① 乙は、改築実施設計(詳細設計)業務を進めるに当たり、設計対象施設に関する基本設計の内容について確認を行う。
- ② 工事の施工に必要な代替施設、池・水路等の締切り・切廻し用構築物、排水用施設・設備、補強用構築物、搬出入用構築物等(以下、仮設構築物等という。)の要否の確認及びその設置・撤去方法、設計条件、荷重条件等の確認又は検討を行う。

(イ) 改築実施設計(詳細設計)業務で行う計算書等の作成に関する作業

乙は、甲が提供した資料、又は乙が調査した事項について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された基本設計図書のうちで、改築実施設計(詳細設計)で使用できるものは、再使用を妨げない。

- ① 建築関係(附带機械設備・電気のみ)
 - a) 設備設計計算書
 - b) 施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)
 - c) 耐震計算書
- ② 機械関係
 - a) 設備容量計算書

- ・能力、台数、出力、制御方式等
- b) 機器リスト表
- c) 特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
- d) 主要機器重量表及び建築荷重設定表
- e) 機器搬出入計画書
- f) 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）
- g) 耐震計算書

③ 電気関係

- a) 設備容量計算書
 - ・能力、台数、出力等
- b) 運転操作概要書
- c) 主要機器重量表及び建築荷重設定表
- d) 機器搬出入計画書
- e) 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）
- f) 耐震計算書

(ウ) 詳細設計図の作成に関する作業

乙は、改築施設並びに仮設構築物等について、次に示す詳細設計図を作成すること。

① 建築関係（附帯機械設備・電気のみ）

- a) 建築機械設備図
 - ・系統図、平面図、断面及び必要部分の詳細図
- b) 建築電気設備図
 - ・電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等の系統図、各階配線平面図
- c) 既設撤去図
- d) 工事特記仕様書

② 機械関係

- a) フローシート（全体及び施設又は設備ごと）
- b) 全体配置平面図
- c) 配置平面図（施設ごと）
- d) 配置断面図（施設ごと）
- e) 配管全体図
- f) 水位関係図、箱抜き参考図等（土木に準ずる）
- g) 既設撤去図
- h) 工事特記仕様書

③ 電気関係

- a) 構内一般平面図
- b) 単線結線図
- c) 主要機器外形（参考寸法）図

- d) 機能概略説明図（計装フローシート、監視制御システム系統図）
- e) 主要配線、配管系統図
- f) 配線、配管敷設図（ラック、ダクト、ピット）
- g) 接地系統図
- h) 機器配置図（f）との共用を含む）
- i) 既設撤去図
- j) 工事特記仕様書

(エ) 工事設計書の作成に関する作業

- ① 乙は、甲の示す様式、資料により次のものを作成するものとする。
 - a) 数量計算書（材料）
 - b) 工期算定計算書
 - c) 見積依頼書
 - d) 工事設計書（金抜設計書）

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-18】に示すとおりとする。

【表 5-18】 提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	報告書（概要版）	A4判、2部
②	報告書	A4判、2部
③	実施設計（詳細設計）図	A3判折たたみ製本、2部
④	計算書（数量計算書を除く）	A4判又はA3判、2部
⑤	数量計算書	A4判、2部
⑥	特記仕様書	A4判、2部
⑦	工事設計書	A4判、2部
⑧	打合せ議事録	A4判、2部
⑨	その他関連資料	原稿一式
⑩	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2枚
③～⑦は、各工種（建築附帯、機械、電気）別に取りまとめること。		

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第5章5-2(3)の照査に加えて、設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- ② 各種計算書の適切性に関する照査
- ③ 各種設計図の適切性に関する照査
- ④ 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

(5) 補足事項

(ア) その他特記事項

- ① 設計対象施設のダウンサイジングを含めた最適な施設規模となるよう検討を行い、甲と協議を実施した上で施設規模を決定するものとする。
- ② 本業務は、中央監視と連携した動作確認、総合地震対策計画との整合、各設備の連携等について、手戻りの無い計画・設計に留意するものとする。
- ③ 乙は、甲の改築工事発注スケジュールを踏まえ、円滑に工事発注が執行できるよう、対象施設の改築実施設計を完了させ、工事発注に必要な図書を提出するものとする。
- ④ 改築実施設計業務（第●回分）は、令和●～●年度に実施する改築事業を対象としているため、各年次計画に合わせて逐次設計を完了するものとする。

5-5-8. 改築工事施工監理業務（第●回分）

(1) 業務概要

(ア) 業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業の下水道ストックマネジメント計画（第●回）に定めた改築（更新、長寿命化）対象施設の内、建築附帯設備（機械、電気）、機械設備および電気設備の改築工事（更新工事、長寿命化工事）の施工監理を行い、改築工事の適切な進捗と品質を確保することを目的とする。

(イ) 業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所
対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。
- ④ 業務条件： 設計条件は、【表5-19】および別途示すとおりとする。

【表 5-19】 施工監理条件

工種	業務対象 基準工事額 (千円)	委託業務 タイプ	業務形態	対象工事種別	予定工事期間
土木	—	—	—	—	—
建築	—	—	—	—	—
建築機械設備	●	タイプ●	非常駐監理	更新工事	令和●～●年度
建築電気設備					
機械	●	タイプ●	常駐監理	更新工事	令和●～●年度
電気	●	タイプ●	常駐監理	更新工事	令和●～●年度

(2) 業務内容

(ア) 基本事項

① 一般業務

- a) 乙は、対象工事の請負契約の適正な履行（技術面に限る）を確保するため、改築工事施工監理業務（第●回分）を統括管理する管理技術者を定めるほか、対象工事毎に管理技術員を定め、業務を厳正に実施するものとする。
- b) 管理技術員は、甲の監督職員が工事受注者に指示する技術上の事項について、必要に応じ適正な助言を実施するものとする。
- c) 乙は、各対象工事の主任管理技術員及び管理技術員について、甲が別に定める様式により、甲に提出するものとする。
- d) 主任管理技術員は、各対象工事の管理技術員の中から定めるものとする。
- e) 各対象工事の主任管理技術員は、各対象工事の施工監理業務を総括監理するものとする。
- f) 管理技術員は、甲が別に定める様式により、業務記録誌（月報）を甲の監督職員へ提出するものとする。

② 設計図書の理解

- a) 管理技術員は、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解しておくものとする。

③ 業務実施工程表

- a) 主任管理技術員は、甲の監督職員の指示がなくとも必要があれば、作業計画表（本施工監理業務の業務内容・範囲および対象工事概要等を記載した計画表）の範囲内において、工事受注者の工事工程表に基づき、甲が別に定める様式に準じて、業務実施工程表を作成し、甲の監督職員に提出するものとする。

④ 図書等の貸与及び管理

- a) 主任管理技術員は、甲から貸与を受けた図書等について、責任をもって管理し、業務完了後は速やかに貸与を受けた図書等を甲へ返還するものとする。
- b) 管理技術員は、甲の監督職員の指示があれば、工事受注者から受理する図書または工事受注者に指示する書類、若しくは図書を保管し、当該図書及び書類は業務完了後、速やかに返還するものとする。

⑤ 整理書類

乙は、次にあげる書類帳簿等を必要に応じ現場に備え付け、これを整理するものとする。

- a) 契約書写（甲からの借用図書）
- b) 図面（甲からの借用図書）
- c) 仕様書（甲からの借用図書）
- d) 設計説明書（甲からの借用図書）
- e) 施工計画書（工事受注者作成図書）
- f) 工事工程表（工事受注者作成図書）
- g) 工事受注者職務分担表（工事受注者作成図書）

- h) 打合せ簿（甲及び工事受注者作成図書）
- i) 検査に関する書類（工事受注者作成図書）
- j) 業務記録誌（乙作成図書）
- k) 業務実施工程表（乙作成図書：作成しない場合は作業計画表とする）

(イ) 改築工事の施工監理

① 建築機械設備・電気設備工事の施工監理

業務内容は、別途示す該当業務項目の内、下記に示す項目とする。

- a) 1. 業務着手手続
- b) 2. 設計意図の正確な伝達
- c) 3. 施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務
- d) 4. 工事の確認及び報告
- e) 5. 官公庁等検査の立会
- f) 6. 業務完了手続
- g) 7. 施工計画を検討し、助言する業務
- h) 28. 配線設備工事（電気設備工事）
- i) 29. 照明器具設備工事（電気設備工事）
- j) 30. 動力設備工事（電気設備工事）
- k) 40. 機器設備工事（空調換気設備工事）
- l) 41. 配管設備工事（空調換気設備工事）
- m) 42. ダクト設備工事（空調換気設備工事）
- n) 43. 自動制御設備工事（空調換気設備工事）
- o) 44. 排煙設備工事（空調換気設備工事）

② 機械設備工事の施工監理

業務内容は、別途示す該当業務項目全部とする。

③ 電気設備工事の施工監理

業務内容は、別途示す該当業務項目全部とする。

(ウ) その他

次の業務については、下記に定める対応を基本とするが、甲の求めに応じて別途協議の上、助言等の協力を行うものとする。

- a) 工事の安全管理に係わる業務【対象外】
- b) 設計変更に係わる業務【対象（精算を除く）】
- c) 特殊な調査及び試験等の業務【対象外】
- d) 対外折衝に係わる業務【対象外】
- e) 工事工程遅延の場合の工程回復検討業務【対象】

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-20】に示すとおりとする。

【表 5-20】 提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	業務着手届	A4判、3部、工事契約後14日以内
②	主任管理技術員届	A4判、3部、工事契約後14日以内
③	管理技術員届	A4判、3部、工事契約後14日以内
④	職務分担届	A4判、3部、工事契約後14日以内
⑤	業務記録誌	A4判、3部、その都度
⑥	重点施工監理業務報告書（外業）	A4判、3部、その都度
⑦	業務完了届	原A4判、3部、工事完了後
⑧	打合せ議事録	A4判、3部
⑨	上記図書の電子成果品	CD-R又はDVD-R、3枚
※①～⑦は、各工事別に取りまとめること。		

(4) 補足事項

(ア) その他特記事項

- ① 乙は、本業務の対象施設・設備に係る甲が発注した改築工事ごとに実施体制を構築し、工事請負業者が決定後、速やかに施工監理業務を開始しなければならない。

5-5-9. 第●次下水道事業経営戦略策定業務

(1) 業務概要

本業務は、平成●年度に策定した●市下水道事業経営戦略の更新を行うものであり、本業務で実施する下水道事業経営戦略改定業務（令和●年度）を反映した上で、新たに計画期間を設定し、第●次下水道事業経営戦略の策定を行うものである。

(ア) 業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
（下水道計画人口：●人、計画一日最大処理水量：●m³）
- ② 対象期間： 令和●～●年度の10年間
（令和●年度から50年間の将来見通しを行った上での10年間とする。）

(2) 業務内容

本業務は、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）」、「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月 経営戦略策定・改定ガイドライン、経営戦略策定・改定マニュアルを含む）」に準拠して行うものとする。

(ア) 基礎調査

- ① 資料収集・整理
- a) 現状の整備状況と関連計画の策定状況の把握
- ・総合計画、公共施設等総合管理計画、公共下水道事業の既存計画（総合地震対策計画、ストックマネジメント計画等）の進捗状況を整理する。
 - ・現状把握・分析に当たっては、経営及び施設の状況を表す経営指標を取りまとめた「経営比較分析表」を活用するとともに、組織体制、処理人口の推移、施設効率、民間活力

の利用状況及び資産活用の状況についても資料を収集し、整理する。

- ・他都市の経営戦略や本市公共下水道事業の経営及び財務状況について、過年度トレンド、類似団体及び近隣団体と比較し、現状を的確に把握する。
- ・下水道台帳データ及び固定資産台帳データに登録されている情報等により、下水道施設の現状について整理する。

② 基本事項の検討

a) 基本事項の確認及び計画条件の設定

- ・資料収集・整理の結果をもとに、経営戦略策定に必要な事業の特性、普及状況、老朽化状況、経営状況等の基本事項を確認する。
- ・基本事項の検討方針の確定及び対象事業・対象期間、スケジュールを設定する。
- ・経営戦略の計画条件の設定において、下水道事業の各種計画（総合地震対策計画、ストックマネジメント計画等）の修正や今後の策定について、情報共有を行い、関連性についても留意する。

(イ) 投資・財政計画の策定

① 投資試算

a) 下水道事業の現状、下水道施設の現状分析

- ・本市の人口増減等の社会構造の変化や給水状況など、事業に与える影響を分析する。
- ・内部環境（組織体制、人材、定員等）の把握、評価及び分析を行う。
- ・外部環境の把握、評価及び分析を行う。
- ・経営指標等を活用して類似団体との経営状況の比較及び特徴を分析する。
- ・下水道施設の規模、能力、劣化の状況、使用可能年数等を分析する。
- ・投資・財政計画と実際の進捗状況について分析し、課題を検証した上で評価する。
- ・投資試算においては、過年度の評価結果を十分に反映して見直すものとする。

b) 将来の需要予測の整理

- ・基礎調査をもとに、下水道施設の将来像を把握するとともに、各種計画の確認や政策、施策及び実施時期等に留意し、新規投資需要及び更新投資需要について整理を行う。
- ・投資試算期間については、今後50年間の中長期の将来見通しを行った上で、10年間（令和●～●年度）に設定する。

c) 目標設定

- ・将来の需要予測や、経営状況の将来見通し及び財源の制約等を踏まえて、将来にわたり事業、サービスの提供を安定的に維持するために必要な施設・設備に対する投資を、適切に見込んだ上での目標値（金額、政策等の実施状況を評価するための指標等）及び達成期限を設定する。

d) 将来事業費の整理（投資額の合理化検討・投資試算の取りまとめ）

- ・将来事業費の整理では、優先順位付けや平準化等により、合理的な投資計画となるように整理する。
- ・新規投資のありかたについて、事業規模により合理的な手法を検討し整理する。「優先順

位」や「過剰投資及び重複投資」について合理的な投資計画となるように留意する。

- ・更新投資においては、「長寿命化対策によるライフサイクルコストの最小化」、「優先順位や重要性の設定」、「既存施設の性能の合理化（スペックダウン）」、「既存施設の廃止・統合（ダウンサイジング）」等の、事業を合理化するための手法を検討し整理する。

② 財源試算（財政収支予測）

a) 現状の財務分析

- ・基礎調査結果により、類似団体及び近隣団体の経営戦略と比較し、財務状況を分析する。既存計画資料の推計値や、比率分析及び時系列分析等を活用し分析する。

b) 予測シナリオの設定

- ・投資試算に基づく財政負担増加額を把握し、資金、収益及び費用等の将来推移を考慮し設定する。企業債の借入についても検討する。
- ・下水道使用料については、人口推計や投資試算を踏まえて設定する。
- ・総務省の一般会計繰出基準（以下「繰出基準」という。）を考慮し設定する。
- ・一般会計繰入金については、基準内繰出を前提とするが、一般会計の財政状況により、繰出基準ベースの繰入が行われないケースも想定する。

c) 将来の財政収支予測

- ・投資試算や予測シナリオ（水需要予測、起債充当率、内部留保資金等）を複数設定し、将来の財政収支予測を行う。
- ・財政収支予測の期間については、下水道施設の維持管理及び更新需要を踏まえ、投資試算期間と併せて、今後50年間の中長期の将来見通しを行った上で、10年間（令和●～●年度）とする。

③ 投資・財政計画の策定

a) 投資・財政計画の内容・まとめ

- ・計画期間は、今後50年間の中長期の将来見通しを行った上で、10年間（令和●～●年度）とする。
- ・財源制約による投資試算との調整を図り、収入と支出が均衡するよう調整した「投資・財政計画」を策定する。
- ・総務省で整理されている下水道事業経営指標等を活用し、人・モノ・カネの視点により、財務状況を把握するための指標値を設定する。企業債残高水準の検討を行い、企業債関連重要指標について目標を設定する。将来の更新需要等に対応するため、補填財源残高（資金残高）の水準についても目標を設定する。
- ・投資の合理化や投資以外の経費の効率化等に取り組むことで、汚水処理原価がどの程度引き下げられたか、対策による結果が目に見える形で整理する。
- ・投資試算や財政収支の予測を踏まえ、将来にわたる経営課題と優先的取組事項について整理する。
- ・財政収支予測により、料金改定の必要性の有無に加え、広域的な連携や民間活用等の抜本的な改革の必要性について、大きな方向性を見極める。

(ウ)収支ギャップの解消・取組

① 実現可能な取組手法の整理

- a) 投資・財政計画において整理した、経営課題と優先的取組事項に留意し、概ね10年間で実現可能な取組手法について検討し整理する。
- b) 必要な意思決定までに長時間を要することが予想されることから、収支が均衡した「投資・財政計画」が短期間で策定できないと判断される場合は、少なくとも「収支ギャップ」の解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールを記載した経営計画を策定し、収支改善を図っていくものとする。

② 経営効率化及び健全化に向けた取組検討

- a) 経営の効率化及び健全化に向け、実現可能な取組を以下の手法より選定し、それぞれについて検討し整理する。
 - ・組織、人材、定員に関する事項
 - ・広域化や民間の資金、ノウハウの活用等の推進に関する事項
 - ・企業環境の整備、資産の有効活用、情報通信技術の活用、新技術の活用等その他経営基盤強化に関する事項
 - ・資金不足比率に関する事項
 - ・資金管理・調達に関する事項
 - ・情報公開に関する事項
 - ・防災対策の充実、危機管理等の体制整備等その他重点事項

(エ)下水道使用料改定の検討

① 使用料対象経費の算定

- a) 使用料検討期間の設定
 - ・使用料検討期間は、計画期間10年間（令和●～●年度）に対し、前期5ヵ年（令和●～●年度）、後期5ヵ年（令和●～●年度）を基本とする。
- b) 汚水処理原価の算定
 - ・投資試算における維持管理費の推計結果に基づき、使用料検討期間における維持管理費を整理する。
 - ・投資試算における減価償却費、企業債償還利子等の推計結果に基づき、使用料検討期間における資本費を整理する。
- c) 使用料対象経費の算定
 - ・総務省が定める地方公営企業繰出基準に基づき、汚水処理原価のうち公費負担分を算定する。
 - ・汚水処理原価、公費負担分の算定結果より、使用料検討期間における使用料対象経費を算定する。
 - ・使用料対象経費への資産維持費の算入有・無を検討する。算入する場合は算入額を算定する。

② 使用料改定の検討

a) 必要使用料収入の算定

- ・財源試算における使用料の推計結果に基づき、使用料検討期間における使用料対象経費と使用料収入（推計値）のギャップを算定する。使用料対象経費に対し使用料収入（推計値）が不足する場合は、使用料で賄うべき費用に対する他会計繰入金繰入額の繰入額を整理する。
- ・使用料検討期間における経費回収率、他会計繰入金繰入額の目標値を設定する。
- ・設定した目標値に基づき、必要使用料収入を算定する。

b) 使用料改定率の算定

- ・算定した必要使用料収入と、使用料検討期間の有収水量（推計値）より、目標とする1 m³当りの使用料単価を算定する。
- ・現状の使用料単価、目標とする使用料単価より、経費回収率、他会計繰入金繰入額の目標値を達成するために必要となる使用料改定率を算定する。
- ・全国の統計値、類似団体及び近隣団体の事例を調査し、設定した使用料改定率の妥当性を検証する。妥当性に欠ける場合は目標値の見直し、段階的な使用料改定等の対策を提案し、甲と協議の上、使用料改定率を決定する。

(オ) 経営戦略の策定

① 経営戦略の事後検証方法の検討

a) アウトプット、アウトカム指標の検討

- ・経営戦略の取組等について検証し、3～5年ごとの見直し(ローリング)を行い、進捗管理や見直し等に反映させるP D C Aのマネジメントサイクルを導入するため、政策及び施策ごとに実現性を踏まえたアウトプット指標、アウトカム指標の設定を検討する。
- ・政策及び施策ごとのアウトプット指標及びアウトカム指標の数値については、過去5年間についても整理する。

b) 評価方法の検討

- ・アウトプット指標及びアウトカム指標の検討を踏まえ、投資・財政計画期間における各年度の将来目標値を設定する。
- ・経営戦略に基づく取組状況が一目で分かるように目標に応じた政策、施策、アウトプット指標及びアウトカム指標の目標値等を一覧表（体系図）の形で取りまとめる。

c) 事後検証（モニタリング）方法等の検討

- ・経営戦略では、毎年度進捗管理を行うとともに3年から5年に一度見直しを行う必要があることから、決算実績の反映等の経営戦略策定後の達成度を評価する仕組み、予算編成等への反映方法、事後検証及び事務の効果的手法について検討する。
- ・複数の指標を組み合わせることで、経営の現状、課題等を的確かつ簡明に把握するための方法についても検討する。
- ・過去の値との経年比較や類似団体との比較により、経営の現状、課題等の相対的な認識及び評価や将来像の把握など、甲の認識を簡便に行うことができるものとする。

② 住民・議会への説明・公開に関する支援

- a) 住民・議会等の説明資料の作成支援
 - ・事業経営に係る意識について市民と共有するため、必要な資料作成等を支援する。
 - ・経営戦略策定の状況について、報告会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成及び開催支援を行うこと。
 - ・庁内の意思決定機関への説明会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成等開催支援を行うこと。
 - ・アウトプット・アウトカム指標の算定（算出過程）等について、議会及び住民等へ公開するための、ホームページや広報掲載等の雛形を作成する。
- ③ 経営戦略の検証・評価
 - a) 検証・評価
 - ・「●市下水道事業経営戦略（平成●年●月策定、令和●年度改定版）」の令和●～●年度実績について、同経営戦略で設定した財政計画に基づく目標値に関する達成状況の検証・評価を行う。
 - ・目標が未達成の項目については、目標値に対する乖離要因分析を行い原因（目標値の妥当性、不測の外的要因（当初考慮していない新規事業の追加や突発修繕の増加等））を明確にするものとする。
 - b) 課題の抽出・施策の策定
 - ・検証・評価の結果に基づき、対象期間（令和●～●年度）の下水道事業経営の課題を抽出し、施策の策定を行う。
- ④ 経営戦略の策定
 - a) 様式の検討
 - ・総務省が取りまとめた「経営戦略策定・改定マニュアル」の雛形様式、他都市の経営戦略（経営計画を含む。）の目次体系や記載内容等の策定事例の整理、経営戦略の実施状況等を検証し把握する方法の検討を踏まえ、本市経営戦略における様式及び記載事項を整理する。
 - b) 経営戦略の策定
 - ・様式の検討結果をもとに、「第●次●市公共下水道事業経営戦略（仮称）」として、市民及び議会等へ公表を前提に、簡潔かつ明瞭で、図表及びイラストを使用し分かりやすく取りまとめる。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-21】に示すとおりとする。

【表 5-21】 提出図書（成果物）

	図書名	形状寸法・提出部数
①	下水道事業経営戦略概要版	A 4 判、2 部
②	下水道事業経営戦略報告書	A 4 判、2 部、配布用冊子 50 部
③	打合せ議事録	A 4 判、2 部
④	その他関連資料	原稿一式

⑤ 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚
--------------	-------------------

(4) 照査事項

(ア)乙は、第5章5-2(3)の照査に加えて、業務全般にわたり以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 基本条件の確認内容について
- ② 業務計画（計画方針及び検討手法）の妥当性
- ③ 必要なリスト・検討書・計画書の整理状況
- ④ 計画期間、収支均衡の考え方
- ⑤ 投資及び財源の将来予測と収支ギャップの解消の考え方
- ⑥ 実現可能な方策(広域連携、民間活用、組織・人材 等)
- ⑦ 経営戦略の公開

5-5-10. 下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務

本下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務は、「5-5-2. 下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務」に記載の「第●回」を「第●回」に読み替えて、同業務の(2)～(4)及び下記(1)と(5)について実施するものとする。

(1) 業務概要

(ア)業務の目的

本業務は、第5章の5-5-3で策定する下水道総合地震対策計画（第●回）を踏まえて、令和●～●年度に実施した耐震対策事業の実績を反映した下水道総合地震対策計画（第●回）を策定するものである。

(イ)業務対象

5-5-2(1)(イ)の①～④と同様とする。また、本業務では下記⑤、⑥とする。

- ⑤ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。
- ⑥ 計画期間： 令和●～●年度の5年間

(5) 補足事項

(ア)その他特記事項

- ① 下水道総合地震対策計画（第●回）の申請は令和●年●月●日までに実施し、令和●年●月●日までに承認を得るものとする。
- ② 過年度の耐震診断結果や耐震補強詳細設計内容、地震対策工事内容等を把握・整理し、本計画へ反映するものとする。
- ③ 令和●年●月●日までにストックマネジメント計画（第●回）の申請を予定していることから、本計画内容と施設・設備の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。

5-5-11. スtockマネジメント計画（第●回）策定業務

本ストックマネジメント計画（第●回）策定業務は、「5-5-5. スtockマネジメント計

画（第●回）策定業務」に記載の「第●回」を「第●回」に読み替えて、同業務の（２）～（４）及び下記（１）と（５）について実施するものとする。

（１）業務概要

（ア）業務の目的

本業務は、第５章の５－５－４で見直したストックマネジメント実施方針、５－５－６で策定するストックマネジメント計画（第●回）を踏まえて、令和●～●年度に実施したストックマネジメント事業の実績を反映したストックマネジメント計画（第●回）を策定するものである。

（イ）業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所、
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所、
排水樋管：●箇所
対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。
- ④ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。
- ⑤ 計画期間： 令和●～●年度の５年間

（５）補足事項

（ア）その他特記事項

- ① 下水道ストックマネジメント計画（第●回）の申請は令和●年●月●日までに実施し、令和●年●月●日までに承認を得るものとする。
- ② 過年度に実施した日常・定期点検結果や改築実施設計内容、修繕・改築工事内容等を把握・整理し、本計画へ反映するものとする。
- ③ 令和●年●月●日までに下水道総合地震対策計画（第●回）の申請を予定していることから、本計画内容と施設・設備の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。
- ④ 下水道ストックマネジメント計画（第●回）で予定していた施設・設備の対策（更新／長寿命化）が何らかの理由で実施されなかった場合、当該施設・設備を本業務の対象施設・設備として再検討（実施できなかった原因を明確にし、対策検討等）するものとする。

５－５－１２．改築実施設計業務（第●回分）

本改築実施設計業務（第●回分）は、「５－５－７．改築工事施工監理業務（第●回分）」に記載の「第●回分」を「第●回分」に読み替えて、同設計業務の（２）～（３）及び下記（１）と（５）について実施するものとする。

（１）業務概要

（ア）業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業のストックマネジメント計画（第●回）に定める対象施設について、工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

(イ)業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所、
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所

対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。

設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。

(5) 補足事項

(ア)その他特記事項

- ① 設計対象施設のダウンサイジングを含めた最適な施設規模となるよう検討を行い、甲と協議を実施した上で施設規模を決定するものとする。
- ② 本業務は、中央監視と連携した動作確認、総合地震対策計画との整合、各設備の連携等について、手戻りの無い計画・設計に留意するものとする。
- ③ 乙は、甲の改築工事発注スケジュールを踏まえ、円滑に工事発注が執行できるよう、対象施設の改築実施設計を完了させ、工事発注に必要な図書を提出するものとする。
- ④ 改築実施設計業務（第●回分）は、令和●～●年度に実施する改築事業を対象としているため、各年次計画に合わせて逐次設計を完了するものとする。

5-5-13. 改築工事施工監理業務（第●回分）

本改築工事施工監理業務（第●回分）は、「5-5-8. 改築工事施工監理業務（第●回分）」に記載の「第●回分」を「第●回分」に読み替えて、同施工監理業務の（2）～（4）及び下記（1）と（5）について実施するものとする。

(1) 業務概要

(ア)業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業の下水道ストックマネジメント計画（第●回）に定めた改築（更新、長寿命化）対象施設の内、建築附帯設備（機械、電気）、機械設備および電気設備の改築工事（更新工事、長寿命化工事）の施工監理を行い、改築工事の適切な進捗と品質を確保することを目的とする。

(イ)業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所

対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。

④ 業務条件： 設計条件は、【表5-22】および別途示すとおりとする。

【表 5-22】 施工監理条件

工種	業務対象 基準工事額 (千円)	委託業務 タイプ	業務形態	対象工事種別	予定工事期間
土木	—	—	—	—	—
建築	—	—	—	—	—
建築機械設備	●	タイプ●	非常駐監理	更新工事	令和●～●年度
建築電気設備					
機械	●	タイプ●	常駐監理	更新工事	令和●～●年度
電気	●	タイプ●	常駐監理	更新工事	令和●～●年度

第6章 既存施設等の確認

6-1. 事業開始に伴う既存施設等の確認

(1) 甲による準備

(ア)甲は、既存施設等の確認に必要な、既存施設等の設置年数、機能、仕様、数量、修繕・故障等の履歴等を網羅した情報及びその他台帳並びに関連図書類（以下「設備管理台帳等」という。）を準備し、乙に提供又は閲覧させるものとする。

(イ)甲及び乙は、既存施設の確認を開始する前に、実施日程やその他必要事項について、甲と打合せを行うものとする。

(2) 既存施設等の確認対象

既存施設等の確認対象は、別途示す各個別表記載の設備機器及び装置（以下「設備等」という。）とするが、確認対象とする設備等の決定については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(3) 確認の方法

(ア)乙は、甲立ち合いの上で、前(1)(ア)の設備管理台帳等の情報及び現地において、既存施設等の健全性（本業務を実施する上で、既存施設等が通常の施設運営を行うことができる機能・性能等を有し、著しい損傷がない状態であること。）を確認するものとする。

(イ)既存施設等の確認が困難又は健全性が判断できないときの措置については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(4) 確認結果及び保管

(ア)乙は、前(3)の確認を終了した時は、速やかに確認結果を「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」としてまとめ、甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。なお、「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」の内容等については、契約締結後速やかに、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。なお、「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」の目次構成は、「水道施設」、「下水道施設」及び「農集施設」とするものとする。

(イ)甲及び乙は、前(ア)の「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」を、それぞれ契約終了日まで保管するものとする。なお、(5)に定める契約不適合があるときは、当該措置の結果を反映させたものを保管するものとする。

(5) 契約不適合に対する措置

乙は、前(3)による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書第26条第4項の定めに従うものとする。

6-2. 契約終了（事業期間満了）に伴う既存施設等の確認

(1) 乙による事前確認

(ア)乙は、事業期間終了日の60日前までに、既存施設等の健全性について確認を行い、その結果をまとめ、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」として、甲に提出するものとする。

(イ)乙は、既存施設の確認を開始する前に、実施日程やその他必要事項について、甲と協議を行うものとする。

(ウ)確認対象は、「6-1. (4) (ア)」の「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」に記載の設備等を基本とするが、事業期間中に追加された設備等がある場合は当該設備等を含め、撤去及び休止している設備等がある場合は除くものとする。また、甲の特段の指示ある設備等については、その指示に従うものとする。

(2) 確認の方法

甲は、前(1)の「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」を受理したときは、事業期間終了日までに乙立ち合いの上、次に掲げる方法で、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」の記載内容について、確認を行う。

(ア)前(1)(ア)により健全性が確認できないときは、現地にて目視、設備等の運転その他により、確認を行うものとする。

(イ)既存施設等の確認が困難又は健全性が判断できないときの措置については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(3) 確認結果及び保管

(ア)乙は、前(2)の甲による確認が終了した時は、速やかに確認結果を前(1)(ア)の「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」に反映させ、「最終版 事業終了時既存施設等健全性確認報告書」として甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。なお、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」の目次構成は、「水道施設」、「下水道施設」及び「農集施設」とするものとする。

(イ)甲及び乙は、前(ア)の「最終版 事業終了時既存施設等健全性確認報告書」を、それぞれ契約終了日から1年を経過する日まで保管するものとする。なお、(4)に定める契約不適合があるときは、当該措置の結果を反映させたものを保管するものとする。

(4) 契約不適合に対する措置

甲は、前(2)による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書第86条第3項の定めに従うものとする。

6-3. 契約解除に伴う既存施設等の確認

(1) 乙による事前確認

「6-2. (1) (ア)」に記載する「事業期間終了日の60日前までに」を「甲及び乙が協議の上、定めた日までに」と読み替え、「6-2. (1)」を適用するものとする。

(2) 確認の方法

「6-2. (2)」に記載する「事業期間終了日までに」を「甲及び乙が協議の上、定めた日までに」と読み替え、「6-2. (2)」を適用するものとする。

(3) 確認結果及び保管

「6-2. (3) (イ)」に記載する「契約終了日から」を「契約解除により契約が終了した日から」と読み替え、「6-2. (3)」を適用するものとする。

(4) 契約不適合に対する措置

「6-2. (4)」を適用するものとする。

7章 移行期間の要求水準

7-1. 基本的事項

移行期間における要求水準は、本業務を確実に実施する上で甲及び乙が満たすべき基本的な要件であり、甲と乙の合意によりその効力を得るものである。また、移行期間の具体的内容・手法等は乙の提案によるものとする。なお、移行期間において、乙が実施する内容・方法などに不備又は未完成の部分が生じた場合でも、これをもって、本契約上で乙が負うべき責任を免れることはできない。

7-2. 基本実施計画の策定

(1) 甲及び乙の役割

移行期間における業務引継等は、乙が主体的に実施するものとし、甲又は甲の指定する者は、乙の要求する本件施設の習熟に必要な本件施設の情報等の提供、教育訓練等への協力（指導を含む）及び支援を行うものとする。

(2) 基本実施計画

(ア) 乙は、契約締結日の翌日から業務引継等が実施できる体制を準備するものとする。

(イ) 乙は、本件施設の習熟に必要な情報及び教育訓練等に係る指導を必要とする事項、その他移行期間に実施する事項等の基本事項をまとめ、契約締結日の翌日から、速やかに基本実施計画を作成し、甲に提出するものとする。

(ウ) 甲及び乙は、乙が提出した基本実施計画について、速やかに検討・協議の上、基本実施計画を決定し、この計画に基づいて、甲又は甲の指定する者及び乙は、本件施設の情報等の把握及び教育訓練等の実施又は協力（指導を含む）又は支援を行うものとする。

(エ) 基本実施計画に変更があるときは、変更当事者が速やかに、相手方に通知するものとする。

7-3. 実施内容

移行期間の主目的は、乙の本件施設に関する習熟とする。乙は、移行期間において本業務の実施に関し、必要な本件施設の情報等の把握及び教育訓練等を行うものとし、甲又は甲の指定する者は乙が行う本件施設の情報等の把握及び教育訓練等に、協力（指導を含む）及び支援するものとする。

(1) 本件施設の運転スキル等の習得

- ① 完成図書、設計図書及び現地等による本件施設能力、設備機能・仕様等の把握
- ② 施設配置図、平面図及び現地等による本件施設の設備機器の位置等の把握
- ③ 計装プロセスフロー、施設プロセスフロー等による自動化の程度、制御システム・運転操作方法などの把握
- ④ 過去の配水量・流入下水水量等の実績(時間毎、月毎、季節毎等の年間実績)による、本件施設の水量に係わる特性の把握
- ⑤ 過去の故障内容や頻度、整備状況、異常時の対応措置等の把握
- ⑥ 水道施設及び下水道施設の水質変動及びデータ実績、処理工程における水質実績、配水水

質、放流水質の変動及びデータ実績による本施設の処理特性の把握

- ⑦ 水質検査項目、採水場所、頻度等の把握
 - ⑧ 配水系統図等による給水区域の特性についての把握
 - ⑨ 下水管路系統図等による下水処理区域の特性についての把握
 - ⑩ その他、甲又は乙が必要とする事項
- (2) 本業務の実施に関する整備等
- ① 第Ⅰ期及び第Ⅱ期事業期間の期毎における5箇年事業実施計画書、5箇年修繕計画書
 - ② 事業期間における緊急時対応計画書の策定
 - ③ 事業開始年度における事業実施計画書、修繕計画書の策定
 - ④ 業務報告に関する書式の作成
 - ⑤ 緊急時対応、運転操作などに関するマニュアルの作成
 - ⑥ その他、甲又は乙が本業務実施上で必要とする事項

7-4. 実施体制（甲及び乙の体制）

移行期間における実施体制は、以下を適用する。

(1) 甲の体制

(ア) 業務実施体制

甲の体制は、現行体制を維持するものとする。

(イ) 教育指導体制

教育指導は、移行期間（契約締結日の翌日から令和●年●月●日までの間）は、甲又は甲が指定する者が実施するものとする。

(2) 乙の体制

(ア) 業務実施体制

乙は、提案した勤務体制など、基本実施計画に基づいた業務引継等が実施できる体制を準備するものとする。

(イ) 教育訓練体制

乙は、移行期間中に「7-3.(1)」に記載の事項、その他必要な事項について習得し、移行期間終了日から本業務を履行できるよう教育訓練体制等を準備するものとする。

(3) 移行期間の延長等

(ア) 乙は、移行期間中に本業務の全部又は一部の履行に必要な事項の習得が困難なときは、移行期間終了日の7日前までに、その事由及び延長期間等を明らかにした上で、「7-2.

(2)」の基本実施計画の変更計画を附して、甲に移行期間の延長を申し出ることができるものとする。

(イ) 甲は、乙による本業務の全部又は一部の移行期間の延長の申し出について、合理的かつ正当な事由があると認めるときは、本業務の全部又は一部の移行期間の延長を承諾するものとする。この場合、事業開始が遅延することで、甲に増加費用又は損害が生じるときは、乙が負担するものとする。その額は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

- (ウ)甲は、本業務の全部又は一部の移行期間を延長したときの当該年度の委託料については、事業開始日から延長期間の終了日までの日数に応じた額を、契約書別記1の当該事業区分において、当該年度に記載する「施設管理経費」から差し引いて、支払うものとする。なお、当該額の算定方法については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。
- (エ)乙の移行期間の延長の申し出に、合理的かつ正当な事由がなく、本業務が不履行となる恐れがあるときの措置は、契約書第79条の定めによるものとする。

7-5. その他

移行期間の実施にあたって疑義がある場合は、甲及び乙は、相互に協力し、誠意を持ってこれを解決するものとする。

第8章 施設改良等

8-1. 本件施設の一部の変更又は改良等

(1) 乙は、本業務を効果的かつ効率的に実施するため、契約書第 39 条第 1 項に基づき、本件施設の一部について変更又は改良等を行うことができるものとする。乙は、本件施設の一部について変更又は改良等を行う場合、次に示す事項について記載した変更又は改良等実施計画（以下「施設改良等実施計画」という。）を甲に提出するものとする。なお、本件施設の一部の変更又は改良等と同時に、「8-2. (1)」に記載する設備設置を行う場合は、施設改良等実施計画に含めるものとする。

(ア) 変更又は改良等を行う対象部分の名称又は場所、変更又は改良等が必要な理由、想定される効果等

(イ) 変更又は改良等に関する図面（平面図、立面図、断面図等）

(ウ) 変更又は改良等に関する実施工程計画

(2) 前(1)の施設改良等実施計画は、施設改良等を実施する日の 30 日前までに提出するものとし、甲は、この計画を受理したときは、速やかに、乙と協議した上で、施設改良等を実施する日の 10 日前までに施設改良等実施計画について可否を決定するものとする。

(3) 乙は、本件施設の一部の変更又は改良等が終了したときは、その終了日の翌日から 10 日以内に、変更又は改良等の工事写真、施工図面その他必要事項について、実施報告書を作成し、甲の承認を得るものとする。なお、実施報告書は 2 部作成し、甲及び乙が、それぞれ各 1 部を、事業期間終了日まで保管するものとする。

(4) 本件施設の一部の変更又は改良等の実施により、要求水準書に変更が生じるとき、要求水準書の変更により、甲又は乙に費用の変更又は損害が生じたときの措置は、契約書第 41 条、第 42 条の定めるところによるものとする。

(5) 改良施設等の撤去等に関する原状復旧

契約書第 87 条の定めるところにより、変更又は改良等を実施した部分の原状に復したことの確認は、変更又は改良等実施計画及び実施報告書に基づいて行うものとする。

8-2. 本件施設への設備の設置

(1) 乙は、本業務を効果的かつ効率的に実施するため、契約書第 39 条第 2 項に基づき本件施設に設備を設置することができる。乙は、本件施設に設備を設置しようとするときは、次に示す事項について記載した設備設置実施計画を甲に提出するものとする。

(ア) 設置する設備の名称及び設置場所、設備の設置が必要な理由、想定される効果等

(イ) 設置する設備に関する図面（設備仕様、組立図、機器断面図、機器位置図等）

(ウ) 設備の設置に関する設置工程計画

(2) 前(1)の設備設置実施計画は、設備設置を実施する日の 30 日前までに提出するものとし、甲は、この計画を受理した時は、速やかに、乙と協議した上で、設備設置を実施する日の 10 日前までに設備設置実施計画について可否を決定するものとする。

(3) 乙は、当該設備の設置が終了したときは、その終了日の翌日から 10 日以内に設置に関す

る工事写真、施工図面その他必要事項について実施報告書を作成し、甲の承認を得るものとする。
なお、実施報告書は2部作成し、甲及び乙が、それぞれ各1部を、事業期間終了日まで保管するものとする。

(4) 本件施設に当該設備を設置することにより、要求水準書に変更が生じたとき、要求水準書の変更により、甲又は乙に費用の変更又は損害が生じた場合の措置は、契約書第41条、第42条の定めるところによるものとする。

(5) 設置設備の撤去等に関する原状復旧

契約書第87条に定めるところにより、本件施設への設備を設置した部分の原状に復したことの確認は、設備設置実施計画及び実施報告書に基づいて行うものとする。

第9章 業務報告書類に関する事項

9-1. 業務日報

乙は、業務日報を作成し、本件施設に備えるとともに、契約書第51条に定めるところにより、甲に提出するものとする。

(1) 業務日報の内容

乙は、【表 9-1】から【表 9-3】及び現状の報告書に示す内容を最低限として、業務日報を作成するものとする。なお、業務日報は「水道施設」、「下水道施設」及び「農集施設」について個別に作成し、「農集施設」の業務日報は、当該実施日毎に甲に提出するものとする。

(2) 業務日報の改善等

乙は、【表 9-1】から【表 9-3】に示す業務日報の内容について、必要があるときは甲の意見を聞いて、その内容、提出方法等を改善するものとする。

(3) 業務日報の様式等

乙は、業務日報の内容を踏まえ、事業実施計画書に業務日報の様式を添付するものとし、甲と乙は、これを基に協議し、業務日報の記載事項を含め様式を定めるものとする。

9-2. 月間業務報告書

乙は、【表 9-4】から【表 9-6】及び現状の報告書に示す内容を最低限として月間業務報告書を作成し、「契約書第52条第1項(1)号」に定めるところにより、甲に提出するものとする。なお、月間業務報告書は「水道施設」、「下水道施設」及び「農集施設」の目次を作成し、「●市上下水道施設管理等包括業務委託月間業務報告書」として、一括で提出するものとする。

9-3. 年間業務報告書

乙は、【表 9-7】から【表 9-9】及び現状の報告書に示す内容を最低限として、年間業務報告書を作成し、「契約書第52条第1項(2)号」に定めるところにより、甲に提出するものとする。なお、年間業務報告書は「水道施設」、「下水道施設」及び「農集施設」の目次を作成し、「●市上下水道施設管理等包括業務委託年間業務報告書」として、一括で提出するものとする。

9-4. 業務報告書の改善等

乙は、【表 9-4】から【表 9-9】に示す月間業務報告書及び年間業務報告書の内容等について、必要があるときは甲の意見を聞いて、その内容等を改善するものとする。

9-5. 報告書の構成等

(1) 月間業務報告書

乙は、月間業務報告書の内容を踏まえ、事業実施計画書に月間業務報告書の構成等を添付するものとする。甲及び乙は、これを基に双方協議により、月間業務報告書の記載事項を含め構成等を定めるものとする。

(2) 年間業務報告書

乙は、年間業務報告書の内容を踏まえ、事業実施計画書に年間業務報告書の構成等を添付するものとする。甲及び乙は、これを基に双方協議により、年間業務報告書の記載事項を含め構成等を定めるものとする。

【表 9-1】水道施設 業務日報の内容

報告の種類		報告の概要
01	主要データ (右データを含む)	① 受水量、配水量、配水圧力 ② 電力量、主要薬品使用量 ③ 水質データ ・ 県水受水に関連する主要な水質データ ・ 管末の残留塩素濃度 ・ 送出し残留塩素濃度 ④ 上記データの前日、前年同日の測定値を併記
02	業務実施概要	実施した業務とその概要
03	特記事項	特に報告すべき事項（異常報告など）

【表 9-2】下水道施設 業務日報の内容

報告の種類		報告の概要
01	主要データ (右データを含む)	① 総流入量、総風量、放流量 ② 脱水処理量、発生ケーキ量、種別毎契約毎搬出・処分量 ③ 電力量、主要薬品使用量 ④ 水質データ ・ 処理プロセス毎の主要水質測定値 ・ 主要放流水質測定値と水質基準値 ⑤ 上記データの前日、前年同日の測定値を併記
02	業務実施概要	実施した業務とその概要
03	特記事項	特に報告すべき事項（異常報告など）

【表 9-3】農集施設 当該日の業務日報の内容

報告の種類		報告の概要
01	主要データ (当日における右データを含む)	① 総流入量、放流量 ② 汚泥引抜量、汚泥搬出量 ③ 電力量、主要薬品使用量 ④ 水質データ ・ 処理プロセス毎の主要水質測定値 ・ 主要放流水質測定値と水質基準値 ⑤ 上記データの前回当該日、前年同月平均の測定値を併記
02	業務実施概要	当日に実施した業務とその概要
03	特記事項	特に報告すべき事項（異常報告など）

【表 9-4】水道施設 月間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該月における水道施設状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ① 月間受水量、配水量 ② 時間毎受水量、配水量 ③ 薬品使用量 ④ 主要設備運転時間 ⑤ 配水管理局の水質データ、電力量 ⑥ 水質データ ・ 県水水質、配水水質 ・ 末端水質検査 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① ●配水場日常・巡視点検報告 ② 電話対応報告 ③ 場外施設巡回点検報告 ④ 定期設備点検報告 ⑤ 定期修繕実施報告、突発修繕実施報告 ⑥ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑦ 調達実績報告 ⑧ その他必要な報告
05	特記事項	当該月において、特に報告すべき事項

【表 9-5】 下水道施設 月間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該月における下水処理施設状況の説明
02	業務実施概要	<p>以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 月間総流入量、総風量、放流量 ② 時間毎流入水量、系列毎送風量 ③ 生汚泥引抜量、余剰汚泥抜量、消化槽投入・引抜量 ④ 脱水処理量、発生ケーキ量、種別毎契約毎搬出・処分量 ⑤ 設備毎電力量、薬品毎使用量、水道使用量 ⑥ 主要設備運転時間 ⑦ 中継ポンプ場の主要運転データ ⑧ マンホールポンプ場の運転時間・電力量データ ⑨ 水質データ <ul style="list-style-type: none"> ・ 流入水質、処理プロセス毎水質 ・ 反応槽水質 ・ 放流水質 ・ 汚泥分析 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄化センター日常・巡視点検報告 ② 中継ポンプ場巡回点検報告 ③ マンホールポンプ場巡回点検報告 ④ 定期設備点検報告 ⑤ 定期修繕実施報告、突発修繕実施報告 ⑥ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑦ 調達実績報告 ⑧ その他必要な報告
05	特記事項	当該月において、特に報告すべき事項

【表 9-6】 農集施設 月間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該月における下水処理施設状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ① 月間総流入量、放流量 ② 時間毎流入水量 ③ 汚泥引抜量、汚泥搬出量 ④ 設備電力量、薬品使用量、水道使用量 ⑤ 主要設備運転時間 ⑥ マンホールポンプ場の運転時間・電力量データ ⑦ 水質データ ・ 処理プロセス毎の水質、流入水質 ・ 回分槽水質 ・ 放流水質 ・ 汚泥分析 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて 当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① 巡回点検報告 ② マンホールポンプ場巡回点検報告 ③ 定期設備点検報告 ④ 突発修繕実施報告 ⑤ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑥ 調達実績報告 ⑦ その他必要な報告
05	特記事項	当該月において、特に報告すべき事項

【表 9-7】 水道施設 年間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該年における水道施設状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ① 年間受水量、配水量 ② 月間毎受水量、配水量 ③ 薬品使用量 ④ 主要設備運転時間 ⑤ 配水管理局の水質データ、電力量 ⑥ 水質データ ・ 県水水質、配水水質 ・ 末端水質検査 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① ●配水場日常・巡視点検報告 ② 電話対応報告 ③ 場外施設巡回点検報告 ④ 定期設備点検報告 ⑤ 定期修繕実施報告、突発修繕実施報告 ⑥ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑦ 調達実績報告 ⑧ その他必要な報告
05	特記事項	当該年において、特に報告すべき事項

【表 9-8】下水道施設 年間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該年における下水処理施設状況の説明
02	業務実施概要	<p>以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 総流入量、総風量、放流量 ② 月毎流入水量、系列毎送風量 ③ 生污泥引抜量、余剰污泥抜量、消化槽投入・引抜量 ④ 脱水処理量、発生ケーキ量、種別毎契約毎搬出・処分量 ⑤ 設備毎電力量、薬品毎使用量、水道使用量 ⑥ 主要設備運転時間 ⑦ 中継ポンプ場の主要運転データ ⑧ マンホールポンプ場の運転時間・電力量データ ⑨ 水質データ <ul style="list-style-type: none"> ・ 流入水質、処理プロセス毎水質 ・ 反応槽水質 ・ 放流水質 ・ 污泥分析 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄化センター日常・巡視点検報告 ② 中継ポンプ場巡回点検報告 ③ マンホールポンプ場巡回点検報告 ④ 定期設備点検報告 ⑤ 定期修繕実施報告、突発修繕実施報告 ⑥ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑦ 調達実績報告 ⑧ その他必要な報告
05	特記事項	当該年において、特に報告すべき事項

【表 9-9】 農集施設 年間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該年における下水処理施設状況の説明
02	業務実施概要	<p>以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年間総流入量、放流量 ② 月毎流入水量 ③ 汚泥引抜量、汚泥搬出量 ④ 設備電力量、薬品使用量、水道使用量 ⑤ 主要設備運転時間 ⑥ マンホールポンプ場の運転時間・電力量データ ⑦ 水質データ <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理プロセス毎の水質、流入水質 ・ 回分槽水質 ・ 放流水質 ・ 汚泥分析 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	<ul style="list-style-type: none"> ① 巡回点検報告 ② マンホールポンプ場巡回点検報告 ③ 定期設備点検報告 ④ 突発修繕実施報告 ⑤ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑥ 調達実績報告 ⑦ その他必要な報告
05	特記事項	当該年において、特に報告すべき事項

第10章 モニタリング及び要求水準の未達時等の措置

10-1. 月間の業務実施状況の確認

甲は乙の立会いの上、「水道施設」、「下水道施設」、「農集施設」ごとに、次に掲げる事項により、当該月における業務の実施状況を確認するものとする。

(1) 年間事業実施計画書と月間業務報告書との照合及び確認

年間事業実施計画書と月間業務報告書との照合及び確認は、【表 10-1】の内容について、書面により実施するものとする。

【表 10-1】 月間業務実施状況の確認

書類名称等	確認内容	備考	
01	処理状況報告	当該月の運転維持管理の状況についての説明	記載があること
02	運転データ (月報)	運転データの詳細	定められた当該データが記載されていること
		ユーティリティーデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
		その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
03	水質データ (月報)	水処理プロセス毎の水質分析データの 詳細	定められた当該データが記載されていること
		汚泥分析に関するデータの 詳細	定められた当該データが記載されていること
		その他分析に関するデータの 詳細	その他分析の実績があるときは、そのデータが記載されていること
04	業務実績	年間事業実施計画書で当該月に計画した業務毎の実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該月に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
05	その他	その他業務実施に関する内容	その他実績の確認

(2) 年間修繕計画書と月間業務報告書との照合及び確認

年間修繕計画書と月間業務報告書との照合及び確認は、【表 10-2】の内容について、書面により実施するものとする。

【表 10-2】 月間修繕実施状況の確認

書類名称等	確認内容	備考
01 修繕実績	年間修繕計画書で当該月に計画した修繕実施状況	計画された修繕実績が記載されていること
	計画外修繕の実施状況	当該月に計画外修繕を実施したときは、その実績が記載されていること

10-2. 年間の業務実施状況の確認

甲は乙の立会いの上、次に掲げる事項により、当該事業年度における業務の実施状況を確認するものとする。

(1) 年間事業実施計画書と年間業務報告書との照合及び確認

年間事業実施計画書と年間業務報告書との照合及び確認は、【表 10-3】の内容について、書面により実施するものとする。

【表 10-3】 年間業務実施状況の確認

書類名称等	確認内容	備考
01 処理状況報告	当該年の運転維持管理の状況についての説明	記載があること
02 運転データ (年報)	運転データの詳細	定められた当該データが記載されていること
	ユーティリティーデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
	その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
03 水質データ (年報)	水処理プロセス毎の水質分析データの詳細	定められた当該データが記載されていること
	汚泥分析に関するデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
	その他分析に関するデータの詳細	その他分析の実績があるときは、そのデータが記載されていること
04 業務実績	年間事業実施計画書で当該年に計画した業務毎の実施状況	計画された各業務実績の記載があること
	計画外業務の実施状況	当該月に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
05 その他	その他業務実施に関する内容	その他実績の確認

(2) 年間修繕計画書と年間業務報告書との照合及び確認

年間修繕計画書と年間業務報告書との照合及び確認は、【表 10-4】の内容について、書面により実施するものとする。

【表 10-4】 年間修繕実施状況の確認

書類名称等	確認内容	備考
01 修繕実績	年間修繕計画書で当該年度に計画した修繕実施状況	計画された修繕実績が記載されていること
	計画外修繕の実施状況	当該月に計画外修繕を実施したときは、その実績が記載されていること

10-3. 要求水準の未達時の措置

10-3-1. 改善計画書及び改善状況報告の提出

(1) 改善計画書の具備すべき条件

モニタリングの結果、乙が要求水準の未達が判明した場合には、甲は乙に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

乙は、改善措置について甲から通告を受けたときは、契約書第 58 条の定めにより、【表 10-5】に示す事項について記載した改善計画書を、甲に提出するものとする。

【表 10-5】 改善計画書の記載事項

記載すべき事項	備考
件名	要求水準未達の件名
経緯・事由等	要求水準未達に至った経緯・事由
改善措置・対策等	要求水準未達を是正する改善措置・対策等 ※設備的要素が伴う改善策等があるときは、関係する図面を添付すること
改善に係る期日	是正の期限又は期間
その他	その他記載すべき事項

(2) 改善状況に関する報告

乙は、改善計画書について、その実施状況を甲に報告するときは、契約書第 58 条の定めによるほか、次によるものとする。

(ア) 改善に係る実施状況報告は、当該改善通告のあった月の翌月より、その実施状況について報告すること。

(イ) 改善に係る実施状況は、当該改善通告の件名毎に報告すること。

(ウ) 当該月の改善に係る実施状況は、本要求水準書【表9-4】から【表9-6】の表中「05 特記事項」の項に、当該改善に係る件名を記載し報告すること。

(3) 改善計画書の変更及び再提出

甲は、改善計画書の提出後、改善計画書に記載の期限又は期間に至っても要求水準未達が改善されない又は改善の見込みがないと判断したときは、乙に改善計画書の再提出を求めることができるものとする。

この場合、乙が契約書第 59 条の定めるところにより改善計画書の変更及び再提出を行うときの規定は、本項（１）記載の「改善計画書」を「改善計画書の変更又は再提出」、本項（２）記載の「当該改善通告」を「当該改善計画書の変更又は再提出の催告」と読み替え、「改善計画書の変更及び再提出」に適用するものとする。

10-3-2. 委託料の支払い停止

（１）委託料の支払停止の開始

（ア）甲は、再改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときは、契約書第60条に定めるところにより、委託料の支払いを停止することができるものとする。

（イ）甲は、当該委託料の支払停止を通知した日の翌日から通知した日以降の最初の支払期までの間において、乙にその弁明の機会を与えるものとする。

（２）委託料の支払停止の解除

（ア）当該要求水準の未達が是正されたときは、甲は委託料の支払停止を直ちに解除し、停止していた間の委託料を速やかに乙に支払うものとする。

（イ）前（ア）において、甲がやむをえない事情により停止していた委託料を支払うことができない場合は、乙にその事由を明らかにした上で、当該要求水準の未達が是正された日以降の最初の支払期に支払うことができるものとする。

10-3-3. 委託料の減額

当該事業年度毎に、乙の責めに帰すべき事由により、要求水準の未達があったときは、委託料を減額することができるものとする。委託料の減額は、次のとおりとする。なお、減額する額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする

（１）水道施設の要求水準未達

本要求水準書【表 3-2-1】に示す「配水池出口残留塩素濃度」が達成されないときの委託料の減額は、次のとおりとする。

（ア）配水池出口残留塩素濃度の未達があったときは、当該未達が発生した日を 1 回として、1 回につき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_1 \text{ (円)} = K \text{ (円)} \times \{ L / J \} \text{ (日)}$$

J：当該事業年度の総日数

K：契約書別記 1（総括表）の水道事業会計区分における当該事業年度の施設管理経費の税別額（円）

L：当該事業年度の配水池出口残留塩素濃度未達日数。

(2) 下水道施設の要求水準の未達

本要求水準書【表 4-3】に示す「放流水質：BOD、SS」、【表 4-4】に示す「脱水ケーキ含水率」の要求水準が達成されないときの委託料の減額は、次によるものとする。

(ア) 放流水質の未達

放流水質の未達があったときは、当該未達が発生した日を1回として、1回につき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_2 \text{ (円)} = B \text{ (円)} \times \{ C / A \} \text{ (日)}$$

A：当該事業年度の総日数

B：契約書別記1（総括表）の公共下水道事業会計区分（下水道事業分）における当該事業年度の施設管理経費の税別額（円）

C：当該事業年度の当該放流水質未達日数

(イ) 脱水ケーキ含水率の未達

月平均の脱水ケーキ含水率に未達があったときは、当該未達期間につき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_3 \text{ (円)} = \Sigma \left[T1 - \left\{ \frac{DS}{100 - Wa} \right\} \times 100 \right] \times (Tt + Td)$$

Wa：月平均脱水ケーキ含水率（%）、最小単位を0.1%とする。

Tt：運搬費単価（円/t）

Td：処分費単価（円/t）

T1：当該月における脱水ケーキ発生量（t）の合計

DS：乾量ベースの当該月脱水ケーキ量（t）

(3) 農集施設の要求水準の未達

要求水準書【表 4-8】に示す「放流水質：BOD、SS」の要求水準が達成されないときの委託料の減額は、次によるものとする。

(ア) 放流水質の未達

放流水質の未達があったときは、当該未達が発生した日を1回として、1回につき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_4 \text{ (円)} = D \text{ (円)} \times \{ C / A \} \text{ (日)}$$

A：当該事業年度の総日数

D：契約書別記1（総括表）の公共下水道事業会計区分（農業集落排水事業分）における当該事業年度の施設管理経費の税別額（円）

C：当該事業年度の当該放流水質未達日数

(4) 減額の時期

(ア)上記(1)～(3)における委託料の減額は、当該事業年度の翌年度4月に行うものとする。

(イ)ただし、事業期間満了による契約終了年度においては、契約が終了する最終月に調整するものとし、その調整額については、甲と乙の協議により定めるものとする。なお、契約解除に伴う契約終了における調整の時期及び調整額については、当該契約解除事由等を踏まえ、甲と乙の協議により定めるものとする。

10-4. 委託料の額の調整

乙が実施する本業務の範囲に係る費用は、原則として乙の負担とするが、契約書第67条第2項及び第3項に該当するときは、委託料の額の調整することができる。

10-4-1. 委託料の額を調整する条件

委託料の額を調整する条件は次のとおりとする。

(1) 次の各表に示す当該年度毎の薬品使用量が±●%の範囲を超えたとき。

(ア)水道施設

【表 10-6】 当該事業年度における条件

令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg

注) 表中の令和●年度から●年度にける次塩素酸ソーダ想定使用量の算定ベースとなる日平均配水量は、本業務で策定する水道事業ビジョンにより設定することから、変更する場合がある。

(イ)下水道施設

【表 10-7】 当該事業年度における条件

令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg

令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg

注) 表中の令和●年度から●年度にける次塩素酸ソーダ想定使用量の算定ベースとなる想定流入下水量は、本業務で改定・策定する下水道経営戦略により設定することから、変更する場合がある。

【表 10-8】 当該事業年度における条件

令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●Kg

注) 表中の令和●年度から●年度にける高分子凝集剤想定使用量の算定ベースとなる想定流入下水量は、本業務で策定等する下水道事業経営戦略により設定することから、変更する場合がある。

(2) 当該月において、【表 10-9】、【表 10-10】 に示す条件のいずれかに該当したとき。

(ア) 下水道施設 (●浄化センター)

【表 10-9】 当該月における条件

流入下水水質の月平均が右欄の各水質項目の数値を超えたとき	BOD	●(mg/L)
	SS	●(mg/L)

(イ) 農集施設 (●処理場)

【表 10-10】 当該月における条件

流入下水水質の月平均が右欄の各水質項目の数値を超えたとき	BOD	●(mg/L)
	SS	●(mg/L)

(3) 本件施設の当該施設に係る契約電力が、設備容量の増減により変更があったとき、又は電気料金が改定されたとき。

10-4-2. 委託料の額の調整方法

(1) 10-4-1 (1) に該当するときの調整

(ア) 当該事業年度において、甲が当該薬品の使用状況を適当と認め、且つ、【表10-6】、【表10-7】、【表10-8】に規定する薬品使用量の変動が±●%の範囲を超えたときは、当該薬品について、次式により算出した調整額により当該事業年度の委託料を調整する。なお、調整額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整額 (円)} = \left[C_{01} - \{ B_{01} + (B_{01} \times K_{01}) \} \right] \times A_{01}$$

A₀₁ : 当該年度の当該調達品の単価 (円/kg)

B₀₁ : 当該年度における当該調達物の想定使用量 (kg)

C₀₁ : 当該年度における当該調達物の総使用量 (kg)

K₀₁ : 調整対象外変動率 (±●%)

(2) 10-4-1 (2) に該当するときの調整

(ア) 下水道施設において、【表10-9】に該当するときは、次式により算出した調整額により当該事業年度の委託料を調整する。なお、調整額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整額 (円)} = A_{02} \times (C_{02} / B_{02}) \times K_{02}$$

A₀₂ : 契約書別記1 (総括表) の公共下水道事業会計区分 (下水道事業分) における当該事業年度の施設管理経費の税別額 (円)

B₀₂ : 当該事業年度の対象回数 : 当該事業年度の当該水質検査回数

K₀₂ : 【表 10-11】 の当該超過水質範囲毎の係数

C₀₂ : 当該事業年度で【表 10-9】 の当該水質を超えた回数

【表 10-11】 超過水質における係数

【表 10-9】 の超過水質範囲	係数
10%未満のとき	●
10%以上 25%未満のとき	●
25%以上のとき	●

(イ) 農集施設において、【表10-10】に該当するときは、次式により算出した調整額により当該事業年度の委託料を調整する。なお、調整額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整額 (円)} = A_{03} \times (C_{03} / B_{03}) \times K_{03}$$

A₀₃：契約書別記1（内訳表）の公共下水道事業会計区分（農業集落排水事業分）における当該年度の施設管理経費の税別額（円）

B₀₃：当該事業年度の対象回数：当該事業年度の当該水質検査回数

K₀₃：【表 10-12】の当該超過水量範囲毎の係数

C₀₃：当該事業年度で【表 10-10】の当該水質を超えた回数

【表 10-12】超過水質における係数

【表 10-10】の超過水質範囲	係数
10%未満のとき	●
10%以上 25%未満のとき	●
25%以上のとき	●

10-4-3. 調整の時期

(1) 10-4-1 (1) (2) に係る調整

【表 10-6】から【表 10-10】に該当する当該事業年度における額の調整の時期は、当該事業年度の翌年度4月に調整するものとする。ただし、事業期間満了による契約終了年度においては、契約が終了する最終月に調整するものとし、その調整額については、甲と乙の協議により定めるものとする。なお、契約解除に伴う契約終了における調整の時期及び調整額については、当該契約解除事由等を踏まえ、甲と乙の協議により定めるものとする。

(2) 10-4-1 (3) に係る調整

電力料金単価が変更されたときは、変更があった当該事業年度の翌年度4月に調整するものとする。

ただし、事業期間満了による契約終了年度においては契約が終了する最終月に調整し、その調整額については、甲と乙の協議により定める。なお、契約解除に伴う契約終了における調整の時期及び調整額については、当該契約解除事由等を踏まえ、甲と乙の協議により定めるものとする。

10-5. 中間総合評価

契約書第 57 条に定める中間総合評価は、甲及び乙が立会いの下、次のとおり行うものとする。

(1) 重大な契約違反等の確認

(ア) 甲は、乙が第 I 期事業期間を通じて、次に示す各事項のいずれにも該当しないことを確認するものとする。

- ① 乙が、甲に提出している各種報告書に重大な虚偽の記載がないこと。
- ② 乙の責めにより、第三者に損害を与えるような処理停止等を招く重大な契約不適合がないこと。
- ③ 乙の責めにより、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えていないこと。
- ④ 乙の役員等（乙の役員若しくはその支店及び営業所を代表する者）又は使用人（乙の使用人で役員等以外の者）が甲の職員又は他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑によ

- る逮捕や公訴を提起されていないこと。
- ⑤ 重大な法令違反、再委託先への支払い代金の全部の不払いなど、不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑥ 前⑤までのほか、「●市工事等の契約に係る指名停止等措置要領別表第1又は別表第2」に該当していないこと。
- (イ)前(ア)の確認の結果、前(ア)①から⑥のいずれかに該当することが確認されたときは、契約書第79条第1項(4)号の定めに従うものとし、次項(2)の確認は行わないものとする。
- (2) 重要な要求水準の達成状況の確認
- (ア)甲は、本業務において乙が保証すべき各水質項目(【表10-13】に示す各水質項目)の達成状況について確認するものとする。
- (イ)乙は、【表10-13】に示す各水質項目の達成率を事業年度毎に算定し、当該年間業務報告書(【表10-3】05)に記載するものとする。なお、令和●年度については、中間総合評価を実施する日が含まれる月の前月度までの達成率を算定し、中間総合評価を実施する日の10日前までに甲に報告するものとする。
- (ウ)(ア)の確認の結果、第I期事業期間を通じた達成率が●%未満の水質項目が一つ以上確認されたときは、契約書第79条第1項(4)号の定めに従うものとする。

【表10-13】水質項目達成率の確認

項目	評価方法	評価
●配水場 配水池出口残留塩素濃度	第I期事業期間を通じた達成率	達成率●%以上
●浄化センター 放流水：BOD、SS	第I期事業期間を通じた達成率 達成率は当該水質項目毎	当該水質項目毎に 達成率●%以上
●浄化センター 脱水ケーキ含水率	第I期事業期間を通じた達成率	達成率●%以上
●処理場 放流水：BOD、SS	第I期事業期間を通じた達成率 達成率は当該水質項目毎	当該水質項目毎に 達成率●%以上
令和●年度～令和●年度 $\text{達成率 } A_1 (\%) = \{(\text{達成回数} \div \text{年間測定回数})\} \times 100$ ・令和●年度 $\text{達成率 } A_2 (\%) = \{(\text{達成回数} \div \text{中間総合評価実施月の前月度までの測定回数})\} \times 100$ $\text{第I期事業期間を通じた達成率} (\%) = A_1 + A_2$ 注) 測定回数は分析測定した回数で、計器による測定は含まない。		

(3) 前(1)(2)に示す確認事項は最低限の事項であり、甲は必要に応じて中間総合評価の対象事項を追加することができるものとする。この場合、評価対象とする事項、評価内容・方法等については、乙と協議して定めるものとする。

第11章 危機管理に関する要求水準

11-1. 基本事項

乙は、災害・事故等のリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、災害・事故等が発生した場合には被害を最小限に抑制できるよう、緊急時の対応ができる体制を構築し、適切な対応を行うものとする。

乙が行う危機管理の対象は、本件施設であり、災害又は事故等発生時における役割分担は、その規模に関わらず、原則として、平常時と同じとする。なお、甲及び乙の費用負担等については、契約書第50条の定めに従うものとする。

11-2. 危機管理マニュアルの策定

乙は、災害・事故等の緊急時の対応を定めた危機管理マニュアルを作成し、逐次改定を行うものとする。

(1) 危機管理マニュアルは、水道施設、下水道施設及び農集施設ごとに作成するものとする。ただし、業務内容や対応地域を勘案し、一体として管理することが効率的な場合は、統合して作成することも認めるものとする。

(2) 危機管理マニュアルには、災害・事故等発生時の対応手順、特に初動対応の手順、関係機関等との連絡、応急復旧等の行動手順等を明確に記載するとともに、甲の対応と整合を図るものとする。

(3) 作成及び改定に当たっては、大雨、地震、暴風、洪水、設備事故、テロ対策等の発生する事象を十分想定するものとする。

(4) 乙は、事業開始前までに危機管理マニュアルを甲に提出し、甲と協議の上、甲の承諾を得るものとする。

11-3. 災害・事故等の緊急事態への対応

災害や事故等の発生など緊急事態における対応については、甲及び乙が対応すべき事項など、緊急事態に関する基本負担は、本要求水準書【別紙3】に示すが、具体的な甲及び乙の負担については、乙が提出する緊急時対応計画書を基に、甲と乙が協議により定めるものとする。

11-3-1. 水道施設における緊急対応

(1) 水質異常における対応等

配水水質が水道法の水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるときは、甲及び乙は、次の対応等を行うものとする。

(ア) 乙は、当該事象を確認したときは、危機管理マニュアルに基づき、初期対応を行うとともに、直ちに口頭により、その旨を甲に連絡するものとする。

(イ) 甲は、乙から水質異常の連絡を受けたときは、当該状況を確認の上で、速やかに乙と協議し、取るべき対応等を判断し、乙に対応等を指示するとともに、必要に応じて関係機関若しくは住民等に連絡又は周知するものとする。

(ウ)乙は、甲の指示に基づき当該対応等に係る操作等を行うとともに、当該状況について監視し、その状況を逐次、甲に報告するものとする。

(エ)甲は、必要に応じて、当該事象の発生について原因調査を行うものとし、乙は業務履行に支障がない範囲において、これに協力するものとする。

(2) 異常水量における対応等

水道施設の配水圧力が急激に低下したとき又はその恐れがあるときは、甲及び乙は、前(1)(イ)の「水質異常」を「配水圧力異常」に読み替えて、前(1)の(ア)～(エ)の対応等を行うものとする。

(3) 費用負担

前(1)(2)の対応等により、甲又は乙に増加費用が生じたときは、当該事象の発生要因により、次のとおりとする。

(ア)当該事象の発生要因が不可抗力によるときは、契約書第77条の定めによるものとする。

(イ)当該事象の発生要因が乙の責めによらないときは、契約書第50条の定めによるものとする。

(ウ)当該事象の発生要因が乙の責めによるときは、乙の負担とする。

(エ)甲の指示による対応措置に伴い、第三者に損害が生じたときは、契約書第73条の定めによるものとする。

1 1-3-2. 下水道施設及び農集施設における対応等

(1) 流入下水の水質異常における対応等

悪質な下水の流入により、反応槽内生物が死滅する恐れがあるときは、甲及び乙は、次の対応等を行うものとする。

(ア)乙は、当該事象を確認したときは、危機管理マニュアルに基づき、初期対応を行うとともに、直ちに口頭により、その旨を甲に連絡するものとする。

(イ)甲は、乙から悪質下水の流入について連絡を受けたときは、当該状況を確認の上で、乙と協議し、取るべき対応等を判断し、乙に当該対応等を指示するものとする。

(ウ)乙は、甲の指示に基づき当該対応等に係る操作等を行うとともに、当該状況について監視し、その状況を逐次、甲に報告するものとする。

(エ)甲は、必要に応じて、当該事象の発生について原因調査を行うものとし、乙は業務履行に支障がない範囲において、これに協力するものとする。

(2) 放流水質の水質異常における対応等

放流水の水質が水質汚濁防止法若しくは●県条例に定める水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるときは、甲及び乙は、前(1)(イ)の「悪質下水の流入について」を「放流水質異常」に読み替えて、前(1)の(ア)～(エ)の対応等を行うものとする。

(3) 異常水量における対応等

下水道施設の浸水又はその恐れが生じたときは、甲及び乙は、前(1)(イ)の「悪質下水の流入について」を「異常流入水量」に、「指示する」を「指示するとともに、必要に応じて関係機関若しくは住民等に連絡又は周知するものとする。」に読み替えて、前(1)の(ア)～(エ)の対応等を行うものとする。

(4) 費用負担

前(1)(2)(3)の対応等により、甲又は乙に増加費用等が生じたときは、当該事象の発生要因により、次のとおりとする。

(ア)当該事象の発生要因が不可抗力によるときは、契約書第77条の定めによるものとする。

(イ)当該事象の発生要因が乙の責めによらないときは、契約書第50条の定めによるものとする。

(ウ)当該事象の発生要因が乙の責めによるときは、乙の負担とする。

(エ)甲の指示による対応措置に伴い、第三者に損害が生じたときは、契約書第73条の定めによるものとする。

第12章 契約終了時の措置

12-1. 業務引継書の作成等

(1) 乙は、事業開始後6箇月以内に、本件施設の運転方法や留意事項等を記載した引継書（以下「業務引継書」という。）を作成し、契約が終了するまで、本件施設に備えるものとする。乙は、業務引継書を作成したときは、速やかに甲に通知するものとする。

(2) 甲は、いつでも、本件施設において業務引継書を閲覧し、又は乙に対してその内容について説明を求めることができるものとする。

(3) 乙は、業務引継書が最新となるよう必要に応じて、業務引継書の内容を変更するものとし、当該内容を変更したときは、甲に対して、速やかに変更した旨を通知するものとする。

12-2. 業務引継書の内容

乙は、業務引継書に、次の事項を含むものとするが、本件施設の運転管理、点検上の留意点など、甲又は甲の指定する者が確実に把握できる内容とする。なお、乙は、事業期間を通じて、業務引継書の改訂に努めるものとする。

(1) 施設の運転管理

(ア) 運転管理上で留意すべき事項

(イ) 運転管理上での特別な操作（計装設備、設定器等の調節状況等）

(2) 施設の保守管理

(ア) 保守点検上で留意すべき事項

(イ) 設備装置で留意すべき事項

(3) 災害・事故時等の対応

(4) その他留意事項

(5) 甲は、必要と認めたときは、業務引継書の内容等の追加、変更について、乙に要請することができるものとする。

12-3. 文書の公開

甲は、甲の業務を行う上で必要が生じたときは、業務引継書の全部又は一部を公開することができるものとする。

この場合、甲は事前に、業務引継書の全部又は一部を公開することについて、乙の意見を聞かなければならないものとする。

12-4. 業務引継期間等

(1) 事業期間満了に伴う業務引継

(ア) 事業期間満了に伴い契約が終了するときは、乙は、甲の指示に基づいて、事業期間の終了日までに甲又は甲の指定する者に業務引継を行うものとし、その期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日の間を原則とする。

(イ) 業務引継に係る費用は、引継ぎを行う費用は乙が負担し、引継ぎを受ける費用は甲又は甲

の指定する者が負担するものとする。

(2) 契約解除に伴う業務引継

契約解除に伴い契約が終了するときは、当該契約解除事由を踏まえ、業務引継の時期及び費用負担その他必要事項については、甲及び乙が、協議の上で定めるものとする。

12-5. 乙が設置した設備等の譲渡

(1) 契約解除に伴う清算方法

乙が設置した設備等の譲渡を甲が要求した場合において、「契約書第 79 条又は第 80 条」により契約が解除されたとき若しくは第 88 条第 2 項に基づき乙が設置した設備の譲渡を甲が要求した場合の清算方法は、以下によるものとする。

譲渡に関する清算

乙が、設置した設備等を譲渡対象とするときの清算は、次式による。

清算金（円）＝当該譲渡する設備等の設置費用－当該譲渡する設備等の設置費用×0.9×償却率（地方公営企業法施行規則別表第4に掲げる定額法）×設置年数

ただし、当該譲渡する設備等の設置費用は税込みとし、清算金が0円を下回る場合は無償譲渡とする。

別紙1 甲と乙のリスク・責任等の負担
(略)

別紙2 コンサルタント業務における参考図書
(略)

別紙3 甲と乙における緊急事態に関する基本負担
(略)